

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【計算期間】 自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日

【発行者名】 モルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・
インク
(Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.)

【代表者の役職氏名】 社長兼最高経営責任者 ジョン・H・ガーノン
(John H. Gernon, President and Principal Executive
Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市
フィフス・アベニュー 522
(522 Fifth Avenue, New York, New York 10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 甲立 亮
弁護士 波多野 恵亮

【連絡場所】 同上

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注) 1 本書において、「当ファンド」はモルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インクを指すものとする。
- 2 本書において、「オーストラリア」とはオーストラリア連邦を、「ビルマ」とはミャンマー連邦を、「中国」とは中華人民共和国を、「インド」とはインド共和国を、「インドネシア」とはインドネシア共和国を、「韓国」とは大韓民国を、「ラオス」とはラオス人民民主共和国を、「マレーシア」とはマレーシアを、「北朝鮮」とは朝鮮民主主義人民共和国を、「パキスタン」とはパキスタン・イスラム共和国を、「フィリピン」とはフィリピン共和国を、「シンガポール」とはシンガポール共和国を、「スリランカ」とはスリランカ民主社会主義共和国を、「台湾」とは中華民国を、「タイ」とはタイ王国を、「ベトナム」とはベトナム社会主義共和国を指すものとする。香港は1997年7月1日付をもって中華人民共和国に返還されたが、本書において時に国家として扱うことがある。
- 3 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」、「ドル」または「\$」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は1ドル=124.24円の換算率(2015年6月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)により換算されている。
- 4 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【外国投資法人の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】

財務ハイライト

1口当りの主要データおよび比率

	12月31日に終了した1年間									
	2014年		2013年		2012年		2011年		2010年	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円	米ドル	日本円	米ドル	日本円	米ドル	日本円
純資産価額：期首	18.76	2,331	17.19	2,136	14.87	1,847	19.23	2,389	16.74	2,080
投資純利益†	0.15	19	0.15	19	0.13	16	0.13	16	0.13	16
実現・未実現純利益(損失)	(1.32)	(164)	1.60	199	2.26	281	(3.49)	(434)	2.49	309
投資活動による合計	(1.17)	(145)	1.75	217	2.39	297	(3.36)	(417)	2.62	326
分配金：										
投資純利益からのおよび/ または投資純利益を上回る分配金	(0.05)	(6)	(0.22)	(27)	(0.10)	(12)			(0.28)	(35)
実現純利益からのおよび/ または実現純利益を上回る分配金	(1.16)	(144)					(1.12)	(139)		
分配金合計	(1.21)	(150)	(0.22)	(27)	(0.10)	(12)	(1.12)	(139)	(0.28)	(35)
自己投資口買戻による逆希薄化の影響	0.00 ‡		0.02	2			0.01	1	0.15	19
公開買付による逆希薄化の影響	0.07	9	0.02	2	0.03	4	0.11	14		
純資産価額：期末	16.45	2,044	18.76	2,331	17.19	2,136	14.87	1,847	19.23	2,389
1口当り市場価額：期末	14.85	1,845	16.56	2,057	14.98	1,861	13.10	1,628	16.98	2,110
総投資収益率：										
市場価額に基づく収益率	(3.23) %		12.02 %		15.10 %		(16.53) %		17.79 %	
純資産価額に基づく収益率(1)	(5.38) %		10.59 %		16.36 %		(16.34) %		16.74 %	
比率 / 補足データ：										
純資産：期末	230,439 千米ドル	28,630 百万円	328,730 千米ドル	40,841 百万円	319,773 千米ドル	39,729 百万円	306,334 千米ドル	38,059 百万円	562,959 千米ドル	69,942 百万円
平均純資産対経費比率(2)	1.32 %+		1.28 %+		1.24 %+		1.24 %+		1.15 %+	
平均純資産対投資純利益比率(2)	0.82 %+		0.82 %+		0.83 %+		0.74 %+		0.79 %+	
平均純資産に対するモルガン・スタン レー関連会社からの割戻し比率	0.01 %		0.00 % §		0.01 %		0.02 %		0.02 %	
ポートフォリオ回転率	79 %		42 %		54 %		77 %		73 %	
(2) 平均純資産対比率に関する 補足情報：										
事務管理会社により放棄された 経費差引前比率：										
平均純資産対経費比率	1.38 %		1.33 %		1.30 %		1.31 %		1.21 %+	
平均純資産対投資純利益比率	0.76 %		0.77 %		0.76 %		0.67 %		0.73 %+	

(1) 1口当り純資産価額に基づく総投資収益率は、当該期間中の当ファンドの投資実績を基にした純資産価額の変動による影響を反映しており、また配当金および分配金(もしあれば)が再投資されたものと仮定している。この比率は当ファンド投資口の市場価額と純資産価額に差があることから、市場価額に基づく当ファンドに対する投資主の投資結果を表しているわけではない。

- † 1口当りの金額は平均発行済投資口数に基づいている。
- ‡ 1口当り0.005米ドル未満額
- + 経費比率および投資純利益比率は、当該期間におけるモルガン・スタンレーの関連会社への投資に関連した一定のファンド経費の割戻しを反映している。かかる割戻しによる当該比率への影響は平均純資産に対するモルガン・スタンレー関連会社からの割戻し比率の項目に記載されている。
- § 0.005%未満

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

目的

当ファンドの投資目的は長期にわたって資本の増加を行うことであり、当ファンドは主にアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券およびアジア・太平洋諸国の政府または政府機関が発行または保証した債券(下記「基本的性格」に定義する。)への投資を通して、これを達成しようとしている。

当ファンドは以下の目的のため設立された。

- ()1940年投資会社法(改正済)(「1940年法」)に基づき、米国連邦証券取引委員会(「SEC」)に登録された運用型のクローズド・エンド型投資法人として行為すること。
- ()資産を証券その他の投資として保有、これらに投資および再投資すること。または資産の全部もしくは一部を現金にて保有すること。
- ()現在または将来法律上許される金額、条件および目的でかつ現金または現物を対価として、投資口を発行し、売却すること。
- ()他の法人、その子会社もしくは関連会社、またはその他一切の会社または組織と運用契約、顧問契約、事務管理契約、引受契約その他の契約を締結し、事業を遂行すること(かかる法人、会社または組織の役員、取締役または従業員が当ファンドの取締役会の一部を構成するか否かにかかわらず)。また欺罔がある場合を除き、当ファンドおよびかかる法人、会社または組織は、相互に裁量にて取引を行うことができる。またかかる運用契約、顧問契約、事務管理契約または引受契約、および当ファンドとかかる法人、会社または組織との間のその他一切の契約または取引は、上記により失効せず、影響を受けないものとする。
- ()上記の目的の全部または一部を遂行するために必要な、付随する、適切な、または望ましいすべての追加的行為をなし、すべての権限または権利を行使すること。

基本的性格

当ファンドは1994年2月28日に米国メリーランド州において設立され、1940年法に基づき登録された、分散投資型、およびクローズド・エンド型の運用型投資法人である。当ファンドの投資目的は長期にわたる資本の増加にある。当ファンドは主に「アジア・太平洋地域の発行者」(以下に定義する。)の株式等持分証券およびアジア・太平洋諸国の政府または政府機関が発行または保証した債券(「政府債券」)に投資することにより、その投資目的を遂行する。下記2「(2)投資対象 - 投資の種類」を参照のこと。当ファンドが投資するアジア・太平洋地域の国々とは、オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイおよびその他当ファンドが将来投資を許された場合のアジア諸国、すなわちビルマ、カンボジア、ラオス、ベトナム(各々を「アジア・太平洋国」、総称して「アジア・太平洋諸国」)である。当ファンドは北朝鮮には投資しないものとし、将来において他のアジア・太平洋諸国と外交関係が断絶する国には投資しない決断をすることがある。時を経るにつれ、市況の変化に連動した市場価値および市場の成長機会を利用するようアジア全体での資産配分を変更することで、当ファンドは資産を増加させる力を有している。当ファンドの投資目的が実現されるかどうかについては何らの保証もされない。国際的投資に通常内在するリスクゆえに、当ファンドは投資家の資産の一部を海外証券市場において投資するための媒体と考えるべきであって、完全な形の投資プログラムと考えるべきではない。

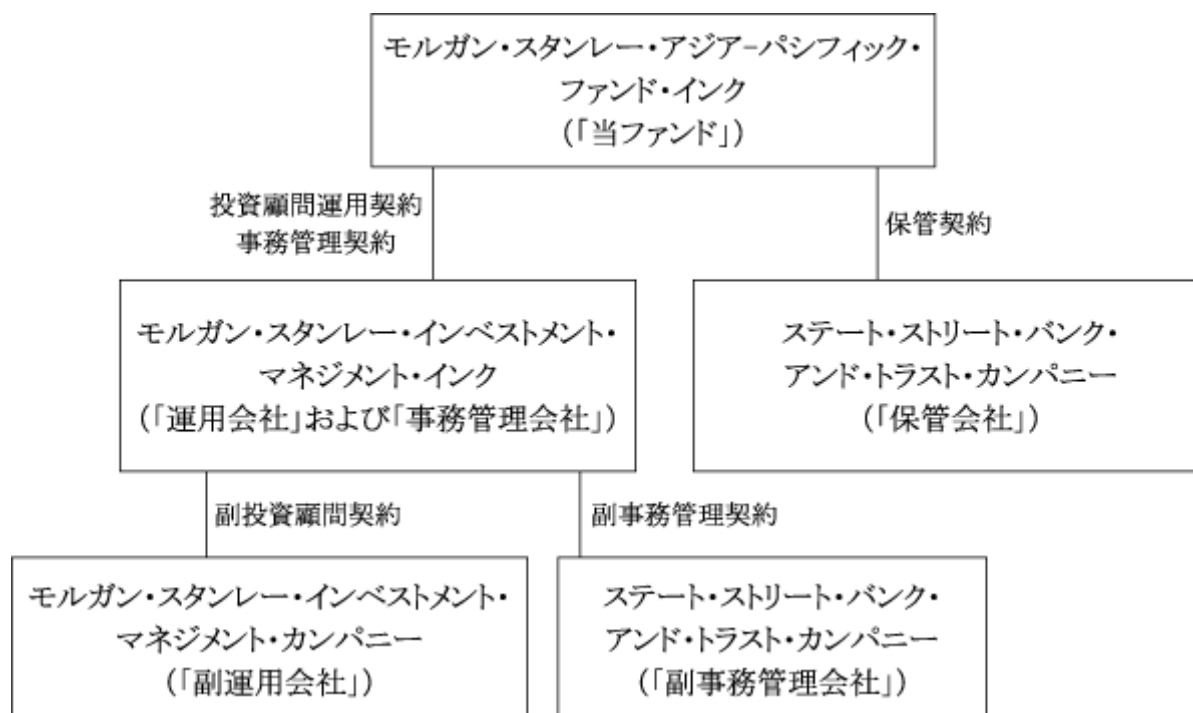
2014年1月15日付で、当ファンドは、引き続き主にアジア太平洋地域の発行者の株式等持分証券および公的債務への投資を通して長期にわたる資本の増加を目指すものの、今後は日本に所在する発行者の株式等持分証券に対する投資を行わない旨の投資戦略の変更を取締役会が承認したことを発表した。この変更に関連して、取締役会は当ファンドのベンチマークをモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)オール・カンントリー・アジア・パシフィック・インデックス(All Country Asia Pacific Index)からモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)オール・カンントリー・アジア・パシフィック・エクス・ジャパン・インデックス(All Country Asia Pacific ex Japan Index)に変更することも承認した。

随時(ただし防御的な投資戦略が一時的に適用されている時は除く。)、当ファンドの投資運用会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「運用会社」)の判断に従い、当ファンドはその総資産の相当部分(少なくとも80%以上)をアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券および政府債券に投資している。当ファンドの所有株式は主に上場株式で構成されているが、当該地域の投資制限上許される範囲において、アジア・太平洋地域の発行者の未上場株式(規制された店頭市場で取引される株式は含まない。)(新設会社または新設間もない会社への投資を含む。)に対しても、その総資産の25%を上限として投資することができる。下記2「(1)投資方針」および3「リスク要因」を参照のこと。

「アジア・太平洋地域の発行者」とは、()アジア・太平洋国において設立された会社、および香港については香港において設立された会社もしくは香港で主たる業務活動を行っている会社であり、かつ()アジア・太平洋諸国における事業の資金調達のためにアジア・太平洋諸国において同諸国の通貨建て株式等持分証券を発行している会社で、かつ()アジア・太平洋国において商品を生産するか販売を行うかまたはサービスを提供することにより、単体または連結ベースで、収益の50%以上を得ている会社をいう。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

外国投資法人の仕組み(2015年4月30日現在)



外国投資法人の関係法人

2015年4月30日現在、当ファンドの関係法人の名称および関係業務は、次のとおりである。

- (a) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(Morgan Stanley Investment Management Inc.)(「運用会社」および「事務管理会社」)

当ファンドは、投資顧問運用契約(「運用契約」)に基づき、当ファンド取締役会の監督の下で当ファンドの資産の投資・再投資を管理するために、モルガン・スタンレーの全額出資子会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクを任用する。

当初の運用契約は1994年7月22日にその効力が発生した。1997年中のモルガン・スタンレー・グループ・インクおよびディーン・ウィッター・ディスカパー・アンド・カンパニーの合併に関連して、当ファンドの取締役および投資主は新しい運用契約を承認した。同契約は1997年6月1日にその効力が発生した。新しい運用契約は、調印日および更新の必要な条項を除き、旧契約と実質的に同じ内容である。

運用契約に基づき、運用会社は当ファンドに代わり、当ファンドの投資目的、方針および制約にすべて従いつつ当ファンド取締役会の監督および管理の下で、すべての投資決定をなし、実行可能な調査および統計を作成し、証券の売買(売買取引を実行するブローカーおよびディーラーの選定を含む。)を管理する。運用会社はまた、当ファンドの全記録またはその他の情報を、かかる記録、報告およびその他の情報が当ファンドの事務管理会社、保管会社その他代理人により保管または備置されていない場合に限り、かかる記録を保管し、備置しまたは備置せしめる責任がある。運用会社は当ファンドの役員および従業員の給与および費用を支払うと同時に、運用会社またはその関連会社の取締役、役員または従業員である当ファンドの取締役の報酬および費用を支払う。ただし当ファンドは、当ファンド役員および運用会社またはその関連会社の取締役、役員または従業員である当ファンド取締役の旅費またはその適当な一部が当ファンド取締役会もしくは取締役委員会への出席に関連ある場合に限り、かかる費用を負担する。

運用契約に基づき、運用会社は投資アドバイスをアジア・太平洋国の証券に投資し得る者も含め他の顧客に対し提供することを許されている。反対に当ファンド以外の顧客に対し運用会社が提供する役務の一環で他者から得た情報を、運用会社が当ファンドに提供することも可能である。

運用契約により運用会社は、運用契約に関係した事柄についての作為もしくは不作為、判断の誤り、もしくは法律の錯誤につき、または当ファンドが蒙った損失につき責任を有しない。ただし運用会社の義務の履行において運用会社の側の故意による失当行為、悪意または重大な過失の結果である損失、または運用契約に基づく運用会社の債務および義務について運用会社による認識ある過失の結果である損失についてはこの限りではない。さらに当ファンドは、運用契約に基づくその業務の誠実な履行または不履行に関し運用会社に対して提起される訴訟、法的措置または請求から生じる損失について、運用会社を補償する。ただし運用契約に基づく運用会社の義務の履行における故意による失当行為、悪意または重大な過失の結果である損失、費用および経費、もしくは運用会社の債務および義務について運用会社側の認識ある過失の結果である損失、費用および経費についてはこの限りではない。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、事務管理契約に基づき事務管理会社としても機能している。同社は、直接または第三者を通じて、当ファンドに対して管理業務を提供している。かかる管理業務には、当ファンドの帳簿および記録の保管、当ファンドの資産の会計管理、純資産価額の計算、受取配当および受取利息ならびに支払分配金の会計、当ファンドの米国における開示要求に基づく報告書の作成および提出、当ファンドの保管会社との保管契約の監視、およびその他の会計・一般総務業務が含まれる。当ファンド取締役会は事務管理会社より提供される管理業務を監督し検討する。

(b) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(「保管会社」)

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーが当ファンドの資産を保管する保管会社である。

保管会社と当ファンド間の保管契約に基づき、保管会社は、区分された勘定に保管会社に渡された当ファンドの全財産を保管し、かかる財産に関する全収益を受領し、また取引の全手取金を徴収し、有価証券を購入、売却、償還、交換または転換する際にはかかる有価証券を受取りまたは引渡し、当ファンドの勘定から当ファンドが取得した有価証券の購入代金を支払うと同時に有価証券売買に関連し支払うべき租税その他費用を支払い、同保管会社により保管されている当ファンドの財産に関し必要なすべての帳簿などの記録を備置し、当ファンドの勘定に関する定期報告書を当ファンドに提供し、保管会社が保管する当ファンドの有価証券および一般にその他の財産の売却、購入、譲渡および他の取引に関するすべての非裁量的事項を処理する。

(c) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(Morgan Stanley Investment Management Company)(「副運用会社」)

運用会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーと副投資顧問契約を締結した。モルガン・スタンレーの完全子会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーは、当ファンド、その役員、取締役会および運用会社の支配および監督下で、当ファンドの投資目的、方針および制限に従い、日々の投資判断を行い、一定の売買発注を行う。

(d) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(Morgan Stanley Investment Management Limited)

2014年4月24日付で、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは当ファンドの副運用会社としての業務を停止し、運用会社とモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド間の当ファンドに関する副投資顧問契約は解消された。

(e) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(「副事務管理会社」)

事務管理会社およびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー間の副事務管理契約に基づき、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは当ファンドに対し一定の管理業務を提供する。

(4) 【外国投資法人の機構】

外国投資法人の統治に関する事項

当ファンドの取締役会は1934年証券取引所法(改正済)(「1934年証券取引所法」)第3条(a)(58)(A)に従い、単独で指定された常設の監査委員会を設置している。監査委員会は取締役会全体に対し、当ファンドの独立公認会計事務所の選任または解任の勧告、独立公認会計事務所の職務(外部の専門家を任用する権限を含む。)の範囲内での事柄の調査の指図、監査契約における監査計画および監査結果についての独立公認会計事務所との検討、独立公認会計事務所およびその他の会計事務所により提供される専門的役務内容の事前承認、独立公認会計事務所の独立性の検討、監査および非監査報酬額の範囲の検討、当ファンドの内部統制システムの妥当性の検討ならびに評価プロセスの検討の責任を負う。当ファンドは正式の書面による監査委員会憲章を採択した。

監査委員会のメンバーは、ジャッキー・L・ハウスラー、ジョセフ・J・カーンズ、マイケル・F・クラインおよびW・アレン・リードである。いずれの者も1940年法に定義される「利害関係人」ではなく(かかる利害関係を有しない取締役を以下「独立取締役」)、またニューヨーク証券取引所の上場基準に定義される、当ファンドから「独立している者」である。現在は、ジョセフ・J・カーンズが監査委員会の委員長を務めている。

取締役会にはガバナンス委員会もある。ガバナンス委員会は、取締役会および取締役会の委員会において独立取締役として職務を遂行する適格な個人を特定し、独立取締役候補者としてかかる適格な個人を独立取締役による指名に推薦する。また、ガバナンス委員会は、取締役会の構成、手続および委員会に関して取締役会に助言を行い、当ファンドに適用される一連のコーポレート・ガバナンス規則を策定および取締役会に勧告し、コーポレート・ガバナンス事項ならびに取締役会および取締役会の委員会の方針ならびに手続を監督および勧告し、取締役会およびその委員会の定期的な評価を監視する。ガバナンス委員会の委員は、キャスリーン・A・デニス、マイケル・E・ヌジェントおよびファergus・リードであり、いずれの者も独立取締役である。加えて、マイケル・E・ヌジェントはモルガン・スタンレーのファンドの会長として、定期的にその他委員会に出席することができる。ガバナンス委員会の現在の委員長はファergus・リードである。

当ファンドには単独の推薦委員会はない。ガバナンス委員会が独立取締役として適格な候補者を推薦するが、次期独立取締役を推薦する任務については、特定の独立取締役のみで構成される単独の委員会よりも現在のすべての独立取締役の参加を要求することが重要であると取締役会は確信する。したがって、すべての独立取締役は当ファンドのための独立取締役候補者の選出および指名を共に行っている。独立取締役候補者としてガバナンス委員会により推薦された者は、当ファンドの業務および事業を運営ならびに指図する取締役会の機能を向上させる(該当する場合には、法律および規則またはニューヨーク証券取引所の上場規則で定められた責務を遂行する、および/または独立要件を充足する取締役会の委員会の機能を向上させることを含む。)のような経験、資質、特性、能力および多様性を備えている必要がある。独立取締役は自身が認める人材から適当と思われる多数の適格な取締役会候補者を引続き特定することができると見込んでいる一方、独立取締役は投資主からの取締役会に対する推薦を検討する予定である。

取締役会は、保険の付保範囲の検討ならびに当ファンドおよび取締役会のためのコンプライアンス機能の監視を行うコンプライアンス・保険委員会を設置した。コンプライアンス・保険委員会の委員は、フランク・L・ボーマン、ナンシー・C・エヴァレット、マイケル・ボジック、ジェームズ・F・ヒギンスおよびマニユエル・H・ジョンソンであり、フランク・L・ボーマン、ナンシー・C・エヴァレット、マイケル・ボジックおよびマニユエル・H・ジョンソンは独立取締役である。コンプライアンス・保険委員会の委員長はマイケル・ボジックである。コンプライアンス・保険委員会には当ファンドが維持する保険の付保範囲の検討および監視を行う保険小委員会がある。保険小委員会の委員長はフランク・L・ボーマンである。

当ファンドには、当ファンドの資産運用投資プロセスの監視および当ファンドの運用実績の検討を行う投資委員会がある。投資委員会はまた、当ファンドの投資顧問運用契約および事務管理契約の承認または更新を取締役会に対して勧告する。投資委員会の委員はフランク・L・ボーマン、マイケル・ボジック、キャスリーン・A・デニス、ナンシー・C・エヴァレット、ジャッキー・L・ハウスラー、ジェームズ・F・ヒギンス、マニユエル・H・ジョンソン、ジョセフ・J・カーンズ、マイケル・F・クライン、マイケル・E・ヌジェント、W・アレン・リードおよびファーガス・リードである。投資委員会の委員長はマニユエル・H・ジョンソンである。

投資委員会には各々委員長を擁する3つの小委員会がある。各小委員会は主要な投資分野(株式等持分証券、固定利付証券および代替的投資)に焦点を当てている。ファンド集合内の小委員会とその委員は以下のとおりである。

- (1) 株式等持分証券 - W・アレン・リード(委員長)、フランク・L・ボーマン、ナンシー・C・エヴァレットおよびマイケル・E・ヌジェント
- (2) 固定利付証券 - マイケル・F・クライン(委員長)、マイケル・ボジックおよびファーガス・リード
- (3) マネーマーケット証券および代替的投資 - キャスリーン・A・デニス(委員長)、ジャッキー・L・ハウスラー、ジェームズ・F・ヒギンスおよびジョセフ・J・カーンズ

取締役会は、クローズド・エンド型ファンド特有の事項を検討するためにクローズド・エンド型ファンド委員会を設立した。クローズド・エンド型ファンド委員会の委員はマイケル・E・ヌジェント、W・アレン・リードおよびファーガス・リードであり、それぞれ独立取締役である。クローズド・エンド型ファンド委員会の委員長はマイケル・E・ヌジェントである。

2014年12月31日に終了した会計年度中、取締役会は下記の通り各委員会を開催した。

	開催回数
取締役会	6回
<u>委員会 / 小委員会</u>	
監査委員会	4回
ガバナンス委員会	4回
コンプライアンス・保険委員会	4回
保険小委員会	1回
投資委員会	5回
株式等持分証券小委員会	5回
固定利付証券小委員会	5回
マネーマーケット証券および代替的投資小委員会	5回
クローズド・エンド型ファンド委員会	4回

外国投資法人の運用体制

当ファンドは、当ファンド取締役会の監督の下で当ファンドの資産の投資・再投資を行うため運用契約に基づき、当ファンドの運用会社としてモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクを任用する。

投資顧問として運用会社は、全世界にわたる投資戦略を推進し、株式への投資機会を全世界に求め幅広く調査を行うことにより利益を得ている。運用会社は、世界各国にわたる事務所に配属された資産運用の専門家の能力を駆使している。また、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニーおよびその他の関連会社の調査能力と、あわせて運用会社がその仲介業務を利用している他社の調査結果および投資知識をも利用している。

当ファンドに助言を提供するにあたり、運用会社の上級経営陣はアジア・太平洋諸国への当ファンドの投資の割当てに関するガイドラインおよびそれらの投資戦略を設定する。運用会社の上級経営陣は、株式市場を検討し当ファンドの資産構成を決定するため、定期的に会合を開いている。

運用会社は当ファンドが購入する証券について注文を出す。当ファンドの保有証券を売買するブローカーを選択するにあたり、運用会社は、株価、仲介手数料、注文の規模、取引の難度、およびブローカーに要求される熟練度などを考慮に入れて、最も望ましい純利益を得ることを主要な目標とする。ブローカーの能力および財務状態もその選択の基準となる。当ファンドのために注文を出し実行する場合は、当ファンドとその関連会社(運用会社またはその関連会社を含む。)間の取引の禁止を含んだ米国の関連証券法令に基づく制限に服する。運用会社が証券売買にかかる代価が通常一般のレベルを超えていないと信ずる場合は、SECが採択した規則および除外命令に従い、当ファンドは有価証券の売買に関し、運用会社の関連会社を利用することができる。さらに、当ファンドは運用会社の関連会社が発行者の代理人として行為する株式の募集において、(必要である場合には)SECまたは規制行政機関が採択している適用規則に沿ってかかる株式を購入することができる。当ファンドは運用会社の関連会社から直接証券を売買することはできない。

運用会社は当ファンドに代わり、市場統計情報および当ファンドの保有証券の評価のための値付けを含む投資調査業務を当ファンドに提供するブローカーを通じ、委託取引を行うことができる。「投資調査」および「市場統計情報および値付け」には、有価証券の評価にかかる助言、有価証券の投資および売買に関する助言の有効性、および有価証券および有価証券の潜在的買い手および売り手の可能性、ならびに発行体、企業、有価証券、経済的要因およびその傾向、および投資戦略に関する分析および報告の提出が含まれる。これらはすべて、1934年証券取引所法第28条(e)において記載されている役務に合致している。

当ファンドに助言する際に運用会社に提供された調査は、運用会社自身が実行するために必要な役務にも利用される(代替されるものではない。)が、運用会社の費用は、かかる補足情報を受領したことで減じられるものではない。当ファンドの経営陣の意見によれば、かかる情報は運用会社のスタッフにより分析、評価、検討されなければならないので、運用会社の調査活動にとっては補足的なものにすぎない。かかる情報は運用会社が当ファンド以外の顧客に対し役務を提供する際に有益かもしれないが、必ずしもすべての情報が運用会社により当ファンドに関連して利用されるわけではない。反対に、運用会社の他の顧客が有価証券売買を依頼するブローカーまたはディーラーにより運用会社に提供された情報が、当ファンドへの役務の提供の際に運用会社にとって有益であることもある。

当ファンド取締役会は、運用会社が当ファンドのために計上した手数料が、当ファンドにもたらされた便益に鑑みて妥当であるかどうか最低年1回検討する。

運用会社は、副運用会社と副投資顧問契約を締結している。副運用会社は、当ファンド、その役員、取締役会および運用会社の支配および監督下で、当ファンドの投資目的、方針および制限に従い、日々の投資判断を行い、一定の売買発注を行う。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

投資口の総数等

(a) 投資口の総数

(2015年4月30日現在)

授權口数	発行済投資口総数	未発行投資口数
投資口 200,000,000口	14,008,779口	185,991,221口

(b) 発行済投資口

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	資本金 (米ドル)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名
記名式 1口当り額面0.01米ドル	投資口	14,008,779口	140,088 (17,405千円)	ニューヨーク証券取引所 東京証券取引所

発行済投資口総数、資本金の推移

年月日	発行済投資口総数		資本金		摘要
	増減数 (口)	残高 (口)	増減額 (米ドル)	残高 (米ドル)	
2010年12月31日現在	(3,579,967)	29,269,676	(35,800) ((4,448)千円)	292,697 (36,365千円)	2010年1月1日から2010年12月31日までの間に行った自己投資口買戻しによる。
2011年12月31日現在	(8,662,378)	20,607,298	(86,624) ((10,762)千円)	206,073 (25,603千円)	2011年1月1日から2011年12月31日までの間に行った自己投資口買戻しによる。
2012年12月31日現在	(2,009,208)	18,598,090	(20,092) ((2,496)千円)	185,981 (23,106千円)	2012年1月1日から2012年12月31日までの間に行った自己投資口買戻しによる。
2013年12月31日現在	(1,078,517)	17,519,573	(10,785) ((1,340)千円)	175,196 (21,766千円)	2013年1月1日から2013年12月31日までの間に行った自己投資口買戻しによる。
2014年12月31日現在	(3,510,045)	14,009,528	(35,100) ((4,361)千円)	140,095 (17,405千円)	2014年1月1日から2014年12月31日までの間に行った自己投資口買戻しによる。

(6) 【主要な投資主の状況】

(2015年4月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有投資口数	発行済投資口総数に対する所有投資口数の割合
シード・アンド・カンパニー(注)	ニューヨーク州 10041 ニューヨーク市 ウォーター・ストリート 55	13,969,562口	99.71%

(注) ニューヨーク証券取引所の会員ならびに参加行および参加ブローカー/ディーラーのために有価証券を所有するデボジタリー・トラスト・カンパニー(DTC)のためのノミニーとしての名称であり、それ自身は議決権を有しない。

当ファンド投資口の5%以上を実質的に所有する投資主は、SECへの報告を要求されている。当ファンドは、独自に登録投資主以外の当ファンド投資口の所有権について追跡調査を行っていない。

当ファンド経営陣の知る限りにおいて、以下の者が2015年4月9日現在当ファンド発行済投資口の5%超を実質的に所有していた。かかる情報はSECに提出された、公的に入手可能な別表13Dおよび別表13G開示書類に基づいている。

氏名又は名称	住所	所有投資口数	発行済投資口総数に対する所有投資口数の割合
アミカ・ミューチュアル・インシュランス・カンパニー	ロード・アイランド州 02865 リンカーン、アミカ・ウェイ 100	単独議決権および単独処分権を有している投資口 1,607,413口。(注1)	11.47%
シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLCおよびシティ・オブ・ロンドン・インベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国EC3V 0AS ロンドン グレース・チャーチ・ストリート 77	単独議決権および単独処分権を有している投資口 1,403,322口。(注2)	10.00%
1607キャピタル・パートナーズLLC	バージニア州 23060 グレン・アレン レイク・ブルック・ドライブ 4991 125号室	単独議決権および単独処分権を有している投資口 1,309,194口。(注3)	9.30%
イェール大学投資部	コネチカット州 06511-2107 ニュー・ヘーベン プロスペクト・ストリート 230	単独議決権および単独処分権を有している投資口 3,006,755口。(注4)	8.30%
ウェルス・キャピタル・マネジメント・インク	カリフォルニア州 94105 サンフランシスコ マーケット・ストリート 525	共同議決権を有している投資口769,183口および共同処分権を有している投資口1,128,844口。(注5)	8.06%
ラザード・アセット・マネジメントLLC	ニューヨーク州 10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30	単独議決権および単独処分権を有している投資口 873,309口。(注6)	6.23%

(注1) SECに2015年2月10日に提出された別表13Gに基づく。

(注2) SECに2015年4月9日に提出された別表13G/Aに基づく。

(注3) SECに2015年2月17日に提出された別表13G/Aに基づく。

(注4) SECに2003年1月24日に提出された別表13G/Aに基づく。

(注5) SECに2015年2月10日に提出された別表13Gに基づく。

(注6) SECに2015年2月6日に提出された別表13G/Aに基づく。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

当ファンドの投資目的は、長期にわたって資本の増加を行うことである。当ファンドはこの目的を、主にアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券および政府債券への投資を通して達成しようとしている(注)。収益が投資先の選択基準にはならず、また投資の目的とはならない。当ファンドの投資目的は当ファンドの基本的な投資方針であり、当ファンドの発行済議決権投資口数の過半数以上の承認がなければ変更することはできない。ここでいう「当ファンドの発行済議決権投資口数の過半数」とは(イ)発行済投資口数の50%超が代表されている投資主総会で、代表されている投資口数の67%、または(ロ)全発行済投資口数の50%超のいずれか少ない方を意味する。当ファンドがその投資目的を達成し得るかどうかについてはなんらの保証もない。

通常の場合では当ファンドは総資産のほとんど(80%以上)をアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券と政府債券に投資する。ここにおいて「株式等持分証券」とは普通株式、優先株式(転換優先株式も含む。)、普通株式または優先株式に転換できる社債、株式買取権証券、信託受益権、パートナーシップ持分および米国預託証券(「ADR」)、欧州預託証券(「EDR」)、グローバル預託証券(「GDR」)および他の預託証券(ADR、EDRおよびGDRと併せて、「預託証券」という。)を意味する。

当ファンドの投資する「アジア・太平洋地域の発行者」のなかには他の地域の企業と共通する性質や取引関係を持つ企業も含まれる。従って、このような企業の価値はアジア・太平洋諸国のみならずそれ以外の地域の経済および市場の動向をも反映することがある。しかし当ファンドは、アジア・太平洋地域の動向にその価値が反映されるようなアジア・太平洋諸国における経済や市場動向の影響を多分に受け、従ってその価値がその他の地域の発展と比べアジア・太平洋地域の発展をより大きく反映すると判断する企業を選定して投資するので、かかる企業への投資は適切であると考えられる。

当ファンドは適切な機会の到来に応じてアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券に投資するつもりであり、政府債券を含む債券にも投資することができる。通常の場合で当ファンドはその資産を複数の国の多様な産業に投資している。アジア・太平洋各国に対する投資額はそれぞれの市場状況に応じて様々である。そのうちの単一の国に対して投資される資産の割合は特に制限されていないが、当ファンドは今後日本に所在する発行者の株式等持分証券に対する投資を行わない。同一産業への投資は総資産の25%以下に制限されている(下記「(4)投資制限」を参照のこと。)

(注) 2014年1月16日以降、当ファンドは日本の発行者の有価証券をすべて処分し、現在かかる有価証券を保有していない。

(2) 【投資対象】

当ファンドは短期的な収益のためではなく、長期にわたる資本の増加のために証券を購入し保有する。ポートフォリオの年間回転率とは、対象となる年のポートフォリオ証券の購入額または売却額のいずれか少ない方の数字を、マネーマーケット証券を除いた当ファンドのポートフォリオの月平均価値で割ることによって得られる。当ファンドが証券の売買を考える際に、ポートフォリオ回転率はその制約要因とはならない。

投資の種類

当ファンドは、主にアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券でアジア・太平洋諸国の証券市場およびアジア・太平洋諸国外の市場で売買されているものに投資する。現地で必要な規制当局の許可の取得やその他の規制の制約に従って、当ファンドは投資信託、合同運用勘定、または、その他の特定の発展途上国または地域の上場株式のポートフォリオへの投資を可能にするために設計された投資媒体を通して投資を行うことができる。ある国で外国ポートフォリオ投資を行うために、投資媒体を用いることを要求される場合等が例としてあげられる。

アジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券や政府債券へ投資されない当ファンドの資産は、(イ)アジア・太平洋地域の発行者の債券、(ロ)下記の「一時的投資」の項目に記載されている債券へ投資される。金利の相対的水準や為替レート等の要素を勘案して、債券が長期にわたる資本の増加に適した機会であると判断した場合に当ファンドの資産をかかるとする債券に投資することができる。当ファンドが投資する債券の多くは格付を得ていないものになることが見込まれる。当ファンドは総資産の20%までをマクグロウ・ヒル・カンパニーズ・インクの1部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・グループ(「S&P」)またはムーディーズ・インベスターズ・サービス(「ムーディーズ」)により非投資適格と格付された債務証券に、また、格付されていないものについては、当ファンドの運用会社によりS&Pまたはムーディーズの非投資適格の格付と同等と判断される債券に投資することができる。このような比較的低品質の債券はきわめて投機的であり、かつ、相当なリスクがあるものと考えられる。

当ファンドが低品質の債券を保有する場合には、当該債券は主に政府債券で構成される予定である。中には、額面価格からかなり割り引かれて売買されるものが含まれることもある。また、S&PではD、ムーディーズでCと格付されるような証券に相当するような証券も含まれることもある。当ファンドは政府債券を保有し、適当な時期に売却することを目的に投資の対象とすることができる。しかし、当ファンドはかかる政府債券への投資が長期にわたる資本の増加をもたらすものと判断される時にのみ、政府債券に投資する。政府債券への投資はかなり高いリスクを含むものであり、一般的に投機的とみなされている。低品質債券や政府債券への投資に伴う具体的なリスクについては、下記3「リスク要因 - リスク要素と特別考慮事項 - 低品質債券への投資」を参照のこと。

当ファンドは、原証券発行者が関与しているまたは関与していない預託証券を通して、間接的にアジア・太平洋地域の発行者の証券に投資することができる。預託証券とその原証券とは、必ずしも同一通貨建とは限らない。さらに、原証券発行者の関与しない預託証券で表象される株式の発行者は、米国では重要な情報の開示義務を負わない。従って、かかる情報と預託証券の市場価値は関連性を欠くかもしれない。ADRは、一般的には米国の銀行や信託会社が発行し、外国企業が発行した原証券の所有権を証する。EDR、GDRやその他の預託証券は通常、非米国の銀行や信託会社が発行し、米国企業もしくは外国企業が発行した原証券の所有権を証する。一般的には、記名式の預託証券は米国内の証券市場での流通が意図されており、無記名式の預託証券は米国外の証券市場での流通が意図されている。当ファンドの投資方針の観点からADR、EDR、GDRおよびその他の預託証券への投資はその原証券への投資とみなされる。

当ファンドは、その元本の返済が遅延している国の対外債務を上場株式および未上場株式で構成されるポートフォリオと交換すること(ただし、一定の送金制限に服する。)を目的として設定された債務株式交換ファンドを通してかかるポートフォリオに投資することができる。

未上場証券

当ファンドの投資対象の中には、証券取引所に上場されていないものまたは規制された店頭市場で店頭取引されていないものも含まれる。このような証券には規制された一般の取引市場が存在しないため、これら証券の流動性は一般に取引される証券よりも低いか、非流動的であることがある。このような証券は相対取引で売却することができるが、その売却価格は当ファンドがかかる証券を購入したときの購入価格を下回るかもしれないし、また、かかる証券の公正な価格とみなされる価格をも下回るかもしれない。さらに、一般に取引されない証券の発行者は、開示要求やその他一般に取引される証券に課せられる投資者保護に関する要求に服していない。また、それらの証券が、ある地域または複数の地域の証券法により売却する前の登録を要求される場合、その登録費用を当ファンドが負担することになる可能性もある。当ファンドはその総資産の25%超を未上場株式(その一部またはすべてが非流動的な可能性もある。)に当ててを意図していない。

一時的投資

当ファンドの投資方針、投資制限または慣行は、市場、経済、政治またはその他が非日常的または厳しい環境にある期間は適用しないことができる。かかる市場、経済、政治またはその他の環境とは、市場ボラティリティ、信用逼迫および/または流動性状況の異常もしくは高騰、または市場もしくは業界において政府の介入が発生している期間を含むことができる。当該期間中、当ファンドは主な投資戦略に基づく投資またはその名称が意図する方法による投資を行うことができない場合があり、異なるおよび/または高まるリスクに晒されることがある。かかる非日常的または厳しい環境が長期間継続することもある。当該期間中、当ファンドは一時的な資産防御目的で株式およびその他の有価証券の持分を減らし、代わりに現金、現金同等物、またはその他の確定利付証券への投資を行うことができる。これらの一時的投資は(a)米国およびアジア・太平洋諸国ならびに各々の政府機関の債務、(b)米国およびアジア・太平洋諸国の銀行の銀行預金および銀行債務(譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形を含む。)(通貨は問わない。)、(c)国際開発機関により発行された変動利付証券およびその他の証券(通貨は問わない。)、(d)米国およびアジア・太平洋諸国の金融会社および企業の商業ペーパーおよびその他の短期企業債券、および(e)上記証券の銀行およびブローカー・ディーラーとの買戻し契約により構成されている。当ファンドは、一時的な資産防御目的でのみS&PまたはムーディーズによりA以上に格付けされた債券または、格付けがなされていない場合は運用会社が同格と認める債券(すなわち利息の未払いまたは元本割れのリスクが比較的低いもの)に投資するつもりである。

前段落に記載の証券の買戻し契約とは、証券の購入者が当該証券の売主に対して、双方合意の価格と日付で当該証券を買戻すことを同時に約定する契約のことをいう。買戻し契約のもとでは売主は買戻し契約の対象証券をその買戻し価格を下回らない価格に維持することを必要とされている。運用会社は当該証券が買戻し価格(経過利息を含む。)以上の価格を維持しているかどうかを判断するため、当該証券の価格のチェックを毎日行う。買戻し契約には当ファンドによる当該証券の処分が制限されたりまたは遅れたりすることを含めて、売主が債務不履行または支払不能に陥った場合、リスクを伴う。

為替ヘッジ取引

当ファンドは為替レートリスクをヘッジするために、先物為替取引契約を締結することができる。

ポートフォリオ証券の貸付け

当ファンドは当ファンド総資産の33 1/3%以下を限度として当ファンドポートフォリオ中の有価証券を、ブローカー、ディーラーおよび金融機関に貸し付け、現金または運用会社がS&Pまたはムーディーズにより投資適格の格付けを得たのと同等と考える証券を担保として受取ることができる。かかる貸付けが残存している間、当該担保の価値は貸付証券の市場価格(経過利息または受取配当を含む。)の少なくとも100%を維持していなければならない。当ファンドが受領した現金担保は短期証券に投資され、それにより得られる収益が当ファンドの収益を増加させる。当ファンドは貸付証券ポートフォリオについて実質所有権(議決権および利息またはその他の分配を受取る権利を含む。)を留保し、またかかる実質所有権を行使するために当該貸付証券の登録所有権を回復する権利を有する。当該貸付けは随時解約することができる。当ファンドは当該貸付けの手配に関連して当ファンドの関係者以外の者に対し斡旋手数料、管理および保護預手料を支払うことができる。

先物取引への投資

当ファンドは先物取引にも投資する可能性がある。先物取引は、将来の特定の時期に特定の価格で原資産、基準相場または指数を特定量売買するための、取引所で行われている標準化された取引である。先物取引の価値は、原商品の価値と相前後して上昇または下降する傾向にある。個々の契約条件に応じて、先物取引は、決済日付の原商品の現物決済、または決済日付の現金決済価額の支払いにより決済される。先物取引をそもそも行うか、行うとして、いつ、いかに行うかの判断には技能および判断を要し、十分な検討を経て行われた先物取引であっても市場動向または想定外の出来事により不成功に終わることがある。上述のデリバティブ商品に付随するリスクに加え、先物取引の価格は非常に変動が大きく、先物取引の利用により総利回りが低くなる可能性があり、さらに先物取引に係る潜在的損失は当ファンドのかかる取引に対する当初投資額を上回ることがある。常に個々の先物取引に対する流動性のある市場が存在するという保証も付すことはできない。また、当ファンドが先物取引においてオープンポジションを有しているブローカーが倒産した場合、証拠金の預け入れ額の返還を受けられないリスクもある。

(3) 【分配方針】

当ファンドは投資主に対し最低年1回、配当金および利息収益からの投資純利益ならびに純実現キャピタル・ゲインのうち実質的にすべてを配当金として分配する方針である。しかし純実現長期キャピタル・ゲインについては再投資のため留保することを年毎に選択することもある。当会計年度において宣言された配当金については、5(3)「分配の推移」を参照のこと。

分配：配当金再投資・現金買入プラン

当ファンドは今後も、最低年1回、配当金および利息収益からの投資法人課税所得および純実現キャピタル・ゲインのほとんど全額を投資主に分配するつもりである。(4(5)「米国の税制 - 米国連邦所得税」を参照のこと。)当ファンドは毎年純実現長期キャピタル・ゲインを再投資するために留保することができる。当ファンドは従来各会計年度末に分配を行っている。

配当金再投資・現金買入プラン(「配当金再投資制度」)(注)によれば、各投資主は、配当金再投資制度代理人(以下に定義する。)に対し、書面により別途指示していない限り、その分配が配当金再投資制度に従い、コンピュータシェア・トラスト・カンパニー・エヌ・エイ(「配当金再投資制度代理人」)により当ファンドの投資口に自動的に再投資される方法を選択したものとみなされる。配当金再投資制度に参加しない投資主は支払代理人であるコンピュータシェア・トラスト・カンパニー・エヌ・エイから、米ドル小切手を郵送で直接受取る方法により、現金分配を全額受取ることになる。配当金の自動再投資を希望しない投資主は、テキサス州77842-3170、カレッジ・ステーション、私書箱30170号所在のコンピュータシェア・トラスト・カンパニー・エヌ・エイ宛モルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インク配当金再投資制度代理人気付で、当ファンドに通知しなければならない。

(注) 現行の決済制度上、日本の実質投資主は、モルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インクが設けている配当金再投資制度に参加することはできない。

配当金再投資制度代理人は、配当金再投資制度を管理する、投資主のための代理人である。当ファンドの取締役会がインカム・ゲイン配当金または実現キャピタル・ゲインの分配を、当ファンドの投資口または現金のうち、投資主の選択する方法により支払う旨決定した場合、配当金再投資制度に参加していない投資主には現金により、配当金再投資制度参加投資主には当ファンドが発行するか、または配当金再投資制度代理人が市場で購入する当ファンド投資口により、分配がなされる。評価基準日における当ファンド投資口1口当りの市場価格が当該基準日における1口当りの当ファンド純資産価額以上の場合で、純資産価額が市場価格の95%未満でないときは、純資産価額にて、純資産価額が基準日の市場価格の95%未満であるときは、市場価格の95%にて、新規投資口を配当金再投資制度参加投資主に発行する。評価基準日は、分配支払日であり、当日が当ファンド投資口が上場している取引所の取引日に該らない場合には、その直前の取引日とする。評価基準日における当ファンドの純資産価額が同日の当ファンド投資口の市場価格を上回る場合、もしくは当ファンドが分配について現金払い方式のみを採用する旨決定した場合、配当金再投資制度代理人は、配当金再投資制度参加投資主の代理人として、支払日またはその直後に、当該投資主のために配当金を用いて当ファンド投資口を市場にて購入する。配当金再投資制度参加投資主は当ファンド投資口に投資するために、毎年100米ドルから3,000米ドルまでの金額を配当金再投資制度代理人に追加で支払うか否かの選択権を有する。

分配金再投資制度代理人は制度中に投資主の勘定を保持し、投資主が個人用記録および税務記録として要求する情報を含む当該勘定の一切の取引の確認書を備え置くこととする。各分配金再投資制度参加者の口座の投資口は当該参加者の名義で、投資証券を付することなく保有され、各参加投資主による委任事項は分配金再投資制度に従い購入される投資口についても、同様に適用される。

銀行、ブローカー、受取名義人等実質投資主である他者のために投資口を保有する者が投資主である場合、分配金再投資制度代理人は、当該投資主名義でかつ、分配金再投資制度に参加する実質投資主の計算で保有されている投資口の総数として当該投資主が証明した口数に基づき当該制度を管理する。

分配金再投資代理人の分配金再投資管理に対する報酬は、当ファンドが負担する。ただし、分配金の再投資に関し、分配金再投資制度代理人が市場で投資口を購入する際に課される仲買手数料は、按分して各投資主が負担する。また、参加投資主の任意支払金を用いて購入する際の仲買手数料は当該投資主の負担となる。

分配金の自動再投資がなされる場合でも、参加投資主は当該分配金に対して課される所得税を負担しなければならない。(4 (5)「 米国の税制 - 米国連邦所得税」を参照のこと。)

分配金再投資制度に基づく経験から判断すると、当該制度の変更が必要になることがありうる。従って、当ファンドは分配基準日の少なくとも90日前に投資主に変更通知を行うことにより、当該制度を変更し、または終了する権限を有し、その効果は上記通知の後になされる任意支払金および分配のすべてに及ぶ。また、分配金再投資制度代理人が投資主に対し少なくとも90日以前に書面による通知を行うことによっても、当該制度を変更または終了させることができる。当該制度に関する一切の通信文は、テキサス州 77842-3170、カレッジ・ステーション、私書箱30170号所在のモルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インクの分配金再投資制度代理人であるコンピュータシェア・トラスト・カンパニー・エヌ・エイ宛に送付されなければならない。

(4) 【投資制限】

下記の投資制限は当ファンドの基本方針であり、この投資制限は、当ファンドの発行済議決権付投資口の過半数(上記「(1)投資方針」に定義する。)の同意によらなければ変更することができない。投資または資産運用に関する下記の制限割合は、取引の効力発生時にのみ適用され、爾後の変化は当該投資制限の違反を構成しない。当ファンドが保有している証券の発行者から当該発行者の証券引受権を受領し、当該引受権の行使により当ファンドの保有する発行者証券の比率が下記の制限を超過する場合であっても、当該権利の行使に伴う証券の受領以前、かつ、当該権利の通知後に当該権利行使により受領し得るべき証券と同等かつ同価値の証券を最低限同数当ファンドが売却する限り、投資制限の違反を構成するものではない。

投資制限の基本方針として、

- 1 同一産業(米国政府以外の政府発行の証券を含む。)へ総資産額の25%を超えて投資を行わない。
- 2 支配権行使または経営目的の投資を行わない。
- 3 同一発行会社の発行済株式数の25%を超える株式を取得しない。

- 4 商品または商品契約、不動産または不動産上の権利の売買を行わない。ただし、株式指数先物取引、外国為替先物取引、不動産または商品により担保されている証券および不動産または商品に関する投資または業務を行っている会社の証券の売買を行うことはできる。
- 5 貸付けを行わない。ただし、()投資目的および投資方針に従った債務証券を購入すること、()法令により許容される限度で買戻し契約を締結すること、および()ポートフォリオ証券の貸付けを行うことはできる。
- 6 証券の引受人とならない。ただし、ポートフォリオ証券の処分に関し関連証券法上証券の引受人とみなされる場合はこの限りでない。
- 7 優先(非劣後)証券を発行せず、借入れを行わない。また資産を担保に供しない。ただし()一時的もしくは緊急の目的のため、()取引の決済に必要な短期の与信を受ける目的で、()当ファンドの投資口の買戻し(第二部 第2「2 買戻し手続等」を参照のこと。)の資金を得るため、または()内国歳入法上規制投資法人としての適格性を維持するため、その他同法に基づく課税をさけるため分配が必要な分配金を支払うため、上記いずれの場合にも総資産(借入額を除く。)(低価法で計算)の10%以内の額の借入れをすることができるが、借入額が資産の5%を超えているときはポートフォリオ証券を新たに購入しない。当該借入れのために資産に担保を設定することができる。
- 8 証券の信用買いおよび空売りを行わない。
- 9 同一の会社もしくは発行者への投資は当ファンドの総資産の25%以下とする。
- 10 ()投資会社法(随時改正済み)、()投資会社法(随時改正済み)に基づきSECが公布する規則、または()当ファンドに適用される、投資会社法(随時改正済み)の規定からの免除またはその他軽減措置に定められている「分散型法人」としての分類に反する投資を行わない。

業務方針として、当ファンドは1940年法上許される場合を除き同法に定める利害関係人との間で証券の売買、証券の貸借は行わない。

基本方針とは異なり、業務方針は当ファンド取締役会が当該変更が適切であると決定した場合には当ファンド投資主の投票なくして変更が可能である。

1940年法によれば、当ファンドは他の投資法人の証券(投資信託証券を含む。)に対し、あわせて当ファンドの総資産の10%、1投資法人あたり5%を限度として投資を行うことが可能である。ただし、証券購入の時点で当該投資法人の議決権の3%超を表象しないものとする。投資法人の投資主として、当ファンドは当該投資法人の費用の保有持分割合を負担し、また、当該投資資産に係る当ファンドの顧問料、管理費の支払い義務を負う。従って、当ファンドの投資主は、当ファンドが他の投資法人に投資する限度で二重に費用を負担することになる。(4 (5)「 米国の税制 - 米国連邦所得税 - 受動的外国投資法人」を参照のこと。)

法的制限または市場慣習あるいはその双方によれば当ファンドは、米国の法主体として、一定のアジア・太平洋地域の発行者の発行する公募株式の購入を禁じられる可能性がある。また、1940年法によれば、当ファンドは、運用会社またはその関連会社が当該証券の公募期間中、元引受人となる証券については購入できない。

上記の制限の他、当ファンドは投資対象のアジア・太平洋地域諸国のある一部の国により設定される投資制限、ポートフォリオ分散要件その他の制限に服さなければならない。

3 【投資リスク】

リスク要因

事業等のリスク

当ファンド純資産の大半はアジア地域の発行体の外貨建有価証券で占められている。為替変動はかかる有価証券の評価額および同有価証券からの投資収益に影響を及ぼす。アジア地域の発行体の有価証券は米国内に設立された会社の有価証券に比べ、価格のボラティリティーの大きさ、資本のおよび流動性の乏しさ、インフレ率の高さにより影響される。さらに、アジア地域の発行体の有価証券は経済への政府の介入や、より大きな社会的、経済的、政治的不安定度に影響されることがある。かかる有価証券は限られた数の国および地域に集中していることがあり、年間を通じて変動することがある。

リスク要素と特別考慮事項

アジア・太平洋地域の発行者の証券に投資することは、主要先進国の株式市場に投資するのと異なり、例えば以下に説明される事項のように、特別に考慮を要する事項や危険な要素が含まれていることを、投資家は認識しなければならない。

社会・政治・経済的要素

アジア・太平洋諸国の多くの国では、アメリカ合衆国その他西欧諸国と異なり、社会、政治、経済的不安定が顕著である。社会、政治、経済的不安定度が様々であるため、当ファンドが投資する主要な金融市場が混乱し、そして、それが当ファンドの資産価値に悪影響を与えることがある。とりわけ、この不安定は以下の要因による。

- () 政治、経済の政策決定に独裁政府や軍部が介入し、超憲法的手段による政権交代が行われること
- () よりよい政治、経済、社会状況を求めるため社会不安が広がっていること
- () 内乱
- () 隣国との戦争あるいは敵対関係
- () 民族、宗教、人種的な不満

また、当ファンドに影響する財産の強制収用または没収ともいえる水準の課税がアジア・太平洋諸国の一部でなされうる。

アジア・太平洋諸国の一部の政府はかなりの程度その株式所有や、規制によって自国の経済に介入している。これら政府の措置によって証券の市場価格や配当支払は悪影響を受けうる。

外国通貨についての考慮事項

当ファンドの資産は、主にアジア・太平洋諸国の発行者の株式等持分証券に投資され、当ファンドが受取るほぼすべての利益は外国通貨によるものである。当ファンドはその利益を米ドルに換算して、米ドルで配分する。かかる計算は当ファンドが利益を受取った時点の外国為替レートを適用して行われる。従って、当ファンドが利益を得た時点と米ドルに通貨を換算した時点との間に当ファンドが利益を受取る外国通貨の価値が米ドルに対して下がった場合、当ファンドが分配要求に応じるに足る十分な米ドルを有していなければ、分配を行うために当ファンドの証券を売却する必要がある。必要とされた場合の投資対象の売却は、当ファンドの業績に悪影響を与えることがある。

当ファンドは米ドル以外の通貨で表示され、値付けされている証券に投資するため、外国為替レートの変動は、当ファンドのポートフォリオ中の証券の価値および投資対象の未実現の評価益または評価損に影響する。米ドルで算定される当ファンドの資産価値は、通貨管理法令の変化により左右されうる。アジア・太平洋諸国への投資においては、国際投資に関連する特定のリスクが最近高まっている。例えば、アジア・太平洋諸国の通貨のいくつかは米ドルに対する平価切下げを経験し、定期的にこれらの通貨価値の大きな調整が行われてきた。特定の国々は深刻な通貨統制に直面している。さらに、様々な通貨間の交換は当ファンドにコストを発生させる。外国為替業者は、様々な通貨の買値と売値の差から利益を実現している。そのため、外国為替業者は、通常当ファンドに売りつける通貨をあるレートで提示し、またもし、当ファンドがすぐにディーラーに通貨を売戻すことを望むならば、買付ける際にはこれより低いレートで提示する。当ファンドは、外国為替取引を外国為替市場で現物取引(すなわち現金)または外国通貨売買の先渡契約によって行う。

次の表は米ドルに対するアジア・太平洋諸国の通貨換算レートの経緯を示している。外国通貨価値が低下するにつれ、対米ドルの換算比率は増加することに注意する必要がある。

外国為替レート

(1米ドル当り外貨)

年末

国	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
オーストラリア・ドル	1.2781	1.3636	1.2688	1.1427	0.7048	0.8977	1.0233	1.0209	1.0394	0.8918	1.2232
中国元	8.2765	8.0682	7.8075	7.2971	6.8255	6.8270	6.6070	6.2950	6.2306	6.0556	6.2055
香港ドル	7.7728	7.7536	7.7779	7.7994	7.7494	7.7543	7.7731	7.7674	7.7503	7.7539	7.7551
インド・ルピー	43.2500	44.9950	44.115	39.415	48.675	46.525	44.705	53.065	54.995	61.886	63.044
インドネシア・ルピア	9282.50	9830.0	8993.50	9400.00	11325.00	9404.00	8996.00	9069.00	9793.00	12171.00	12388.00
日本円	102.43	117.895	119.055	111.710	90.680	93.020	81.12	76.91	86.75	105.31	119.78
韓国ウォン	1035.20	1007.50	930.00	936.05	1259.55	1164.00	1126.00	1152.45	1064.40	1052.85	1091.00
マレーシア・リンギット	3.80	3.7795	3.53	3.31	3.45	3.43	3.0635	3.168	3.058	3.2815	3.4973
ニュージーランド・ドル	1.3927	1.4643	1.4194	1.3052	0.5790	0.7228	0.7802	0.7772	0.8288	0.8210	1.2826
パキスタン・ルピー	59.425	59.77	61.04	61.63	79.13	84.25	85.64	89.955	97.138	105.35	100.52
フィリピン・ペソ	56.125	53.03	49.02	41.23	47.38	46.16	43.80	43.84	41.01	44.34	44.72
シンガポール・ドル	1.6321	1.6629	1.534	1.440	1.433	1.405	1.2834	1.2966	1.2218	1.2630	1.3255
スリランカ・ルピー	104.475	102.11	107.45	108.65	113.00	114.40	110.95	113.90	127.70	130.80	131.20
タイ・バーツ	38.874	41.025	36.15	29.80	34.70	33.37	30.06	31.55	30.59	32.70	32.91

出典：ブルームバーグ

関連する外国通貨の変動は、当ファンドの成果を測る重要な要素である。上記の表はアジア・太平洋諸国の通貨価値が対米ドル比で大きく変動する傾向があることを示している。運用会社は、異なる通貨から投資家が得うる異なる利回り、リスク、リターンの特性を利用して、様々な通貨に対する当ファンドのエクスポージャーを管理することができる。

当ファンドは、ヘッジ取引により、通貨リスクから一部またはすべてのポートフォリオの価値を防御しようとする事ができる。当ファンドは、米国あるいは外国市場において、先物為替予約契約を締結することができる。上記2「(2) 投資対象 - 為替ヘッジ取引」を参照のこと。ただしかかるヘッジ取引が成功する保証はない。

運用会社が為替リスクの管理を試みても、適時にリスク管理ができる、または正確に為替レートを予測しうる保証はない。例えば、運用会社がある外国通貨に対する当ファンドのエクスポージャーを増加させ、その後かかる通貨価値が下落した場合、運用会社の通貨管理は、結果として当ファンドの損失を増やすこともありうる。同様に、もし運用会社がある外国通貨に対する当ファンドのエクスポージャーをヘッジし、そして当該通貨の価値が上がれば、当ファンドは為替差益を得る機会を失うことになる。加えて、当ファンドに適切な外国為替市場や通貨管理方法が利用できるという保証はない。

市場の特徴

アジア・太平洋諸国の証券取引所のいくつかは、例えば、中国におけるもののように、いまだ初期段階にあり、ここで取引が行われている多くの会社がアメリカ合衆国の証券市場で上場されている会社よりも小さく、新しく、未成熟である。小会社への投資は大会社への投資よりもリスクが大きいのが通例である。小会社の生産工程、市場、財務および経営資源は限られており、損失を被りやすく、また、倒産リスクにさらされている。

加えてほとんどのアジア・太平洋諸国の証券市場は、ニューヨーク証券取引所またはアメリカ合衆国内の他の証券取引所よりも著しく取引量が小さく、アジア・太平洋地域のほとんどの発行者の株式や債券は、アメリカ合衆国の同程度の規模の発行者の株式・債券に比べて、流動性が低く、価格の変動が激しい。かかる市場では、市場の過度の価格変動や流動性不足を補うマーケット・メイクや、裁定取引が一般的に広く行われていない。その結果、これらの市場は、市場一般に影響を及ぼす不利な事情の発生により、または大手投資家の大口取引により、アメリカ合衆国における通常の場合よりもより激しい価格変動を受けうる。当ファンドの資産を相対的に流動性の乏しい証券へ投資することによって、当ファンドが適時に適切な価格にて投資資産を処分する能力ならびに有利な市場機会をとらえる能力が制限されうる。流動性不足に関するリスクは、当ファンドが株式を再購入する時、公開買付を始める時、分配金を支払う時など、当ファンドの運営において現金が必要な状況において特に深刻化し、結果として、短期の現金需要を満たす借入をせざるをえない場合や、流動性の乏しい投資資産の売却においてキャピタル・ロスを蒙る場合をもたらさう。

アジア・太平洋諸国がマネー・サプライの急激な上昇および投機目的の株式投資を経験している限りにおいては、これらの国で取引される株式はアメリカ合衆国と比べて株価収益率が高い。しかし、このような高い株価収益率が持続する保証はない。

アジア・太平洋諸国の証券取引における委託手数料や他の取引費用は、総じてアメリカ合衆国よりも高い。加えて証券決済はいくつかの例において遅滞や現地の証券業者の信用不足からくる信用リスクを含めた当該管理上の不確実性にさらされている。

アジア・太平洋諸国では外国証券取引や上場企業および証券業者に対する政府の監視や規制はアメリカ合衆国に比べるとゆるい。それゆえ、アメリカ合衆国での投資に比べて入手可能な情報が少ない。さらにあるアジア・太平洋諸国では現地の市場参加者が利用可能な情報に比べて当ファンドにとって入手可能なものが少ないこともある。アジア・太平洋諸国の証券業者はアメリカ合衆国の証券業者ほど自己資本を有しておらず、それゆえ市場や、政治や経済の緊張時には財政的危機にさらされやすい。加えて、既存の法や規制が整合的に適用されないことがしばしばある。アジア・太平洋諸国の法制度が発達するにつれ、外国投資家は新たな法律、規制、法や規制の改正、国法による地方の法や規制の準用による不利な影響を受ける可能性がある。妥当な法が存在する環境で、迅速かつ公正な法の執行を得ることが出来ないこともありうる。現在、法と構造的な制限が合わさって、アジア・太平洋諸国の証券市場に影響を与えているところもある。これらの例は、法的小および制度的発達、予期せぬ形で、当ファンドに影響を及ぼしうることを、当ファンドが有する持高の流動性に潜在的に影響を及ぼしうることを示している。

財務情報と会計基準

アジア・太平洋諸国の発行者は概してアメリカ合衆国の発行者に適用されるものとは異なる会計、監査、財務に関する基準およびその他要求事項を充足する必要があり、いくつかの事項においてはその差異は著しい。特に、アジア・太平洋諸国の発行者の財務諸表に表示されている資産および利益は、アメリカ合衆国で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づく企業の財務状況や経営成果を反映するものではない。例えば、会計基準の相違は、アジア・太平洋諸国の企業の利益と他国、特にアメリカ合衆国の会社の利益との比較を困難にしている。現地通貨建てで会計記録を保持している発行者に対して、インフレ会計基準は、税制上および会計上、特定の資産および負債を一定の貨幣価値を有する通貨単位で表示するために、貸借対照表に含める際に修正表示することを要求することもある。インフレ会計は、間接的に評価益や評価損を生み出すこともある。従って財務データはインフレによる修正表示によって重大な影響を受け、発行者および証券市場の真の状況を正確に反映しないこともある。さらに、入手可能な公開情報についてもアメリカ合衆国と比べてアジア・太平洋諸国の発行者についての情報は著しく少ない。

未上場証券への投資

当ファンドは主に上場有価証券に投資するが、その総資産の25%を限度として未上場の株式等持分証券(その一部またはすべてが流動性のないものでも構わない。)に投資することができる。ただし、発行者から直接に、または規制されていない店頭市場またはその他の未上場の証券の市場から購入するかかる株式等持分証券への投資は実質的損失をもたらすおそれのある高い経営、財政リスクを伴う。これらの証券には活発かつ規制された市場が存在せず、また市場価格を正確に決定するのが困難なことから、当該証券を処分するにあたり、当ファンドは、上場証券の場合と比べて、長い時間を要する可能性がある。当該証券が相対で転売されることもあるが、かかる転売で実現される価格が当ファンドにより当初支払われた額を下回ることもありうる。さらに、未上場会社は公開証券に適用される公衆への開示その他の投資家保護の要求に服さないことがある。また、当ファンドが未上場の資本金の少ない会社の株式に対して投資を行った場合、上場未上場を問わず大企業に比べて、小さな会社ほど金融リスクまたはその他のリスクの打撃を受けやすいので、リスク度と価格のボラティリティは高くなるであろう。

低品質債券への投資

当ファンドは当ファンド総資産の20%を限度として、当ファンドの運用会社がS&Pまたはムーディーズによって非投資適格と格付された証券と同等と判断する債券に投資することができる。一般に、S&PによりBB以下と格付けされた証券またはムーディーズによりBa以下と格付けされた証券が非投資適格と格付されたものとみなされる。かかる低品質債券はきわめて投機的なもので大きなリスクを伴うものとみなされている。特に米国企業により発行されたものは「ジャンク債」または「ハイ・リスク債」として考えられるだろう。例えば、低品質債券は一般的に、経済の変化(および経済成長の見通し)、短期的な企業産業界の動向それらの信用性についての市場の認識(この認識は必ずしも基本的な分析に基づいて行われるわけではない。)という要因に対して、主として金利の一般的水準の変動に反応する投資適格格付証券と比べた場合、価格の変動を起こしやすい(低品質債券も金利の変動による影響を免れているわけではない。)。過去においては経済の低迷や金利の上昇が、ある一定の状況のもとでのこれらの証券の発行者の債務不履行発生率の上昇を引き起こす要因であった。当ファンドが保有する低品質債券の発行者が債務不履行に陥った場合、当ファンドは当該証券について有する権利を行使するために追加の費用を負うか債務のリストラクチャリングに参加することになるかもしれない。これに加え、低品質債券の価格は一般に不安定で、市場は投資適格格付証券に比べ、流動性に乏しい。経済の悪化がこういった一般的な傾向をさらに助長することもある。従って、当ファンドは時には望ましいと思われる価格でこのような低品質債券の投資を処分することが困難となる可能性がある。また、低品質債券の価格の判定にはかかる証券の価格判定を行う様々なディーラーの間で大きな差異が生じることがあるので、当ファンドにとってかかる債券の価格を客観的に判定することは難しい。

当ファンドが保有する低品質債券は、政府債券でほとんど占められることを見込んでいる。かかる政府債券の一部は額面価格を下回る価格で取引されることもある。当ファンドは適切な状況で保有・取引を行うために政府債券に投資することができる。政府債券に対する投資はリスクが高く、その性質上、投機的なものとみなされる。政府債券の返済に責任をもつ発行者または政府当局はその期日が到来した際にも、その条項に従い元利金を支払うことができないか、あるいはできたとしても、支払いを渋るかもしれない。政府債券発行者の期日における元利金の支払能力または支払意思は、とりわけキャッシュ・フローの状況、外貨準備高の度合、期限到来日における外国為替の利便性、返済可能資金と借入金の規模、政府債券発行者の国際通貨基金についての方針、政府債券発行者の属する国の政治的制約などにより影響される。政府債券発行者はまたその債務の元利金の返済にあたって外国政府、国際機関、他の外国機関から見込まれる支出の約定に依存しているかもしれない。これら政府、国際機関その他からの支出は、政府債券発行者の経済改革、経済成長および債務者としての義務の適時の履行などが条件となっている可能性もある。経済改革が実行されなかったり、十分な経済実績をあげられなかったり、または期日に元利金の支払いがなされなかった場合は、政府債券発行者に資金を貸出す約定の解除につながり、そのことによって、政府債券発行者の債務返済能力または支払意思がさらに悪化するかもしれない。場合によっては、当ファンドは元利金の支払いについて債務不履行に陥っている政府発行者の債券に投資するかもしれない。当ファンドが不履行政府債券またはその他の不履行債務を保有している場合、当ファンドは発行者の債務のリストラクチャリングまたはそれについての権利の行使に関連して追加の費用を負うかもしれない。

政府債券の取引市場はあまり活発ではないので、当ファンドは当該政府債券を処分する際に困難に陥るかもしれない。流通市場の欠落は、当該証券の市場価格および当ファンドの現金需要を満たすため、または発行者の信用の悪化といった特定の経済的事由に対応するため、当ファンドが特定の証券を処分する必要が生じた際の当ファンドの能力に悪影響を与えるかもしれない。一定の政府債券に関する流通市場が欠落していることによって、当ファンドはポートフォリオの価値の判定およびその純資産額を算出するに際しても困難に陥るであろう。

純資産価額

クローズド・エンド型投資法人の投資口は、しばしば純資産価額以下で取引される。純資産価額以下で取引される当ファンド投資口のリスクは、当ファンド純資産価額の減少リスクとは異なるリスクである。当ファンドが事業を開始して以降、当ファンド投資口は通常純資産価額以下で取引されている。当ファンド投資口が今後純資産価額以上で取引されるかまたは以下で取引されるか、またその場合どの程度であるかについての保証はない。

当ファンドは1940年法により、分散型投資法人として分類される。1940年法第5条(a)(1)に基づく「分散型ファンド」は、その総資産の75%を、現金および現金項目(受取勘定を含む。)、国債、その他投資法人の証券ならびにその他証券(その他証券に関しては同一発行者に対する投資はファンドの総資産の5%を超えてはならずかつかかる発行者のいかなるクラスの発行済議決権証券の10%を超えてはならない。)で保有しなければならない。当ファンドは、規制投資法人の適格要件として内国歳入法により課された分散化要件に従う所存であり、かついかなる会社のあらゆる種類の発行済株式も25%を超えて取得しないという投資方針を採っている。(4(5)「米国の税制 - 米国連邦所得税」および2「(4)投資制限」を参照のこと。)

追加考慮事項

当ファンドは、先渡契約、買戻契約の締結、およびポートフォリオ証券の貸付けを含む特別考慮事項に関わる様々なその他の投資慣行を利用することができる。(2「(1)投資方針」を参照のこと。)

当ファンドの基本定款は、当ファンドのオープン・エンド型への転換を禁じ、他人が当ファンドの支配権を獲得する場合を制限する買収禁止条項を含んでいる。一定の状況では、これらの条項によって投資主が市場価格を超えるプレミアム付きで投資口を売ることが禁じられる。

当ファンドが証券買戻し契約を締結する能力およびポートフォリオ証券を貸す能力については、2「(2)投資対象 - 一時的投資」および同「 - ポートフォリオ証券の貸付け」に記載されている。

当ファンドは、投資する国の政府により現在課されているまたは将来課せられる実現キャピタル・ゲインへの源泉徴収税を含む源泉徴収税に服することがある。4(5)「米国の税制 - 米国連邦所得税」を参照のこと。

当ファンドの投資口への投資は、完全な投資計画とみられるべきではなく、またすべての投資家に適切なものであるとはいえない。投資家は、当ファンドに投資する前に、リスクを引受ける自己の能力について注意深く考慮すべきである。

投資リスクに対する管理体制

1(4)「外国投資法人の運用体制」の項を参照のこと。

将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況等

ファンドが将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他ファンドの経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、認識していない。

本項記載の事項は本書提出日現在の情報に基づいている。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

日本国内における当ファンドの投資口の販売は現在行われていないため、該当事項なし。

(2) 【買戻し手数料】

当ファンドはクローズド・エンド型の投資法人で、当ファンドの投資主は当ファンドに対し投資口の償還を請求する権利を有しないため、該当事項なし。

(3) 【管理報酬等】

運用会社報酬

運用契約に基づく役務により、運用会社は当ファンドの週平均純資産価額の年率1.00%を手数料として受取る。かかる手数料は週毎に計算され月毎に支払われる。当ファンドの顧問手数料は、アジア・太平洋地域の発行者および政府債券に投資を行うという当ファンドの投資目的を遂行するためにより多くの時間と費用が必要であるため、他の多くの米国投資法人により支払われる顧問料よりも高い。アジア諸国の発行者の有価証券に関する入手可能な公開情報が米国会社のそれと比べ限られておりまた会計基準がより変化に富んでいるため、この投資目的がより多くの時間と費用を必要とするからである。さらにアジア諸国の発行者に関し入手可能な調査結果は米国の会社に関し入手可能な調査結果と比較にならない。運用契約に基づき運用会社が当ファンドからその投資運用の役務に対し受取った手数料は、2013年12月31日に終了した1年について3,312,000米ドル、2014年12月31日に終了した1年について2,735,000米ドルであった。運用会社は副運用会社に対し、運用会社が当ファンドより受領する投資顧問報酬の一部を月毎に支払う。

事務管理報酬

事務管理契約に基づく事務管理会社報酬は、当ファンドの週平均純資産価額の0.08%である。事務管理会社は当ファンドの週平均純資産価額の0.02435%に加え年額24,000米ドルを加算した旧事務管理会社報酬を上回らないように事務管理会社報酬の一部放棄することにより上限を設けることに合意した。かかる権利放棄は任意であり、いつでも解除することができる。2014年12月31日に終了した1年間においてかかる合意に基づき約128,000米ドルの事務管理会社報酬が放棄された。事務管理会社およびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー間の副事務管理契約に基づき、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは当ファンドに対し一定の管理業務を提供する。かかる役務に対して、事務管理会社は当ファンドから事務管理会社が受領する報酬の一部をステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払う。価格決定業務に関する経費および臨時経費を除く、かかる契約に基づき提供される通常の役務において発生した事務管理費用(立替経費を含む。)は、事務管理会社報酬で補われる。

保管会社報酬

その役務に対し、保管会社は保管する当ファンド資産に対する割合で計算される手数料および当ファンド勘定において行われた各証券売買額に応じた手数料を受領する。さらに、保管会社は、保管契約に基づくその義務の履行に関連して保管会社に発生した実費について、当ファンドより払戻しを受ける。保管契約により、当ファンドは保管契約に関連し発生した債務、損失または経費(法律顧問料および払戻しを含む。)につき、保管会社を補償する。ただし、保管会社またはあらゆる副保管会社による過失または故意の違反行為または違反の結果としての債務、損失または経費はこの限りではない。2010年5月24日付で発効したステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーとの間の保管契約に基づき、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは保管会社としてのその役務に対し当ファンドから一定の支払いを受領しており、その額は2013年12月31日に終了した1年について404,000米ドル、2014年12月31日に終了した1年について304,000米ドルであった。

保管会社は、1940年法に基づく規則に従い、米国外に1社以上の副保管会社を任用することができる。かかる副保管会社の手数料および費用は、保管会社がこれを支払う。

取締役報酬

2015年1月1日付で、取締役各人(取締役会会長を除く。)は、モルガン・スタンレーのファンドにおける取締役としての役務に対して240,000米ドル(2015年1月1日より前は230,000米ドル)の年俸を受領する。

監査委員会委員長は78,750米ドルの追加の年間報酬を、投資委員会委員長は63,000米ドルの追加の年間報酬を、その他の委員会委員長および小委員会委員長(クローズド・エンド型ファンドの委員会委員長を除く。)は31,500米ドルの追加の年間報酬を受領する。取締役各人に支払われる報酬総額は、モルガン・スタンレーのファンドにより支払われ、各ファンド/ポートフォリオの関連純資産に基づき、モルガン・スタンレーのファンドの運用ファンド/ポートフォリオ間で比例按分される。マイケル・E・ヌジェントはモルガン・スタンレーのファンドの取締役会会長としての役務および各取締役会に提供された管理業務に対して合計480,000米ドル(2015年1月1日より前は合計460,000米ドル)の年間報酬を受領する。

当ファンドはまた、かかる会議への出席に関して取締役が負担する出張費およびその他の費用を当該取締役に払戻す。運用会社の従業員である取締役各人は取締役としての役務に対して当ファンドから報酬または立替払費用を受領していない。

2004年4月1日から、当ファンドは繰延報酬制度を開始した。この制度により取締役各人は、取締役会における年間の役務に対して受領する報酬の全額または一部の支払いを繰延べることができる。資格を有する取締役各人は通常、繰延報酬制度に基づき投資の選択肢として提供される1社または複数のモルガン・スタンレーのファンド(またはそのポートフォリオ)のトータル・リターンに等しい額のリターンを繰延金額に貸記することを選択することができる。取締役の選択で、一括払いかまたは5年間にわたり等額の年割賦で分配される。資格を有する取締役および受取人の繰延報酬制度に基づく保有金額に対する権利は保証されず、当該金額は当ファンドの債権者の請求対象となる。

2004年4月1日より前は、いくつかのモルガン・スタンレーのファンドには同様の繰延報酬制度(「旧繰延報酬制度」)があった。かかる制度においても独立取締役各人は、取締役会における年間の役務に対して受領した報酬の全額または一部の支払いを繰延べることができた。通常、繰延報酬制度が旧繰延報酬制度に取って代わり、現在、旧繰延報酬制度に基づくすべての未払金額は繰延報酬制度の条件が適用される(引続き旧繰延報酬制度の条件が適用される、2004年暦年中に支払われた金額を除く。)

以下の表は、当ファンドにより各取締役に支払われた報酬総額ならびに運用会社が運用する全ファンドおよび運用会社が投資顧問を務める他の米国登録投資法人または運用会社の関連会社が投資顧問会社を務める投資法人(総称して「ファンド集合」)より各投資法人の取締役としての役務に対し各取締役に支払われた報酬総額である。いずれの場合にも、ファンド費用の一部として生じた年金または退職給付金はなかった。以下の表に記載されている金額は、2014年12月31日に終了した会計年度中、取締役が実際に受領したかどうかにかかわらず、ファンド集合が2014年12月31日に終了した暦年中に提供された役務に対し支払うべき金額を含む。

取締役の氏名	当ファンドからの 報酬総額(2)	取締役に対する当ファンド およびファンド集合 からの報酬総額(3)
	(単位：米ドル)	(単位：米ドル)
独立取締役(1)		
フランク・L・ボーマン	569	261,500
マイケル・ボジック	558	261,500
キャスリーン・A・デニス	569	261,500
ナンシー・C・エヴァレット(4)	該当なし	該当なし
ジャッキー・L・ハウスラー(4)	該当なし	該当なし
マニュエル・H・ジョンソン博士	626	293,000
ジョセフ・J・カーンズ(3)	659	340,750
マイケル・F・クライン(3)	569	261,500
マイケル・E・ヌジェント	982	460,000
W・アレン・リード(2)(3)	569	261,500
ファーガス・リード(3)	558	308,500
利害関係を有する取締役		
ジェームズ・F・ヒギンス	493	230,000

- (1) 当ファンド取締役としての役務ならびに当ファンド取締役会会長または委員会委員長もしくは小委員会委員長としての役務に対して支払われたすべての金額を含む。
- (2) 2014年12月31日に終了した会計年度において、クライン氏およびW・アレン・リード氏は当ファンドからの報酬の全額を繰延べた。
- (3) この欄に記載されている金額は、繰延報酬制度に基づき取締役が繰延べる前の2014年12月31日現在のファンド集合における全ファンドにより支払われた報酬総額を示している。2014年12月31日現在、繰延報酬制度に基づきカーンズ氏、クライン氏、W・アレン・リード氏およびファーガス・リード氏のためにファンド集合全体で繰延べられた金額(利息を含む。)はそれぞれ666,222米ドル、260,630米ドル、1,697,049米ドルおよび845,514米ドルであった。ファンド集合の各ファンドの会計年度末は異なるため、この欄に記載されている金額は暦年ベースで表示されている。
- (4) エヴァレット氏およびハウスラー氏は、2015年1月1日付で独立取締役として当ファンドの取締役会に参加した。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドは、特に設立費用(運用会社の間接費および人件費は含まない。)を含め、以下のその他の費用を支払う。当ファンドの法律顧問の報酬および費用、会計監査費用、公租公課、上場費用、投資法人協会参加に関連し発生した会費および費用、当ファンドの名義書換代理人および登録機関の報酬および費用、管理報酬および費用(ただし、管理契約に別段の記載のある場合を除く。)、価格決定業者による保有証券ポートフォリオの評価費用(もしあれば)、当ファンド発行投資口の募集・引受け・発行に係る投資証券(もしあれば)作成の費用およびその他費用、投資家・広報関連費用、一般募集のための当ファンド投資口の登録・格付費用、当ファンド保有有価証券の発送に関連した送料・保険その他費用、当ファンド所有証券の取得または処分に係る仲介手数料およびその他費用、投資主に対する報告、通知の作成および分配金の分配に係る費用、分配金再投資制度に係る費用(ただし当該制度参加者により支払われる仲介手数料を除く。)、文具費、訴訟費用、および投資主総会およびその他の会議に係る費用。

独立会計士に対する報酬

アーンスト・アンド・ヤングLLPから請求のあった2013年12月31日および2014年12月31日に終了した会計年度に係る当ファンドの財務書類の年次監査に関連する報酬総額は、それぞれ55,588米ドルおよび58,844米ドルであった。アーンスト・アンド・ヤングLLPから請求のあった2013年12月31日および2014年12月31日に終了した会計年度に係る一定の外国における書類提出要件のための財務書類の翻訳に関連する監査関連報酬は、それぞれ8,608米ドルおよび8,386米ドルであった。アーンスト・アンド・ヤングLLPから請求のあった2013年12月31日および2014年12月31日に終了した会計年度中に行われた当ファンドに対する税務コンプライアンス、税務上の助言および計画立案に関連する報酬総額は、それぞれ3,765米ドルおよび3,867米ドルであった。かかる報酬は当ファンドのための連邦、州および地方の納税申告の検討に対して支払われた報酬に相当する。上記以外に2013年12月31日および2014年12月31日に終了した会計年度中に当ファンドに提供されたその他の商品およびサービスに対してアーンスト・アンド・ヤングLLPから請求された報酬はなかった。

仲介手数料

当ファンドが支払ったまたは支払うべき仲介手数料は、2013年12月31日に終了した会計年度については498,243米ドル、2014年12月31日に終了した会計年度については539,464米ドルであった。このうちそれぞれ59,778米ドルおよび61,239米ドルが関連会社に支払われ、または支払われるべきものであったが、これは当ファンドが関連会社に支払ったまたは支払うべき仲介手数料総額の、それぞれ12.00%および11.35%に当たった。また仲介手数料の支払いが関与した当ファンド取引の米ドル建総額のうち、関連会社を通じた取引は、2013年12月31日に終了した会計年度で全体の12.76%、2014年12月31日に終了した会計年度で全体の3.69%であった。当ファンドのポートフォリオの回転率は2013年12月31日に終了した会計年度で全体の42%、2014年12月31日に終了した会計年度で全体の79%であった。

(5) 【課税上の取扱い】

租税条約

2004年3月30日に日米間で批准された所得に対する租税に関する条約(「2004年条約」)は、通常日本の居住者または法人に対する当ファンドの分配金についての源泉徴収税に関し適用される。また同条約は、通常日本の居住者または法人が当該株式を売却した場合に得た売却益についても適用される。

米国の課税上の取扱い

(a) 当ファンド投資口の分配に対する米国連邦所得税の源泉課税(注1)

2004年条約および米国連邦所得税法によれば、日本の居住者であって米国の市民もしくは居住者ではない者によりまたは日本法人により実質的に所有される当ファンド投資口について、現金分配(キャピタル・ゲイン分配として当ファンドが区別する分配を除く。)(および2004年12月31日後2015年1月1日(または連邦議会により延期される場合には後日)前に開始する課税年度においては、「利息に基づく分配」および「短期キャピタル・ゲイン分配」として当ファンドが報告する分配)が支払われる場合、原則として、10%の割合による米国連邦所得税が源泉徴収される。ただし、日本の実質投資主が米国において恒久的施設を有しており、かつ当該日本の実質投資主が所有する当ファンド投資口が、当該恒久的施設に起因するものである場合には、通常の所得税率による米国連邦所得税が課せられる。

(b) 当ファンド投資口の売却に対する米国連邦所得税(注1)

2004年条約および米国連邦所得税法によれば、当ファンド投資口の日本の実質投資主は、当該日本の実質投資主が米国に恒久的施設または固定設備を有し、かかる投資口が恒久的施設または固定設備に実質的に関連を有していない場合、または個人投資主の場合には当該個人投資主が売却またはその他処分を行った年に合計183日を超えて米国内の固定設備に滞在していない場合もしくはこれを保有していない場合、一般的に当ファンド投資口の売却益について米国連邦所得税または源泉徴収税を課せられない(売却損については控除できない。)。

(c) 当ファンド投資口についての分配および売却益に対する州および地方税

上記(a)および(b)の所得および収入にかかる米国連邦所得税・源泉徴収税のほかに、当ファンド投資口の日本の実質投資主が米国において営業を行い、もしくは事務所を保有し、または住所を有している場合には、当ファンド投資口にかかる支払分配および売却益は、一定の条件のもとで、当該営業もしくは事務所または住所の所在地の管轄当局により州地方所得税を課せられることがある。

(d) 相続税(注1)

当ファンド投資口を実質的に所有する日本人が死亡した場合、当該投資口は現行法のもとでは米国内にある財産とみなされ、通常、米国連邦相続税を課せられることがある。死亡投資主がその死亡当時日本の居住者であって米国の市民もしくは居住者でない場合、当該死亡投資主の米国内に存在する財産の価値(適用ある諸控除後のもの)について18%ないし40%の累進税率による相続税が課せられる。

(注1) 2004年条約または1955年の米国と日本国間の相続および贈与に関する租税条約に基づく米国連邦による源泉徴収軽減税率の適用の可否は、それらの条約上の特典を請求するために定められた手続に従うこと、および一定の場合にはさらに当ファンドの投資口に投資した日本の投資主が米国連邦所得税法および租税条約の規定する日本の実質投資主としての条件を満たすことを、米国の税務当局に対して、十分に証明することができるか否かによる。

日本国の課税上の取扱い

以下の日本国の課税上の取扱いに関する記載は、当ファンドの投資口が上場されており、実質投資主が日本国内の支払代理機関に開設している口座に当ファンドの投資口を保有しているとの仮定に基づいている。実質投資主が当ファンドの投資口を直接保有している場合には、当該実質投資主は、独立した税務顧問から個々の状況に基づき助言を求めなければならない。

分配

実質投資主(以下に定義する。)に対する分配は、日本の税法上配当所得となる。日本の居住者たる個人または日本の法人が支払いを受けるべき分配については、上場株式等の配当等として、米国において当該分配の支払いの際に徴収された米国の源泉課税があるときは、この額を米国における当該分配の支払額から控除した後の金額に対して、2014年1月1日から2037年12月31日までに支払いを受けるべき分配については、個人の場合は15.315%の所得税と5%の地方税が、法人の場合は15.315%の所得税が、2038年1月1日以降に支払いを受けるべき分配については、個人の場合は15%の所得税と5%の地方税が、法人の場合は15%の所得税が源泉徴収される。

個人は、確定申告において当該分配金について申告しないことを選択できる。個人が2009年1月1日以降に支払いを受けるべき分配については、申告分離課税を選択することが可能である。申告分離課税の場合、2014年1月1日から2037年12月31日までに支払いを受けるべき分配については、15.315%の所得税と5%の地方税が、2038年1月1日以降に支払いを受けるべき分配については、15%の所得税と5%の地方税が課せられるが、かかる分配の額は、2009年1月1日以降の期間の上場株式等の譲渡損と損益通算が可能である。2016年1月1日以降に支払いを受けるべき分配の額については、同日以降の期間の上場株式等及び一定の公社債等の譲渡損と損益通算が可能である。

実質投資主に支払われた分配につき源泉徴収された米国の所得税額については確定申告により外国税額控除が利用できる場合がある。

譲渡損益

当ファンド投資口の日本における譲渡に基づく損益についての課税は、日本の会社の上場株式の譲渡損益課税と同様である。

相続税

当ファンド投資口を相続または遺贈を受けた日本の実質投資主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

米国の税制 - 米国連邦所得税

当ファンドは、内国歳入法上の規制投資法人として適格であり続けることを意図している。課税年度にかかる取扱いを受ける資格を有するためには、当ファンドは次の条件(しかしこれに限定されない。)を充たさなければならない。(イ)総収益の少なくとも90%を()配当、利息、証券貸付けからの収入、株式やその他証券の売却または処分から得た収益、外国通貨の売却または処分から得た収益、もしくはその他当ファンドによる株式、証券および通貨への投資事業に関連して発生した利益(先渡契約による利益を含む。)および()「適格一般売買パートナーシップ」(内国歳入法に定義される。)に対する持分からの純利益から得ること、および(ロ)課税年度の各四半期末には()当ファンドの総資産の少なくとも50%が、現金もしくは現金項目、米国債、その他規制投資法人の証券およびその他証券により(その他証券に関しては同一発行者に対する投資は当ファンドの総資産の5%、およびかかる発行者の発行済議決権証券の10%を超えてはならない。(これらの目的において、いかなる発行者の発行済議決権証券も内国歳入法に定義される「適格一般売買パートナーシップ」の持分証券を含む。))保有されており、()当ファンドの総資産の25%を超えて同一発行者または当ファンドが支配する2つ以上の発行者で、かつ同種の事業または関連事業に従事しようとしているもの、または1社以上の「適格一般売買パートナーシップ」(内国歳入法に定義される。)の証券(ただし、米国債とその他規制投資法人のものは除く。)に投資されていないように分散投資が実施されていること。上述の総収益の90%要件の目的上、内国歳入法において、外国通貨から生じる利益が当ファンドによる、株式または証券への投資事業に直接関係しないものである場合には、適格収益からかかる外貨利益を除外する規定を制定する権限が米国財務省に明確に付与されている。今日までに米国財務省はかかる規定を制定する権限を行使していないが、今後、当ファンドの外国通貨からの利益の一部または全部を非適格収益として取扱うこととする規定(場合により遡及適用)を制定しないという保証はない。しかしながら、当ファンドは、外国通貨から生じる収益がすべて当ファンドの主な事業である株式および証券への投資に直接関係するものであることを予定している。

規制投資法人として、当ファンドが当該課税年度の投資法人課税所得および非課税所得の90%以上をその投資主に分配すれば、投資主に分配される投資法人課税所得に米国連邦所得税は通常課せられない。しかし投資主に分配されない収入やキャピタル・ゲインは課税対象となる。投資法人の課税所得には、とりわけ、分配、利息、純長期キャピタル・ロスを超過する純短期キャピタル・ゲインが含まれるが、純短期キャピタル・ロスを超過する純長期キャピタル・ゲインは含まれない。当ファンドは引続き、各年度毎にその課税所得の全額またはそのほとんどを投資主へ分配する予定である。必要であれば、前述の分配をするために一時的に借入をするか、資産を処分することもあり得る。投資法人の課税所得が米国の投資主に分配金として分配されれば、現金または投資口という形でなされようと、当ファンドの当期利益と留保利益の範囲内で経常所得として通常、その投資主に課税される。しかしながら、保有期間およびその他の要件を投資主および当ファンドの両者が満たす場合には、当該分配が一定の適格外国会社から当ファンドが受領した配当に帰属しうると報告される限度で、当該分配に関して一般に、純長期キャピタル・ゲインに適用される低率の税金が米国の投資主に課税されることがある。外国会社が(1)米国の領域において設立されているまたは、本目的上、充足していると米国財務省が決定する、情報交換プログラムを含む米国との包括的な所得税条約の恩恵を受ける資格を有する場合または、(2)その他の外国会社でかかる配当が支払われる株式が米国内で確立された証券市場で直ちに取引可能なものである場合、当該会社が支払う配当金に関しては、当該外国会社は「適格外国会社」である。「適格外国会社」には、配当金が支払われた当該会社の課税年度中または前課税年度に、内国歳入法に定義される「受動的外国投資法人」であった外国会社は含まれない。当ファンドの当期利益および留保利益を上回る分配の場合、まず投資主の所有投資口の調整済税額を差し引き、さらに分配額がかかる投資口のプラスの調整済税額を上回る限りにおいて、(当該投資口が資本資産であると仮定して)引続き当該投資主にとってキャピタル・ゲインとなる。当ファンドは米国内の会社株式には投資しないので、当ファンドの法人投資主は当ファンドから受ける分配に関して課税控除を受けることはできない。当ファンドが収益の90%を分配するという条件を充足できなかった場合、また1課税年度において規制投資法人として適格でなかった場合には、当ファンドは、正規の法人税率で、投資主への分配分を控除されることなく、課税所得全額に対して課税されることになり、かかる分配は、当ファンドの当期利益と留保利益の範囲内で普通分配としてその投資主に課税される。

規制投資法人として、当ファンドが投資主へ分配する、純短期キャピタル・ロスと過去の繰越キャピタル・ロス(もしあれば)を超過する純長期キャピタル・ゲインには米国連邦所得税が課せられない。当ファンドがその純長期キャピタル・ゲインを再投資またはその他目的のために留保すれば、留保した金額に対して最高35%の税率で通常の法人所得税が課税される。当ファンドの取締役会は年に一度は純短期キャピタル・ロスと過年度の繰越キャピタル・ロスを超過する純長期キャピタル・ゲインを投資主へ分配するかどうかを決める。当ファンドは、課税年度の末日現在で投資主名簿に登録されている投資主でもし長期キャピタル・ゲインに米国連邦所得税が課税されれば、(イ)留保金額に対する自己の持分を長期キャピタル・ゲインとして米国連邦所得税上の申告を要し、また、(ロ)留保金額に対して当ファンドが支払った税額に対する自己の比例持分を自己の米国連邦所得税額から控除することができ、また自己の比例持分が自己の米国連邦所得税額を超える場合には税の還付を請求できる者に対する通知書の中で未分配キャピタル・ゲインとして留保された額を指示する予定である。米国連邦所得税上、当ファンドの投資主が所有する投資口の課税評価額は、投資主の所得に含まれた未分配のキャピタル・ゲイン額と自己持分に関し投資主により支払われたとみなされた税額の差額に相当する額だけ増える。当ファンドが「キャピタル・ゲイン分配」として報告する当ファンドによる純長期キャピタル・ゲインの分配(もしあれば)はそれが現金でなされようと投資口でなされようと、投資主の当ファンドの投資口の保有期間に関係なく、投資主の長期キャピタル・ゲインとして課税される。現在内国歳入法では純長期キャピタル・ゲインに対する個人への課税は15%または20%(個人の所得が一定の閾値を超えるか否かによる。)、法人への課税は35%を超えることはない。配当や分配の米国連邦所得税法の取扱いについて、投資主に毎年通知がなされる。

分配金再投資・現金買入プランに基づき、投資口の形で分配を受ける投資主は通常、米国連邦所得税上、現金で分配を受ける投資主が受け取る金額に等しい金額の分配を受領したとみなされ、またその金額に等しい額が追加投資口の取得金額となる。ただし、当ファンドが純資産価額以上の公正市場価額で追加投資口を発行する場合、投資主は分配される投資口の公正市場価額に相当する分配金を受領するものとみなされる。

分配を行った結果、投資口の純資産価値が投資主の取得価額を下回った場合で、その分配が実質的には投資資本の返却に該当する場合でもかかる分配は課税の対象となる。分配金またはキャピタル・ゲイン分配金の支払日の直前に投資口を購入しようと考えている投資家は、投資口価格はその分配金等が織り込まれたものであるが、分配等の基準日の前に投資口を購入した投資家に支払われる分配金等は課税されることに注意する必要がある。ある年度の実現され分配されたキャピタル・ゲイン(投資の観点からすれば収益ではなく投資資本の部分的な返還)は投資実績その他の結果であり1年毎に変わるものである。

当ファンドが、ある投資口につき分配金のための基準日に投資主名簿に登録された投資主である場合には、かかる分配金は受領日現在ではなく(イ)かかる分配の分配落ち日(投資口の購入者が宣告されたが未払いの分配金の支払いを受けることができなくなる日)、または(ロ)当ファンドがかかる投資口を取得した日(いずれの日も分配金受領日に先立つ。)、のいずれか遅い日の時点で、当ファンドの総収益に計上される。従って、当ファンドは収益分配の要件を満たすためにかかる所得を見越して分配金を交付しなければならないこともあり得る。この場合、投資主は通常より前の年度に分配金の支払いを受けることになる。

内国歳入法に基づき、当ファンドは未分配の所得に4%の消費税を課せられる。かかる課税を回避するためには暦年で年1回、その年度の調整済課税経常所得(特定の繰延額を含む。)の少なくとも98%に相当する金員を、また原則的に10月31日で終わる12ヶ月間のキャピタル・ゲイン純所得の少なくとも98.2%を分配しなければならない。さらに消費税回避のために分配すべき最少限度額は、前年度の分配不足金または分配超過金を反映してその年毎に増減する。分配が上記の基準を満たし、かつ、上述の90%の分配要件を満たすためには、分配は通常当年度中に宣告され支払われなければならない。当ファンドが10月、11月または12月に決定、宣言する分配金はそれぞれの月に設けられた基準日における投資主名簿上の投資主がその年の12月31日に受取ったものとみなされ、当ファンドにより遅くとも12月31日までに支払われたものとみなす。ただし、これはかかる分配金が翌年の1月に実際支払われることを条件とする。

当ファンドは、米国連邦所得税上、米ドルにて会計を行い、所得の計算をする。ただし、投資によっては米ドル以外の通貨で維持され、それから派生する所得もまた米ドル以外の通貨で計算される。またかかる計算の結果は為替レートの変動の結果、必ずしも米国連邦所得税上の当ファンドの配分可能な所得およびキャピタル・ゲイン額に対応しない。さらに外国為替の管理規制によって当ファンドが投資収益または証券売却代金を米国へ送金することを制限することもあり得る。また、かかる規制や制限により、当ファンドが90%および消費税の分配要件を満たす分配を行うこと、ならびに4%の消費税を回避することが制限されることもあり得る。

当ファンドの先渡契約および特定のその他金融商品には内国歳入法の特別規定が適用される。これは当ファンドが実現する収益や損失の分類に影響を与え(たとえばゲインまたはロスが経常所得またはキャピタル・ゲインに分類されるかどうか)、当ファンドの収益の認識を早め、当ファンドの損失を繰延べ、さらにキャピタル・ゲインやロスが長期あるいは短期キャピタル・ゲインまたはロスであるのか分類の決定に影響を与える。またこれらの規定により、種類によってはポートフォリオの持高を市場価格で値洗いしなければならないものも出てきて(たとえば、課税年度終了時の公正市場価格で売却されたものとして扱わなければならない)、その結果、当ファンドは所得税や消費税を回避するため分配要件を満たすのに必要な現金を受取る前に収益の認識を余儀なくされることもあり得る。当ファンドは先渡契約またはヘッジ投資等を取得する際には、上述したかかる規定による影響を最小限に押さえ、当ファンドが規制投資法人として資格を失わないよう、また所得税や消費税の課税を最小限に留めるために、取引を監視し、税務上の適切な選択を行い、帳簿や記録に適切な記入を行う。

当ファンドは、市場による割引を現行ベースで実現を繰延べると、実際の現金の受領に合致しない収益を生む投資、たとえば政府債券を含む発行時に割り引かれた(発行価格と満期の償還価格との差額)債務証券または市場で割り引かれた(取得直後の価格と満期の償還価格との差額)債務証券への投資を行うことになることもあり得る。なお履行遅滞になった投資に関しても米国連邦所得税の目的上、所得が発生し続けることはあり得る。前述の所得はいずれも当ファンドによって得られたものとして扱われ、従って内国歳入法上の所得分配の要件を満たすことを要する。かかる所得は当ファンドの現金の受領とは一致しないかもしれないので、当ファンドは投資家への分配を可能とするために一時的に借入れるかまたは他の証券を処分することを必要とされるかもしれない。

内国歳入法上の受動的活動に関する規則に基づく一般売買パートナーシップのための個別の取扱いが、適格一般売買パートナーシップの持分を保有する規制投資法人に対して、かかる持分に帰属する項目に関して適用される。

財務省規則のもとで、米国の投資主は、当ファンドの投資口に関して、ある一課税年度において、米国の個人投資主については2,000,000米ドル、米国の法人投資主については10,000,000米ドル(または複数年にわたる一定以上の金額)を上回る損失を認識する場合、内国歳入庁にIRS様式8886号に基づく開示書類を提出しなければならない。さらに、報告義務の不履行に対して重大な課徴金が課されることがある。ポートフォリオ証券を直接に保有する者は、多くの場合、かかる報告義務から免除されるが、規制投資法人の投資主に関する現行の指針のもとでは例外は適用されない。かかる規則に基づき損失が報告可能であるという事実は、投資主のかかる損失に対する取扱いが適切であるか否かについての法的決定には影響しない。投資主は各々の状況に鑑みてかかる規則の適用を受けるか否かの判断を自己の税務顧問と相談すべきである。

当ファンドは補完的源泉徴収目的のために、28%の現行税率で一定の非法人投資主への報告可能な支払い(分配金およびキャピタル・ゲイン分配金を含むことがある。)から源泉徴収することを要求されることがある。ただし、投資主はその納税者番号が正確であること、および補完的源泉徴収の対象にはならないこと、または免除されていることを偽証の制裁の下に証明する適切な書面を届出ることによりこの源泉徴収を免れることができる。補完的源泉徴収税は、追加に徴収されるものではない。補完的源泉徴収規則の下、投資主に対する支払いから源泉徴収された金額は投資主の米国連邦所得税額から控除することができる。

投資主は、その投資口の売却または交換において、その実現額および投資主の投資口評価額に基づき課税対象となる収益または損失を実現する。もし当該投資口が投資主の資本的資産である場合、かかる損益はキャピタル・ゲインまたはロスとして取り扱われ、当該投資主による投資口保有期間が1年よりも長期に渡る場合は、長期キャピタル・ゲインまたはロスとなり、それ以外は短期キャピタル・ゲインまたはロスとなる。一般に、1年超保有していた資本的資産の売却益に対する個人への最高税率は15%または20%(個人の所得が一定の閾値を超えるか否かによる。)である。処分された投資口がその処分から30日前に開始しその処分から30日後に終了する61日間の間に実質的に同一の投資口と置換された場合(分配金およびキャピタル・ゲイン分配金の当ファンドへの再投資による置換も含む。)には、売却または交換による実現損失は否認される。かかる場合、取得された投資口の評価額は否認される損失に応じて調整される。投資主が6ヶ月またはそれより短期間保有していた当ファンド投資口の売却により実現した損失は、米国連邦所得税法上、当該投資主がかかる投資口に関し長期キャピタル・ゲイン分配金額として受取った額を限度として、長期キャピタル・ロスとして処理される。他の方法によりキャピタル・ロスを控除するには内国歳入法に基づくその他の制限を受けることがある。

議会が可決した法律は、対象となる有価証券(通常2012年1月1日より後に取得した適格投資会社の証券を含む。)の修正原価主義に基づく情報の内国歳入庁および納税者への報告を要件としている。投資主は、原価基準の報告およびその口座の選択肢についてそれぞれの金融仲介機関に連絡を取るべきである。

当ファンドによる投資口の買戻しは、買戻し後に直接または内国歳入法第318条によるものを問わず、()投資主がなんらの投資口も所有していないか、または()当ファンドに対する持分割合に有意の減少が生じていない場合には、通常投資主による投資口の売却として扱われる。もし、買戻し後も投資主がなんらかの投資口を直接に所有しているか、所有しているとみなされ、当ファンドに対する持分割合に有意の減少が生じていないときは、当該投資主が買戻しにより受領した金額は投資主への分配として課税対象となる。さらに、もし、当ファンドがかかる買戻しを償還の一環として行った場合、その保有する投資口を買戻されなかった投資主は当ファンドに対する持分比率が増加する結果、分配金の分配を受けたものと扱われるおそれがある。

米国の個人、不動産および信託の一定の投資純利益(当ファンドから受領した通常の分配金およびキャピタル・ゲインによる分配金、および当ファンド投資口の償却またはその他課税対象の譲渡による純益を含む。)に対して、「修正調整後総所得」(個人の場合)、または「調整後総所得」(不動産または信託の場合)が一定の閾値を超える場合に、3.8%の追加のメディケア税が課税される。

受動的外国投資法人

もし、当ファンドが内国歳入法上、受動的外国投資法人(PFIC)として定義される外国法人の株式等持分証券を取得した場合、当ファンドが所有するPFIC投資口の「超過分配」部分(当ファンドが当該株式の分配金として受領したうち、過去3年間またはそれより短い当ファンドの保有期間において、当ファンドが受取った平均年間分配金の125%を超える部分、およびかかるPFIC投資口の処分により得られる利益)またはかかる法人の持分売却益については、たとえかかる所得または利益が当ファンドにより投資主へ分配されても、米国連邦所得税の対象となる。かかる「超過分配」から生じた繰延税額に関して利息の性質を有する追加金が当ファンドに課せられる。もし、当ファンドがPFICに投資して、PFICを内国歳入法上「適格選択ファンド」として扱うと決定した場合(そして、PFICが一定の報告要件に合致した場合)、前述した要件の代わりに、当ファンドは毎年の所得中に、PFICの経常収益における持分割合および純キャピタル・ゲインを、かかる金額が現実に当ファンドに分配されたか否かを問わず、含めることを要求され、また、当該PFICに一定の情報を要求することがあるが、かかる情報提供が受けられない場合がある。あるいは、「市場性を有する株式」を保有するPFICのケースでは、当ファンドのような米国人投資主は毎年PFIC投資口を値洗いすることを選択できる。

外国税額控除

当ファンドが米国外にある源泉から受け取った所得または収益は、諸外国の源泉徴収税その他の税金の対象となりうる。当ファンドが規制投資法人としての資格を有する場合、分配要件が満たされ、課税年度末における当ファンドの総資産の50%超が外国企業の株式または証券によって構成されているとき、当ファンドは、米国連邦所得税上、当ファンドによって支払われた、米国所得税原則に照らして所得税として扱われうる外国所得税または外国源泉徴収税を、その投資主によって支払われたものと扱うことを選択しうる。当ファンドは、そのように選択しうる資格を得た年には、この選択を行う予定である。当ファンドがそのように選択した年は、各投資主はその所得に、当ファンドが外国政府に支払ったかかる所得税における投資主の持分割合と同じ金額を含めることが要求され、投資主は一定の制限を前提に、その金額を米国連邦所得税額から控除するか、またはその金額を課税所得から控除することができる。一般に、投資主は支払われた当該外国所得税の所得控除の請求または税額控除のいずれかを、毎年選択することができる。しかしながら、一定の外国人投資主または控除の明細を作成しない非法人投資主は、外国税額の控除を請求できない。

投資主の米国連邦所得税額から控除される外国税額は、一般に投資主の外国源泉課税所得に米国連邦所得税率を乗じた額に制限されている。この目的上当ファンドは、分配金またはキャピタル・ゲインの分配としての如何に拘らず、当ファンドが分配するキャピタル・ゲインが外国源泉課税所得に扱われないことを予定している。さらに、この制限は一定の種類外国源泉課税所得に個別に適用される。その一つは外国源泉受動的所得である。外国源泉受動的所得には、分配、利息、キャピタル・ゲインおよび一定の外国通貨収益を含むものとなる。この結果として、投資主の中には、当ファンドによって支払われた外国税の持分割合分のすべてを控除請求することができない者もいるかもしれないが、この制限のために当該年度に控除請求できない税額を繰上げまたは繰越すことができるかもしれない。各投資主は、前述の選択に従って、当ファンドによって支払われた外国税がその年度に投資主によって支払われたとして取り扱われるのか否かの書面による通知を受けるものとし、もしかかる取扱いがなされるのなら、通知には、()かかる国に支払われた外国税における当該投資主の持分割合および、()当ファンドの分配金の中の外国源泉所得部分が報告される。投資主は、その他適用される制約を含む米国の外国税額控除規制および関連条約の適用性につき自己の税務顧問と相談すべきである。

非米国人投資主

米国に関して非居住者でかつ外国人となる個人、外国の信託、外国の資産または外国の法人(「外国人投資家」となる投資主の課税は、投資主の当ファンドからの所得が投資主によって行われる米国における取引または事業と「実質的に関連しているか」どうかによって決まることがある。一般に、米国連邦所得税法上、米国の居住者となる非米国人個人は、上述の方法で米国人と同様に課税対象となる。

もし、当ファンドからの所得が当該外国人投資家による米国における取引または事業と実質的に関連しているとはいえない場合、投資純利益および純短期キャピタル・ゲイン分の分配に対して一般に、30%(または租税条約によるそれより低い税率)の米国連邦源泉徴収税がかかる。さらに当ファンドがその支払った外国税の額を「パス・スルー」とする選択(上記に記載する)を当ファンドがした結果、投資主に対する米国連邦所得税が増加するが、彼らが支払ったとされる外国税に関しては米国内での税額控除または所得控除の請求ができない場合がある。2015年1月1日より(または連邦議会により延期される場合には後日)前に開始する課税年度において、外国人投資家が直接稼得するならばその所得に米国連邦所得税が課されない場合には、当ファンドの大半の外国人投資家(一般に、内国歳入法第871条(h)または第881条(c)のポートフォリオ持分免除の資格がある者)が受領する「利息に基づく分配」として当ファンドが報告する一定の分配は、米国の源泉徴収税から免除される。利息に基づく分配とは、外国人投資家が直接稼得するならば米国連邦所得税が課されない、当ファンドが得た一定の利子所得(銀行の預金利子および現在は源泉課税免除となっている短期発行差金を含む。)から生じた分配である。さらに、外国人投資家が直接稼得するならばその所得に米国連邦所得税が課されない場合には、特定の外国人投資家(通常、183日以上米国に滞在しない者)が受領する「短期キャピタル・ゲイン分配」として当ファンドが報告する一定の分配は、米国連邦所得税から免除される。通常、短期キャピタル・ゲイン分配は当ファンドの純長期キャピタル・ロスを上回る短期キャピタル・ゲインから生じるものである。しかし、状況に従い、当ファンドは当ファンドの潜在的に適格な分配のすべてまたは一部を免除対象として指定する、または指定しないことができ、当ファンドの分配の一部(例えば非米国原資からの受取利息または外国為替差益)はかかる潜在的な源泉課税免除については非適格となる。連邦議会が、2015年1月1日以降に始まる課税年度についても利息に基づく分配または短期キャピタル・ゲイン分配に関する免税措置を延長する保証はない。かかる延長がなされない場合、当該分配には米国連邦源泉徴収税が課される。

純実現長期キャピタル・ゲイン、当ファンドが未分配のキャピタル・ゲインとして内部留保した金額および当ファンドの実現投資口売却益の各分配に対しては、非居住者である外国人個人投資家が当該課税年度内に183日を超えて米国に滞在した場合でない限り、および当ファンド投資口の売却実現益の場合においては()当該所得が米国内の事務所または固定事業施設に帰するとき、または()当該非居住者が米国内に課税上の住所を有し、当該所得が米国外にある事務所または固定事業施設に帰さないとき、でない限り、米国連邦所得税がかかることはない。ただし、当ファンドは内部留保長期キャピタル・ゲインに関して米国連邦租税を負担することになるので、当ファンドが長期キャピタル・ゲインを分配しないと決めたことにより、当ファンドへの投資からの外国人投資家への全体の収益が減少することがある。そのため、当ファンドが内部留保している分配可能な現金の額を減少させることとなり、またかかる税につき外国人投資家は税額控除または所得控除を求めることはできない。しかしながら、上述したように当ファンドが内部留保額を未分配のキャピタル・ゲインとして指定すれば、純キャピタル・ゲインに米国連邦所得税が課されない非米国人投資主は、米国連邦所得税納税申告書を提出して当ファンドが支払った税額のうち持分割合分の還付を受けることができる。非居住者である外国個人投資家の場合、当該投資家が、非居住者外国人であることを偽証の制裁の下に証明する適切な書面を提出しない限り、当ファンドは米国連邦所得税として源泉徴収を要求される。

もし、当ファンドからの分配および当ファンド投資口の売却による実現利益が当該外国人投資家による米国における取引または事業と実質的に関連している場合、通常米国居住者または米国人法人へ適用される税率による米国連邦所得税の対象となる。もし、当ファンドからの所得が、米国連邦所得税法上の外国法人投資主が米国において行う取引または事業と実質的に関連している場合、当該外国法人投資家は30%の支店利益税の対象となる。

当ファンドは課税対象となる分配金の支払いに対して30%の税率で連邦税を源泉徴収することが要求され、2017年1月1日付で米国財務省に対し保有する外国投資口座を報告する新たな報告義務および源泉徴収要件を遵守(または準拠)しなかった特定の非米国機関に対する償還金および特定のキャピタル・ゲインからの分配金も課税対象となっている。当ファンドは源泉徴収の要否を判断するために投資主に追加の情報提供を依頼することがある。

外国人投資主はその保有する当ファンド投資口につき、連邦遺産税が課されることがある。

租税条約上の利益を享受できる外国人投資主への課税効果は、本項において述べたものとは異なりうる。条約上の利益を享受できることを証明するために、外国人投資主は適切な書類の提出を求められる場合がある。外国人投資家は、(イ)当ファンドからの所得が彼らによる米国における取引または事業と実質的に関連しているか否か、(ロ)租税条約上の利益を主張できるか否か、(ハ)当ファンドへの投資に起因するその他の課税効果について、各自の税務顧問と相談することを勧める。

通知

当ファンドが投資主に対し行った分配、みなし分配についての米国連邦所得税の状態につき、当ファンドは投資主に年に一度通知する。

規制投資法人は一般に、下記指定金額が当該規制投資法人の分配金額を上回る場合でも、適格な分配所得、利息に基づく分配および短期キャピタル・ゲイン分配の上限金額を申告することができる。

その他の課税

分配およびみなし分配は、各投資主の税務上の地位によっては、さらに州税、地方税または外国税の対象となりうる。投資家は、当ファンドへの投資の結果としての州税、地方税または外国税(もしあれば)について、各自の税務顧問と相談することを勧める。

上記の米国連邦所得税に関する議論は一般情報のためだけの要約である。課税結果は個々の投資家によって異なる性質のものであるから、各投資主は各自の税務顧問にその投資主のファンドへの参加による固有の課税結果について、米国連邦、地方、外国、その他の税法の効果および適用可能性、米国連邦またはその他の税法の改正による影響を含めて相談することを勧める。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

業績等の概要

パフォーマンス

2014年12月31日に終了した1年間において、当ファンドの運用実績は、1口当り純資産価額に基づき-5.38%、および1口当り市場価額(分配金の再投資を含む。)に基づき-3.23%であった。当ファンドは2014年4月10日の市場が開ける時点をもってその基準となる指標をモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)オール・カンントリー・アジア・パシフィック・インデックス(All Country Asia Pacific Index)からMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・エクス・ジャパン・インデックス(All Country Asia Pacific ex Japan Index)(「指数」)に変更した。当ファンドの運用実績に関連したベンチマーク(会計期間の期初から2014年4月9日までの期間についてはMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・インデックス^{**}、2014年4月10日から2014年12月31日までの期間についてはMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・エクス・ジャパン・インデックス^{***}の実績を反映している。)は-2.19%であった。2014年12月31日現在の当ファンド投資口のニューヨーク証券取引所における終値は、1口当り純資産価額を9.7%下回る14.85米ドルであった。過去の運用実績は今後の実績を保証するものではない。

パフォーマンスに影響を与える要因

2014年12月31日に終了した12ヶ月間において、MSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・インデックスは0.00%、MSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・エクス・ジャパン・インデックスは2.82%のリターンを示した。当ファンドの運用実績に関連したベンチマーク(会計期間の期初から2014年4月9日までの期間についてはMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・インデックス、その後2014年12月31日までの期間についてはMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・エクス・ジャパン・インデックスの実績により表示される。)は、-2.19%であった。

・2014年に、日本を除くアジア・太平洋地域は、-4.90%のリターンを示した先進国市場と-2.19%のリターンを示したより広範囲な新興国市場(それぞれ指数、MSCI EAFE指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスにより表示される。)を年間を通して上回った。年末に向け、石油輸出国機構(OPEC)が減産の合意に達しなかったため、石油価格の下落がトップ記事を独占し、米ドルはその上昇傾向を続け、ヨーロッパおよび中国における成長に対する懸念も継続した。インドネシア、フィリピンおよびインドがそれぞれ26.59%、25.59%および23.87%⁽ⁱ⁾の力強いリターンを示したため、12ヶ月間の最も好調な市場と最も低調な市場には大きな開きがあった。他方で、韓国、マレーシアおよびオーストラリア等の市場はその近隣諸国に遅れ、そのリターンはそれぞれ-11.12%、-10.66%および-3.41%であった。第4四半期には、中国の金融政策の更なる緩和を予測して中国および香港がそれぞれ7.2%および3.1%上昇したプラス成長を示した。ただし、当ファンドは、中国の将来的な後退を市場は未だ認識していないと考えているため、当ファンドの見解では、第4四半期の中国の回復は持続可能なものではない(国別の市場収益はそれぞれのMSCI指数に示される。)

- ・2014年はアジアおよび新興国の市場にとって変動の激しい年であった。年初における中国の減速およびウクライナとクリミアにおけるロシアの動きに関する投資家の懸念がその後の中国における好意的な評価、経済改革に対する局所的期待および小型の刺激策により活気づいたことを受け、第2四半期後半には急激に反発した。ただし、2014年下半年には、米国における金利上昇の見通しおよび石油価格ならびに物価の下落により悪化した米ドル高に関する不安の再発を含む様々な要因が組み合わさり、指数は上半期の収益を一部反転させた。
- ・当ファンドは、2014年4月には新たな投資戦略と新たな指数に完全に移行した。2014年4月から12月31日の間、当ファンドは指数を下回った。トップ・ダウン型の観点からは、インド、タイおよびフィリピンに対する高比重が、オーストラリアおよびマレーシアに対する低比重と共に業績を後押しした。他方、韓国に対する高比重および中国ならびにシンガポールに対する低比重が業績を減じた。
- ・ボトム・アップ型の展望から、インド(金融および工業に対する高比重)、韓国(一般消費財ならびに通信サービスに対する高比重および原材料に対する低比重)、オーストラリア(ヘルスケアならびに工業に対する高比重および原材料に対する低比重)、中国(情報技術ならびにヘルスケアに対する高比重およびエネルギーに対する低比重)が4月から12月にかけての業績にプラスに貢献した。ただし、マレーシア(エネルギー、工業および一般消費財に対する高比重)、インドネシア(一般消費財に対する高比重および金融に対する低比重)および台湾(工業および一般消費財に対する高比重)における銘柄選択が当該期間の業績を減じた。
- ・指数を変更するまでの期間(1月から4月)は、当ファンドは旧ベンチマークであるMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・インデックス^{**}を下回った。総合的に、銘柄選択が業績を減じた主な要因であった。トップ・ダウン型観点からは、タイおよびフィリピンに対する高比重がプラスの要因となったが、オーストラリアへの低比重が相対的に業績を減じた。株式について見れば、中国(情報技術およびヘルスケアに対する高比重およびエネルギーに対する低比重)およびオーストラリア(工業および銀行を除く金融に対する高比重)に対する積極的な比重が業績を上昇させた。ただし、業績を減じた日本(金融および一般消費財に対する高比重)における銘柄選択の失策によりこれは相殺された。
- ・移行を推進するために、当ファンドは当ファンドの資産の50%を上限として先物取引を行った。^{****}これは当ファンドが日本への投資を終了した際の現金平準化および市場への露出の維持に有効であった。当ファンドは2014年2月から4月まで先物取引を行い、当該期間の業績にプラスの影響を与えた。

運用戦略

- ・当ファンドは長期にわたって資本の増加を行うことを目的とし、トップ・ダウン型の国別配分とボトム・アップ型の銘柄選択をあわせて行っている。
- ・当期末においても、当ファンドは引き続き韓国、インド、フィリピン、タイおよび台湾に対して高比重である一方で、オーストラリア、シンガポール、中国/香港およびマレーシアについての低比重を維持した。

- ・当年度中に、当ファンドはインドに対する比重を徐々に高め、高比重の水準まで上げた。2014年はインドにとって重要な年となった。2013年に米国連邦準備制度理事会によってもたらされた減退不安の後、インド経済は低成長、高インフレ率および高い経常赤字を有する国として悪名高い「フラジャイル・ファイブ」の一つに数えられたが、当年度中にインドに対する認識は180度変わった。インドはもはや悪名高いフラジャイル・ファイブの一員ではなく、その経常赤字は大幅に減少し、世界的な物価の低下、低いインフレ環境、通貨の安定、財政バランスの向上および回復軌道への復帰により、経常赤字はさらに縮小することが予測されている。加えて、インドは2014年に改革思考の政府が政権をとり、全新興国市場の中で最高の選挙結果の一つを得た。マクロ環境の周期的な向上が堅固で安定した政府によって促進された。新政府による小規模ながらも効果的な改革の変化が見られたが、構造的にインドを向上させることのできる大きな改革は未だ見受けられない。成長の起爆剤となる主要な改革および2015年2月を期限とするユニオン・バジェット(国の年間予算)の実行が、今後数ヶ月間市場によって注視されている。当ファンドは最終的な変化を確信しているが、回復は遅く、段階的なものになることを予測している。主な高頻度のマクロ経済指標の多くに改善がみられ、または安定域にある。物価の低下が大きな懸念点であったインフレ率に一息つかせたことにより、中央銀行による金利引下げの期待が高まっている。
- ・当ファンドは2014年1月15日付で、当ファンドが引続き主にアジア・太平洋地域の発行者の株式等持分証券および公的債務への投資を通して長期にわたる資本の増加を目指すものの、今後は日本に所在する発行者の株式等持分証券に対する投資を行わない旨の投資戦略の変更を取締役会が承認したことを発表した。この変更に関連して、取締役会は当ファンドのベンチマークをMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・インデックスからMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・エクス・ジャパン・インデックスに変更することも承認した。
- ・当ファンドが日本を除くアジア・太平洋地域のみ投資を行った場合、より強力な潜在的長期的成長機会があると考えている。日本の株式市場は、経済に短期的な修正を行ったことにより2013年および2014年後半の数ヶ月間に再び素晴らしい回復を見せたが、この進展は恐らく一時的なものであり、当ファンドの見解では、刺激効果が薄れるにつれ、経済は市場予測を下回ると考えている。さらに重要なのは、当ファンドの見通しでは日本経済および市場は長期的には困難な逆風に直面し続ける。政府は日本経済の長期的成長の可能性を解き放つための構造改革を発表したが、その計画が経済の基本的な課題に取り組む形で実行されるかについては不確定であると考えている。
- ・相対的に、新興アジアが魅力的な長期の成長機会を提供すると当ファンドは考えている。新興アジアは北アジア(中国、韓国および台湾)、南アジア(インド亜大陸)および東南アジア(東南アジア諸国連合および大メコン圏加盟国)からなる。当ファンドはこれらの諸国間で、強い国内需要、国際貿易の市場占有率の上昇およびインフラ投資の増加等、世界経済および先進アジア(日本を含む。)と比較して潜在的に高い経済成長率に貢献する良い影響があることを期待している。当ファンドは長期にわたって投資主の利益を創造すると考える企業収益の増加に、この成長の潜在的な移行を利用することを試みている。

- * 当ファンドの運用実績に関連したベンチマークは、会計期間の期初から2014年4月9日までの期間についてはMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・インデックスの実績(-1.40%)、2014年4月10日から2014年12月31日までの期間についてはMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・エクス・ジャパン・インデックスの実績(-0.80%)を反映している。2014年4月10日の市場が開ける時点をもって、当ファンドはその基準となる指標をMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・インデックスからMSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・エクス・ジャパン・インデックスに変更した。
- ** MSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・インデックスは、アジア・太平洋地域の先進国および新興国の株式市場の成績を測るために設計された浮動株数調整後の時価総額加重指数である。指数の実績は米ドル建てで計上されており、分配金純額の再投資を含みます。指数に直接投資することはできない。
- *** MSCIオール・カンントリー・アジア・パシフィック・エクス・ジャパン・インデックスは、日本を除くアジア・太平洋地域の先進国および新興国の株式市場の成績を測るために設計された浮動株数調整後の時価総額加重指数である。指数の実績は米ドル建てで計上されており、分配金純額の再投資を含む。指数に直接投資することはできない。
- **** 先物取引は、将来の特定の時期に特定の価格で原商品を特定量売買するための、取引所で行われている標準化された取引である。先物取引を行う際の判断には技能および判断を要し、十分な検討を経て行われた先物取引であっても市場動向または想定外の出来事により不成功に終わることがある。さらに、先物取引の価格は非常に変動が大きく、先物取引の利用により総利回りが低くなる可能性があり、また当該取引に係る潜在的損失が当ファンドのかかる取引に対する当初投資額を上回ることがある上、常に流動性のある市場が存在するという保証もない。

() 市場データの出典：MSCI

資産別及び地域別の投資状況

(2015年4月30日現在)

資産	合計(千米ドル)	投資比率(%) (注)
種類別		
株式	254,182	98.35
投資会社	4,573	1.77
小計	258,755千米ドル (32,148百万円)	100.12%
国別		
中国	56,191	21.74
韓国	41,831	16.19
オーストラリア	41,229	15.95
台湾	33,616	13.01
香港	23,656	9.15
インド	23,564	9.12
フィリピン	7,949	3.08
インドネシア	7,095	2.74
タイ	6,746	2.61
シンガポール	6,373	2.46
アメリカ	4,573	1.77
マレーシア	3,972	1.54
ラオス	1,960	0.76
小計	258,755千米ドル (32,148百万円)	100.12%
現金およびその他の資産 (負債控除後)	(304)千米ドル ((38)百万円)	(0.12)%
合計 (純資産総額)	258,451千米ドル (32,110百万円)	100.00%

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する比率をいう。以下、同じ。

資産と負債の現況(2015年4月30日現在)

- () 資産総額： 261,299千米ドル
() 負債総額： 2,848千米ドル
() () / () × 100： 1.09%
() 純資産総額： 258,451千米ドル
() () / () × 100： 98.91%

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2015年4月30日現在)

順位	銘柄	種類	業種	発行地	株式数 (株)	簿価 (米ドル)	2015年4月30日 現在市場価格 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	テンセント・ホールディングス	普通株式	インターネット・ソフトウェア・サービス	中国	574,600	4,766,317.93	11,866,896.19	4.59
2	中国銀行	普通株式	商業銀行	中国	16,558,000	7,277,123.39	11,373,464.18	4.40
3	ナショナル・オーストラリア・バンク	普通株式	商業銀行	オーストラリア	257,297	7,147,302.90	7,462,766.87	2.89
4	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	普通株式	半導体機器・製品	台湾	1,451,592	5,099,710.63	7,007,985.34	2.71
5	チャイナ・モバイル	普通株式	携帯通信サービス	中国	481,500	5,334,570.75	6,884,781.35	2.66
6	AMP	普通株式	保険	オーストラリア	1,198,817	5,315,308.04	6,079,184.81	2.35
7	サムスン・エレクトロニクス	普通株式	コンピュータ・周辺機器	韓国	4,358	3,008,509.63	5,715,579.73	2.21
8	ハチソン・ワンボア	普通株式	コングロマリット	香港	352,000	3,363,622.79	5,192,860.16	2.01
9	中国建設銀行	普通株式	商業銀行	中国	5,217,560	3,456,767.68	5,077,693.54	1.96
10	シーク	普通株式	専門的サービス	オーストラリア	382,471	4,621,850.50	4,899,471.66	1.90
11	モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・リキディティ・ファンド - マネー・マーケット・ポートフォリオ	短期投資	投資会社	アメリカ	4,573,166	4,573,165.84	4,573,165.84	1.77
12	ウェストバック・バンキング	普通株式	商業銀行	オーストラリア	149,706	4,503,058.39	4,304,241.88	1.67
13	AIAグループ	普通株式	保険	香港	637,600	2,168,909.76	4,256,151.91	1.65
14	チャイナ・ライフ・インシュアランス	普通株式	保険	中国	828,000	2,625,843.72	4,015,783.71	1.55
15	ブランブルズ	普通株式	商業サービス・用品	オーストラリア	459,211	3,978,264.71	3,923,291.76	1.52
16	CKハチソン・ホールディングス	普通株式	不動産管理・開発	香港	172,000	2,248,654.51	3,738,233.20	1.45
17	BOC香港ホールディングス	普通株式	商業銀行	香港	872,500	2,340,489.43	3,389,700.80	1.31
18	レンド・リース・グループ	普通株式	不動産管理・開発	オーストラリア	261,983	3,134,470.01	3,306,597.59	1.28
19	コーウェイ	普通株式	家庭用耐久消費財	韓国	38,369	1,530,737.95	3,229,223.12	1.25
20	SKハイニクス	普通株式	半導体機器・製品	韓国	75,530	2,911,072.71	3,229,093.65	1.25
21	キャッチャー・テクノロジー	普通株式	コンピュータ・周辺機器	台湾	271,000	2,267,249.74	3,173,353.55	1.23
22	ネイバー	普通株式	インターネット・ソフトウェア・サービス	韓国	5,145	3,483,967.71	3,108,449.18	1.20
23	ミルバック・グループ	普通株式	不動産投資信託	オーストラリア	1,956,947	3,378,096.57	3,100,669.43	1.20
24	レスメド	普通株式	医療機器	オーストラリア	464,994	2,053,214.37	2,949,353.02	1.14
25	チャイナ・パシフィック・インシュアランス・グループ	普通株式	保険	中国	522,200	2,703,650.92	2,845,125.53	1.10
26	ユニ・プレジデント・エンタープライズ	普通株式	食品	台湾	1,668,237	1,834,065.07	2,735,490.67	1.06
27	コンピュータシェア	普通株式	情報技術サービス	オーストラリア	268,551	2,918,784.84	2,608,948.09	1.01
28	QBEインシュアランス・グループ	普通株式	保険	オーストラリア	240,146	2,456,171.43	2,594,393.51	1.00
29	カイリース・ホールディング	普通株式	総合金融サービス	台湾	945,885	1,960,730.09	2,593,010.37	1.00
30	アモーレパシフィック	普通株式	パーソナル用品	韓国	659	1,623,753.90	2,387,645.52	0.92

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

イ 直近3事業年度の純資産額と1口当り純資産価額

	純資産額 (単位：千米ドル)	1口当り純資産価額 (単位：米ドル)
2012年12月31日	319,773 (39,729百万円)	17.19 (2,136円)
2013年12月31日	328,730 (40,841百万円)	18.76 (2,331円)
2014年12月31日	230,439 (28,630百万円)	16.45 (2,044円)

ロ 1年間の各月末の純資産額と1口当り純資産価額

	純資産額 (単位：千米ドル)	1口当り純資産価額 (単位：米ドル)
2014年4月30日	248,744 (30,904百万円)	17.76 (2,207円)
5月31日	256,226 (31,834百万円)	18.29 (2,272円)
6月30日	260,319 (32,342百万円)	18.58 (2,308円)
7月31日	264,106 (32,813百万円)	18.85 (2,342円)
8月31日	270,568 (33,615百万円)	19.31 (2,399円)
9月30日	254,643 (31,637百万円)	18.18 (2,259円)
10月31日	256,272 (31,839百万円)	18.29 (2,272円)
11月30日	252,345 (31,351百万円)	18.01 (2,238円)
12月31日	230,439 (28,630百万円)	16.45 (2,044円)
2015年1月31日	236,128 (29,337百万円)	16.85 (2,093円)
2月28日	245,393 (30,488百万円)	17.52 (2,177円)
3月31日	247,077 (30,697百万円)	17.64 (2,192円)

八 投資口価格の推移

(a) 最近5年間の事業年度別最高・最低投資口価格

ニューヨーク証券取引所(注1)

事業年度	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
最高	17.44米ドル (2,167円)	17.83米ドル (2,215円)	15.11米ドル (1,877円)	17.83米ドル (2,215円)	17.13米ドル (2,128円)
最低	14.40米ドル (1,789円)	14.96米ドル (1,859円)	12.57米ドル (1,562円)	12.88米ドル (1,600円)	13.02米ドル (1,618円)

大阪証券取引所 / 東京証券取引所(注2)(注3)

事業年度	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
最高	1,924円	1,652円	1,210円	1,411円	1,400円
最低	1,453円	1,207円	940円	1,031円	1,110円

(b) 当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低投資口価格

ニューヨーク証券取引所(注1)

月別	2014年12月	11月	10月	9月	8月	7月
最高	16.26米ドル (2,020円)	16.43米ドル (2,041円)	16.54米ドル (2,055円)	17.44米ドル (2,167円)	17.29米ドル (2,148円)	17.17米ドル (2,133円)
最低	14.40米ドル (1,789円)	16.00米ドル (1,988円)	15.00米ドル (1,864円)	16.24米ドル (2,018円)	16.66米ドル (2,070円)	16.76米ドル (2,082円)

東京証券取引所(注2)

月別	2014年12月	11月	10月	9月	8月	7月
最高	1,924円	1,905円	1,762円	1,852円	1,749円	1,700円
最低	1,720円	1,783円	1,650円	1,746円	1,690円	1,660円

(注1) 上記一覧表はニューヨーク証券取引所において、表記の期間中に取引された当ファンドの投資口の最高・最低投資口価格を示している。当ファンドの投資口は1994年8月2日に、ニューヨーク証券取引所に上場された。

(注2) 上記一覧表は、表記の期間中に取引された当ファンドの投資口の最高・最低投資口価格を示している。当ファンドの投資口は1994年8月4日に、大阪証券取引所(現東京証券取引所)に上場された。

(注3) 2013年7月16日より前については市場移管前の大阪証券取引所におけるものであり、同日以降は東京証券取引所におけるものである。

【分配の推移】

事業年度	分配落ち日	投資純利益 からの分配 (1口当り)	短期キャピタル・ ゲインからの分配金 (1口当り)	長期キャピタル・ ゲインからの分配金 (1口当り)	合計 (1口当り)
2012年	2012年12月19日	米ドル 0.101131	0	0	米ドル 0.101131
2013年	2013年12月18日	米ドル 0.220611	0	0	米ドル 0.220611
2014年	2014年6月26日	米ドル 0.054138	0	0	米ドル 0.054138
	2014年12月17日	0	0	米ドル 1.162530	米ドル 1.162530

【自己資本利益率(収益率)の推移】

期間	収益率
2012年1月～2012年12月	16.36%
2013年1月～2013年12月	10.59%
2014年1月～2014年12月	-5.38%

第2 【外国投資証券事務の概要】

1 日本における投資口事務等の概要

(1) 日本における投資口の名義書換取扱場所および投資主名簿管理人

日本においては、投資口の名義書換取扱場所または投資主名簿管理人は存在しない。しかし、株式会社証券保管振替機構(「保管振替機構」)またはそのノミニー名義となっている投資口の実質投資主(「実質投資主」)に対する投資口事務は、保管振替機構から委任を受けた投資口事務取扱機関である三井住友信託銀行株式会社(「投資口事務取扱機関」)がこれを取扱う。

東京証券取引所(「取引所」)に上場された当ファンド投資口は、保管振替機構の外国株券等保管振替決済制度(「保管振替制度」)に従い保管振替機構が指定したニューヨーク市所在の保管機関(「保管機関」)により米国内で保管され、保管振替機構名義で当ファンドの投資主名簿に登録される。従って、当ファンド投資口の取引所決済にあたっては、取引所の取引参加者である証券会社間では保管振替機構に開設した当該取引参加者の口座間の振替が行われ、また、同一取引参加者の顧客間の決済については、同取引参加者に顧客が開設した外国証券取引口座間の振替が行われるため、通常当ファンドの投資主名簿上における投資口名義書換は行われない。

ただし、日本における当ファンド投資口の取引の結果として、保管機関により保管されている当ファンドの投資口数残高に増減が生じた場合には、米国内における投資口の名義書換の手続に従って当ファンドの名義書換事務取扱場所において名義書換が行われる。

一方、当ファンドは、メリーランド州の法律に基づきその投資主名簿上の登録名義人を当該投資口の事実上の所有者として取扱う権利を有し、メリーランド州の法律が要求する場合を除いては、他の者の当該投資口に対する衡平法上その他の権利を承認する義務を負わない。従って、取引所における取引により当ファンドの投資口を取得し、それを保管振替機構の定める上記保管振替制度に従って保有している投資家、すなわち実質投資主は、分配を受領する権利、議決権等の権利を、保管振替機構を通じて行使することとなる。

以下に記載するものは、上記保管振替制度に基づき締結される保管振替機構および保管機関間の保管契約、保管振替機構、投資口事務取扱機関および当ファンド間の投資口事務委任に関する契約、保管振替機構、分配金支払取扱銀行および当ファンド間の分配金支払事務委任に関する契約等に基づく実質投資主の分配を受領する権利、議決権等の権利を保管振替機構を通じて間接的に行使するための、実質投資主に関する投資口事務等の概要である(この投資口事務等は、今後変更される場合がある。また、上記の投資口事務の概要は、投資家が必要な外国為替管理法上の許可等を得て投資証券の保管および当ファンドの投資主名簿上の登録名義人につきこれと異なる取扱いを定めた場合には適用されない。)。

(2) 投資主に対する特典...なし

(3) 投資口の譲渡制限.....なし

(4) その他の投資口事務に関する事項

(イ)決算期毎年12月末日

(ロ)年次投資主総会毎年6月中に開催される。

- (ハ)基準日の設定取締役会は、投資主総会日、分配金の支払日、その他権利の割当日の10日以上90日以内の日を、通知を受け議決権を行使する権利を確定する基準日および分配および権利を受領する資格を決定する基準日として定めることができる。
- (二)投資証券の種類いかなる投資口数の券面も発行できる。
- (ホ)投資証券に関する手数料日本における当ファンド投資口の実質投資主は、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するに当たり、年間口座管理料の支払いをする必要がある。米国においては、当ファンドの投資主名簿管理人または登録機関は名義書換または登録手数料を投資主より徴収しない。
- (ヘ)公告掲載新聞名当ファンドは、実質投資主のため日本国内において一定の事項を日本経済新聞に掲載して公告することができる。ただし、取引所上場規則に基づく公告については、取引所のホームページ上の所定サイトでの開示をもって、当該公告に代えることができる。

2 日本における実質投資主の権利行使に関する手続等

(1) 実質投資主の議決権行使に関する手続...日本における当ファンド投資口の実質投資主は投資口事務取扱機関に連絡することにより議決権を行使することができる。投資口事務取扱機関は、当ファンドから議決権代理行使の勧誘のための資料を受領し、これを基準日現在で同機関が作成した実質投資主明細表に基づき実質投資主に交付する。ただし、上記につき、実質投資主の指示がない場合には、当該投資口については議決権は行使されない。

(2) 分配請求等に関する手続...投資口事務取扱機関は、当ファンドから分配金額、分配支払日等の分配支払いに関する通知を受けたときはこれを基準日現在の実質投資主明細表に基づき実質投資主に通知する。

分配金は、保管機関が保管振替機構に代わって当ファンドから一括受領し、これを分配金支払取扱銀行に交付し、分配金支払取扱銀行は、投資口事務取扱機関が作成した実質投資主明細表に基づき、原則として銀行口座振込により実質投資主へ交付する。

現行の決済制度上、日本の実質投資主は、当ファンドが設けている分配金再投資制度(第12「(3) 分配方針 - 分配：分配金再投資・現金買入プラン」参照。)に参加することはできない。

投資口分配、投資口分割については保管振替制度に基づき行うこととなるが、原則としてかかる分配は保管振替機構を通じて実質投資主の口座に振り込まれる。ただし、割当数が1口未満の投資口については、市場で売却処分し、売却代金を投資口事務取扱機関を通じ実質投資主に交付する。

新投資口引受権が登録投資主としての保管振替機構に付与される場合は、実質投資主が新投資口の引受けを希望し、証券会社を通じて保管振替機構に払込代金を支払うときは、保管振替機構が新投資口引受権を行使して新投資口を取得し、当該新投資口が実質投資主の口座に振込まれる。それ以外の場合または保管振替機構が当該新投資口引受権を行使することが不可能であると認める場合には、保管機関が当該新投資口引受権を保管振替機構に代わって米国において売却処分し、売却代金はそれに対する権利を有する実質投資主に対し、保管機関から投資口事務取扱機関を通じて支払われる。

(3) 投資口の移転に関する手続...米国においては当ファンド投資口の移転には、当該投資口を表章する投資証券に適法な裏書をして交付するか、または正当に作成された投資口譲渡承認書および税金支払証明書とともに投資証券を交付しなければならない。

日本においては、実質投資主は当ファンド投資口の投資証券を保有しない。実質投資主は当ファンド投資口に関する権利を取引所の取引により譲渡することができる。この場合に決済は、証券会社に開設された口座間の振替かまたは保管振替機構に開設された証券会社の口座の振替によって行われる。

(4) その他の通知報告...日本における当ファンド投資口の実質投資主に対し、投資主総会議案等に関する通知が行われる場合には、投資口事務取扱機関は、当ファンドからこれを受領し、これを一定基準日現在の実質投資主明細表に基づき実質投資主に交付するか、所定の方法により公告を行う。

第二部 【外国投資法人の詳細情報】

第1 【外国投資法人の追加情報】

1 【外国投資法人の沿革】

当ファンドは1994年2月28日にアメリカ合衆国メリーランド州で設立され、1940年法に基づき分散・クローズド・エンド型運用投資法人として登録されている。当ファンドは投資口53,500,000口の第1回募集の後、1994年8月2日から事業を開始した。1994年8月24日には超過割当分を補填するため147,415口の投資口が追加発行された。1994年7月14日にモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・インクに対し投資口7,093口を発行した以外に、当ファンドは1994年8月2日以前に一切の事業活動を行っていない。当ファンドは1998年1月1日から2000年12月31日までの間に14,225,634口の投資口の買戻しを行った。1999年6月21日開催の当ファンド年次投資主総会において、当ファンド投資主はモルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・アジア - パシフィック・ファンドへの名称変更につき承認した。かかる名称変更は、1998年5月31日付のモルガン・スタンレー・グループ・インク(当ファンドの運用会社であったモルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・インベストメント・マネジメント・インクは同社の全額出資子会社)とディーン・ウィッター・ディスカバー・アンド・カンパニーとの合併を鑑み必要かつ妥当との当ファンド取締役会の判断による。2001年2月27日に、当ファンドは発行済投資口の25%を上限として公開買付を開始した。公開買付は2001年3月29日に終了した。公開買付に従って、当ファンドは投資口14,357,219口を1口当り9.48米ドル支払うことで買取することを承諾した。2001年4月9日付で、全世界的な商標変更に先駆け、当ファンド取締役は当ファンドの名称をモルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インクに変更する当ファンド基本定款の修正を承認した。かかる名称変更は2001年5月1日に効力が生じた。

2002年4月15日に、当ファンドは発行済投資口の15%を上限として公開買付を開始した。公開買付は2002年5月17日に終了した。公開買付に従って、当ファンドは投資口6,361,598口を1口当り10.09米ドル支払うことで買取することを承諾した。

2002年6月6日、当ファンド投資主は当ファンドがオープン・エンド型ファンドに組織変更するかまたは当ファンドが現存する他のオープン・エンド型ファンドと合併するよう取締役会に勧告する旨の投資主議案を審議した。当ファンドの発行済投資口の約53%がかかる投資主議案に投票され、投票結果はそのうち約71%が反対、21%が賛成、7%が保留であった。

2010年6月16日、当ファンド投資主は、インターバル型ファンド構造(interval fund structure)を導入するために必要な措置をとるよう当ファンド取締役会に勧告する旨の投資主議案を審議した。当ファンドの投資主総会には発行済投資口の過半数を上回る投票があり、かかる議案に対する賛成票は、当ファンドの発行済投資口の過半数未満であった。

2011年5月11日に、当ファンドは発行済投資口の25%を上限として公開買付を開始した。公開買付は2011年6月9日に終了した。公開買付に従って、当ファンドは投資口7,230,630口を1口当り18.01米ドル支払うことで買取ることを承諾した。

2011年10月17日に、当ファンドは発行済投資口の5%を上限として公開買付を開始した。公開買付は2011年11月14日に終了した。公開買付に従って、当ファンドは投資口1,084,594口を1口当り16.32米ドル支払うことで買取ることを承諾した。

2012年5月17日に、当ファンドは発行済投資口の5%を上限として公開買付を開始した。公開買付は2012年6月14日に終了した。公開買付に従って、当ファンドは投資口1,030,364口を1口当り14.64米ドル支払うことで買取ることを承諾した。

2012年10月19日に、当ファンドは発行済投資口の5%を上限として公開買付を開始した。公開買付は2012年11月16日に終了した。公開買付に従って、当ファンドは投資口978,846口を1口当り15.70米ドル支払うことで買取ることを承諾した。

2013年5月13日に、当ファンドは発行済投資口の5%を上限として公開買付を開始した。公開買付は2013年6月10日に終了した。公開買付に従って、当ファンドは投資口929,904口を1口当り17.53米ドル支払うことで買取ることを承諾した。

2014年3月6日に、当ファンドは発行済投資口の20%を上限として公開買付を開始した。公開買付は2014年4月2日に終了した。公開買付に従って、当ファンドは投資口3,502,381口を1口当り18.09米ドル支払うことで買取ることを承諾した。

日本における活動

本書提出日現在、特筆すべき事項はない。

2 【役員 の 状 況】

当ファンドの取締役および役員、ならびに各々の過去5年間の主な職歴は以下のとおりである。各役員は、運用会社が後援する他の登録投資会社の役員でもある。

当ファンドの取締役および役員

		(本書提出日現在) 2014年12月31日 現在実質的所有 投資口数
氏名、年齢、住所 および取締役就任年度(注1)	主な役職その他関連職務	
利害関係を有する取締役 ジェームズ・F・ヒギンス* (James F. Higgins) 1948年2月19日生(67才) ニューヨーク州 10004 ニューヨーク市 ワン・ニューヨーク・プラザ 2000年	第3組取締役 モルガン・スタンレーの各種ファンド取締役または理事(2000年6月より)。モルガン・スタンレー上級顧問(2000年8月より)。 AXAファイナンシャル・インクおよびAXAエクイタブル・ライフ・インシュアランス・カンパニー元取締役(2002年~2011年)。AXA MONYライフ・インシュアランス・カンパニーおよびAXA MONYライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ元取締役(2004年~2011年)。	0

氏名、年齢、住所 および取締役就任年度(注1)	主な役職その他関連職務	
独立取締役		
フランク・L・ボーマン (Frank L. Bowman) 1944年12月19日生(70才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ ナフタリス・アンド・ フランケルLLP気付 独立取締役顧問 2006年	第3組取締役 ストラテジック・デシジョンズ LLC(コンサルタント)社長 (2009年2月より)。モルガン・スタンレーの各種ファンド取締 役または理事(2006年8月より)。コンプライアンス・保険委員 会の保険小委員会委員長(2007年2月より)。原子力エネルギー 協会(政策機関)総裁兼会長(2005年2月~2008年11月)。米国海 軍および米国エネルギー省原子力推進計画室長を務めた8年間 (1996年~2004年)を含む38年間超の現役勤務を経て、米国海軍 を司令長官として退役。海軍人事局長(1994年7月~1996年9 月)。政治軍事局局長として統幕事務局に従事(1992年6月~ 1994年7月)。名誉大英勲章第二位を受章。フランス政府より 国家功労勲章 オフィシエを受章。ナショナル・アカデミー・ オブ・エンジニアリングに選任(2009年)。 BP plc取締役。ナーバル・アンド・ニュークリア・テクノロ ジーズLLP取締役。米国の軍YMCA名誉総裁および海軍潜水艦連 盟総裁。国家安全保障諮問評議会米国グローバル・エンゲージ メント研究所および海軍分析研究所軍事諮問委員会メンバー。 チャリティ・J・ストリート・カップ・ゴルフ会長。フェアヘ ブン・ユナイテッド・メソジスト教会理事。	0
マイケル・ボジック (Michael Bozic) 1941年1月29日生(74才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ ナフタリス・アンド・ フランケルLLP気付 独立取締役顧問 1994年	第2組取締役 個人投資家。アメリカン・ロード・グループLLC(小売業)諮問 委員会メンバー(2000年6月より)。コンプライアンス・保険委 員会委員長(2006年10月より)。モルガン・スタンレーの各種 ファンド取締役または理事(1994年4月より)。元保険委員会委 員長(2006年7月~2006年9月)、元Kマート・コーポレーショ ン副会長(1998年12月~2000年10月)、元レビッツ・ファーニ チャー・コーポレーション会長兼最高経営責任者(1995年11 月~1998年11月)、元ヒルズ・デパートメント・ストアーズ社 長兼最高経営責任者(1991年5月~1995年7月)。元シアーズ・ ローバック・アンド・カンパニーのシアーズ・マーチャндаイズ ・グループの会長、最高経営責任者、社長および最高業務責 任者を歴任(1987年~1991年)。 ヒルズデール・カレッジ評議会メンバー	0
キャスリーン・A・デニス (Kathleen A. Dennis) 1953年8月24日生(61才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ ナフタリス・アンド・ フランケルLLP気付 独立取締役顧問 2006年	第1組取締役 シダーウッド・アソシエイツ(投資信託および投資運用コンサル タント会社)社長(2006年7月より)。モルガン・スタンレー の各種ファンド投資委員会のマネーマーケット証券および代替 的投資小委員会委員長(2006年10月より)ならびに取締役または 理事(2006年8月より)。元ピクトリー・キャピタル・マネジメ ント シニア・マネージング・ディレクター(1993年~2006 年)。 各種非営利組織代表。	0

2014年12月31日

現在実質的所有

投資口数

氏名、年齢、住所 および取締役就任年度(注1)	主な役職その他関連職務	該当なし(注2)
ナンシー・C・エヴァレット (Nancy C. Everett) 1955年2月16日生(60才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ ナフタリス・アンド・ フランケル LLP気付 独立取締役顧問 2015年	第2組取締役 OBIR LLC(機関投資運用コンサルティング)の株主(2014年6月より)。元ブラックロック・インク マネージング・ディレクター(2011年2月~2013年12月)。ゼネラル・モーターズ・アセット・マネジメント(別名プロマーク・グローバル・アドバイザーズ・インク)最高経営責任者(2005年6月~2010年5月)。バージニア・コモンウェルス大学評議会役員。 バージニア・コモンウェルス大学ビジネス・スクール基金役員。元エマージング・マーケット・グロース・ファンド・インク取締役会役員(2007年~2010年)。パフォーマンス・エクイティ・マネジメントLLC委員長(2006年~2010年)。GMAMアプソルート・リターン・ストラテジーズ・ファンドLLC委員長(2006年~2010年)。	該当なし(注2)
ジャッキー・L・ハウスラー (Jakki L. Haussler) 1957年6月3日生(57)才 ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ ナフタリス・アンド・ フランケル LLP気付 独立取締役顧問 2015年	第3組取締役 オーパス・キャピタル・グループの会長兼最高経営責任者(1996年1月より)。元キャベスト・ベンチャー・ファンドLPのディレクター(2000年5月~2011年12月)。アデナ・ベンチャーズLPのパートナー(1999年7月~2010年12月)。ヴィクトリー・ファンズのディレクター(2005年2月~2008年7月)。シンシナティ・ベル・インクディレクター兼監査委員会および報酬委員会メンバー。ノーザンケンタッキー大学基金理事長および投資委員会メンバー。チェース法科大学院取引法実習センター評議会メンバー。ベスト・トランスポート ディレクター。シンシナティ大学基金投資委員会メンバー。元マイアミ大学評議会メンバー(2008年~2011年)。ヴィクトリー・ファンズ受託者(2005年~2008年)および投資委員会委員長(2007年~2008年)兼サーピスプロパイダー委員会メンバー(2005年~2008年)。	該当なし(注2)
マヌエル・H・ ジョンソン博士 (Dr. Manuel H. Johnson) 1949年2月10日生(66才) ワシントン特別区 20002 I・ストリート 220 NE 200号室 ジョンソン・エスミック・ インターナショナル・インク 気付 1991年	第3組取締役 ジョンソン・エスミック・インターナショナル・インク(コンサルティング事務所)シニア・パートナー。モルガン・スタンレーの各種ファンド投資委員会委員長(2006年10月より)ならびに取締役または理事(1991年7月より)。国際的な経済委員会であるグループ・オブ・セブン・カウンシル(G7C)共同議長および創設者。元監査委員会委員長(1991年7月~2006年9月)。元米国連邦準備制度理事会副議長および元米国財務省書記官補佐。 NVRインク(住宅建築)取締役。	0

2014年12月31日

現在実質的所有

投資口数

氏名、年齢、住所 および取締役就任年度(注1)	主な役職その他関連職務	投資口数
<p>ジョセフ・J・カーンズ (Joseph J. Kearns) 1942年8月2日生(72才) カリフォルニア州 90265 マリブ マリブ・ロード 23823 S-50-440 カーンズ・アンド・ アソシエイツLLC気付 1994年</p>	<p>第1組取締役 カーンズ・アンド・アソシエイツLLC(投資コンサルティング) 社長。モルガン・スタンレーの各種ファンド監査委員会委員 長(2006年10月より)ならびに取締役または理事(1994年8月よ り)。元モルガン・スタンレーの各種ファンド監査委員会副委 員長(2003年7月~2006年9月)および監査委員会委員長(1994 年8月より)。ジェイ・ポール・ゲティール基金最高財務責任 者。 エレクトロ・レント・コーポレーション(機器リース)取締 役。2013年12月31日より前はザ・フォード・ファミリー・ ファンデーション理事長。</p>	0
<p>マイケル・F・クライン (Michael F. Klein) 1958年12月12日生(56才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ ナフタリス・アンド・ フランケルLLP気付 独立取締役顧問 2006年</p>	<p>第2組取締役 エトス・キャピタルLLCマネージング・ディレクター(2000年 3月より)。エトス・オルタナティブス・マネジメントLLC共 同社長(2004年1月より)。エトス・キャピタルLLC共同最高経 営責任者(2013年8月より)。モルガン・スタンレーの各種 ファンド投資委員会の固定利付証券小委員会委員長(2006年10 月より)ならびに取締役または理事(2006年8月より)。モルガ ン・スタンレー・アンド・カンパニー・インクおよびモルガ ン・スタンレー・ディーン・ウィッター・インベストメン ト・マネジメント各元マネージング・ディレクター、モルガ ン・スタンレーの各種ファンド元社長(1998年6月~2000年3 月)ならびにモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・イ ンクおよびモルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ インベストメント・マネジメント各元プリンシパル(1997年8 月~1999年12月)。 エトス・キャピタルLLCが運用または出資する投資ファンド数 社の取締役。サニタイズドAGおよびサニタイズド・マーケ ティングAG各取締役(特殊化学製品)。</p>	0

氏名、年齢、住所 および取締役就任年度(注1)	主な役職その他関連職務	
マイケル・E・ヌジェント (Michael E. Nugent) 1936年5月25日生(79才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522 1991年	第1組取締役兼取締役会会長 モルガン・スタンレーの各種ファンド取締役会会長(2006年7月より)。クローズド・エンド型ファンド委員会委員長(2012年6月より)およびモルガン・スタンレーの各種ファンド取締役または理事(1991年7月より)。元保険委員会委員長(2006年7月まで)。トリンプ・キャピタルL.P.(民間投資組合)ゼネラル・パートナー(1988年~2013年)。	0
W・アレン・リード (W. Allen Reed) 1947年4月4日生(68才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レピン・ ナフタリス・アンド・ フランケルLLP気付 独立取締役顧問 2006年	第2組取締役 モルガン・スタンレーの各種ファンド投資委員会の株式等持分証券小委員会委員長(2006年10月より)ならびに取締役または理事(2006年8月より)。元ゼネラル・モーターズ・アセット・マネジメント社長兼最高経営責任者。元GMトラスト・バンク会長兼最高経営責任者および元ゼネラル・モーターズ・コーポレーション法人担当副社長(1994年8月~2005年12月)。 テンプル・インランド・インダストリーズ(包装業および林産物)取締役。レグ・メイソン・インク取締役およびオーバーン大学ファンデーション理事長。	2,775
ファーガス・リード (Fergus Reid) 1932年8月12日生(82才) ニューヨーク州 12564 ポーリング チャールス・コールマン・ ブルバード 85 ジョー・ピエトリカ・インク 気付 1992年	第1組取締役 ジョー・ピエトリカ・インク会長。モルガン・スタンレーの各種ファンドガバナンス委員会委員長ならびに取締役または理事(1992年6月より)。 JPモルガン・インベストメント・マネジメント・インクが運用するJPモルガン・ファンド集合の投資運用会社数社の元理事兼取締役(1987年~2012年)。	0

(注1)取締役就任年度とは、取締役がモルガン・スタンレー・ファンドに従事し始めた最初の年を示している。

(注2)エヴァレット氏およびハウスラー氏は、2015年1月1日付で独立取締役として当ファンドの取締役会に参加した。

* 1940年法に定義される「利害関係人」。ヒギンス氏は運用会社の親会社であるモルガン・スタンレーの上級顧問である。

氏名、年齢、住所 および役員就任年度(注1)	主な役職その他関連職務	投資口数
執行役員		
ジョン・H・ガーノン (John H. Gernon) 1963年8月6日生(51才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522 2013年	社長兼最高経営責任者 ファンド集合中のエクイティおよび固定利付ファンド、およびモルガン・スタンレー・AIP・ファンドの社長兼最高経営責任者(2013年9月より)ならびにリキディティ・ファンドならびに各種マネー・マーケット・ファンドの社長兼最高経営責任者(2014年5月より)。運用会社のマネージング・ディレクター。運用会社の長期事業部門のプロダクト部門(2006年より)およびグローバル・ポートフォリオ・アナリシス・アンド・リポーティング部門(2012年より)責任者。	0
ステファニー・V・チャン・ユー (Stefanie V. Chang Yu) 1966年11月30日生(48才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522 1997年	最高コンプライアンス責任者 運用会社および運用会社の各種関連会社マネージング・ディレクター。モルガン・スタンレーの各種ファンドおよび運用会社最高コンプライアンス責任者(2014年1月より)。モルガン・スタンレーの各種ファンド元副社長(1997年12月~2014年1月)。	0
ジョセフ・C・ベネデッティ (Joseph C. Benedetti) 1965年8月31日生(49才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522 2014年	副社長 運用会社および運用会社の各種関連会社マネージング・ディレクター。モルガン・スタンレーの各種ファンド副社長(2014年1月より)。モルガン・スタンレーの各種ファンド元秘書役補佐(2004年10月~2014年1月)。	0

氏名、年齢、住所 および役員就任年度(注1)	主な役職その他関連職務	
フランシス・J・スミス (Francis J. Smith) 1965年8月13日生(49才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522 2002年	財務役兼最高財務責任者 運用会社および運用会社の各種関連会社エグゼクティブ・ ディレクター。モルガン・スタンレーの各種ファンド財務役 (2003年7月より)兼最高財務責任者(2002年9月より)。	0
メアリー・E・マリ (Mary E. Mullin) 1967年3月22日生(48才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522 1999年	秘書役 運用会社および運用会社の各種関連会社エグゼクティブ・ディ レクター。モルガン・スタンレーの各種ファンド秘書役(1999 年6月より)。	0

(注1) 役員就任年度とは、役員がモルガン・スタンレー・ファンドに従事し始めた最初の年を示している。

当ファンドの役員は、当ファンドの運用会社と共に、当ファンドの日常の営業活動を運営し監督する。取締役は役員および当ファンドの運用会社の行為を観察・監督し一般方針を決定する。

取締役会は3組に分かれており各組の任期は3年である。毎年1組の任期が満了する。第31「(5)その他 - 取締役会」を参照のこと。

3 【外国投資法人に係る法制度の概要】

当ファンドは1994年2月28日に米国メリーランド州において設立され、1940年法に基づき登録された、分散投資型、およびクローズド・エンド型の運用型投資法人である。

(1) 1940年法

1940年法は、1933年証券法(改正済)(「1933年法」)および1934年証券取引所法が投資会社の証券の買手を保護する上で不十分であるとの懸念に対応して制定された。1940年法には、投資法人が国の公共の利益による影響を受けること、また投資家の利益が、投資法人の証券に関する情報の不足、特定種類の証券の所持人の利益のための投資法人組織、証券上の不公正または差別的な規定および投資法人の支配権の不当な集中により悪影響を受けて来たことが表明されている。

よって、SECは、1940年法により投資法人に対する取締監督権を付与された。1940年法は投資法人に対しSECへの登録を要求している。投資法人は1940年法に基づく登録を行うため、SECに登録届および有価証券届出書を提出しなければならない。かかる有価証券届出書には、登録者の投資方針および投資目的の詳述、ならびに1933年法および1934年証券取引所法に基づく証券の登録を行うために提出を要求されるあらゆる情報および書類を含めなければならない。

1940年法は特に、投資法人の財務状況および投資方針の開示を要求し、投資法人がその投資主の承認を得ることなくその業務またはその他基本方針の内容を変更することを禁じ、投資法人の取締役に関する資格を規定し、投資法人の資産の保管方法を規定し、証券引受会社、投資銀行およびブローカーが取締役となる場合の取締役の員数を過半数以下に制限し、一定の場合には、投資運用契約(投資顧問契約等)の投資主への提示およびその承認を要求し、1940年法および同法に基づく規定に基づき認められる場合またはSECの同意がある場合を除き、投資法人とその役員、取締役および関連会社との間の取引を禁じ、また投資法人による優先(非劣後)投資口の発行を規制している。

投資法人は登録後、一定の報告書および情報をSECに提出し、かつこれらを定期的に最新のものとすることを要求される。これらの資料には様式N - SARの半期報告書および年次報告書、様式N - CSRの半期報告書および年次報告書、様式N - Qの四半期報告書、様式N - PXの報告書、ファンドの信用保証書の写しおよび委任状勧誘資料が含まれる。また、各投資法人は、効力発生後の訂正届出書を提出することによりその有価証券届出書を毎年最新のものとするか、または毎年年次報告書において一定の情報を開示しなければならない。さらに、各投資法人は、投資主に送付された財務に関する一切の情報の写しをSECに提出することを要求され、かかる情報は少なくとも半年毎に投資主に対し提供されなければならない。

(2) メリーランド州法

以下はメリーランド州の法律および当ファンドの基本定款および付属定款の一定の規定の要約である。かかる要約は完全なものを意図するものではなく、全体としてメリーランド州の法律および当ファンドの基本定款および付属定款を参照しなくてはならない。

取締役会の員数および種類

当ファンドの基本定款は、当ファンドの取締役の員数について、当ファンドの付属定款により定められるが、メリーランド州一般会社法が要求する最低員数を下回らないものと規定する。取締役会の欠員は、その補充を目的として招集される定時取締役会または特別取締役会において、残任取締役が定足数を構成しない場合であっても、残任取締役の過半数の賛成票により補充される。ただし、取締役の増員により生じる欠員が全取締役会の過半数の賛成票により補充される場合および取締役の解任により生じた欠員が、取締役の選任に係る投資主総会における過半数の賛成票により補充される場合を除く。欠員を補充するために取締役会に選任された取締役の任期は次回の年次投資主総会および後任が適法に選任され、資格を有するまでである。取締役の解任により生じた欠員を補充するために投資主総会により選任された取締役の任期はかかる解任された取締役の任期の残存期間とする。

当ファンドの付属定款は、可能な限り同人数とする3つの組で構成される任期別の取締役会について定めている。各組は選任後3年目の取締役の選任に係る年次投資主総会まで任期を有する。当ファンド取締役会の組分けは、当ファンドの事業戦略および事業方針の持続性および安定性の確保に貢献すると当ファンドは考える。取締役の組分けに関する規定により在任取締役を頻繁に交替させることを困難にさせる。これにより、かかる企てが当ファンドおよび投資主にとって有益である場合であっても、第三者による公開買付または当ファンドの支配権を獲得しようとする企てが阻止され得る。当ファンド取締役の過半数の変更は、通常、1度ではなく2度以上の年次投資主総会を要する。このように、組分けされた取締役に関する規定により、在任取締役が留任する可能性を向上させることができる。

取締役の解任

当ファンドの基本定款およびメリーランド州の法律は、理由がある場合で、取締役の選任に係る過半数の賛成票がある場合に限り当ファンド取締役を解任することができる旨定めている。当該規定は、取締役会による取締役の欠員補充を承認する付属定款の規定とも相まって、大多数の賛成票による場合を除き、投資主が在任取締役を解任し、かかる解任により生じた欠員を自身が推薦する者に充てることを不可能にさせる。

企業結合

メリーランド州の法律に基づき、メリーランド州の会社と利害関係を有する株主または利害関係を有する株主の関係人との間で行われる、吸収合併、新設合併、株式交換または一定の状況における資産譲渡、株式等持分証券の発行もしくは再分類を含む一定の「企業結合」は利害関係を有する株主が利害関係を有する株主となった直近日から5年間、禁止されている。利害関係を有する株主とは、以下の者であると一般に定義される。

- ・直接または間接的に会社の議決権株式の10%以上を実質的に所有する者
- ・問題となる日に先立つ2年間のいずれかの時点で、その時点の会社の発行済議決権株式の議決権の10%以上の実質所有者であった会社の関係会社

5年間の禁止期間の満了時における、メリーランド州の会社と利害関係を有する株主との間の企業結合は一般的に会社の取締役会により提言されなければならない、以下の投票数以上の賛成票により承認されなければならない。

- ・会社の発行済議決権株式の所有者による80%の議決権を有する投票
- ・企業結合に影響をもたらす利害関係を有する株主(またはかかる利害関係を有する株主の関係会社)が所有する株式を除く、会社の議決権株式の所有者の3分の2の議決権の投票

会社の普通株式の株主が、現金または利害関係を有する株主によりそれ以前に支払われたのと同様の形式によるその他の対価で、所有する株式の最低価格(メリーランド州の法律で定義される。)を受領する場合には、かかる特別な過半数の決議要件は適用されない。しかしながら、メリーランド州の法律のこれらの規定はいずれも、利害関係を有する株主が利害関係を有する株主となる以前に会社の取締役会が承認または免除した企業結合には適用されない。

企業結合の法律は、取締役会が企業結合の法律に服する決議を採択しない限りにおいて、クローズド・エンド型投資法人として投資会社法に基づき登録された法人には適用されない。ただし、当該決議が採択される前に利害関係を有する投資主になった者との企業結合に関しては、当該決議の効力は生じないものとする。

当ファンド取締役会がかかる決議を採択しておらず、そのため、当ファンド取締役会が今後かかる決議を採択しない限り、企業結合の法律はいかなる個人または会社との当ファンドの企業結合には適用されない。その結果、個人が、特別な過半数の決議要件およびメリーランド州の法律のその他の規定を遵守せずに、当ファンド投資主の最良の利益とならない可能性のある企業結合を当ファンドと行うことができる可能性がある。

支配株式の取得

メリーランド州の法律には、当該事項について行使し得る議決権総数の3分の2の株主投票により承認された場合を除き、「支配株式の取得」において取得されたメリーランド州の会社の「支配株式」の所持人はかかる支配株式に関して議決権を有さない旨が定められている。会社の従業員である取得者、役員または取締役が所有する株式の割合は当該事項についての議決権を有する株式からは除外される。「支配株式」は取得者が所有する他のすべての株式または取得者が行使することができるかもしくは議決権の行使を指図できる(取消不能な代理権のみを理由とする場合を除く。)他のすべての株式と合計した場合に、取得者に対し、取締役選任について、全議決権の10分の1以上3分の1未満、全議決権の3分の1以上過半数未満、または全議決権の過半数以上のいずれかの範囲での議決権行使資格を付与することになる議決権株式である。

支配株式には以前に株主の承認を得たためにその時点で議決権を付与されている者の株式は含まれない。「支配株式の取得」は一定の例外に従って支配株式を取得することを意味する。

当ファンドの支配投資口の取得を行ったかまたは行うことを計画する者は、一定の条件(費用の支払いの保証を含む。)を満たす場合、当ファンド取締役会をして投資口の議決権を検討するために請求のあった日から50日以内に開催される特別投資主総会を招集させることができる。総会の請求がなかった場合、当ファンドは投資主総会で質問を提示することができる。

議決権がかかる総会において承認されなかった場合または取得しようとする者が法律上取得しようとする者に要求される書面を交付しない場合、会社は支配株式(それより以前に議決権が承認されたものは除く。)の一部またはすべてを公正価格で償還することができる。公正価格は、支配株式の取得が行われた最近日現在または支配株式の議決権が検討され否決された総会日現在における支配株式の議決権の欠如を考慮せずに決定される。支配株式の議決権が株主総会で可決され、取得者が議決権を有する株式の過半数を投票する権利を付与された場合、会社のその他すべての株主は当該株主の株式に対する公正価格による会社の支払いを要求およびこれを受けることのできる、メリーランド州の法律に基づく反対株主の権利を有するものとする。

その場合、反対株主の権利を行使する株主の株式の公正価格は、支配株式の取得において取得しようとする者が支払った1株当りの最高価格を下回らない可能性がある。反対を唱える権利を行使する際に適用されるいくつかの制限および制約は支配株式の取得の場合には適用されない。

会社がかかる会社の基本定款または付属定款により承認または免除されている取引または取得の当事者である場合、支配株式の取得に関する法律は、吸収合併、新設合併または株式交換で取得された株式には適用されない。また、取締役会が支配株式の取得に関する法律に服する旨の決議を採択しない限り、支配株式の取得に関する法律は、投資会社法に基づきクローズド・エンド型投資法人として登録された法人にも適用されない。ただし、決議が採択される前に支配投資口の所有者になった者についてはかかる決議の効力は生じないものとする。

当ファンド取締役会がかかる決議を採択していないため、当ファンド取締役会が今後かかる決議を採択しない限り、支配株式の取得に関する法律は支配投資口の取得において取得された当ファンドの支配投資口には適用されない。

取締役候補者および新たな事項の事前通知

当ファンドの付属定款には、(a)年次投資主総会については、取締役会に選任される者の推薦および投資主により審議される事項の提案は、()当ファンドの総会の通知に従って、()当ファンド取締役会の指図によって、または()同総会において議決権を有し、かつ付属定款に記載されている事前通知の手続に従った投資主によってのみ行うことができる旨、(b)特別投資主総会については、総会の通知に記載された事項のみが特別投資主総会に提示され、当ファンド取締役会に選任される者の推薦は、()当ファンドの総会の通知に従って、または()総会で議決権を有し、付属定款に記載されている事前通知の手続に従った投資主によって同総会で取締役が選任されることを当ファンド取締役会が決定した場合にのみ行うことができる旨が定められている。

当ファンドに推薦およびその他の事項についての事前通知を提出することを投資主に要求する目的は、当ファンド取締役会に推薦された候補者の適格性またはその他の提案された事項の妥当性を検討するための有意義な機会を提供すること、投資主総会を開催する正しい手続を経ると共に、当ファンド取締役会が必要であるかまたは望ましいとみなす場合において、かかる適格性または事項を投資主に通知かつ推薦することにある。当ファンドの付属定款は当ファンド取締役会に対して、投資主による取締役の選任の際の推薦または議題の提案を否認する権限を付与していないが、かかる事前通知の手続は、かかる候補者または提案の検討が当ファンドおよびその投資主に悪影響となるか有益となるかにかかわらず、適切な手続に従わなかった場合に取締役の選任または投資主提案の審議に関する争いを防止する効果および第三者が自らの取締役候補者を選任するかまたは自らの提案を可決させるための委任状勧誘を阻止する効果を有する可能性がある。

敵対的買収

メリーランド州の法律に基づき、1934年証券取引所法に基づき登録された1クラスの株式等持分証券および3名以上の独立取締役を有するメリーランド州の会社は、とりわけ取締役会に、取締役の員数を決定する排他的権利および残任取締役が定足数を充足していない場合でも、残任取締役の過半数の賛成投票により取締役会の欠員を補充する排他的権利が自動的に与えられるといった、敵対的買収に関する一定の法律による規定に従うことを選択することができる。また、敵対的買収に関する法律による規定は、欠員を補充するために選任された取締役が、次回の年次株主総会まででかつ後任者が選任され資格を有するまでではなく、欠員が生じた取締役の属する組の残存する任期中在職するものとする旨を定めている。さらに、これら法律による規定は、取締役の選任に係る議案において少なくとも3分の2以上の投資主による賛成票が取締役の解任には必要である旨、および特別投資主総会は投資主総会における少なくとも過半数の賛成票により要求される場合にのみ、開催する必要がある旨規定している。

上述の法律の規定の一部またはすべてに服することの選択は当ファンドの基本定款または付属定款においてまたは投資主による承認なしに当ファンド取締役会の決議により行われることがある。当ファンドが服することを選択するかかる法律による規定は、メリーランド州の法律または当ファンドの基本定款もしくは付属定款のその他の規定に反する場合でも適用される。当ファンドの基本定款または当ファンドの付属定款のどちらにも当ファンドが敵対的買収に関する上述の法律による規定に服する旨は定められていない。しかしながら、当ファンド取締役会は、投資主の承認なしに、かかる法律の一部またはすべての規定に服することを選択するために決議を採択するかまたは当ファンドの付属定款を修正することができる。

投資主総会および圧倒的多数による投資主投票に関する基本定款および付属定款の修正

投資主による特別な過半数の決議要件が課される下記を含む一定の事項を除き、かかる修正について取締役会が妥当であると宣言し、かつ、かかる事項に関して議決権を有する投資主による少なくとも過半数の賛成投票により投資主が承認する場合に限り、当ファンドの基本定款を修正することができる。取締役会の過半数の投票により取締役会のみで当ファンドの付属定款を修正することができる。

発行済投資口の75%以上の所有者による賛成投票が必要な事項は、(1)当ファンドのクローズド・エンド型からオープン・エンド型への変更、(2)その他の会社との吸収合併もしくは新設合併、または当ファンドが承継会社とならない投資口交換、(3)当ファンドの解散または清算、(4)当ファンドのすべてまたは実質的にすべての資産の売却、(5)1940年法に基づき登録された投資法人の終了、(6)1,000,000米ドル以上相当の現金、有価証券またはその他財産と交換して証券を発行すること(ただし公募に伴う証券の売却、分配金再投資制度またはその他の投資口分配に基づく証券の発行または投資口引受権の行使による証券の発行の場合を除く。)である。しかしながら、かかる行為が全取締役会の70%以上の賛成投票により妥当であると宣言されるか、決議または承認された場合は、発行済投資口の過半数のみの賛成投票が承認のために必要とされる(適用される法律により別途要求される場合でない限り、投資主による投票を必要としない証券の発行の場合を除く。)。上記規定およびその他特定の規定の修正、変更または撤廃には発行済投資口の75%以上を保有する投資主による賛成票が必要である旨当ファンドの基本定款に規定されている。上記規定の主な目的は、当ファンドまたは大投資主のいずれにも支持されていない買収の企ておよび当ファンドの事業の基本的性格を変更する企てを阻止する当ファンドの能力を向上させることである。かかる規定によって当ファンドの清算、買収またはオープン・エンド型への転換をより困難にし、これによって投資家が、当ファンドにその構造を変更させることで即時に利益を得ることを望んで投資口を購入することを阻止する狙いがある。

しかしながら、かかる規定は、経営陣を含むすべての者により提案されるすべての行為に適用され、かかる規定の対象となる取引を通じて遂行される当ファンドの構造の変更の達成をより困難にさせる。また、上述の規定は、投資主が当ファンドの投資口が取引されている時点での市場価格を上回る価格を得る可能性のある取引を妨害または阻止し得る。かかる規定は、第三者による当ファンドの支配権の獲得を阻止することにより、投資主から現在の市場価格を上回る割増価格で投資口を売却する機会を奪う効果を有する可能性もあるが、多くの入手可能な投資信託の投資口ではなく当ファンドの投資口を選んで購入した投資主であれば、割引をなくすために当ファンドをクローズド・エンド型投資法人からオープン・エンド型投資法人へと変更することを切望していないであろうと当ファンドは考えている。

当ファンドはニューヨーク証券取引所の規則に基づき要求される年次投資主総会を開催する。メリーランド州の法律および当ファンドの付属定款に基づき、当ファンドは、特別投資主総会において行使し得る議決権総数の25%以上を有する投資主の書面による請求に基づき特別投資主総会を招集しなければならない。かかる特別投資主総会の請求書面には、同総会の目的および同総会において審議される議案を記載しなければならない。当ファンドの秘書役は、()請求した投資主に同総会の通知の作成および郵送に関する合理的な見積り費用を通知し、()かかる費用が当ファンドに支払われた時点で、同総会の通知を受領する権利を有する各投資主に通知する。

(3) 州証券法

各州における証券の募集および販売を取締り、投資家を保護する目的で各州において州証券法(Blue Sky Laws)が制定されている。クローズド・エンド型登録投資法人に対しては、主に第一回投資口公募および販売において同法が適用され、また一定の場合、その後の投資口募集または投資主割当についても同法が適用される。その内容は主として次の4つに分けられる。

(a) 許可制に関する規定

一般原則として、すべての州で、ブローカー、ディーラー、証券販売外交員および投資カウンセラーは州から許可を取得するか、または少なくとも州機関に登録することを要求されている。許可を申請するに当たり、申請者はその事業、財務状態に関する情報を提供する必要がある。

(b) 登録に関する規定

一般的にアメリカ合衆国の各州では、証券が合法的に各州において販売または売り出されるためには各州の監督委員会にその証券を事前に登録することを要求している。これらの州の監督機関は当該証券の発行が適用される法または規則の基準に合致していないと判断したときは、その登録を拒否または取消す権限を付与されている。

(c) 詐欺防止に関する規定

一般的に、証券販売に関する詐欺行為に対し、次の4種類の救済方法が適用されている。

() 罰金または禁固刑の課される刑事手続、() 被告人が登録会社である場合、登録停止またはその他行政矯正手続、() 裁判所の差止命令その他衡平法上の手続、() 民事訴訟による損害賠償。

(d) 連邦優先先買権

1996年10月11日、米国大統領は1996年資本市場効率化法(「効率化法」)に署名して法制化した。この法律には、当ファンド投資口のようなニューヨーク証券取引所に上場している有価証券を含む、効率化法に定める「カバードセキュリティーズ」が、州の証券法および規則に基づく手続を採らなくてもほとんどすべての州において募集または売出しが行えることが盛り込まれている。ただし、当該カバードセキュリティーズの売り手は同法において登録されているかまたは免許を取得していなければならない。

4 【監督官庁の概要】

(1) 米国連邦証券取引委員会(SEC)

SECは1934年証券取引所法という表題の議会制定法により創設された。SECはアメリカ合衆国政府の独立した超党派的な準司法機関である。SECの事務所はコロンビア特別区20549、ノースイースト101F番地にあり、またアメリカ合衆国の主要都市に地方支所および支部を有している。

SECは6つの制定法を執行する。すなわち、1933年法、1934年証券取引所法、1935年公益事業持株会社法、1939年信託証書法、1940年法および1940年投資顧問業法(「投資顧問法」)である。

SECは5人の委員で構成され、そのうち3人以上が同一政党の党員であってはならない。これらの委員は、上院の助言と承認を得て大統領によって5年の任期で任命され、そのうち1名の者が毎年任期終了となる。委員長は大統領が指名する。SECはその職務の遂行に当たっては、弁護士、会計士、技術者、証券アナリスト等の専門的な従業員スタッフおよび管理、事務関係の従業員により補佐される。SECのスタッフは複数の部門に分かれ、各部門は直接的にSECに対し責任を負い、またその指示および命令に従い行動する。

投資管理部門(「本部門」)は1940年法および投資顧問法の執行に当たりSECを補佐する。本部門は同法の執行に関連して生じる調査および査察ならびに投資法人の財務、販売方法およびサービス業務に関わるあらゆる事項を担当する。本部門は、投資法人の証券の募集に関する有価証券届出書、投資主総会に関わる委任状勧誘資料ならびに1940年法に基づき提出される定期報告書およびその他の報告書を審査し、処理する。本部門の職務にはファンド運用の調査および査察が含まれるが執行および関連活動は含まれず、これらは執行部門の管轄に属する。

(2) ニューヨーク証券取引所

ニューヨーク証券取引所(「NYSE」)に上場する各社は、NYSEと上場契約を締結する。上場契約により上場会社は下記の目的を達成すべき義務を課される。

- (a) 株主、一般大衆およびNYSEが正当な利害を有する証券の価格または投資上の決定に影響を及ぼし得る上場会社に関する情報の適時開示を保証する。
- (b) 一般に認容された会計原則に従い作成された上場会社の財務報告書の十分で定期的かつ適時の公表を保証する。
- (c) NYSEが各上場会社の有価証券につき秩序ある市場を維持するというその機能を効率的に遂行でき、必要な記録を維持でき、かつ上場会社に関する一定の事項につきこれが確定事実となる前に同事項に関し意見を述べる機会を与えるような時宜に適った情報をNYSEに提供する。
- (d) 一般に健全なものとは判断されない取引慣行を排除する。

そのほか、NYSEは、独立取締役の選任に関する基準を含む株主に対する企業の責任、健全性および会計責任に関する適切な基準の維持を目的とする一定の慣行の遵守をすべての上場会社に対し要求する。かかる慣行には年次株主総会の開催、取締役会監査委員会の設置および株主による議決に関する最低定足数要件の設定が含まれる。会社がかかる基準を維持しない場合、NYSEは当該会社の株式をいつでも取引停止または上場廃止とすることができる。最後に、1934年証券取引所法および1940年法に基づき作成および提出を要求される報告書はNYSEにも提出されなければならない。

5 【その他】

現在、当ファンドに重大な影響を及ぼす、または及ぼし得ると当ファンドが判断する係争中の訴訟その他の重要事項は存在しない。

第2 【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

日本国内における当ファンドの投資口の販売は現在行われていないため、該当事項なし。

当ファンドの投資口は、東京証券取引所またはニューヨーク証券取引所を通じて売買することが可能である。2013年7月16日より前は、当ファンド投資口は、東京証券取引所ではなく大阪証券取引所を通じての売買が可能であった。

2 【買戻し手続等】

当ファンドはクローズド・エンド型の投資法人で、当ファンドの投資主は当ファンドに対し投資口の償還を請求する権利を有しない。

海外における手続

当ファンドは、1口当り純総資産価額の時価を下回る価格で好ましい投資機会である場合には、投資口を随時市場または相対の形で買戻すことができる。当ファンドの投資制限に従った上で、当ファンドは投資口の買戻資金を調達するための借入れを行うことができる。しかしながら、かかる借入れに対する利息の支払いは当ファンドの経費増加につながり、結果として純益を減少させることになる。さらに、当ファンドは1940年法により、当ファンドの「非劣後債務証券」の300%を下回らない「資産カバレッジ」を維持することを要求されている。かかる用語は1940年法に定義されている。

当ファンドの投資口は、純資産価額と利回りを含むいくつかの要因によって決まる価格で市場で取引される。クローズド・エンド型投資法人の投資口はしばしばその純資産価額より割引かれた価格で取引されるが、時にはプレミアムが上乗せされることもある。第一部 第13「リスク要因 - リスク要素と特別考慮事項」を参照のこと。投資家が購入価格以上の価格で当ファンドの投資口を転売できるまたは当ファンド投資口の市場価格が純資産価額を上回るという保証はない。当ファンドは随時、当ファンド投資口をその純資産価額を下回る価格で買戻すか、または公開市場買付を行うことができる。このことにより残存する投資口の純資産価額を上げることになるかもしれないが、かかる買戻しが残存する投資口の市場価格に与える影響について予測することはできない。

当ファンドによる投資口公開買付は、買付終了日の翌日のニューヨーク証券取引所の通常取引終了時現在における純資産価額に基づく価格で行われる。各買付申込みは、公告もしくは郵送またはその両方の方法により、1934年証券取引所法および1940年法の要求に従って投資主に通知される。各買付申込みのための資料は、それらが服する法律、規定および規則により規定された情報を含む。公開買付が当ファンドの取締役会により承認された場合、買付申込みの承諾を希望する投資主は、当該投資主の所有する(または、内国歳入法第318条の連邦所得税上当該投資主に帰されるとされる)すべての投資口(一部は不可)を売付申込みしなければならないかもしれない。当ファンドは、売付申込みされた投資口を、当ファンドが全く購入しない決定を下した場合を除き、買付要項に従いすべて買取る。投資口の売付申込みをする者は、名義書換代理人の費用負担として、サービス料の支払いを要求される。ただし、かかるサービス料は売付投資口について支払われる対価から控除されない。公開買付期間中、当ファンドの投資主は当ファンドの純資産価額(毎週算出される。)を、無料電話サービスにより判断することができる。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

当ファンドは純資産価額を少なくとも各週の最終営業日および取締役会が決定するその他の日に決定し、その算定は当ファンドの純資産価額(当ファンドの資産額から資本金および剰余金を除く負債額を減じた残額)を発行済投資口数で除することにより行う。海外の証券取引所の上場有価証券は、以下の場合を除き、それら有価証券の終値で評価されている。非上場有価証券および市場価額が容易に入手できるが、評価日に取引のない上場有価証券は、直前に報告された買い呼び値と売り呼び値の仲値で評価されている。米国の証券取引所に上場している株式等持分証券は評価日の最終売り値で評価されている。ナスダックに上場しているかまたは取引されており、市場価額が入手できる株式等持分証券はナスダック公式終値で評価されている。購入時点で60日以内に満期を迎える短期債券は、償却原価で評価されている(ただし、当ファンドの取締役会が、かかる評価は証券の公正価値を反映していないと判断し、取締役会が承認した手続きに基づき誠実に判断する公正価値で評価される場合を除く。)。当ファンドの資産および負債のうち、米ドルにより表示されていないものについては、まず当初表示されている通貨による評価を行い、その後に資産価値算定日の通用為替レートにより米ドルに換算される。アジア・太平洋国からの送金の際の税金等、当ファンドが負担する現地の税債務は、当ファンドが収益を認識しまたは資産の値洗いをする日における負債となり当ファンド純資産額を減ずる効果を有する。

(2) 【保管】

日本においては、実質投資主は当ファンド投資口の投資証券を保有しない。実質投資主は当ファンド投資口に関する権利を取引所の取引により譲渡することができる。この場合に決済は、証券会社に開設された口座間の振替かまたは保管振替機構に開設された証券会社の口座の振替によって行われる。

(3) 【存続期間】

当ファンドに存続期間はない。

(4) 【計算期間】

当ファンドの会計年度は毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(5) 【その他】

当ファンドの解散または清算

当ファンドの解散には、発行済議決権付投資口数の議決権の4分の3以上による決議(単一の種類として一括決議する。)を必要とする。ただし、取締役会が、取締役会全体の70%以上による決議により、当ファンドの解散または清算承認する場合、かかる行為を承認する場合には、当ファンドの発行済議決権付投資口数の議決権の過半数による賛成のみ(単一の種類として一括決議する。)が必要とされる。

基本定款の変更

その時々において、当ファンドの基本定款の条項は修正、改正または廃止することができ、またその時に効力を有するメリーランド州法に基づきメリーランド州の会社の基本定款に適法に盛込まれるその他の条項を追加または挿入することができる。通常、そのような修正、改正、廃止、追加または挿入は、当ファンドの発行済議決権付投資口で、かかる決議において投票可能な投資口の議決権のうち過半数による決議をもってのみ行うことができる。ただし、当ファンドの基本定款は、一定の条項の修正、改正、廃止、追加または挿入には当ファンドの発行済議決権付投資口で、かかる決議において投票可能な投資口の議決権の4分の3による決議を必要とする旨定めている。当ファンドの基本定款はさらに、前文にある当ファンドの基本定款の一定の条項の変更につき、当ファンドの発行済議決権付投資口数の議決権の4分の3の特別多数を要する決議要件を課し、当ファンドの発行済議決権付投資口で、かかる決議において投票可能な投資口の議決権の4分の3による決議がなされた場合を除き、これを修正、改正または廃止することができない旨定めている。

付属定款の改正

当ファンドの付属定款は、全取締役会の過半数による決議に限り、これを変更、改正、追加または廃止することができる。

関係契約の更改

運用契約

運用契約は調印日後2年間その効力が継続し、その後は、かかる契約の継続が、()当ファンドの運用会社の「利害関係人」ではない取締役本人により、かかる契約の継続承認に関する投票を目的として招集される取締役会において投じられた過半数の賛成投票、および()当ファンド取締役会または当ファンドの発行済議決権付投資口のいずれかの過半数の賛成投票により、少なくとも年1回特別に承認されれば、1年間効力を有し続ける旨、同契約により定められている。

運用契約は、当ファンド取締役会により、もしくは当ファンド発行済議決権付投資口の過半数の賛成により、または運用会社により60日前の書面による通知をもって、違約金を支払うことなく、随時終了することができる。運用契約は、1940年法に定義されているようにその譲渡の際には自動的に終了する。

事務管理契約

事務管理契約は当ファンドが証券取引委員会(SEC)へ提出した届出書の効力発生日から1年間効力が継続し、その後は当該継続期間の終了時にまたは60日前の書面による通知をもって一方当事者により解除されない限り、自動的に更新される旨定めている。

保管契約

保管契約は、相手方に60日前の書面による通知を行うことによって終了することができる。

投資主総会

すべての投資主総会は、メリーランド州に所在する当ファンドの主たる事務所、または取締役会が適宜指定し、投資主総会招集通知に記載されたアメリカ合衆国内のその他の場所において開催される。

組分けされた取締役会(以下に定義される。)が設置されたクローズド・エンド型ファンドとして、当ファンドは年次投資主総会を開催しなければならない。当ファンドの年次投資主総会は毎暦年のその時々に取り締役会が指定する日に開催される。同総会は、当該総会において翌年の取締役の選任および総会に適法に提起されたその他の議案審議を目的として開催される。総会に適法に議題を提起するためには、取締役会の指図により総会に提起され、または、当ファンド付属定款の規定に従って投資主により当ファンドに対する事前の通知により総会に提起され、投資主総会招集通知に当該議題が記載されなければならない。

投資主総会毎に総会当日から10日以上90日以内前までに書面によるかまたは印刷された招集通知(総会の開催日時および開催場所(および特別総会の場合は議題)を記載する。)は、当該総会において議決権を有する各投資主および総会の招集通知を受領する権利を有するその他の投資主に対して、かかる投資主に対し交付するかまたはかかる投資主の居住地もしくは通常の事業所に備え置くか、または当ファンドの投資主名簿に記載された投資主の住所宛てに郵便料金前払いの上郵送することにより、これを付与するものとする。通知は、郵送による場合、上述の方法で投資主の住所宛てに郵便にて投函された時点で付与されたものとみなされる。

投資主総会の開催日時、開催場所または目的に係る通知は、本人自らもしくは代理人が出席する投資主、またはかかる通知の受領権を放棄した投資主(総会開催の前後を問わず、署名の上書面にて通知し、総会議事録にこれを綴じ込むものとする。)に対して付与することを要しない。

取締役会

当ファンドの事業および業務は取締役会の監督のもとに運営され、管理される。当ファンドのすべての権限は、法律、定款または付属定款に基づき投資主に付与されたかまたは留保された権限を除き、取締役会により、または取締役会の権限の下に行使される。

取締役会の員数は、14名以下、メリーランド州法に基づき承認された取締役の員数以上(在任取締役の過半数の議決により随時決定される。)とする。取締役は投資主であることを要しない。

取締役は第1組、第2組および第3組の3組に分けられている。すべての組は可能な限り同人数とする。組分けられた取締役は以下の任期を有する。第1組の取締役は、2017年年次投資主総会の開催日またはその後任が選任され、資格を有するまで在任する。第2組の取締役は、2018年年次投資主総会の開催日またはその後任が選任され、資格を有するまで在任する。また第3組の取締役は、2016年年次投資主総会の開催日またはその後任が選任され、資格を有するまで在任する。上記の様に各組の取締役の任期が満了した場合、各組の取締役は、任期が満了した取締役の後任として3年間の任期を有して選任される。各取締役は、()任期が満了し後任が選任され資格を有した時、()本人の死亡、()本人の辞任、または()法律もしくは基本定款の条項に定めある本人の解任時まで在任するものとする。

取締役の死亡、辞任またその他の事由(取締役の増員を除く。)により取締役会に欠員が生じた場合、法律の条項に従い、残任取締役は過半数の賛成投票により(かかる過半数が定足数を下回るとしても)、次回の年次投資主総会またはその後任が選任され資格を有するまで在任する後任の取締役を、1940年法に従うことを条件として、選任することができる。

取締役会は、1940年法に従うことを条件として、全取締役の過半数の議決により取締役を増員することができるものとし、次回の年次投資主総会または後任が適法に選任され資格を有するまで、かかる取締役の増員により生じた欠員を補充するための取締役を選任することができる。同様にして取締役会は、全取締役の過半数の議決により、法律により認められる員数を下回らない範囲で取締役を減員することができる。

取締役会は、取締役会が適宜決定する員数の取締役(2名以上)で構成される業務執行委員会を取締役の中から任命することができる。同委員会の議長は取締役会が選任する。取締役会は随時、かかる委員会の員数を変更する権限を有するものとし、取締役の中から選任することにより、委員会の欠員を補充することができる。取締役会が開かれな場合、法律が認める範囲において、業務執行委員会は、当ファンドの事業および業務を管理し、遂行するに当たり、取締役会の権限の全部または一部を有し、これを行行使することができる。業務執行委員会は、自己の事務規則を設定することができ、かかる規則に定めがある場合または取締役会の決議によりこれを開催することができる。ただし、いずれの場合においても、定足数を充足するために過半数の出席を必要とする。業務執行委員会の委員が欠席した場合、残りの委員は、かかる委員の代わりに行為する取締役を任命することができる。

役員

当ファンドの業務執行役員は取締役会により選任される。同役員は、取締役会会長(取締役を兼任する。)を含むことができ、社長、秘書役および財務役を含むものとする。取締役会または業務執行委員会はまたその裁量により、1名以上の副社長、秘書役補佐、財務役補佐その他の役員、代理人および従業員を任命することができる。かかる者は、取締役会または業務執行委員会が決定する権限を有し、職務を遂行する。取締役会は欠員が生じた場合これを補充することができる。社長および副社長の業務を除き、同一の者が2つの職務を兼任することができる。ただし、法律または付属定款により、2名以上の役員が証書を署名、承認または証明することを要する場合、役員は2つ以上の資格において、証書を署名、承認または証明しないものとする。

補償および保険

当ファンドは、適用される連邦法および州法が承認する範囲において全面的に、かつ許可する方法にて、判決、違約金、和解および費用に関して当ファンドの取締役および役員に補償するものとし、また、従業員および代理人に補償することができる。

当ファンドは、現在施行されているかまたは今後修正される可能性がある法律(1940年法を含む。)が認める範囲において全面的に、当事者または当事者の遺言者もしくは無遺言の被相続人が現在当ファンドの取締役もしくは役員であるか、またはかつて取締役もしくは役員であったか、または当ファンドの要求により現在その他の会社の取締役もしくは役員として在任しているか、またはかつて在任していたという事由により、請求、訴訟または手続(刑事、民事、行政または調査を問わない。)の当事者になった者または当事者になる虞のある者に対して補償する。現在有効であるかまたは将来改正される法律(1940年法を含む。)が認める範囲において全面的に、かかる者がかかる請求、訴訟または手続において争うために負担した費用は、当ファンドが、かかる者が当ファンドにより補償を受ける資格がないものと最終的に判断された場合にはかかる費用を返還する旨の約束を受領次第速やかに、これを支払うかまたは償還する。当ファンド付属定款(改正済)第7条および当ファンド基本定款第7条第2項に規定されているそれらの権利は、上記の定めに従い取締役または役員として在任するか、または引続き在任するに当たり当ファンドに依拠したと推定される一切の者が、当ファンドに対してこれを行行使することができる。かかる条項が改正されても、かかる改正前に発生した事由に関して随時生じる一切の者の権利は損なわれない。当該条項の趣旨において、「当ファンド」という用語は、当ファンドの前身、および新設合併または吸収合併に伴い当ファンドにより吸収された構成会社(構成会社の一切の構成会社を含む。)を含み、「その他の会社」とは、会社、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、信託または従業員給付制度を含み、「当ファンドの要求による」在任とは、当ファンドの取締役または役員としての在任で、従業員給付制度、その参加者または受益者に関して取締役または役員に対して課される義務またはこれに伴う役務を含む。従業員給付制度に関してある者に関して査定された消費税は、補償対象の費用とみなされる。従業員給付制度に関してある者が提起した行為で、かかる者が同制度の参加者および受益者の利益になると合理的に思料する行為は、当ファンドの最善の利益に反しないものとみなされる。

1940年法の条項に従い、当ファンドは直接に、第三者を通して、または当ファンドの関連会社を通して、現在もしくは過去の当ファンドの取締役、役員、従業員もしくは代理人、または当ファンドの取締役、役員、従業員もしくは代理人であった間に、当ファンドの要求によりその他の外国もしくは国内の会社、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、信託その他の企業の取締役、役員、従業員、パートナー、受託者もしくは代理人として在任しているか、もしくはかつて在任した者を代理して、かかる補償を有する者に対して申し立てられ、かかる者がかかる職責において蒙った債務、またはかかる者の地位から発生した債務(当ファンドがかかる債務に対してかかる者に補償する権限を有するか否かを問わない。)に対して信用状もしくは保証保険を買取るか、または信託ファンドを通してこれを提供することができる。

1940年法の要件と一致して、当ファンドの基本定款においても、取締役または役員の職務の履行に関連する義務の故意の失当行為、悪意、重大な過失または重大な不注意による無視を理由として、当ファンドまたはその投資主に対し取締役または役員が債務を負う場合には、当該定款のいかなる規定によっても、かかる債務から取締役または役員は保護されない旨規定されている。

取締役および役員の責任限定

当ファンドの基本定款は、メリーランド州の制定法または判例法によって許される最大限度で、ただし1940年法の要件に従って、当ファンド取締役または役員は個人的に当ファンドまたはその投資主に対して金銭的損失につき責任を有しない旨定められている。メリーランド州法上、会社定款に定めることにより、会社は金銭的損失につき会社またはその株主に対する取締役または役員の責任を限定または制限することができる。ただし()金銭、不動産または役務における不適正な利益または金銭上の利益の現実の収受、または()訴訟で判断された請求原因に対し重大だと最終判決に認められた能動的かつ恣意的な不正から生じた責任についてはこの限りではない。

2 【利害関係人との取引制限】

当ファンドは、業務方針(投資主の決議なく当ファンドの取締役会により変更できる。)として、1940年法上許される場合を除き同法に定める利害関係人との間で証券の売買、証券の貸借は行わない。

3 【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1) 【投資主・外国投資法人債権者の権利】

(a) 投資主総会に関する権利

各投資口は1個の議決権を有するものとし、将来、分類または種類変更される種類の投資口に関して別段の定めがある場合を除き、すべての目的において排他的議決権は投資口の所持人に付与される。

(b) 分配金の受領権

法律の定めおよび将来、分類または種類変更される種類の投資口の優先権に従うことを条件として、取締役会が望ましいと思料する時期に、かつ、望ましいと思料する金額の分配金を当ファンドの投資口に対して支払うことができ、他の種類の投資口に支払われる分配金についても同様である。

(c) 残余財産分配請求権

当ファンドが整理、解散または清算に入った場合(任意または強制を問わない。)、投資口の所持人は、当ファンドの負債その他の債務、および将来、分類または種類変更される種類の投資口で当ファンドの整理、解散または清算の際に残余財産に対し優先権を有する投資口の所持人が受領することができる金額を、支払うかまたは引当てた後、将来、分類または種類変更されるその他一切の種類の投資口で当ファンドの整理、解散または清算の際に残余財産に対し優先権を有しない投資口の所持人とともに、当ファンドの残余財産を持分割合に応じて配分する権利を有する。

日本の実質投資主の権利については、第一部「第2 外国投資証券事務の概要」を参照のこと。

(2) 【為替管理上の取扱い】

米国においては、米国非居住者による国内会社(放送、商船その他特殊な事業に係る会社を除く。)の株式の取得、配当の送金、および会社清算に際しての分配資産の売却代金の送金につき、外国為替管理上の制限は通常存在しない。しかしながら、米国政府は、米国の経済および貿易制裁に服する特定の国、人または特定の範囲の人の名義による有価証券の登録およびこれらの者に対する一定額の金銭その他の資産の送付について制限を課している。

(3) 【本邦における代理人】

(〒107-0051)東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

田 中 収

甲 立 亮

当ファンドは、上記代理人に対して、日本国における一定の法的手続について当ファンドを代理する権限を与えている。

また、上記代理人は日本国金融商品取引法および関係政府令に基づき、当ファンドに代わり当ファンドの有価証券報告書、半期報告書ならびにその訂正報告書を作成し、これを関東財務局長に提出する権限を委任されている。

(4) 【裁判管轄等】

日本の実質投資主はメリーランド州およびニューヨーク州において提訴することができる。

第4 【関係法人の状況】

1 【資産運用会社の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

資本金の額(2015年4月30日現在)

685百万米ドル(約85,104百万円)

事業の内容

運用会社は1980年9月19日、デラウェア州において設立された。その主たる住所は、ニューヨーク州10036、ニューヨーク市、フィフス・アベニュー522である。

運用会社は、米国および海外の株式および固定利付有価証券に投資する様々なクローズド・エンド、オープン・エンド型投資法人、課税対象・非課税機関、国際機関および個人に対し、その所有有価証券を運用し指名受託者の役務を提供する。2015年3月31日現在、運用会社およびその関連投資運用会社は、投資運用者または監督者として管理する資産を、合計で約4,066億米ドル有していた。運用会社は現在、投資顧問法に基づく登録投資顧問会社である。運用会社は、日本を除くアジアの金融市場へ参入した初の非アジア系機関投資会社のうちの1社であり、1986年から活動を開始し、アジア地域に投資している幾つかのクローズド・エンド型ファンドを運用している。運用会社は規制を受けず、随時自由に、当ファンドの投資制限と同じまたは類似の投資制限のある新設投資会社を後援し、助言を与えている。

(2) 【運用体制】

第一部 第11(4)「外国投資法人の運用体制」参照のこと。

(3) 【大投資主の状況】

氏名または名称および住所	所有株式数	持株比率
モルガン・スタンレー ニューヨーク州 10036、ニューヨーク市 ブロードウェイ 1585	1,000	100%

(4) 【役員の状況】

以下の表は、運用会社の取締役および主たる業務執行役員に関する情報である。

(本書提出日現在)

氏名およびモルガン・スタンレー・ インベストメント・マネジメント・ インクにおける役職	その他の会社名	その他の会社における 役職	所有株式数
グレゴリー・フレミング 社長兼マネージング・ディレクター			0
フェタ・ザベリ マネージング・ディレクター兼取締役			0
ケビン・クリンガート マネージング・ディレクター兼取締役			0
メアリー・アリス・ダン マネージング・ディレクター兼取締役			0
エドモンド・N・モリアーティ マネージング・ディレクター兼取締役			0
マイケル・レヴィ マネージング・ディレクター兼取締役			0
ステファニー・V・チャン・ユー マネージング・ディレクター兼最高コ ンプライアンス責任者	モルガン・スタンレー 各種ファンド	最高コンプライア ンス責任者	0
クリス・オデル マネージング・ディレクター兼秘書役			0
ジェフリー・ゲルファンド マネージング・ディレクター兼最高財 務責任者			0
ジェイソン・ピッツルツ マネージング・ディレクター兼財務役			0
フィリップ・ヴァレラ エグゼクティブ・ディレクター兼マ ネーロンダリング防止最高責任者	モルガン・スタンレー 各種ファンド	AML役員	0

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

2015年4月30日現在、運用会社は、当ファンドを含む89の外国投資ファンドの運用をしており、そのうち運用資産額(純資産総額)上位10位は以下の通りである。

(2015年4月30日現在)

	名称	基本的性格	設定年月日	純資産総額	1口当り 純資産価格
1	MSILFガバメント・ポートフォリオ、機関投資家クラス	元本確保型・高インカムゲイン型	2004年8月9日	36,356,313,511米ドル (4,516,908百万円)	1.00米ドル (124円)
2	MSILFプライム・ポートフォリオ、機関投資家クラス	元本確保型・高インカムゲイン型	2004年2月2日	17,686,535,460米ドル (2,197,375百万円)	1.00米ドル (124円)
3	MSILFトレジャリー・ポートフォリオ、機関投資家クラス	元本確保型・高インカムゲイン型	2004年8月9日	15,033,770,423米ドル (1,867,796百万円)	1.00米ドル (124円)
4	MSILFトレジャリー・セキユリティーズ・ポートフォリオ、機関投資家クラス	元本確保型・高インカムゲイン型	2008年10月7日	9,380,113,567米ドル (1,165,385百万円)	1.00米ドル (124円)
5	MSIFTミッド・キャップ・グロース・ポートフォリオ、クラスI	長期的な元本成長型	1990年3月30日	4,159,182,033米ドル (516,737百万円)	40.78米ドル (5,067円)
6	MSIFインターナショナル・エクイティ・ポートフォリオ、クラスI	長期的な元本成長型	1989年8月4日	2,693,821,369米ドル (334,680百万円)	17.01米ドル (2,113円)
7	MSILFマネー・マーケット・ポートフォリオ、機関投資家クラス	元本確保型・高インカムゲイン型	2004年2月2日	2,567,709,904米ドル (319,012百万円)	1.00米ドル (124円)
8	MSIFグローバル・リアル・エステート・ポートフォリオ、クラスI	インカムゲイン型	2006年8月30日	1,838,332,466米ドル (228,394百万円)	11.46米ドル (1,424円)
9	MSIFグロース・ポートフォリオ、クラスA	長期的な元本成長型	1996年1月2日	1,640,312,310米ドル (203,792百万円)	41.03米ドル (5,098円)
10	MSILFガバメント・ポートフォリオ、アドバイザー・クラス	元本確保型・高インカムゲイン型	2004年10月1日	1,617,707,915米ドル (200,984百万円)	1.00米ドル (124円)

2 【その他の関係法人の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (a) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(「保管会社」)

名称

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(State Street Bank and Trust Company)

資本金の額(2015年4月30日現在)

19,892百万米ドル(約2,471,382百万円)

事業の内容

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは保管、有価証券貸付、ファンド会計および管理、ならびに財務サービスの世界的大手である。同社は世界中の機関投資家の需要を支えており、世界的な資金管理事業者である。同社は機関投資家向の最大手の証券会社であり、代替的資産管理会社、ブローカー/ディーラー、および証券発行者である。

- (b) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(Morgan Stanley Investment Management Inc.)(「事務管理会社」)

名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

資本金の額(2015年4月30日現在)

685百万米ドル(約85,104百万円)

事業の内容

上記1(1)「事業の内容」参照のこと。

- (c) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(Morgan Stanley Investment Management Company)(「副運用会社」)

名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー

(Morgan Stanley Investment Management Company)

資本金の額(2015年4月30日現在)

339,882米ドル(約42百万円)

事業の内容

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーの主な事業は、種々のファンド、機関および個人に対してポートフォリオ管理を行い、指名受託者としてのサービスを提供することである。

- (d) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(「副事務管理会社」)

名称

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(State Street Bank and Trust Company)

資本金の額(2015年4月30日現在)

19,892百万米ドル(約2,471,382百万円)

事業の内容

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは保管、有価証券貸付、ファンド会計および管理、ならびに財務サービスの世界的大手である。同社は世界中の機関投資家の需要を支えており、世界的な資金管理事業者である。同社は機関投資家向の最大手の証券会社であり、代替的資産管理会社、ブローカー/ディーラー、および証券発行者である。

(2) 【関係業務の概要】

- (a) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「保管会社」)

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、当ファンドの資産の保管に関する業務を行っている。

- (b) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「事務管理会社」)

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、事務管理契約に基づき事務管理会社として当ファンドに対して管理業務を提供している。かかる管理業務には、当ファンドの帳簿および記録の保管、純資産価額の計算、当ファンドの米国における開示要求に基づく報告書の作成および提出、当ファンドの保管会社との保管契約の監視、およびその他の会計・一般総務業務が含まれる。

(c) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(「副運用会社」)

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーは、当ファンド、その役員、取締役会および運用会社の支配および監督下で、当ファンドの投資目的、方針および制限に従い、日々の投資判断を行い、一定の売買発注を行う。

(d) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「副事務管理会社」)

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは当ファンドに対し一定の管理業務を提供する。

(3) 【資本関係】

(a) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「保管会社」)

当ファンドと保管会社間に資本関係はない。

(b) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「事務管理会社」)

当ファンドと事務管理会社間に資本関係はない。

(c) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(「副運用会社」)

当ファンドと副運用会社間に資本関係はない。

(d) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「副事務管理会社」)

当ファンドと副事務管理会社間に資本関係はない。

第5 【外国投資法人の経理状況】

(1) 当ファンドは1994年2月28日に米国メリーランド州で設立され、1940年法に基づき分散・クローズドエンド型運用投資法人として登録されている。当ファンドは投資口53,500,000口の第1回募集の後、1994年8月2日から事業を開始した。1994年8月24日には超過割当分を補填するため147,415口の投資口が追加発行された。1994年7月14日にモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・インク(現モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク)に対し投資口7,093口を発行した以外に、当ファンドは1994年8月2日以前に一切の事業活動を行っていない。

(2) 本書に記載された当ファンドの2013年12月31日および2014年12月31日に終了した各年度の財務書類(「財務書類」)は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則、会計手続、用語、様式および表示方法に準拠して作成されている。

本書に記載された財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号 - 「財務諸表等規則」)第131条第5項ただし書の規定の適用を受けている。

(3) 本書に記載された当ファンドの2013年12月31日および2014年12月31日に終了した各年度の財務書類は、米国における当ファンドの独立公認会計事務所であるアーンスト・アンド・ヤングLLPの監査を受けており、別紙のとおり独立公認会計事務所の報告書および同意書が提出されている。

なお、前述の当ファンド財務書類は、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第35条の規定および「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づく監査を免除されている。

(4) 本書に含まれている当ファンドの財務書類の原文(英文)は、1940年法第30d - 1に準拠して、SECに提出した投資主に対する当ファンドの年次報告書に含まれているものと同一である。

(5) 当ファンドの財務書類の原文は米ドルで表示されている。「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2015年6月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル = 124.24円で換算された金額である。金額は千円単位(四捨五入)で表示されている。日本円の合計数値欄は、財務諸表に記載されている各数値を合計したものと必ずしも一致するわけではない。

これらの円換算額は、米ドルで表示されている金額が実際に日本円を表示しているとか、日本円に交換されたであろうとか、交換できたであろうと解してはならない。

(6) 円換算額に関する記載は、原文の財務書類に含まれておらず、上記(3)の監査の対象にもなっていない。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

資産負債計算書

	2014年12月31日現在	
	千米ドル	千円
資産：		
非関連会社の有価証券への投資(時価)(取得価額216,762千米ドル)	237,711	29,533,215
関連会社の有価証券への投資(時価)(取得価額9,777千米ドル)	9,777	1,214,694
有価証券への投資合計(時価)(取得価額226,539千米ドル)	247,488	30,747,909
外貨(時価)(取得価額46千米ドル).....	46	5,715
未収配当金.....	108	13,418
投資有価証券売却未収金.....	62	7,703
未収税還付金.....	8	994
関連会社未収金.....	1	124
その他の資産.....	18	2,236
資産合計	247,731	30,778,099
負債：		
宣言済分配金.....	16,286	2,023,373
繰延キャピタルゲイン国税.....	355	44,105
運用会社報酬未払金.....	209	25,966
投資有価証券購入未払金.....	189	23,481
専門家報酬未払金.....	128	15,903
保管会社報酬未払金.....	68	8,448
事務管理会社報酬未払金.....	7	870
外国為替先渡契約における未実現評価損.....	2	248
投資口事務取扱報酬未払金.....	1	124
その他の負債.....	47	5,839
負債合計	17,292	2,148,358
純資産		
発行済投資口数(額面1口当り0.01米ドル)		
14,009,528口(授權済投資口数 200,000,000口)	230,439	28,629,741
1口当り純資産	16.45米ドル	2,044円
純資産の構成：		
投資口.....	140	17,394
資本準備金.....	214,158	26,606,990
投資純利益を上回る分配金.....	(462)	(57,399)
累積実現純損失.....	(3,988)	(495,469)
未実現評価益(損失)：		
投資(控除：繰延キャピタルゲイン国税355千米ドル)	20,594	2,558,599
外国為替先渡契約.....	(2)	(248)
外貨換算.....	(1)	(124)
純資産	230,439	28,629,741

添付の注記は財務書類と一体をなす。

2013年12月31日現在
千米ドル 千円

	千米ドル	千円
資産：		
非関連会社の有価証券への投資(時価)(取得価額263,367千米ドル)	324,625	40,331,410
関連会社の有価証券への投資(時価)(取得価額8,181千米ドル)	8,181	1,016,407
有価証券への投資合計(時価)(取得価額271,548千米ドル)	332,806	41,347,817
外貨(時価)(取得価額15千米ドル).....	15	1,864
投資有価証券売却未収金.....	184	22,860
未収配当金.....	141	17,518
外国為替先渡契約における未実現評価益.....	23	2,858
未収税還付金.....	6	745
関連会社未収金.....	@	
その他の資産.....	11	1,367
資産合計	333,186	41,395,029
負債：		
宣言済分配金.....	3,865	480,188
運用会社報酬未払金.....	282	35,036
投資有価証券購入未払金.....	101	12,548
保管会社報酬未払金.....	78	9,691
専門家報酬未払金.....	48	5,964
繰延キャピタルゲイン国税.....	35	4,348
事務管理会社報酬未払金.....	9	1,118
公開買付費用未払金.....	3	373
投資口事務取扱報酬未払金.....	1	124
その他の負債.....	34	4,224
負債合計	4,456	553,613
純資産		
発行済投資口数(額面1口当り0.01米ドル) 17,519,573口(授權済投資口数 200,000,000口)	328,730	40,841,415
1口当り純資産	18.76米ドル	2,331円
純資産の構成：		
投資口.....	175	21,742
資本準備金.....	278,902	34,650,784
投資純利益を上回る分配金.....	(1,964)	(244,007)
累積実現純損失.....	(9,628)	(1,196,183)
未実現評価益(損失)：.....		
投資(控除：繰延キャピタルゲイン国税約35千米ドル).....	61,223	7,606,346
外国為替先渡契約.....	23	2,858
外貨換算.....	(1)	(124)
純資産	328,730	40,841,415

@ 金額が500米ドル未満

添付の注記は財務書類と一体をなす。

(2) 【損益計算書】

	2014年12月31日に 終了した1年間	
	千米ドル	千円
投資収益：		
非関連会社の有価証券からの配当金(控除：外国源泉徴収税464千米ドル)	5,843	725,934
関連会社の有価証券からの配当金(注記E).....	7	870
投資収益合計.....	5,850	726,804
費用：		
運用会社報酬(注記B).....	2,735	339,796
保管会社報酬(注記D).....	304	37,769
専門家報酬.....	296	36,775
事務管理会社報酬(注記C).....	219	27,209
公開買付費用.....	65	8,076
投資主向報告費用.....	64	7,951
投資口事務取扱報酬.....	28	3,479
取締役報酬および経費.....	8	994
その他の費用.....	48	5,964
費用合計.....	3,767	468,012
事務管理報酬の放棄(注記C).....	(128)	(15,903)
モルガン・スタンレー関連会社からの割戻し(注記E).....	(14)	(1,739)
純費用.....	3,625	450,370
投資純利益.....	2,225	276,434
実現純利益(損失)：		
投資有価証券売却(控除：キャピタルゲイン国税3千米ドル)	25,872	3,214,337
外国為替先渡契約.....	73	9,070
外貨取引.....	(3,366)	(418,192)
先物取引.....	(1,913)	(237,671)
実現純利益.....	20,666	2,567,544
未実現評価益(損失)の変動：		
投資(控除：繰延キャピタルゲイン国税増加分320千米ドル)	(40,629)	(5,047,747)
外国為替先渡契約.....	(25)	(3,106)
外貨換算.....	(@)	()
未実現評価益(損失)の純変動.....	(40,654)	(5,050,853)
実現純利益および未実現評価益(損失)の変動.....	(19,988)	(2,483,309)
事業活動による純資産の純減少.....	(17,763)	(2,206,875)
@ 金額が500米ドル未満		

添付の注記は財務書類と一体をなす。

2013年12月31日に
終了した1年間

千米ドル 千円

	千米ドル	千円
投資収益：		
非関連会社の有価証券からの配当金(控除：外国源泉徴収税578千米ドル)	6,949	863,344
関連会社の有価証券からの配当金(注記F)	4	497
非関連会社の有価証券からの利息	@	
投資収益合計	6,953	863,841
費用：		
運用会社報酬(注記B)	3,312	411,483
保管会社報酬(注記D)	404	50,193
事務管理会社報酬(注記C)	265	32,924
専門家報酬	193	23,978
公開買付費用	86	10,685
投資主向報告費用	60	7,454
投資口事務取扱報酬	23	2,858
取締役報酬および経費	8	994
その他の費用	58	7,206
費用合計	4,409	547,774
事務管理報酬の放棄(注記C)	(160)	(19,878)
モルガン・スタンレー関連会社からの割戻し(注記F)	(7)	(870)
純費用	4,242	527,026
投資純利益	2,711	336,815
実現純利益(損失)：		
投資有価証券売却(控除：繰延キャピタルゲイン国税約151千米ドル)	7,867	977,396
外国為替先渡契約	223	27,706
外貨取引	(265)	(32,924)
実現純利益	7,825	972,178
未実現評価益(損失)の変動：		
投資(控除：繰延キャピタルゲイン国税減少分約73千米ドル)	21,044	2,614,507
外国為替先渡契約	(1)	(124)
外貨換算	10	1,242
未実現評価益(損失)の純変動	21,053	2,615,625
実現純利益および未実現評価益(損失)の変動	28,878	3,587,803
事業活動による純資産の純増加	31,589	3,924,617

@ 金額が500米ドル未満

添付の注記は財務書類と一体をなす。

[次へ](#)

純資産変動計算書

	2014年12月31日に 終了した1年間		2013年12月31日に 終了した1年間	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円
純資産の増加(減少):				
事業活動:				
投資純利益.....	2,225	276,434	2,711	336,815
実現純利益.....	20,666	2,567,544	7,825	972,178
未実現評価益(損失)の純変動.....	(40,654)	(5,050,853)	21,053	2,615,625
事業活動による純資産の純増(減).....	(17,763)	(2,206,875)	31,589	3,924,617
分配金:				
投資純利益からのおよび/ または投資純利益を上回る分配金.....	(758)	(94,174)	(3,865)	(480,188)
実現純利益からのおよび/ または投資純利益を上回る分配金.....	(16,286)	(2,023,373)		
分配金合計.....	(17,044)	(2,117,547)	(3,865)	(480,188)
資本投資口取引:				
投資口買戻し(それぞれ7,664口および148,613口).....	(126)	(15,654)	(2,466)	(306,376)
公開買付により買戻された投資口 (それぞれ3,502,381口および929,904口).....	(63,358)	(7,871,598)	(16,301)	(2,025,236)
資本投資口取引による純資産の純減少.....	(63,484)	(7,887,252)	(18,767)	(2,331,612)
増加(減少)合計.....	(98,291)	(12,211,674)	8,957	1,112,818
純資産:				
期首.....	328,730	40,841,415	319,773	39,728,598
期末 (それぞれ(462)千米ドルおよび(1,964)千米ドルの 投資純利益を上回る分配金が含まれている。).....	230,439	28,629,741	328,730	40,841,415

添付の注記は財務書類と一体をなす。

	2013年12月31日に 終了した1年間		2012年12月31日に 終了した1年間	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円
純資産の増加(減少):				
事業活動:				
投資純利益.....	2,711	336,815	2,596	322,527
実現純利益(損失).....	7,825	972,178	(3,259)	(404,898)
未実現評価益(損失)の純変動.....	21,053	2,615,625	46,435	5,769,084
事業活動による純資産の純増加.....	31,589	3,924,617	45,772	5,686,713
分配金:				
投資純利益からのおよび/ または投資純利益を上回る分配金.....	(3,865)	(480,188)	(1,881)	(233,695)
資本投資口取引:				
買戻投資口(それぞれ148,613口および0口).....	(2,466)	(306,376)		
公開買付により買戻された投資口 (それぞれ929,904口および2,009,208口).....	(16,301)	(2,025,236)	(30,452)	(3,783,356)
資本投資口取引による純資産の純減少.....	(18,767)	(2,331,612)	(30,452)	(3,783,356)
増加合計.....	8,957	1,112,818	13,439	1,669,661
純資産:				
期首.....	319,773	39,728,598	306,334	38,058,936
期末 (それぞれ(1,964)千米ドルおよび(617)千米ドルの 投資純利益を上回る分配金が含まれている。).....	328,730	40,841,415	319,773	39,728,598

添付の注記は財務書類と一体をなす。

[次へ](#)

1口当りの主要データおよび比率

12月31日に終了した1年間

	2014年 (単位:米ドル)	2013年 (単位:米ドル)	2012年 (単位:米ドル)	2011年 (単位:米ドル)	2010年 (単位:米ドル)
純資産価額:期首	18.76	17.19	14.87	19.23	16.74
投資純利益†	0.15	0.15	0.13	0.13	0.13
実現・未実現純利益(損失)	(1.32)	1.60	2.26	(3.49)	2.49
投資活動による合計	(1.17)	1.75	2.39	(3.36)	2.62
分配金:					
投資純利益からのおよび/ または投資純利益を上回る分配金	(0.05)	(0.22)	(0.10)		(0.28)
実現純利益からのおよび/ または実現純利益を上回る分配金	(1.16)			(1.12)	
分配金合計	(1.21)	(0.22)	(0.10)	(1.12)	(0.28)
自己投資口買戻による逆希薄化の影響	0.00 ‡	0.02		0.01	0.15
公開買付による逆希薄化の影響	0.07	0.02	0.03	0.11	
純資産価額:期末	16.45	18.76	17.19	14.87	19.23
1口当り市場価額:期末	14.85	16.56	14.98	13.10	16.98
総投資収益率:					
市場価額に基づく収益率	(3.23) %	12.02 %	15.10 %	(16.53) %	17.79 %
純資産価額に基づく収益率(1)	(5.38) %	10.59 %	16.36 %	(16.34) %	16.74 %
比率/補足データ:					
純資産:期末(単位:千米ドル)	230,439	328,730	319,773	306,334	562,959
平均純資産対経費比率(2)	1.32 %+	1.28 %+	1.24 %+	1.24 %+	1.15 %+
平均純資産対投資純利益比率(2)	0.82 %+	0.82 %+	0.83 %+	0.74 %+	0.79 %+
平均純資産に対するモルガン・スタンレー 関連会社からの割戻し比率	0.01 %	0.00 %§	0.01 %	0.02 %	0.02 %
ポートフォリオ回転率	79 %	42 %	54 %	77 %	73 %
(2) 平均純資産対比率に関する補足情報:					
事務管理会社により放棄された 経費差引前比率:					
平均純資産対経費比率	1.38 %	1.33 %	1.30 %	1.31 %	1.21 %+
平均純資産対投資純利益比率	0.76 %	0.77 %	0.76 %	0.67 %	0.73 %+

(1) 1口当り純資産価額に基づく総投資収益率は、当該期間中の当ファンドの投資実績を基にした純資産価額の変動による影響を反映しており、また配当金および分配金(もしあれば)が再投資されたものと仮定している。この比率は当ファンド投資口の市場価額と1口当り純資産価額に差があることから、市場価額に基づく当ファンドに対する投資主の投資結果を表しているわけではない。

† 1口当りの金額は平均発行済投資口数に基づいている。

‡ 1口当り0.005米ドル未満額

+ 経費比率および投資純利益比率は、当該期間におけるモルガン・スタンレーの関連会社への投資に関連した一定のファンド経費の割戻しを反映している。かかる割戻しによる当該比率への影響は平均純資産に対するモルガン・スタンレー関連会社からの割戻し比率の項目に記載されている。

§ 0.005%未満

添付の注記は財務書類と一体をなす。

12月31日に終了した1年間

	2013年 (単位:米ドル)	2012年 (単位:米ドル)	2011年 (単位:米ドル)	2010年 (単位:米ドル)	2009年 (単位:米ドル)
純資産価額:期首	17.19	14.87	19.23	16.74	12.51
投資純利益†	0.15	0.13	0.13	0.13	0.13
実現・未実現純利益(損失)	1.60	2.26	(3.49)	2.49	4.36
投資活動による合計	1.75	2.39	(3.36)	2.62	4.49
分配金:					
投資純利益からのおよび/ または投資純利益を上回る分配金	(0.22)	(0.10)		(0.28)	(0.26)
実現純利益からのおよび/ または実現純利益を上回る分配金			(1.12)		
分配金合計	(0.22)	(0.10)	(1.12)	(0.28)	(0.26)
自己投資口買戻による逆希薄化の影響	0.02		0.01	0.15	0.00‡
公開買付による逆希薄化の影響	0.02	0.03	0.11		
純資産価額:期末	18.76	17.19	14.87	19.23	16.74
1口当り市場価額:期末	16.56	14.98	13.10	16.98	14.65
総投資収益率:					
市場価額に基づく収益率	12.02 %	15.10 %	(16.53) %	17.79 %	39.12 %
純資産価額に基づく収益率(1)	10.59 %	16.36 %	(16.34) %	16.74 %	36.10 %
比率/補足データ:					
純資産:期末(単位:千米ドル)	328,730	319,773	306,334	562,959	549,790
平均純資産対経費比率(2)	1.28 %+	1.24 %+	1.24 %+	1.15 %+	1.12 %+
平均純資産対投資純利益比率(2)	0.82 %+	0.83 %+	0.74 %+	0.79 %+	0.95 %+
平均純資産に対するモルガン・スタンレー 関連会社からの割戻し比率	0.00 %§	0.01 %	0.02 %	0.02 %	0.01 %
ポートフォリオ回転率	42 %	54 %	77 %	73 %	33 %
(2) 平均純資産対比率に関する補足情報:					
事務管理会社により放棄された 経費差引前比率:					
平均純資産対経費比率	1.33 %	1.30 %	1.31 %	1.21 %+	1.17 %+
平均純資産対投資純利益比率	0.77 %	0.76 %	0.67 %	0.73 %+	0.90 %+

(1) 1口当り純資産価額に基づく総投資収益率は、当該期間中の当ファンドの投資実績を基にした純資産価額の変動による影響を反映しており、また配当金および分配金(もしあれば)が再投資されたものと仮定している。この比率は当ファンド投資口の市場価額と1口当り純資産価額に差があることから、市場価額に基づく当ファンドに対する投資主の投資結果を表しているわけではない。

† 1口当りの金額は平均発行済投資口数に基づいている。

‡ 1口当り0.005米ドル未満額

+ 経費比率および投資純利益比率は、当該期間におけるモルガン・スタンレーの関連会社への投資に関連した一定のファンド経費の割戻しを反映している。かかる割戻しによる当該比率への影響は平均純資産に対するモルガン・スタンレー関連会社からの割戻し比率の項目に記載されている。

§ 0.005%未満

添付の注記は財務書類と一体をなす。

[前へ](#)

(3) 【金銭の分配に係る計算書】

金銭の分配に関しては、上記(2)損益計算書の項目に記載したファンドの「純資産変動計算書」を参照のこと。

(4) 【キャッシュ・フロー計算書】

原文の財務書類には含まれておりません。

(5) 【投資有価証券明細表等】

投資ポートフォリオ

2014年12月31日現在

	株式数	時価 (単位：千米ドル)
普通株式(103.2%)		
オーストラリア(19.7%)		
航空輸送・物流		
トール・ホールディングス	953,002	4,536
銀行		
ナショナル・オーストラリア・バンク	221,346	6,031
ウェストバック・バンキング	198,960	5,349
		11,380
商業サービス・用品		
ブランブルズ	459,211	3,955
コンテナ・包装		
アムコー	198,703	2,187
医療機器		
レスメド	664,277	3,731
情報技術サービス		
コンピュータシェア	268,551	2,568
保険		
AMP	1,198,817	5,335
QBEインシュアランス・グループ	203,774	1,848
		7,183
専門的サービス		
シーク	246,937	3,446
不動産投資信託		
ミルバック・グループ(不動産投資信託)	1,956,947	2,826
不動産管理・開発		
レンド・リース・グループ(不動産投資信託)	261,983	3,488
		45,300
中国(19.0%)		
自動車		
重慶長安自動車、Bシリーズ株式	342,200	774
銀行		
中国銀行、Hシリーズ株式(a)	16,149,000	9,042
中国建設銀行、Hシリーズ株式(a)	5,088,560	4,141
		13,183
飲料		
青島ビール、Hシリーズ株式(a)	150,000	1,014
総合消費者サービス		
TALエデュケーション・グループ、米国預託証券(b)	27,388	769
エネルギー設備・サービス		
チャイナ・オイルフィールド・サービスズ、Hシリーズ株式(a)	882,000	1,536
食品		
チャイナ・モンニュウ・デイリー(a)	325,000	1,333
ユニ・プレジデント・チャイナ・ホールディングス(a)	1,320,000	1,214
		2,547

添付の注記は財務書類と一体をなす。

時価
株式数 (単位: 千米ドル)

中国(続)		
独立系発電事業		
CGNパワー・インターナショナル、Hシリーズ株式(a)(b)(c)	601,000	261
華電国際電力、Hシリーズ株式(a)	984,000	860
		1,121
保険		
チャイナ・ライフ・インシュアランス、Hシリーズ株式(a)	983,000	3,856
インターネット・カタログ小売業		
JDドット・コム、米国預託証券(b)	43,442	1,005
インターネット・ソフトウェア・サービス		
Qihoo360テクノロジー、米国預託証券(b)	9,644	552
テンセント・ホールディングス(a)	560,400	8,041
		8,593
製薬		
CSPCファーマスーティカル・グループ(a)	786,000	690
シフアン・ファーマスーティカル・ホールディングス・グループ(a)	2,581,000	1,717
		2,407
不動産管理・開発		
チャイナ・オーバーシーズ・ランド・アンド・インベストメント(a)	526,000	1,552
交通インフラ		
シェンジェン・インターナショナル・ホールディングス(a)	430,500	628
携帯通信サービス		
チャイナ・モバイル(a)	411,000	4,828
		43,813
香港(8.4%)		
銀行		
BOC香港ホールディングス	872,500	2,905
総合金融サービス		
香港エクステンヂェス・アンド・クリアリング	60,200	1,324
総合通信サービス		
HKTトラスト・アンド・HKT	1,077,340	1,402
コングロマリット		
ハチソン・ワンポア	352,000	4,030
保険		
AIAグループ	637,600	3,511
不動産管理・開発		
チョン・コン・ホールディングス	172,000	2,870
ワーフ・ホールディングス	159,805	1,148
		4,018
専門小売業		
ロクシタン・インターナショナル	172,250	433
繊維・衣料・高級品		
サムソナイト・インターナショナル	577,500	1,709
		19,332

添付の注記は財務書類と一体をなす。

時価
株式数 (単位: 千米ドル)

インド(10.4%)		
自動車		
ヒーロー・モトコープ	29,654	1,460
マルチ・スズキ・インド	29,496	1,584
		3,044
銀行		
HDFCバンク	139,800	2,388
ICICIバンク	250,170	1,390
インダスルンド・バンク	151,501	2,095
		5,873
建築資材		
シュリー・セメント	9,647	1,436
消費者金融		
シュリラム・トランスポート・ファイナンス	84,563	1,483
情報技術サービス		
タタ・コンサルタンシー・サービス	37,409	1,515
機械		
アショック・レイランド(b)	2,019,031	1,627
メディア		
イノックス・レジャー(b)	460,103	1,316
石油・ガス・消耗燃料		
バラット・ペトロレウム	145,735	1,490
オイル・アンド・ナチュラル・ガス	306,932	1,654
		3,144
製薬		
グレンマーク・ファーマスーティカルズ	105,397	1,282
タバコ		
ITC	200,066	1,165
交通インフラ		
ゲートウェイ・ディストリパークス	263,211	1,465
携帯通信サービス		
イデア・セルラー	273,212	662
		24,012
インドネシア(2.4%)		
総合通信サービス		
リンク・ネット(b)	2,178,800	866
XLアクシアタ	203,900	79
		945
食品		
ニッポン・インドサリ・コルピンド	4,421,700	495
メディア		
スリア・チトラ・メディア	4,654,900	1,317
百貨店		
マタハリ・デパートメント・ストア	835,600	1,013
製薬		
カルベ・ファーマ	7,245,700	1,071
テンボ・スキャン・パシフィック	3,149,000	726
		1,797
		5,567

添付の注記は財務書類と一体をなす。

時価
株式数 (単位: 千米ドル)

韓国(17.3%)		
航空輸送・物流		
ヒュンダイ・グロービス(b)	9,025	2,382
自動車		
起亜自動車(b)	57,297	2,707
銀行		
ハナ・フィナンシャル・グループ	78,384	2,264
韓国中小企業銀行(b)	34,919	445
KBフィナンシャル・グループ(b)	33,873	1,106
シンハン・フィナンシャル・グループ(b)	38,726	1,554
		5,369
商業サービス・用品		
KEPCOプラント・サービス・アンド・エンジニアリング(b)	15,980	1,153
建設・エンジニアリング		
ヒュンダイ・エンジニアリング・アンド・コンストラクション(b)	30,096	1,140
食品		
オリオン(b)	624	574
ホテル・レストラン・レジャー		
シーラホテル(b)	19,432	1,607
パラダイス	49,670	1,059
		2,666
家庭用耐久消費財		
コーウェイ(b)	37,923	2,885
CUCKOOエレクトロニクス(b)	251	41
		2,926
保険		
サムスン・ライフ・インシュアランス(b)	20,117	2,125
インターネット・ソフトウェア・サービス		
ネイバー(b)	4,909	3,171
メディア		
カイル・ワールドワイド(b)	35,550	554
パーソナル用品		
コスマックス(b)	5,994	540
半導体機器・製品		
サムスン・エレクトロニクス	3,105	3,732
サムスン・エレクトロニクス(優先株式)	671	628
ソウル・セミコンダクター(b)	55,237	1,004
SKハイニクス(b)	91,255	3,930
		9,294
ソフトウェア		
NCソフト	10,444	1,712
ネクソン	71,500	667
		2,379
ハードウェア・保管・周辺機器		
コナアイ	1,891	58

添付の注記は財務書類と一体をなす。

時価
株式数 (単位: 千米ドル)

韓国(続)		
携帯通信サービス		
SKテレコム	10,393	2,527
SKテレコム、米国預託証券	10,200	276
		2,803
		39,841
ラオス(0.8%)		
専門小売業		
コラオ・ホールディングス(b)	104,872	1,859
マレーシア(2.2%)		
建設・エンジニアリング		
IJM	129,400	243
エネルギー機器・サービス		
サブラケンカナ・ペトロレアム	1,394,900	926
ヘルスケア機器・用品		
IHHヘルスケア	1,096,400	1,509
保険		
チューン・インズ・ホールディングス	1,849,700	892
メディア		
アストロ・マレーシア・ホールディングス	1,081,300	934
不動産管理・開発		
UEMサンライズ	1,557,000	623
		5,127
フィリピン(3.5%)		
銀行		
BDOユニバンク	485,930	1,189
メトロポリタン・バンク・アンド・トラスト	490,510	904
リサル・コマーシャル・バンキング	521,060	555
		2,648
飲料		
LTグループ	2,371,800	643
総合金融サービス		
アヤラ	53,846	831
メトロ・パシフィック・インベストメンツ	9,279,800	948
STIエデュケーション・システムズ・ホールディングス	27,845,000	473
		2,252
コングロマリット		
DMCIホールディングス	2,356,600	825
SMインベストメンツ	48,610	881
		1,706
交通インフラ		
インターナショナル・コンテナ・ターミナル・サービスズ	337,580	865
		8,114
シンガポール(2.5%)		
銀行		
DBSグループ・ホールディングス	134,116	2,071
オーバーシー・チャイニーズ・バンキング	120,000	943
		3,014

添付の注記は財務書類と一体をなす。

	株式数	時価 (単位：千米ドル)
シンガポール(続)		
総合通信サービス		
シンガポール・テレコミュニケーションズ	566,000	1,662
ヘルスケア機器・用品		
ラッフルズ・メディカル・グループ	140,478	412
専門小売業		
OSIMインターナショナル	442,000	658
		5,746
台湾(13.3%)		
商業サービス・用品		
クリーナウェイ	33,000	152
総合金融サービス		
カイリース・ホールディング	753,885	1,869
フボン・フィナンシャル・ホールディング	1,028,000	1,635
		3,504
電子機器・計器・部品		
デルタ・エレクトロニクス	277,000	1,646
ラーガン・プレジジョン	25,000	1,872
		3,518
食品		
ユニ・プレジデント・エンタープライズ	1,452,237	2,289
医療機器		
ギンコー・インターナショナル	66,000	698
保険		
キャセイ・フィナンシャル・ホールディング	195,950	288
インターネット・カタログ小売業		
momoドットコム	78,925	838
金属・鉱業		
トン・イ・インダストリアル	90,000	56
半導体機器・製品		
アドバンスド・セミコンダクター・エンジニアリング	879,000	1,045
エピスター	421,000	831
エルメス・マイクロビジョン	53,584	2,685
メディア・テック	142,000	2,067
台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	1,767,592	7,800
		14,428
ハードウェア・保管・周辺機器		
キャッチャー・テクノロジー	160,000	1,231
ペガトロン	26,000	60
		1,291
繊維・衣料・高級品		
エクラ・テキスタイル	183,456	1,858
携帯通信サービス		
ファー・イーストン・テレコミュニケーションズ(b)	305,000	702
台湾モバイル	270,000	892
		1,594
		30,514

添付の注記は財務書類と一体をなす。

	株式数	時価 (単位：千米ドル)
タイ(3.7%)		
銀行		
バンコク・バンク、議決権なし保護預託証券	239,700	1,407
カシコンバンク、議決権なし保護預託証券	141,000	974
		2,381
化学		
インドラマ・ベンチャーズ、海外向	1,181,100	724
ホテル・レストラン・レジャー		
マイナー・インターナショナル、海外向	985,500	972
メディア		
VGIグローバル・メディア、海外向	2,419,240	859
石油・ガス・消耗燃料		
PTT、海外向	98,900	969
不動産管理・開発		
ランド・アンド・ハウジズ、海外向	2,962,680	814
ランド・アンド・ハウジズ、議決権なし保護預託証券	370,000	102
		916
携帯通信サービス		
アドバンスト・インフォ・サービス、海外向	143,700	1,094
トータル・アクセス・コミュニケーション、海外向	169,400	495
トータル・アクセス・コミュニケーション、議決権なし保護預託証券	23,500	69
		1,658
		8,479
普通株式合計 (取得価額216,762千米ドル)		237,704

	数量	時価 (単位：千米ドル)
ワラント(0.0%)		
タイ		
マイナー・インターナショナル、行使期限2017年11月3日(b) (取得価額 @千米ドル)	49,275	7
短期投資(4.2%)		
投資会社(4.2%)		
モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・リキディティ・ ファンド - マネー・マーケット・ポートフォリオ - 機関投資家向クラス(財務書類に対する注記Eを参照のこと) (取得価額9,777千米ドル)	9,777,267	9,777
投資合計(107.4%) (取得価額226,539千米ドル) (d)(e)		247,488
負債を上回るその他の資産(-7.4%)		(17,049)
純資産(100.0%)		230,439

- (a) 香港証券取引所上場有価証券
- (b) 配当収益のない有価証券
- (c) 144A有価証券 公衆への販売に対する一定の条件が存在する。別段の記載がない限り、かかる有価証券は流動性のあるものとみなされる。
- (d) 財務書類に対する注記A - 1に記載されている海外への投資に関する公正価値方針に基づいて公正価値の測定を行った有価証券の市場価額は約234,841,000米ドルで、その純資産合計に占める割合は101.9%である。
- (e) 有効な外国為替先渡契約に関連する担保として利用できる有価証券

添付の注記は財務書類と一体をなす。

外国為替先渡契約：

当ファンドが保有している、2014年12月31日時点で有効な外国為替先渡契約は以下の通りである。

相手先	交付 通貨	価値	受渡日	交換 対象	価値	未実現 評価益
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト	81,576 千円	681 千米ドル	2015年 1月8日	679 千米ドル	679 千米ドル	(2) 千米ドル
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト	28 千米ドル	28 千米ドル	2015年 1月8日	3,344 千円	28 千米ドル	(@)
		709 千米ドル			707 千米ドル	(2) 千米ドル

@金額が500米ドル未満

ポートフォリオの内訳

業種	有価証券合計に占める割合
その他*	64.3%
銀行	18.9
半導体機器・製品	9.6
保険	7.2
投資合計	100.0%**

* 有価証券合計に占める割合が5%未満の業種および/または投資商品

**有効な外国為替先渡契約の未実現評価損合計約2,000米ドルは含まない。

添付の注記は財務書類と一体をなす。

2013年12月31日現在

	株式数	時価 (単位:千米ドル)
普通株式(98.6%)		
オーストラリア(8.7%)		
航空輸送・物流		
トール・ホールディングス	157,499	799
飲料		
コカコーラ・アマティル	221,501	2,379
トレジャリー・ワイン・エステイツ	437,400	1,883
		4,262
化学		
インシテック・ピボット	274,594	657
商業銀行		
ナショナル・オーストラリア・バンク	130,946	4,072
ウェストバック・バンキング	113,436	3,280
		7,352
商業サービス・用品		
ブランブルズ	296,590	2,423
情報技術サービス		
コンピュータシェア	174,760	1,776
保険		
AMP	609,455	2,389
QBEインシュアランス・グループ	136,364	1,401
		3,790
石油・ガス・消耗燃料		
サントス	193,690	2,530
専門的サービス		
シーク	234,733	2,811
不動産管理・開発		
レンド・リース・グループ(不動産投資信託)	224,047	2,228
		28,628
中国(8.5%)		
自動車		
重慶長安自動車、Bシリーズ株式	246,600	487
飲料		
青島ビール、Hシリーズ株式(a)	116,000	981
商業銀行		
中国銀行、Hシリーズ株式(a)	10,213,000	4,702
中国建設銀行、Hシリーズ株式(a)	2,322,560	1,752
		6,454
建築資材		
チャイナ・コンク・ベンチャー・ホールディングス(a)(b)	34,000	93
エネルギー設備・サービス		
チャイナ・オイルフィールド・サービシズ、Hシリーズ株式(a)	608,000	1,886
食品		
チャイナ・モンニユウ・デイリー(a)	279,000	1,324
ユニ・プレジデント・チャイナ・ホールディングス(a)	730,000	744
		2,068
コングロマリット		
北京エンタープライズ・ホールディングス(a)	76,500	759

添付の注記は財務書類と一体をなす。

時価
株式数 (単位:千米ドル)

中国(続)		
保険		
チャイナ・パシフィック・インシュアランス・グループ、Hシリーズ株式(a)	510,600	2,002
インターネット・ソフトウェア・サービス		
オートホーム、米国預託証券(b)	6,094	223
ネットイーズ、米国預託証券	8,400	660
Qihoo360テクノロジー、米国預託証券(b)	17,503	1,436
テンセント・ホールディングス(a)	86,700	5,530
		7,849
製薬		
シファン・ファーマスーティカル・ホールディングス・グループ(a)	1,146,000	1,046
シノ・バイオファーマスーティカル(a)	1,088,000	863
		1,909
不動産管理・開発		
チャイナ・オーバーシーズ・グランド・オーシャンズ・グループ(a)	296,000	282
チャイナ・オーバーシーズ・ランド・アンド・インベストメント(a)	222,000	624
		906
携帯通信サービス		
チャイナ・モバイル(a)	248,000	2,571
		27,965
香港(3.8%)		
商業銀行		
BOC香港ホールディングス	445,000	1,426
総合金融サービス		
香港エクステンヂス・アンド・クリアリング	38,000	634
コングロマリット		
ハチソン・ワンポア	251,000	3,412
保険		
AIAグループ	502,400	2,520
不動産管理・開発		
チョン・コン・ホールディングス	113,000	1,784
ワーフ・ホールディングス	260,805	1,994
		3,778
繊維・衣料・高級品		
サムソナイト・インターナショナル	224,700	684
		12,454
インド(3.2%)		
商業銀行		
HDFCバンク	146,539	1,609
情報技術サービス		
タタ・コンサルタンシー・サービスズ	60,245	2,116
メディア		
ジー・エンターテインメント・エンタープライズ	726,061	3,247
タバコ		
ITC	652,284	3,394
		10,366
インドネシア(1.1%)		
商業銀行		
バンク・タバングン・ネガラ・ペルセロ	16,929,327	1,210
建築資材		
セメン・インドネシア・ペルセロ	211,000	245
食品		
ニッポン・インドサリ・コルピンド	2,102,500	176

添付の注記は財務書類と一体をなす。

時価
株式数 (単位: 千米ドル)

インドネシア(続)		
百貨店		
マタハリ・デパートメント・ストア(b)	403,500	365
製菓		
カルベ・ファーマ	3,334,000	342
テンポ・スキャン・パシフィック	1,201,000	321
		663
専門小売業		
エース・ハードウェア・インドネシア	4,329,500	210
エレクトロニック・シティ・インドネシア(b)	2,084,000	475
		685
携帯通信サービス		
インドサット	1,197,500	409
		3,753
日本(47.4%)		
航空		
ANAホールディングス	354,000	706
日本航空	59,500	2,932
		3,638
自動車部品		
豊田自動織機	82,700	3,726
横浜ゴム	394,000	3,865
		7,591
自動車		
本田技研	114,800	4,720
日産自動車	420,100	3,527
トヨタ自動車	169,100	10,309
ヤマハ発動機	446,900	6,692
		25,248
建物材料		
ダイキン工業	12,900	802
資本市場		
大和証券グループ本社	721,000	7,189
野村ホールディングス	679,600	5,221
		12,410
化学		
JSR	47,300	915
帝人	355,000	789
東洋紡	410,000	755
		2,459
商業銀行		
みずほフィナンシャルグループ	2,990,800	6,475
三井住友フィナンシャルグループ	168,300	8,662
三井住友トラスト・ホールディングス	1,490,000	7,838
		22,975
総合通信サービス		
日本電信電話	98,000	5,267
電力会社		
北海道電力(b)	240,900	2,766
九州電力(b)	367,200	4,679
		7,445
電気機器		
住友電気工業	112,600	1,875

添付の注記は財務書類と一体をなす。

時価
株式数 (単位: 千米ドル)

日本(続)		
電子機器・計器・部品		
日立	511,000	3,862
家庭用耐久消費財		
積水ハウス	116,000	1,619
保険		
第一生命保険	400,300	6,679
T&Dホールディングス	472,200	6,587
		13,266
機械		
アマダ	102,000	898
日本精工	134,000	1,664
住友重機械工業	809,000	3,718
		6,280
海運		
商船三井	1,304,000	5,869
日本郵船	1,113,000	3,551
		9,420
メディア		
フジ・メディア・ホールディングス	81,100	1,656
金属・鉱業		
新日鐵住金	727,000	2,430
不動産管理・開発		
三菱地所	213,000	6,361
三井不動産	147,000	5,283
		11,644
道路・鉄道		
東日本旅客鉄道	38,800	3,088
半導体機器・製品		
ディスコ	12,500	828
東京エレクトロン	21,200	1,160
		1,988
ソフトウェア		
任天堂	24,300	3,233
専門小売業		
ケーズホールディングス	184,000	5,335
携帯通信サービス		
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	145,700	2,387
		155,918
韓国(11.1%)		
航空輸送・物流		
ヒュンダイ・グロービス(b)	3,756	822
自動車		
ヒュンダイ・モーター(b)	14,465	3,242
商業銀行		
ハナ・フィナンシャル・グループ	33,260	1,383
シンハン・フィナンシャル・グループ(b)	26,056	1,168
		2,551
商業サービス・用品		
ケプコ・プラント・サービス・アンド・エンジニアリング(b)	5,953	309
建設・エンジニアリング		
ヒュンダイ・エンジニアリング・アンド・コンストラクション(b)	42,708	2,456

添付の注記は財務書類と一体をなす。

時価
株式数 (単位: 千米ドル)

韓国(続)		
総合通信サービス		
LGユープラス(b)	59,670	608
食品・生活必需品小売業		
GSリテール(b)	24,520	651
食品		
オリオン(b)	456	410
ホテル・レストラン・レジャー		
シーラホテル(b)	13,144	828
パラダイス(b)	41,845	1,049
		1,877
家庭用耐久消費財		
コーウェイ	31,042	1,953
家庭用品		
LGハウスホールド・アンド・ヘルスケア(b)	263	137
インターネット・ソフトウェア・サービス		
ネイバー(b)	1,794	1,231
機械		
ヒュンダイ・ヘビー・インダストリーズ(b)	4,927	1,200
ヒュンダイ・ロテム(b)	730	20
		1,220
メディア		
カイル・ワールドワイド(b)	21,640	564
KTスカイライフ(b)	12,270	343
		907
パーソナル用品		
コスマックス(b)	7,870	371
半導体機器・製品		
サムスン・エレクトロニクス	8,047	10,462
サムスン・エレクトロニクス(優先株式)	1,380	1,325
SKハイニックス(b)	32,360	1,128
		12,915
ソフトウェア		
NCソフト(b)	5,925	1,395
ネクソン	119,300	1,101
		2,496
繊維・衣料・高級品		
LGファッション(b)	4,850	155
携帯通信サービス		
SKテレコム	9,352	2,038
SKテレコム、米国預託証券	10,200	251
		2,289
		36,600
ラオス(0.7%)		
専門小売業		
コロオ・ホールディングス(b)	94,692	2,427
マカオ(0.2%)		
ホテル・レストラン・レジャー		
メルコ・クラウン・エンターテイメント、米国預託証券(b)	16,100	631
マレーシア(1.8%)		
商業銀行		
CIMBグループ・ホールディングス	1,105,668	2,572

添付の注記は財務書類と一体をなす。

時価
株式数 (単位: 千米ドル)

マレーシア(続)		
建設・エンジニアリング		
ガムダ	1,217,800	1,785
不動産管理・開発		
UEMサンライズ	2,168,700	1,562
		5,919
フィリピン(3.1%)		
飲料		
LTグループ	2,469,300	859
商業銀行		
BDOユニバンク	1,943,590	3,004
総合金融サービス		
アヤラ	241,446	2,818
STIエデュケーション・システムズ・ホールディングス	23,723,000	342
		3,160
コングロマリット		
DMCIホールディングス	1,273,860	1,608
交通インフラ		
インターナショナル・コンテナ・ターミナル・サービスズ	719,760	1,654
		10,285
シンガポール(1.2%)		
商業銀行		
DBSグループ・ホールディングス	148,000	2,005
総合通信サービス		
シンガポール・テレコミュニケーションズ	647,000	1,877
		3,882
台湾(5.8%)		
商業サービス・用品		
クリーナウェイ	77,000	502
建築資材		
台湾セメント	161,000	250
総合金融サービス		
カイリース・ホールディング	636,350	1,674
フボン・フィナンシャル・ホールディング	852,000	1,246
		2,920
電子機器・計器・部品		
デルタ・エレクトロニクス	197,000	1,124
食品		
ユニ・プレジデント・エンタープライズ	1,924,262	3,467
ヘルスケア機器・用品		
ギンコ・インターナショナル	26,000	491
セント・シャイン・オプティカル	18,000	514
		1,005
ホテル・レストラン・レジャー		
ワウブライム	19,300	321
保険		
チャイナ・ライフ・インシュアランス	653,295	662
半導体機器・製品		
エルメス・マイクロビジョン、グローバル預託証券(b)	25,584	831
メディア・テック	183,000	2,723
シリコンウェア・プレジジョン・インダストリーズ	345,000	412
台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	954,592	3,379
		7,345

添付の注記は財務書類と一体をなす。

	株式数	時価 (単位: 千米ドル)
台湾(続)		
繊維・衣料・高級品		
エクラ・テキスタイル	128,400	1,448
		19,044
タイ(2.0%)		
商業銀行		
バンコク・バンク、議決権なし保護預託証券	333,100	1,804
食品		
タイ・ユニオン・フロズン・プロダクツ、海外向	452,900	989
メディア		
VGIグローバル・メディア、海外向	1,168,440	348
不動産管理・開発		
ランド・アンド・ハウジズ、議決権なし保護預託証券	3,424,100	933
スプライ、海外向	1,577,800	701
		1,634
携帯通信サービス		
アドバンスト・インフォ・サービス、海外向	148,600	902
トータル・アクセス・コミュニケーション、海外向	169,400	500
トータル・アクセス・コミュニケーション、議決権なし保護預託証券	71,000	210
		1,612
		6,387
普通株式合計		
(取得価額262,847千米ドル)		324,259
投資会社(0.1%)		
タイ(0.1%)		
BTSレイル・マス・トランジット・グロース・インフラストラクチャー・ファ ンド、海外向(ユニット)(c)(取得価額520千米ドル)	1,396,700	366
短期投資(2.5%)		
投資会社(2.5%)		
モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・リキディティエー・ファン ド - マネー・マーケット・ポートフォリオ - 機関投資家向クラス(財務書類 に対する注記Fを参照のこと)(取得価額8,181千米ドル)	8,181,432	8,181
投資合計(101.2%)		
(取得価額271,548千米ドル)(d)		332,806
負債を上回るその他の資産(-1.2%)		(4,076)
純資産(100.0%)		328,730

- (a) 香港証券取引所上場有価証券
- (b) 配当収益のない有価証券
- (c) 1つ以上のクラスからなり1つのユニットとして取引される、ワラント債が付随する有価証券
- (d) 有効な外国為替先渡契約に関連する担保として利用できる有価証券

添付の注記は財務書類と一体をなす。

外国為替先渡契約：

当ファンドが保有している、2013年12月31日時点で有効な外国為替先渡契約は以下の通りである。

相手先	交付 通貨	価値	受渡日	交換 対象	価値	未実現 評価益
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト	109,780 千円	1,043 千米ドル	2014年 1月16日	1,066 千米ドル	1,066 千米ドル	23 千米ドル

ポートフォリオの内訳

業種	有価証券合計に占める割合
その他*	55.5%
商業銀行	15.9
自動車	8.7
半導体機器・製品	6.7
保険	6.7
不動産管理・開発	6.5
投資合計	100.0%**

* 有価証券合計に占める割合が5%未満の業種および/または投資商品

** 有効な外国為替先渡契約の未実現評価益合計約23,000米ドルは含まない。

添付の注記は財務書類と一体をなす。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2014年12月31日現在

モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インク(「当ファンド」)は1994年2月28日にメリーランド州において設立され、1940年投資会社法(改正済)(「1940年法」)に基づき分散・クローズド・エンド型運用投資法人として登録されている。当ファンドの投資目的は、主にアジア・太平洋の発行体の株式等持分証券およびアジア・太平洋諸国の政府または政府系企業が発行または保証する債券への投資を通じた長期にわたる資本価値の増加にある。運用会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「運用会社」)ならびに副運用会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(「MSIMカンパニー」)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「MSIMリミテッド」、総称して「副運用会社」)が、その経済特性がアジア・太平洋の発行体の株式等持分証券およびアジア・太平洋諸国の政府または政府系企業が発行または保証する債券と類似していると考えられるデリバティブ商品に当ファンドが投資する場合、かかる投資は前文の当ファンドの投資目的に該当することとする。当ファンドがかかる投資を行う場合、当ファンドはデリバティブ商品に付随する本書記載のリスクを負う。

2014年4月23日付で、運用会社とMSIMリミテッド間の副投資顧問契約は終了した。

A. 重要な会計方針：以下に述べる重要な会計方針は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(「GAAP」)に準拠している。当ファンドは財務書類を作成するにあたり継続的にかかる会計原則を採用している。米国GAAPに準拠するために、経営陣は財務書類中で報告されている金額その他開示内容に影響を及ぼす見積りおよび前提をなさねばならない。実際の結果はかかる見積りとは異なる場合がある。

1. 有価証券の評価：(1)取引所において上場しているかまたは取引されている株式ポートフォリオ証券は、直近の売値(またはかかる取引所が公式終値を報告している場合は、取引所の公式終値)で評価され、ある特定の日において売買が行われなかった場合、かかる有価証券は、直前に報告された買い呼び値と売り呼び値の仲値で評価されている。(2)店頭市場価額が容易に入手可能なすべてのその他株式ポートフォリオ証券は、直近の売値で評価されている。有価証券が複数の取引所において取引されている場合、かかる有価証券は主たる市場として指定されている取引所において評価される。(3)先物取引は、取引の行われる商品取引所が公表する直近の値で評価されている。(4)市場価額が容易に入手可能でない場合(終値、直前の売値または直前に報告された買い呼び値と売り呼び値の仲値が当該有価証券の市場価値を反映していないと運用会社または副運用会社が判断する状況を含む。)、ポートフォリオ証券は、当ファンドの取締役会が設定しその総合監督下にある手続きに基づき誠実に決定される公正価値で評価されている。有価証券の評価額の決定時(有価証券が取引される海外市場の終了時)とニューヨーク証券取引所の取引終了時の間に、かかる有価証券の終値およびその他の資産に影響を及ぼす事態が発生することがある。かかる時間内に有価証券の価値に重大な影響を及ぼすと予想される事態が発生した場合、取締役会が承認した価格決定業務および/または手続に基づき取締役会または運用会社により誠実に決定された、ニューヨーク証券取引所の取引終了時におけるかかる有価証券の見積公正価額を反映するために、評価額は調整されることがある。(5)海外通貨建ての海外のポートフォリオ証券、その他の資産および負債ならびに先渡契約の価額は、ニューヨーク証券取引所の取引終了前の実勢市場レートに基づき米ドル貨に換算される。(6)モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・リキディティ・ファンドを含むミューチュアル・ファンドに対する投資は、各営業日の終了時における純資産価額により評価される。(7)購入時点で60日以内に満期を迎える短期債券は、償却原価で評価することができる(ただし、運用会社が、かかる評価は証券の市場価値を反映していないと判断し、運用会社が決定する公正市場価値で評価される場合を除く。)

取締役会は、投資の公正価格を決定する最終的な責任を有している。取締役会に承認された手順に基づき、当ファンドの運用会社は取締役会が承認した者により構成される評価委員会を設立した。評価委員会は取締役会により少なくとも毎年見直される当ファンドの評価方針とその手順の管理監督を行う。これらの手順により当ファンドは、公正価値を決定するための独立した価格設定業務、有価証券および金融商品ディーラーからの情報ならびにその他市場データの活用が可能になる。

当ファンドは、市場価額が即時に入手できない有価証券およびその他金融商品の公正価値を決定する手順を有している。これらの手順に基づき評価委員会は、かかる有価証券の検証、ならびに公正価値に関する場合にはその評価方法および観察不能な重要なインプットを含む複数の要因を検討するため、定期的、または臨時に開催される。評価委員会は、投資証券の公正価値を測定するために、関連するかまたは同等の資産または負債、最近の取引、株価収益率、簿価、およびその他必要な関連情報を用いることのあるマーケット・ベースのアプローチを採用することがある。投資証券の予想された将来のキャッシュフローが公正価値の算定のために割引かれる場合には、インカム・ベースのアプローチを採用することもある。投資証券の譲渡制限の性質またはその期限によっては割引が適用される場合もある。投資証券の評価に固有の不確実性により、公正価値は活発な市場が存在していた場合に付されたであろう価格と大幅に異なる場合がある。評価委員会はこれら評価手法を調整する様々な方法を採用しており、それには評価方法、主なインプットと仮定、取引の過去のデータによる検証試験、または傾向分析の定期的な検証、および関連する市場活動の調査を含む。

2. 公正価値測定： 財務会計基準審議会(「FASB」)の会計基準編纂書(「ASC」)第820号「公正価値測定」(「ASC第820号」)では公正価値を、主要な市場(もしくは主要な市場がない場合には投資対象または負債にとって最も有利な市場)における独立した購入者と時宜を得た取引により、当ファンドが投資対象を売却して受取り、または負債の移転により支払うであろう価値と定義している。(1)報告主体から独立した情報源から入手された市場データに基づき開発された、市場参加者が資産または負債の価値算定に当たり用いる仮定を反映したインプット(観察可能なインプット)と、(2)その状況において用いることのできる最善の情報に基づいて開発された、市場参加者が資産または負債の価値算定に当たり用いるであろう仮定についての、報告主体自身による仮定を反映したインプット(観察不能なインプット)を区別し、開示のための公正価値測定段階を設定するために、ASC第820号は3段階の階層を設定している。当ファンドの投資対象の価格算定において様々なインプットが用いられている。インプットは以下に列挙される3つの広範なレベルに要約される。

- ・レベル1 - 活発な市場における同一の投資商品の未調整相場価格
- ・レベル2 - その他の観察可能な重要なインプット(類似の投資対象の相場価格、金利、期限前償還の速さ、信用リスク等を含む。)
- ・レベル3 - 投資対象の公正価値算定に当たり用いる当ファンド自身による仮定を含む観察不能な重要なインプット。当該決定を行う際に考慮した要因には、発行者、アナリスト、または適当な市場(上場有価証券の場合。)から入手した情報、発行者の財務書類またはその他入手可能な書類に関する分析、および必要な場合には、同様の状況にある他の有価証券に関する入手可能な情報を含むが、これらに限定されない。

有価証券の算定に当たり用いるインプットまたは方法論は必ずしも当該投資有価証券に伴うリスクを示すものではなく、公正価値測定のための特定のインプットの重要性の測定には、全体としての判断が必要であり、個々の有価証券に特定の要因を考慮している。

以下の表は、2014年12月31日現在、当ファンドが投資対象の算定に当たり使用されたインプットの要約である。

投資対象	(単位：千米ドル)			合計
	レベル1 未調整 相場価格	レベル2 その他の 観察可能な 重要な インプット	レベル3 観察不能な 重要な インプット	
資産：				
普通株式				
航空輸送・物流		6,918		6,918
自動車		6,525		6,525
銀行		46,753		46,753
飲料		1,657		1,657
化学		724		724
商業サービス・用品		5,260		5,260
建設・エンジニアリング		1,383		1,383
建築資材		1,436		1,436
消費者金融		1,483		1,483
コンテナ・包装		2,187		2,187
総合消費者サービス	769			769
総合金融サービス		7,080		7,080
総合通信サービス		4,009		4,009
電子機器・計器・部品		3,518		3,518
エネルギー機器・サービス		2,462		2,462
食品		5,905		5,905
医療機器		4,429		4,429
ヘルスケア機器・用品		1,921		1,921
ホテル・レストラン・レジャー		3,638		3,638
家庭用耐久消費財		2,926		2,926
独立系発電事業	261	860		1,121
コングロマリット		5,736		5,736
情報技術サービス		4,083		4,083
保険		17,855		17,855
インターネット・カタログ小売業	1,005	838		1,843
インターネット・ソフトウェア・サービス	552	11,212		11,764
機械		1,627		1,627
メディア		4,980		4,980
金属・鉱業		56		56
百貨店		1,013		1,013
石油・ガス・消耗燃料		4,113		4,113
パーソナル用品		540		540
製薬		5,486		5,486
専門的サービス		3,446		3,446
不動産投資信託		2,826		2,826
不動産管理・開発		10,597		10,597
半導体機器・製品		23,722		23,722
ソフトウェア		2,379		2,379
専門小売業		2,950		2,950
ハードウェア・保管・周辺機器		1,349		1,349
繊維・衣料・高級品		3,567		3,567

投資対象	レベル1 未調整 相場価格	レベル2 その他の 観察可能な 重要な インプット	レベル3 観察不能な 重要な インプット	合計
タバコ		1,165		1,165
交通インフラ		2,958		2,958
携帯通信サービス	276	11,269		11,545
普通株式合計	2,863	234,841		237,704
ワラント	7			7
短期投資				
投資会社	9,777			9,777
資産合計	12,647	234,841		247,488
負債：				
外国為替先渡契約		(2)		(2)
合計	12,647	234,839		247,486

市場が変動した場合、または/および投資の評価において使用したデータの可用性が変化した場合に投資レベル間の振替が発生する場合がある。当ファンドは、期末時点でのレベル間振替を認識している。2014年12月31日現在、総額約151,359,000米ドル相当の有価証券がレベル1からレベル2に振替られている。2014年12月31日に、特定の有価証券の公正価額は、それらが取引される海外市場の取引終了時とニューヨーク証券取引所における取引終了時間の間に生じた事象により調整され、レベル2に分類された。

3. 外貨換算および海外投資： 当ファンドの帳簿および記録は米ドル建で記帳されている。外貨建金額は以下の方法で米ドルに換算される。

- 投資対象、その他資産および負債は、評価日の為替レート
- 投資取引および投資収益は、取引日の為替レート

当ファンドの純資産は期末日の為替レートと市場価額で評価されるが、当ファンドは、市場価額の変動から生じた期末保有有価証券の変動から、為替レートの変動の結果生じた業績部分によるものを分離していない。同様に当ファンドは期中に売却した有価証券の市場価額の変動から生じた損益から為替変動による影響を分離していない。したがって、有価証券への投資による実現・未実現為替差損益は、有価証券取引および残高に関する財務書類中の実現・未実現純利益(損失)に含まれている。

外貨取引における実現純利益(損失)は、外国為替先渡契約の売却および満期から生じる為替差損益(純額)、外貨の処分、有価証券売買における約定日と受渡日の間に生じた為替差損益、当ファンドの帳簿に記録された投資収益額および外国源泉徴収税額と、実際に受領または支払った米ドル相当額との間の差異を示している。外貨建資産・負債を期末の為替レートで評価した際の未実現純為替差損益は、資産負債計算書上の投資および外貨換算における未実現評価損益の一部として反映されている。当該期間の外貨換算における未実現為替差損益の変動は損益計算書に反映されている。

当ファンド純資産の大半はアジア地域の発行体の外貨建有価証券で占められている。為替変動はかかる有価証券の評価額および同有価証券からの投資収益に影響を及ぼす。一般に、アジア地域の発行体の有価証券は米国内に設立された会社の有価証券に比べ、価格のボラティリティーの大きさ、資本の小ささおよび流動性の少なさ、インフレ率の高さにより影響される。さらに、アジア地域の発行体の有価証券は経済への政府の介入や、より大きな社会的、経済的、政治的不確実性に影響されることがある。かかる有価証券は限られた数の国および地域に集中していることがあり、年間を通じて変動することがある。

一定の状況においては、外国人による投資に関して投資を行う前に政府の承認が要求される国もあり、その他の国においては、内国会社への外国人による投資範囲が制限されることがある。他の懸念材料の中でも外国人による投資制限違反を抑制するために、個々の企業の定款により外国人保有比率制限が課せられることもある。そのため、別途、株式のクラス(投資ポートフォリオにおいて「海外向」と特定されている。)が設定され、売出されることがある。「国内株式」と「海外向株式」の市場価額は異なることがある。かかる市場において海外向株式の取引が行われない時には、当ファンドは国内株式の終値で海外向株式を評価している。

4. デリバティブ： 当ファンドは、ヘッジ、リスク管理、ポートフォリオ管理および収益を上げることを含む様々な目的においてデリバティブ商品を利用することができるが、それを要求されてはいない。デリバティブは、原資産、金利、指数または金融商品の価値がその価値の基礎の一部となる金融商品である。とりわけ、現行の金利とボラティリティーの水準がデリバティブ商品の価値に影響を及ぼす。デリバティブ商品はしばしば、その原資産と同様のリスクを有し、さらに、デリバティブと原資産間の価値の不完全な相関関係、特定の取引における相手先による不履行リスク、デリバティブ商品が関連する有価証券、投資対象、指数または金利の市場価値の変動による損失の拡大、当該取引の流動性が低い場合のリスク、および必要証拠金額から生じるリスクを含む追加リスクを負うことがある。デリバティブの利用には、他のポートフォリオ投資に関連するリスクとは異なる、または場合によってはそれよりも大きなリスクが含まれる。デリバティブは高度に特殊化された商品を利用することもあるため、他のポートフォリオ関連投資とは異なる投資テクニックおよびリスク分析が必要である。当ファンドの持分(デリバティブ商品を含む。)のすべては、日々時価評価され、その変動は未実現利益(損失)に反映される。処分時には、実現利益または損失が認識される。

特定のデリバティブ取引では、レバレッジが生じることがある。レバレッジは、収益増大の可能性、および損失リスクを拡大させる。デリバティブ取引に関連したレバレッジによって、当ファンドは、その債務弁済のため、資金確保のため、または分離要件を満たすために、有利でないときにも、適用される証券取引委員会(SEC)の規定に基づき、保有ポートフォリオを現金化することがある。または、デリバティブ取引に関連したレバレッジによって、当ファンドがレバレッジを行わなかった場合に比べて、さらに不安定となる可能性がある。運用会社および/または副運用会社は当ファンドの投資目的を達成するためにデリバティブの利用を試みるが、デリバティブにその成果があるという保証はない。

以下は本報告期間中に当ファンドが利用したデリバティブ商品および手法ならびにこれらに関連するリスクの説明である。

外国為替先渡契約： 外国有価証券に対する投資に関連して、当ファンドはまた、銀行、ブローカーまたはディーラーと将来のある日において有価証券または外国通貨の売買を行う契約を交わした。外国為替先渡契約とは、特定の通貨および金額を、将来の特定の日に特定のレートで交換することへの合意(「為替契約」)である。かかるレートは、契約対象である通貨間のスポット・レートよりも高いこともあり、また低いこともある。為替契約は、将来の為替相場の水準に係る不確実性に対処するため、または特定の通貨に対するエクスポージャーを増加させたり修正するために用いることがある。為替契約の使用によりヘッジされている限り、関連する有価証券の外貨建による将来の価値は、契約締結日から満期日までの間の当該有価証券の市価変動に伴い変動するため、為替契約の金額と関連する有価証券の価値を正確に一致させることは一般的には不可能である。さらに、かかる取引は、通貨の価値が、とっているポジションと反対に推移した場合、利益を得る機会を減じるかまたはこれを不可能とする。為替契約は、当ファンドの有価証券の通貨建てと異なる通貨に対するエクスポージャーをもたらしという追加のリスクがある。為替相場の予期しない変動は、かかる契約を締結しなかった場合よりも当ファンドの全体のパフォーマンスを悪化させることがある。為替契約の利用は、契約相手先の支払不能もしくは破産による、または相手先の支払不履行もしくは契約不履行による損失リスクを伴う。為替契約は日々時価評価され、市場価額の変動は当ファンドの未実現利益または損失として計上される。為替契約が終了した時点で当ファンドは、為替契約開始時点の同契約の時価と終了時点の時価の差額相当額を実現利益(損失)として計上する。

先物取引： 先物取引は、将来の特定の時期に特定の価格で原資産、基準相場または指数を特定量売買するための、取引所で行われている標準化された取引である。先物取引の価値は、原商品の価値と相前後して上昇または下降する傾向にある。個々の契約条件に応じて、先物取引は、決済日付の原商品の現物決済、または決済日付の現金決済価額の支払いにより決済される。先物取引が有効な間、ブローカーに対する、またはブローカーからの支払いは取引価値の変動(変動証拠金)に基づき行われている。先物取引をそもそも行うか、行うとして、いつ、いかに行うかの判断には技能および判断を要し、十分な検討を経て行われた先物取引であっても市場動向または想定外の出来事により不成功に終わることがある。上述のデリバティブ商品に付随するリスクに加え、先物取引の価格は非常に変動が大きく、先物取引の利用により総利回りが低くなる可能性があり、さらに先物取引に係る潜在的損失は当ファンドのかかる取引に対する当初投資額を上回ることがある。常に個々の先物取引に対する流動性のある市場が存在するという保証も付すことはできない。また、当ファンドが先物取引においてオープンポジションを有しているブローカーが倒産した場合、証拠金の預け入れ額の返還を受けられないリスクもある。

2014年12月31日現在、当ファンドは有効な先物取引を有していない。

FASBのASC第815号「デリバティブおよびヘッジ取引」(「ASC第815号」)は、当ファンドがデリバティブ商品を利用する理由とその方法、これらのデリバティブ商品の割合、当ファンドの財務状態および業績に対する影響について投資家がより理解を深められるよう開示を拡大することにより、デリバティブ商品についての財務報告を改善することを目的としている。

以下の表は、当ファンドのデリバティブ契約の公正価値を、2014年12月31日現在の主要リスク・エクスポージャー別に表している。

	資産負債計算書上における ライアビリティ・デリバティブ	主要リスク・ エクスポージャー	評価額 (単位：千米ドル)
外国為替先渡契約	外国為替先渡契約の未実現減	通貨リスク	(2)

以下の表は、主要なリスク・エクスポージャー別に表されており、当ファンドの実現利益(損失)および未実現評価益(損失)の変動を2014年12月31日に終了した1年間におけるデリバティブ契約の種類別にASC第815号に従い表している。

実現利益(損失)		
主要リスク・ エクスポージャー	デリバティブの種類	評価額 (単位：千米ドル)
通貨リスク	外国為替先渡契約	73
資本性リスク	先物取引	(1,913)
合計		(1,840)

未実現評価益(損失)の変動		
主要リスク・ エクスポージャー	デリバティブの種類	評価額 (単位：千米ドル)
通貨リスク	外国為替先渡契約	(25)

2014年12月31日現在の当ファンドのデリバティブ資産および負債は以下の通りである。

資産負債計算書に表示されているデリバティブ資産および負債の総額		
デリバティブの種類	資産(a) (単位：千米ドル)	負債(a) (単位：千米ドル)
外国為替先渡契約		(2)

(a) 債務不履行事由または早期償還がない限り、店頭デリバティブの資産および負債は総額で表示され、資産負債計算書上で相殺されない。

当ファンドは通常、国際スワップデリバティブ協会のマスター契約(「ISDAマスター契約」)またはその他類似のマスター契約(総称して「マスター契約」)を特定の店頭デリバティブのためにその契約相手方と締結する。これはとりわけ、相手方に対する信用リスクを低減するためである。ISDAマスター契約には、一般的な義務、表明保証、担保および期限の利益喪失事由または解除事由に関する条項を含んでいる。ISDAマスター契約に基づき、期限の利益喪失事由、解除事由および/または相手方の信用度が劣化する可能性が生じた際には、当ファンドは相手方との間で、供与された店頭デリバティブ金融商品の未払い分または未受領分と、保有され、または供与されている担保とを相殺することができ、一回の純支払(一括清算ネットティング)を行うことができる。様々なマスター契約が、相手方との一定の取引(スワップ、先渡し、買戻しおよび買現先を含む。)について規定している。これらのマスター契約は一般的に、信用保護メカニズムを特定し、法的確実性を改善するための標準化を行うことで当該取引に関連する相手方のリスクを低減することを目的としている。マスター契約におけるクロス・ターミネーション条項は一般的に、当ファンドと相手方間のいずれかの取引に関して不履行が生じた場合、当該不履行当事者との間のその他の取引についても不履行当事者に対する未払いまたは未受領の支払いを一回の純支払により終了させることのできる権利を、不履行のない当事者に与えており、特定のマスター契約においてはそれが規定されている。マスター契約に定義されている契約終了事由が相手方に生じたことを受け、当ファンドがマスター契約を終了する権利を行使する場合には、当ファンドの純負債を上回る市価による担保の返還は遅延または拒否されることがある。

以下の表は、2014年12月31日現在の強制力のあるネットティング契約の対象となるデリバティブ金融商品を表している。

資産負債計算書において相殺されていない総額

相手方	資産負債計算書に表示 されているライアビリティ ・デリバティブ総額 (単位：千米ドル)			純額 (0以上) (単位：千米ドル)
	金融商品 (単位：千米ドル)	差入担保 (単位：千米ドル)		
ステート・ストリート・ バンク・アンド・トラスト	(2)			(2)

2014年12月31日に終了した1年間において、各デリバティブの種類別月間平均残高概算は以下のとおりである。

外国為替先渡契約：

月間平均元本額 893,000米ドル

先物取引：

月間平均当初額 22,371,000米ドル

5. ストラクチャード商品投資： 当ファンドはその資産の一部でストラクチャード商品投資を行った。ストラクチャード商品投資とは、特定の対象有価証券、通貨、コモディティまたは市場に関連したリターンを提供するように設定されたデリバティブ有価証券である。ストラクチャード商品投資には、債券(上場債券等)、ワラント債および有価証券を購入するオプションを含む多様な形態が想定される。当ファンドは主として、市場での直接取引が制限されていたり、税制またはコスト的な観点から非効率的である場合に、承認済みの原有有価証券、通貨、コモディティまたは市場へのエクスポージャーを増加させるためにストラクチャード商品投資を利用する。ストラクチャード商品投資が原有有価証券、通貨、コモディティまたは市場と同等の価格で取引される、または同等の価値を有する保証はない。ストラクチャード商品投資は、発行体リスク、相手先リスクおよび市場リスクを含むリスクを伴う。ストラクチャード商品投資の所持人は、対象投資商品のリスクを負い、また当ファンドが発行体または相手先当事者の信用価値に依存しているため、発行体リスクまたは相手先リスクの影響を受けるが、かかる対象投資商品の発行体に関し、何らの権利を有しない。特定のストラクチャード商品投資は取引が薄い、または取引市場が制限されている場合があり、特定の時点において当ファンドがこれら有価証券の適格買主を見つけられず、当ファンドの非流動性を高める影響を有する可能性がある。
6. 補償： 当ファンドは様々な補償を含む契約を締結している。かかる契約の下での当ファンドのリスクの上限は不明である。しかしながら、当ファンドはこれまでかかる契約に従って請求を受けまたは損害を被ったことはなく、損失リスクはほとんどないと予想される。
7. 配当および投資主に対する分配： 配当所得と株主への分配は、配当落ち日付で記録される。投資純利益からの配当は、もしあれば、半年毎に宣言され、支払われる。純実現キャピタル・ゲインは、もしあれば、少なくとも年1回分配される。
8. その他： 有価証券取引は購入日または売却日に計上される。インドの新規有価証券への投資は公募申込みの形で行われる。発行価格またはその一部は申込時点で支払われ、資産負債計算書上に証券申込金(もしあれば)として計上される。証券が割当てられた時点でこの金額に発行価格の残額を加えて有価証券取得価額として計上される。投資有価証券売却実現利益(損失)は、個別原価法に基づいて決定される。利息収入は発生主義により認識される。配当所得および分配金は、配当権利落日(当ファンドが配当につき通知を受けた後速やかに計上しうる場合を除く。)に、源泉徴収税を控除して計上される。
- 当ファンドは、毎年翌暦年にその分配金の原資を報告する不動産投資信託の投資口を保有している。年度中に不動産投資信託から受領する分配金は資本利益として見積もられ、コストの低減として記録される。

B．運用会社/副運用会社報酬：モルガン・スタンレーの完全所有子会社である運用会社は投資顧問運用契約の条項に基づき当ファンドに対し投資顧問業務を提供し、当ファンドの週平均純資産価額の年率1.00%が週毎に計算され毎月支払われる。

運用会社は、共にモルガン・スタンレーの完全所有子会社である副運用会社と副投資顧問契約を締結した。副運用会社は、運用会社、当ファンド役員および取締役会の全般的な監督下において当ファンドに対し投資顧問サービスを提供する。運用会社は副運用会社に対し、運用会社が当ファンドより受領する運用会社報酬の一部を月毎に支払う。

C．事務管理会社報酬：運用会社は、事務管理契約に基づき事務管理会社として当ファンドに対して管理業務も提供し、当ファンドの週平均純資産価額の0.08%が年間報酬として毎日累積され毎月支払われる。運用会社は当ファンドの週平均純資産価額の0.02435%に加え年額24,000米ドルを加算した旧事務管理会社報酬を上回らないように事務管理会社報酬の一部放棄することにより上限を設けることに合意した。かかる権利放棄はいつでも解除することができる。2014年12月31日に終了した1年間においてかかる合意に基づき約128,000米ドルの事務管理会社報酬が放棄された。事務管理会社およびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「ステート・ストリート」)間の副事務管理契約に基づき、ステート・ストリートは当ファンドに対し一定の管理業務を提供する。かかる役務に対して、事務管理会社は当ファンドから事務管理会社が受領する報酬の一部をステート・ストリートに支払う。

D．保管会社報酬：ステート・ストリート(「保管会社」)およびその関連会社は、当ファンドの保管会社として業務を行っている。保管会社は1940年法に定めるところにより現金、有価証券および当ファンドのその他の資産を保有している。保管会社報酬は保管資産、有価証券売買業務、口座保管手数料に基づき、一定の払戻立替経費とあわせて毎月支払われる。

E．有価証券取引および関連会社との取引：2014年12月31日に終了した1年間において、当ファンドは投資有価証券(長期米国国債および短期投資を除く。)を約193,853,000米ドル購入し約266,413,000米ドル売却した。2014年12月31日に終了した1年間において、長期米国国債の売買は行われなかった。

当ファンドは、運用会社が運用するオープン・エンド型運用投資法人であるモルガン・スタンレー・インスティテューショナル・リキディティ・ファンド - マネー・マーケット・ポートフォリオ(「リキディティ・ファンド」)の機関投資家向クラスに投資している。当ファンドにより支払われる運用会社報酬は、リキディティ・ファンドに対する投資によって当ファンドから支払われる顧問・管理報酬の比例分配に等しい額を減額される。2014年12月31日に終了した1年間に支払われた運用会社報酬は、リキディティ・ファンドに対する当ファンドの投資に関連する約14,000米ドルが減額された。

2014年12月31日に終了した1年間におけるリキディティ・ファンドの株式に係る当ファンドの取引に関する概要は以下の通りである。

2013年12月31日現在 市場価額 (単位：千米ドル)	取得原価 (単位：千米ドル)	売却金額 (単位：千米ドル)	配当収入 (単位：千米ドル)	2014年12月31日現在 市場価額 (単位：千米ドル)
8,181	213,624	212,028	7	9,777

2014年12月31日に終了した1年間において、当ファンドは運用会社、事務管理会社/副運用会社の関連会社であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・LLCに対し、当ファンドの利益のために行われたポートフォリオ取引に関する仲介手数料約61,000米ドルを支払った。

当ファンドは非積立型繰延報酬制度(「繰延報酬制度」)を有している。この制度により各独立取締役は、取締役会における役務に対して受領する報酬の全額または一部の支払いを繰延べることができる。資格を有する各取締役は通常、繰延報酬制度に基づき投資の選択肢として提供される1社または複数のモルガン・スタンレーのファンドのトータル・リターンに等しい額のリターンを繰延金額に付与することを選択することができる。これらの投資から受領する評価益/評価損および分配金は、繰延報酬債務の増加/減少による相殺として記録され、当ファンドの純資産価額には影響しない。

F. 米国連邦所得税：当ファンドは引続き、規制投資法人としての資格を有し、その課税所得のすべてを分配することを意図している。したがって、財務書類上米国連邦所得税を引当て計上する必要はない。

当ファンドは投資対象国より税金を課されることがある。かかる税金は一般に稼得または送金された利益および/またはキャピタル・ゲインに基づく。かかる利益および/またはキャピタル・ゲインが稼得されるのに応じて、投資純利益、実現純利益および未実現純評価益に基づく税金の引当が行われる。税金は外貨建てで行われる取引に基づいて課される場合もあり、かかる通貨建ての投資評価額に基づいて引当てられる。

FASBのASC第740-10号「法人税 - 全般」は、税務申告書中で採った、または採ると予測される税務上のポジションに関する税務ベネフィットの財務諸表上の認識に関する、最低限の基準値を規定している。経営陣は、財務諸表上に認識が必要となる不明確な税務上のポジションのうち重要なものはない旨結論に達した。該当する場合、当ファンドは不明確な税務上のベネフィットに関連する未収利息を「支払利息」および課徴金を「その他の費用」として損益計算書上計上する。当ファンドは米国内国歳入庁、ニューヨーク州および様々な州に対して納税申告書を提出している。2014年12月31日に終了した4年間の各課税年度は税務当局による調査の対象となる。

税務上、短期キャピタル・ゲインは経常利益として取扱われるため、支払われた分配金の税務上の性質は純資産変動計算書上の分配金の性質と異なることがある。2014年度および2013年度に支払われた分配金の税務上の性質は以下の通りである。

2014年度分配金 (単位：千米ドル)		2013年度分配金 (単位：千米ドル)	
経常利益	長期キャピタル・ゲイン	経常利益	長期キャピタル・ゲイン
758	16,286	3,865	

所得および利益として当ファンドにより分配される金額およびその性質は所得税の規則に従い決定されるが、この規則は米国GAAPとは異なることがある。これらの会計上と税務上の差異は、その性質により一時的なものであるかまたは永久的なものであるか検討される。

一時差異は、ある投資取引の利益(損失)を認識する時期およびある一定の費用を減算する時期に関する会計上と税務上の異なる取扱によるものである。

永久差異は、主に外貨取引に関する利益(損失)の処理の不一致、受動的外国投資法人が発行する特定の株式等持分証券のベース調整、キャピタル・ゲインに対する外国の課税方式、当期利益を上回る分配金および純営業損失に起因するものであり、2014年12月31日現在の純資産の構成において、以下の通り表示が組替えられた。

投資純利益 を上回る分配金 (単位：千米ドル)	累積実現純損失 (単位：千米ドル)	資本準備金 (単位：千米ドル)
35	1,260	(1,295)

2014年12月31日現在、当ファンドの税務上の分配可能利益はなかった。

2014年12月31日現在、米国連邦所得税法上の費用合計は、約227,399,000米ドルであった。未実現評価益合計は約33,847,000米ドル、未実現評価損失合計は約13,757,000米ドルであり、その結果未実現評価益純額は約20,090,000米ドルとなった。

米国連邦所得税法規則に規定される繰越期間中に実現する将来のキャピタル・ゲインを相殺するためキャピタル・ロスの繰越しが行われる場合、分配されていない実現利益については当ファンドのキャピタル・ゲインに対する課税債務は発生しない。キャピタル・ゲインが相殺される場合、かかる利益は投資主に分配されない。2014年12月31日に終了した1年間に、当ファンドは約8,349,000米ドルのキャピタル・ロスの繰越金を米国連邦所得税対策として使用した。

課税年度中の10月31日より後に発生したキャピタル・ロスおよび通貨損失を含む特定経常損失は、当ファンドの翌課税年度の初日に発生したものとみなされる。2014年12月31日に終了した1年間に、当ファンドは以下の損失を連邦所得税法上との関係で、2015年1月1日に繰越した。

10月より後に発生した 通貨および特定経常損失 (単位：千米ドル)	10月より後に発生した キャピタル・ロス (単位：千米ドル)
18	3,519

G. その他：1998年1月23日、当ファンドは投資主資本の価値を高め、かつ当ファンド投資口の取引時の価格が1口当り純資産価額から割引かれる率を抑えるため、自己投資口買戻制度を開始した。2014年12月31日に終了した1年間に於いて、当ファンドは、当ファンド投資口7,664口を、1口当りの純資産価額から平均11.00%の割引率で買戻した。本制度開始以降、当ファンドは当ファンド投資口22,169,446口を、1口当りの純資産価額から平均17.07%の割引率で買戻してきた。取締役会は、当ファンドのプレミアム/ディスカウントの履歴を調査、検討する一環として、定期的に当ファンドの自己投資口買戻制度の見直しを行っている。当ファンドは引続き、取締役会による検討を条件として、さらに上述の目的を達成するために妥当と思われる時に妥当と思われる価格で発行済自己投資口の買戻しを行う予定である。

2013年5月13日付で、当ファンドは、当ファンドによる公開買付の開始を宣言し、公開買付が終了する日の翌営業日のニューヨーク証券取引所での通常取引終了時現在の1口当り純資産価額の98%に相当する価格で、当ファンドの発行済投資口数の5%を上限として現金で買取る。2013年6月10日に当ファンドは当該公開買付を終了し、当ファンドの発行済投資口の5%に相当する929,904口について買付を受諾した。最終の支払いは、2013年6月11日のニューヨーク証券取引所の1口当り純資産価額の98%に相当する1口当り17.53米ドルで2013年6月18日に行われた。

2014年3月6日付で、当ファンドは、当ファンドによる公開買付の開始を宣言し、公開買付が終了する日の翌営業日のニューヨーク証券取引所での通常取引終了時現在の1口当り純資産価額の98.5%に相当する価格で、当ファンドの発行済投資口数の20%を上限として現金で買取る。2014年4月2日に当ファンドは当該公開買付を終了し、当ファンドの発行済投資口の20%に相当する3,502,381口について買付を受諾した。最終の支払いは、2014年4月3日のニューヨーク証券取引所の1口当り純資産価額の98.5%に相当する1口当り18.09米ドルで2014年4月10日に行われた。

H. 年次投資主総会結果(未監査)：当ファンドの投資主総会は、以下の議案に対する投票を目的として2014年6月17日に開催された。投票結果は以下の通りである。

全投資主による取締役の選任の件：

	賛成票	反対票
キャスリーン・A・デニス	8,683,230	2,491,619
ジョセフ・J・カーンズ	8,672,295	2,502,554
マイケル・E・ヌジェント	8,669,662	2,505,187
ファーガス・リード	8,671,839	2,503,010

連邦納税通知書(未監査)

連邦所得税法上、2014年12月31日に終了した当ファンドの課税年度において当ファンドが支払った分配金に関して、以下の情報が提供されている。

当ファンドは、長期キャピタル・ゲインからの分配金として、約16,286,000米ドルを割当て、支払を行った。

連邦所得税法上、以下の情報が2014年12月31日に終了した当ファンドの課税年度における当ファンドの収益に関して提供されている。2003年雇用・成長・減税調整法(Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003)に定められている通り、分配の際、特定の収益に最高15%の税率が課せられることがある。当ファンドは、最高約1,198,000米ドルをこの低い税率の課税対象として割当てた。

当ファンドは約440,000米ドルの外国税額控除額を投資主に対し転嫁する予定であり、外国から約6,228,000米ドルの純収益を得た。

1月に当ファンドは前暦年の税金に関する情報を投資主に提供する。

保有ポートフォリオに関する追加情報(未監査)

当ファンドは、当ファンドの第2四半期末および第4四半期末から60日以内に半期報告書および年次報告書において保有ポートフォリオに関する付属明細表一式を掲載しています。半期報告書はN-CSRS様式により、また年次報告書はN-CSR様式により証券取引委員会(「SEC」)に電子提出されます。モルガン・スタンレーはまた、当ファンドの投資主宛てに半期報告書および年次報告書を送付しており、また公式インターネットウェブサイト www.morganstanley.com/im からでも入手することができます。モルガン・スタンレーの各ファンドは、N-Q様式により同ファンドの第1四半期および第3四半期における保有ポートフォリオに関する付属明細表一式もSECに提出しています。モルガン・スタンレーは第1四半期および第3四半期における報告書を投資主に送付しておらず、モルガン・スタンレーの公式インターネットウェブサイトにもかかる報告書を掲載していませんが、SECのインターネットウェブサイト www.sec.gov にアクセスすることによりN-Q様式の提出物(N-CSR様式およびN-CSRS様式の提出物を含みます。)を入手することができます。また、ワシントン特別区所在のSEC閲覧室においてもかかる提出物を閲覧および複写することができます。SEC閲覧室の業務内容に関する情報については、SEC(フリーダイヤル: 1(800)SEC-0330)までお電話ください。また、SECの電子メールアドレス(publicinfo@sec.gov)宛てに電子メールにて依頼するかもしくはワシントン特別区20549-0102、SEC公的閲覧課宛てに書面にて依頼することにより、複写費用の支払いをもって、かかる資料の写しを入手することもできます。

四半期毎に保有ポートフォリオに関する付属明細表一式をSECに提出していることに加えて、当ファンドは当ファンドの公式インターネットウェブサイト www.morganstanley.com/im において保有ポートフォリオに関する情報を掲載しています。

当ファンドは、各月末の遅くとも15暦日後までに毎月、保有ポートフォリオに関する付属明細表一式を当ファンドの公式インターネットウェブサイトに掲載しています。当ファンドのインターネットウェブサイトにおける月次の掲載物の写しをご希望される場合はフリーダイヤル: 1(800)231-2608までお電話ください。

委任状の議決権行使の方針および手続ならびに委任状の議決権行使の記録(未監査)

ご請求のあった場合には、(1)当ファンドのポートフォリオ証券に関連する委任状の議決権行使についての当ファンドの方針および手続、および(2)6月30日に終了した直近12ヶ月間における、当ファンドのポートフォリオ証券に関連する委任状の議決権行使の方法の写しを、無料で差し上げます。ご請求はフリーダイヤル: 1(800)231-2608までお電話くださるかもしくは当ファンドのインターネットウェブサイト www.morganstanley.com/im をご覧ください。かかる情報はSECのインターネットウェブサイト www.sec.gov でも入手することができます。

[次へ](#)

2013年12月31日現在

モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インク(「当ファンド」)は1994年2月28日にメリーランド州において設立され、1940年投資会社法(改正済)(「1940年法」)に基づき分散・クローズド・エンド型運用投資法人として登録されている。当ファンドの投資目的は、主にアジア・太平洋の発行体の株式等持分証券およびアジア・太平洋諸国の政府または政府系企業が発行または保証する債券への投資を通じた長期にわたる資本価値の増加にある。運用会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「運用会社」)ならびに副運用会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(「MSIMカンパニー」)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「MSIMリミテッド」、総称して「副運用会社」)が、その経済特性がアジア・太平洋の発行体の株式等持分証券およびアジア・太平洋諸国の政府または政府系企業が発行または保証する債券と類似していると考えられるデリバティブ商品に当ファンドが投資する場合、かかる投資は前文の当ファンドの投資目的に該当することとする。当ファンドがかかる投資を行う場合、当ファンドはデリバティブ商品に付随する本書記載のリスクを負う。

A. 重要な会計方針：以下に述べる重要な会計方針は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(「GAAP」)に準拠している。当ファンドは財務書類を作成するにあたり継続的にかかる会計原則を採用している。米国GAAPに準拠するために、経営陣は財務書類中で報告されている金額その他開示内容に影響を及ぼす見積りおよび前提をなさねばならない。実際の結果はかかる見積りとは異なる場合がある。

1. 有価証券の評価：(1)取引所において上場しているかまたは取引されている株式ポートフォリオ証券は、直近の売値(またはかかる取引所が公式終値を報告している場合は、取引所の公式終値)で評価され、ある特定の日ににおいて売買が行われなかった場合、かかる有価証券は、直前に報告された買い呼び値と売り呼び値の仲値で評価されている。(2)店頭市場価額が容易に入手可能なすべてのその他株式ポートフォリオ証券は、直近の売値で評価されている。有価証券が複数の取引所において取引されている場合、かかる有価証券は主たる市場として指定されている取引所において評価される。(3)市場価額が容易に入手可能でない場合(終値、直前の売値または直前に報告された買い呼び値と売り呼び値の仲値が当該有価証券の市場価値を反映していないと運用会社が判断する状況を含む。)、ポートフォリオ証券は、当ファンドの取締役会が設定しその総合監督下にある手続きに基づき誠実に決定される公正価値で評価されている。有価証券の評価額の決定時(有価証券が取引される海外市場の終了時)とニューヨーク証券取引所の取引終了時の間に、かかる有価証券の終値およびその他の資産に影響を及ぼす事態が発生することがある。かかる時間内に有価証券の価値に重大な影響を及ぼすと予想される事態が発生した場合、取締役会が承認した価格決定業務および/または手続きに基づき取締役会または運用会社により誠実に決定された、ニューヨーク証券取引所の取引終了時におけるかかる有価証券の見積公正価値を反映するために、評価額は以下の(4)乃至(6)のように調整されることがある。(4)海外通貨建ての海外のポートフォリオ証券、その他の資産および負債ならびに先渡契約の価額は、ニューヨーク証券取引所の取引終了前の実勢市場レートに基づき米ドル貨に換算される。(5)モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・リキディティ・ファンドを含むミューチュアル・ファンドに対する投資は、各営業日の終了時における純資産価額により評価される。(6)購入時点で60日以内に満期を迎える短期債券は、償却原価で評価することができる(ただし、運用会社が、かかる評価は証券の市場価値を反映していないと判断し、運用会社が決定する公正市場価値で評価される場合を除く。)

取締役会に承認された手順に基づき、当ファンドの運用会社は評価委員会を設立した。評価委員会は取締役会により少なくとも毎年見直される当ファンドの評価方針とその手順の管理監督を行う。これらの手順により当ファンドは、公正価値を決定するための独立した価格設定業務、有価証券および金融商品ディーラーからの情報ならびにその他市場データの活用が可能になる。

当ファンドは、市場価額が即時に入手できない有価証券およびその他金融商品の公正価値を決定する手順を有している。これらの手順に基づき評価委員会は、かかる有価証券の検証、ならびに公正価値に関する場合にはその評価方法および観察不能な重要なインプットを含む複数の要因を検討するため、定期的、または臨時に開催される。評価委員会は、投資証券の公正価値を測定するために、関連するかまたは同等の資産または負債、最近の取引、株価収益率、簿価、およびその他必要な関連情報を用いることのあるマーケット・ベースのアプローチを採用することがある。投資証券の予想された将来のキャッシュフローが公正価値の算定のために割引かれる場合には、インカム・ベースのアプローチを採用することもある。投資証券の譲渡制限の性質またはその期限によっては割引が適用される場合もある。投資証券の評価に固有の不確実性により、公正価値は活発な市場が存在していた場合に付されたであろう価格と大幅に異なる場合がある。評価委員会はこれら評価手法を調整する様々な方法を採用しており、それには評価方法、主なインプットと仮定、取引の過去のデータによる検証試験、または傾向分析の定期的な検証、および関連する市場活動の調査を含む。

2. 公正価値測定： 財務会計基準審議会(「FASB」)の会計基準編纂書(「ASC」)第820号「公正価値測定および開示」(「ASC第820号」)では公正価値を、主要な市場(もしくは主要な市場がない場合には投資対象または負債にとって最も有利な市場)における独立した購入者と時宜を得た取引により、当ファンドが投資対象を売却して受取り、または負債の移転により支払うであろう価値と定義している。(1)報告主体から独立した情報源から入手された市場データに基づき開発された、市場参加者が資産または負債の価値算定に当たり用いる仮定を反映したインプット(観察可能なインプット)と、(2)その状況において用いることのできる最善の情報に基づいて開発された、市場参加者が資産または負債の価値算定に当たり用いるであろう仮定についての、報告主体自身による仮定を反映したインプット(観察不能なインプット)を区別し、開示のための公正価値測定の階層を設定するために、ASC第820号は3段階の階層を設定している。当ファンドの投資対象の価格算定において様々なインプットが用いられている。インプットは以下に列挙される3つの広範なレベルに要約される。

- ・レベル1 - 活発な市場における同一の投資商品の未調整相場価格
- ・レベル2 - その他の観察可能な重要なインプット(類似の投資対象の相場価格、金利、期限前償還の速さ、信用リスク等を含む。)
- ・レベル3 - 投資対象の公正価値算定に当たり用いる当ファンド自身による仮定を含む観察不能な重要なインプット。当該決定を行う際に考慮した要因には、発行者、アナリスト、または適当な市場(上場有価証券の場合。)から入手した情報、発行者の財務書類またはその他入手可能な書類に関する分析、および必要な場合には、同様の状況にある他の有価証券に関する入手可能な情報を含むが、これらに限定されない。

有価証券の算定に当たり用いるインプットまたは方法論は必ずしも当該投資有価証券に伴うリスクを示すものではなく、公正価値測定のための特定のインプットの重要性の測定には、全体としての判断が必要であり、個々の有価証券に特定の要因を考慮している。

以下の表は、2013年12月31日現在、当ファンドが投資対象の算定に当たり使用されたインプットの要約である。

(単位：千米ドル)

投資対象	レベル1 未調整 相場価格	レベル2 その他の 観察可能な 重要な インプット	レベル3 観察不能な 重要な インプット	合計
資産：				
普通株式				
航空輸送・物流	1,621			1,621
航空	3,638			3,638
自動車部品	7,591			7,591
自動車	28,977			28,977
飲料	6,102			6,102
建物材料	802			802
資本市場	12,410			12,410
化学	3,116			3,116
商業銀行	51,353	1,609		52,962
商業サービス・用品	3,234			3,234
建設・エンジニアリング	4,241			4,241
建築資材	588			588
総合金融サービス	6,714			6,714
総合通信サービス	7,752			7,752
電力事業	7,445			7,445
電気機器	1,875			1,875
電子機器・計器・部品	4,986			4,986
エネルギー機器・サービス	1,886			1,886
食品・生活必需品小売業	651			651
食品	6,121	989		7,110
医療機器	1,005			1,005
ホテル・レストラン・レジャー	2,829			2,829
家庭用耐久消費財	3,572			3,572
家庭用品	137			137
コングロマリット	5,779			5,779
情報技術サービス	3,892			3,892
保険	22,240			22,240
インターネット・ソフトウェア・サービス	9,080			9,080
機械	7,500			7,500
海運	9,420			9,420
メディア	5,810	348		6,158
金属・鉱業	2,430			2,430

投資対象	レベル1 未調整 相場価格	レベル2 その他の 観察可能な 重要な インプット	レベル3 観察不能な 重要な インプット	合計
百貨店	365			365
石油・ガス・消耗燃料	2,530			2,530
パーソナル用品	371			371
製薬	2,572			2,572
専門的サービス	2,811			2,811
不動産管理・開発	21,051	701		21,752
道路・鉄道	3,088			3,088
半導体機器・製品	22,248			22,248
ソフトウェア	5,729			5,729
専門小売業	8,447			8,447
繊維・衣料・高級品	2,287			2,287
タバコ	3,394			3,394
交通インフラ	1,654			1,654
携帯通信サービス	7,866	1,402		9,268
普通株式合計	319,210	5,049		324,259
投資会社		366		366
短期投資				
投資会社	8,181			8,181
外国為替先渡契約		23		23
資産合計	327,391	5,438		332,829

市場が変動した場合、または/および投資の評価において使用したデータの可用性が変化した場合に投資レベル間の振替が発生する場合がある。当ファンドは、期末時点でのレベル間振替を認識している。2013年12月31日現在、総額約256,772,000米ドル相当の有価証券がレベル2からレベル1に振替られている。2012年12月31日に、特定の有価証券の公正価額は、それらが取引される海外市場の取引終了時とニューヨーク証券取引所における取引終了時間の間に生じた事象により調整され、レベル2に分類された。2013年12月31日現在、総額約989,000米ドル相当の有価証券がレベル1からレベル2に振替られている。2012年12月31日現在、未調整相場価格を用いて評価されていた一定の有価証券は、2013年12月31日現在、その他の重要なインプットを用いて評価された。

3. 外貨換算および海外投資： 当ファンドの帳簿および記録は米ドル建てで記帳されている。外貨建金額は以下の方法で米ドルに換算される。

- 投資対象、その他資産および負債は、評価日の為替レート
- 投資取引および投資収益は、取引日の為替レート

当ファンドの純資産は期末日の為替レートと市場価額で評価されるが、当ファンドは、市場価額の変動から生じた期末保有有価証券の変動から、為替レートの変動の結果生じた業績部分によるものを分離していない。同様に当ファンドは期中に売却した有価証券の市場価額の変動から生じた損益から為替変動による影響を分離していない。したがって、有価証券への投資による実現・未実現為替差損益は、有価証券取引および残高に関する財務書類中の実現・未実現純利益(損失)に含まれている。

外貨取引における実現純利益(損失)は、外国為替先渡契約の売却および満期から生じる為替差損益(純額)、外貨の処分、有価証券売買における約定日と受渡日の間に生じた為替差損益、当ファンドの帳簿に記録された投資収益額および外国源泉徴収税額と、実際に受領または支払った米ドル相当額との間の差異を示している。外貨建資産・負債を期末の為替レートで評価した際の未実現純為替差損益は、資産負債計算書上の投資および外貨換算における未実現評価損益の一部として反映されている。当該期間の外貨換算における未実現為替差損益の変動は損益計算書に反映されている。

当ファンド純資産の大半はアジア地域の発行体の外貨建有価証券で占められている。為替変動はかかる有価証券の評価額および同有価証券からの投資収益に影響を及ぼす。一般に、アジア地域の発行体の有価証券は米国内に設立された会社の有価証券に比べ、価格のボラティリティーの大きさ、資本の小ささおよび流動性の少なさ、インフレ率の高さにより影響される。さらに、アジア地域の発行体の有価証券は経済への政府の介入や、より大きな社会的、経済的、政治的不確実性に影響されることがある。かかる有価証券は限られた数の国および地域に集中していることがあり、年間を通じて変動することがある。

一定の状況においては、外国人による投資に関して投資を行う前に政府の承認が要求される国もあり、その他の国においては、内国会社への外国人による投資範囲が制限されることがある。他の懸念材料の中でも外国人による投資制限違反を抑制するために、個々の企業の定款により外国人保有比率制限が課せられることもある。そのため、別途、株式のクラス(投資ポートフォリオにおいて「外国向」と特定されている。)が設定され、売出されることがある。「国内株式」と「外国向株式」の市場価値は異なることがある。かかる市場において外国向株式の取引が行われない時には、当ファンドは国内株式の終値で外国向株式を評価している。

4. デリバティブ： 当ファンドは、ヘッジ、リスク管理、ポートフォリオ管理および収益を上げることを含む様々な目的においてデリバティブ商品を利用することができるが、それを要求されてはいない。デリバティブは、原資産、金利、指数または金融商品の価値がその価値の基礎の一部となる金融商品である。とりわけ、現行の金利とボラティリティーの水準がデリバティブ商品の価値に影響を及ぼす。デリバティブ商品はしばしば、その原資産と同様のリスクを有し、さらに、デリバティブと原資産間の価値の不完全な相関関係、特定の取引における相手先による不履行リスク、関連する有価証券、投資対象、指数または金利の市場価値の変動による損失の拡大、および当該取引の流動性が低い場合のリスクを含む追加リスクを負うことがある。デリバティブの利用には、他のポートフォリオ投資に関連するリスクとは異なる、または場合によってはそれよりも大きなリスクが含まれる。デリバティブは高度に特殊化された商品を利用することもあるため、他のポートフォリオ関連投資とは異なる投資テクニックおよびリスク分析が必要である。当ファンドの持分(デリバティブ商品を含む。)のすべては、日々時価評価され、その変動は未実現利益(損失)に反映される。処分時には、実現利益または損失が認識される。

特定のデリバティブ取引では、レバレッジが生じることがある。レバレッジは、収益増大の可能性、および損失リスクを拡大させる。デリバティブ取引に関連したレバレッジによって、当ファンドは、その債務弁済のため、資金確保のため、または分離要件を満たすために、有利でないときにも、適用される証券取引委員会(SEC)の規定に基づき、保有ポートフォリオを現金化することがある。または、デリバティブ取引に関連したレバレッジによって、当ファンドがレバレッジを行わなかった場合に比べて、さらに不安定となる可能性がある。運用会社および/または副運用会社は当ファンドの投資目的を達成するためにデリバティブの利用を試みるが、デリバティブにその成果があるという保証はない。

以下は本報告期間中に当ファンドが利用したデリバティブ商品および手法ならびにこれらに関連するリスクの説明である。

外国為替先渡契約： 外国有価証券に対する投資に関連して、当ファンドはまた、銀行、ブローカーまたはディーラーと将来のある日において有価証券または外国通貨の売買を行う契約を交わした。外国為替先渡契約とは、特定の通貨および金額を、将来の特定の日に特定のレートで交換することへの合意(「為替契約」)である。かかるレートは、契約対象である通貨間のスポット・レートよりも高いこともあり、また低いこともある。為替契約は、将来の為替相場の水準に係る不確実性に対処するため、または特定の通貨に対するエクスポージャーを増加させたり修正するために用いることがある。為替相場の予期しない変動は、かかる契約を締結しなかった場合よりも当ファンドの全体のパフォーマンスを悪化させることがある。為替契約の利用は、契約相手先の支払不能もしくは破産による、または相手先の支払不履行もしくは契約不履行による損失リスクを伴う。為替契約は日々時価評価され、市場価額の変動は当ファンドの未実現利益または損失として計上される。為替契約が終了した時点で当ファンドは、為替契約開始時点の同契約の時価と終了時点の時価の差額相当額を実現利益(損失)として計上する。

FASBのASC第815号「デリバティブおよびヘッジ取引：全般」(「ASC第815号」)は、当ファンドがデリバティブ商品を利用する理由とその方法、これらのデリバティブ商品の割合、当ファンドの財務状態および業績に対する影響について投資家がより理解を深められるよう開示を拡大することにより、デリバティブ商品についての財務報告を改善することを目的としている。

以下の表は、当ファンドのデリバティブ契約の公正価値を、2013年12月31日現在の主要リスク・エクスポージャー別に表している。

	資産負債計算書上における アセット・デリバティブ	主要リスク・ エクスポージャー	評価額 (単位：千米ドル)
外国為替先渡契約	外国為替先渡契約の未実現増	通貨リスク	23

以下の表は、主要なリスク・エクスポージャー別に表されており、当ファンドの実現利益(損失)および未実現評価益(損失)の変動を2013年12月31日に終了した1年間におけるデリバティブ契約の種類別にASC第815号に従い表している。

実現利益(損失)		
主要リスク・ エクスポージャー	デリバティブの種類	評価額 (単位：千米ドル)
通貨リスク	外国為替先渡契約	223

未実現評価益(損失)の変動		
主要リスク・ エクスポージャー	デリバティブの種類	評価額 (単位：千米ドル)
通貨リスク	外国為替先渡契約	(1)

2013年12月31日現在の当ファンドのデリバティブ資産および負債は以下の通りである。

資産負債計算書に表示されているデリバティブ資産および負債の総額

デリバティブの種類	資産(a) (単位：千米ドル)	負債(a) (単位：千米ドル)
外国為替先渡契約	23	

(a) 債務不履行事由または早期償還がない限り、店頭デリバティブの資産および負債は総額で表示され、資産負債計算書上で相殺されない。

以下の表は、2013年12月31日現在の強制力のあるネットティング契約の対象となるデリバティブ金融商品を表している。

資産負債計算書において相殺されていない総額

相手方	資産負債計算書に表示 されているアセット・ デリバティブ総額			純額 (0以上) (単位：千米ドル)
	(単位：千米ドル)	金融商品 (単位：千米ドル)	受取担保 (単位：千米ドル)	
ステート・ストリート・ バンク・アンド・トラスト	23			23

2013年12月31日に終了した1年間において、各デリバティブの種類別月間平均残高概算は以下のとおりである。

外国為替先渡契約：

月間平均元本額(単位：米ドル) 1,909,000

5. 補償： 当ファンドは様々な補償を含む契約を締結している。かかる契約の下での当ファンドのリスクの上限は不明である。しかしながら、当ファンドはこれまでかかる契約に従って請求を受けまたは損害を被ったことはなく、損失リスクはほとんどないと予想される。
6. その他： 有価証券取引は購入日または売却日に計上される。インドの新規有価証券への投資は公募申込みの形で行われる。発行価格またはその一部は申込時点で支払われ、資産負債計算書上に証券申込金(もしあれば)として計上される。証券が割当てられた時点でこの金額に発行価格の残額を加えて有価証券取得価額として計上される。投資有価証券売却実現利益(損失)は、個別原価法に基づいて決定される。利息収入は発生主義により認識される。配当所得および分配金は、配当権利落日(当ファンドが配当につき通知を受けた後速やかに計上しうる場合を除く。)に、源泉徴収税を控除して計上される。

B. 運用会社/副運用会社報酬：モルガン・スタンレーの完全所有子会社である運用会社は投資顧問運用契約の条項に基づき当ファンドに対し投資顧問業務を提供し、当ファンドの週平均純資産価額の年率1.00%が週毎に計算され毎月支払われる。

運用会社は、共にモルガン・スタンレーの完全所有子会社である副運用会社と副投資顧問契約を締結した。副運用会社は、運用会社、当ファンド役員および取締役会の全般的な監督下において当ファンドに対し投資顧問サービスを提供する。運用会社は副運用会社に対し、運用会社が当ファンドより受領する運用会社報酬の一部を月毎に支払う。

C. 事務管理会社報酬：運用会社は、事務管理契約に基づき事務管理会社として当ファンドに対して管理業務も提供し、当ファンドの週平均純資産価額の0.08%が年間報酬として毎日累積され毎月支払われる。運用会社は当ファンドの週平均純資産価額の0.02435%に加え年額24,000米ドルを加算した旧事務管理会社報酬を上回らないように事務管理会社報酬の一部放棄することにより上限を設けることに合意した。かかる権利放棄はいつでも解除することができる。2013年12月31日に終了した1年間においてかかる合意に基づき約160,000米ドルの事務管理会社報酬が放棄された。事務管理会社およびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「ステート・ストリート」)間の副事務管理契約に基づき、ステート・ストリートは当ファンドに対し一定の管理業務を提供する。かかる役務に対して、事務管理会社は当ファンドから事務管理会社が受領する報酬の一部をステート・ストリートに支払う。

D. 保管会社報酬：ステート・ストリート(「保管会社」)およびその関連会社は、当ファンドの保管会社として業務を行っている。保管会社は1940年法に定めるところにより現金、有価証券および当ファンドのその他の資産を保有している。保管会社報酬は保管資産、有価証券売買業務、口座保管手数料に基づき、一定の払戻立替経費とあわせて毎月支払われる。

E. 米国連邦所得税：当ファンドは引続き、規制投資法人としての資格を有し、その課税所得のすべてを分配することを意図している。したがって、財務書類上米国連邦所得税を引当て計上する必要はない。

当ファンドは投資対象国より税金を課されることがある。かかる税金は一般に稼得または送金された利益および/またはキャピタル・ゲインに基づく。かかる利益および/またはキャピタル・ゲインが稼得されるのに応じて、投資純利益、実現純利益および未実現純評価益に基づく税金の引当が行われる。税金は外貨建てで行われる取引に基づいて課される場合もあり、かかる通貨建ての投資評価額に基づいて引当てられる。

FASBのASC第740-10号「法人税-全般」は、税務申告書中で採った、または採ると予測される税務上のポジションに関する税務ベネフィットの財務諸表上の認識に関する、最低限の基準値を規定している。経営陣は、財務諸表上に認識が必要となる不明確な税務上のポジションのうち重要なものはない旨結論に達した。該当する場合、当ファンドは不明確な税務上のベネフィットに関連する未収利息を「支払利息」および課徴金を「その他の費用」として損益計算書上計上する。当ファンドは米国内国歳入庁、ニューヨーク州および様々な州に対して納税申告書を提出している。2013年12月31日に終了した4年間の各課税年度は税務当局による調査の対象となる。

税務上、短期キャピタル・ゲインは経常利益として取扱われるため、支払われた分配金の税務上の性質は純資産変動計算書上の分配金の性質と異なることがある。2013年度および2012年度に支払われた分配金の税務上の性質は以下の通りである。

2013年度分配金 (単位：千米ドル)		2012年度分配金 (単位：千米ドル)	
経常利益	長期キャピタル・ゲイン	経常利益	長期キャピタル・ゲイン
3,865		1,881	

所得および利益として当ファンドにより分配される金額およびその性質は所得税の規則に従い決定されるが、この規則は米国GAAPとは異なることがある。これらの会計上と税務上の差異は、その性質により一時的なものであるかまたは永久的なものであるか検討される。

一時差異は、ある投資取引の利益(損失)を認識する時期およびある一定の費用を減算する時期に関する会計上と税務上の異なる取扱によるものである。

永久差異は、主に外貨取引に関する利益(損失)の処理の不一致、受動的外国投資法人が発行する特定の株式等持分証券のベース調整およびキャピタル・ゲインに対する外国の課税方式に起因するものであり、2013年12月31日現在の純資産の構成において、以下の通り表示が組替えられた。

投資純利益 を上回る分配金 (単位：千米ドル)	累積実現純損失 (単位：千米ドル)	資本準備金 (単位：千米ドル)
(193)	278	(85)

2013年12月31日現在、当ファンドの税務上の分配可能利益の内訳は以下の通りである。

未分配経常利益 (単位：千米ドル)	未分配長期キャピタル・ゲイン (単位：千米ドル)
758	

2013年12月31日現在、米国連邦所得税法上の費用合計は、約275,516,000米ドルであった。未実現評価益合計は約69,267,000米ドル、未実現評価損失合計は約11,977,000米ドルであり、その結果未実現評価益純額は約57,290,000米ドルとなった。

2013年12月31日現在、当ファンドは連邦所得税法上の目的において未使用の短期キャピタル・ロスを約8,349,000米ドル有しており、それらには期限が付されていない。

米国連邦所得税法規則に規定される繰越期間中に実現する将来のキャピタル・ゲインを相殺するためキャピタル・ロスの繰越しが行われる場合、分配されていない実現利益については当ファンドのキャピタル・ゲインに対する課税債務は発生しない。キャピタル・ゲインが相殺される場合、かかる利益は投資主に分配されない。2013年12月31日に終了した1年間に、当ファンドは約7,686,000米ドルのキャピタル・ロスの繰越金を米国連邦所得税対策として使用した。

F. 有価証券取引および関連会社との取引：2013年12月31日に終了した1年間ににおいて、当ファンドは投資有価証券(長期米国国債および短期投資を除く。)を約136,795,000米ドル購入し約157,748,000米ドル売却した。2013年12月31日に終了した1年間ににおいて、長期米国国債の売買は行われなかった。

当ファンドは、運用会社が運用するオープン・エンド型運用投資法人であるモルガン・スタンレー・インスティテューショナル・リキディティ・ファンド - マネー・マーケット・ポートフォリオ(「リキディティ・ファンド」)の機関投資家向クラスに投資している。当ファンドにより支払われる運用会社報酬は、リキディティ・ファンドに対する投資によって当ファンドから支払われる顧問・管理報酬の比例分配に等しい額を減額される。2013年12月31日に終了した1年間に支払われた運用会社報酬は、リキディティ・ファンドに対する当ファンドの投資に関連する約7,000米ドルが減額された。

2013年12月31日に終了した1年間におけるリキディティ・ファンドの株式に係る当ファンドの取引に関する概要は以下の通りである。

2012年12月31日現在 市場価額 (単位：千米ドル)	取得原価 (単位：千米ドル)	売却金額 (単位：千米ドル)	配当収入 (単位：千米ドル)	2013年12月31日現在 市場価額 (単位：千米ドル)
6,104	60,305	58,228	4	8,181

2013年12月31日に終了した1年間ににおいて、当ファンドは運用会社、副運用会社および事務管理会社の関連会社であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・LLCに対し、当ファンドの利益のために行われたポートフォリオ取引に関する仲介手数料約60,000米ドルを支払った。

2013年1月1日から2013年6月30日の間ににおいて、当ファンドが当ファンドの利益のために行われたポートフォリオ取引に関し、1940年法第17章に基づき運用会社、副運用会社および事務管理会社の関連会社とみなされることもあるシティグループ・インクおよびその関連会社であるブローカー/ディーラーに対して支払った仲介手数料は約3,000米ドルであった。2013年7月1日付で、シティグループ・インクおよびその関連会社であるブローカー/ディーラーは1940年法第17条に基づく当ファンドの関連会社ではなくなった。

G. その他：1998年1月23日、当ファンドは投資主資本の価値を高め、かつ当ファンド投資口の取引時の価格が1口当り純資産価額から割引かれる率を抑えるため、自己投資口買戻制度を開始した。2013年12月31日に終了した1年間において、当ファンドは、当ファンド投資口148,613口を、1口当りの純資産価額から平均11.09%の割引率で買戻した。本制度開始以降、当ファンドは当ファンド投資口22,161,782口を、1口当りの純資産価額から平均17.08%の割引率で買戻してきた。取締役会は、当ファンドのプレミアム/ディスカウントの履歴を調査、検討する一環として、定期的に当ファンドの自己投資口買戻制度の見直しを行っている。当ファンドは引続き、取締役会による検討を条件として、さらに上述の目的を達成するために妥当と思われる時に妥当と思われる価格で発行済自己投資口の買戻しを行う予定である。

2011年1月3日付で、当ファンドは、当ファンドが割引条件付取引を制限するために設計された方針(「当方針」)を取締役会が承認したことを公表した。2011年4月7日付の発表により修正された当方針は、12週間の観測期間を通じて当ファンド投資口取引のディスカウント平均が10%以上であった場合、公開買付が終了する日より後の日のニューヨーク証券取引所での取引終了時現在の1口当り純資産価額の98%に相当する価格で、当ファンドの発行済投資口数の5%を上限として現金で買取るために、最高4回を限度とする連続する半期毎の公開買付けを行うことを求めている。

当方針に基づき、2012年5月17日付で、当ファンドは、当ファンドによる公開買付の開始を宣言し、公開買付が終了する日の翌営業日のニューヨーク証券取引所での通常取引終了時現在の1口当り純資産価額の98%に相当する価格で、当ファンドの発行済投資口数の5%を上限として現金で買取る。2012年6月14日に当ファンドは当該公開買付を終了し、当ファンドの発行済投資口の5%に相当する1,030,364口について買付を受諾した。最終の支払は、2012年6月15日のニューヨーク証券取引所の1口当り純資産価額の98%に相当する1口当り14.64米ドルで2012年6月22日に行われた。

当方針に基づき、2012年10月19日付で、当ファンドは、当ファンドによる公開買付の開始を宣言し、公開買付が終了する日の翌営業日のニューヨーク証券取引所での通常取引終了時現在の1口当り純資産価額の98%に相当する価格で、当ファンドの発行済投資口数の5%を上限として現金で買取る。2012年11月16日に当ファンドは当該公開買付を終了し、当ファンドの発行済投資口の5%に相当する978,846口について買付を受諾した。最終の支払は、2012年11月19日のニューヨーク証券取引所の1口当り純資産価額の98%に相当する1口当り15.70米ドルで2012年11月26日に行われた。

当方針に基づき、2013年5月13日付で、当ファンドは、当ファンドによる公開買付の開始を宣言し、公開買付が終了する日の翌営業日のニューヨーク証券取引所での通常取引終了時現在の1口当り純資産価額の98%に相当する価格で、当ファンドの発行済投資口数の5%を上限として現金で買取る。2013年6月10日に当ファンドは当該公開買付を終了し、当ファンドの発行済投資口の5%に相当する929,904口について買付を受諾した。最終の支払は、2013年6月11日のニューヨーク証券取引所の1口当り純資産価額の98%に相当する1口当り17.53米ドルで2013年6月18日に行われた。

H. 年次投資主総会結果(未監査)：当ファンドの投資主総会は、以下の議案に対する投票を目的として2013年6月24日に開催された。投票結果は以下の通りである。

全投資主による取締役の選任の件：

	賛成票	反対票
フランク・L・ボーマン	13,890,385	1,419,855
ジェームズ・F・ヒギンス	13,939,624	1,370,616
マニュエル・H・ジョンソン	13,878,174	1,432,066

I. 公表された会計基準：2013年6月、FASBは会計基準の最新版(「ASU」)第2013-08号「金融サービス - 投資会社(Topic 946) - 適用範囲、測定および開示規定の改訂」を発行し、これは2013年12月15日より後に開始する会計年度の中間および年次報告期間について適用される。ASU第2013-08号は企業が投資会社か否かを判断するための手順を設定し、他の投資会社に対する非支配持分を、公正価値で測定することを規定している。FASBは1940年法に基づき登録されているファンドには自動的にASU第2013-08号の投資会社に対する基準が適用されることを明確にしている。ASU第2013-08号による当ファンドへの潜在的な影響については未だ調査中であるが、経営陣は当ファンドの導入による影響は財務書類の追加開示に留まると予測している。

連邦納税通知書(未監査)

連邦所得税法上、以下の情報が2013年12月31日に終了した当ファンドの課税年度における当ファンドの収益に関して提供されている。

2003年雇用・成長・減税調整法(Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003)に定められている通り、分配の際、特定の収益に最高15%の税率が課せられることがある。当ファンドは、最高4,416,000米ドルをこの低い税率の課税対象として割当てた。

当ファンドは約551,000米ドルの外国税額控除額を投資主に対し転嫁する予定であり、外国から約7,460,000米ドルの純収益を得た。

1月に当ファンドは前暦年の税金に関する情報を投資主に提供する。

保有ポートフォリオに関する追加情報(未監査)

当ファンドは、当ファンドの第2四半期末および第4四半期末から60日以内に半期報告書および年次報告書において保有ポートフォリオに関する付属明細表一式を掲載しています。半期報告書はN-CSRS様式により、また年次報告書はN-CSR様式により証券取引委員会(「SEC」)に電子提出されます。モルガン・スタンレーはまた、当ファンドの投資主宛てに半期報告書および年次報告書を送付しており、また公式インターネットウェブサイト www.morganstanley.com/im からでも入手することができます。モルガン・スタンレーの各ファンドは、N-Q様式により同ファンドの第1四半期および第3四半期における保有ポートフォリオに関する付属明細表一式もSECに提出しています。モルガン・スタンレーは第1四半期および第3四半期における報告書を投資主に送付しておらず、モルガン・スタンレーの公式インターネットウェブサイトにもかかる報告書を掲載していませんが、SECのインターネットウェブサイト www.sec.gov にアクセスすることによりN-Q様式の提出物(N-CSR様式およびN-CSRS様式の提出物を含みます。)を入手することができます。また、ワシントン特別区所在のSEC閲覧室においてもかかる提出物を閲覧および複写することができます。SEC閲覧室の業務内容に関する情報については、SEC(フリーダイヤル: 1(800)SEC-0330)までお電話ください。また、SECの電子メールアドレス(publicinfo@sec.gov)宛てに電子メールにて依頼するかもしくはワシントン特別区20549-0102、SEC公的閲覧課宛てに書面にて依頼することにより、複写費用の支払いをもって、かかる資料の写しを入手することもできます。

四半期毎に保有ポートフォリオに関する付属明細表一式をSECに提出していることに加えて、当ファンドは当ファンドの公式インターネットウェブサイト www.morganstanley.com/im において定期的に保有ポートフォリオに関する情報を掲載しています。

当ファンドは、暦年の四半期ベースで、保有ポートフォリオに関する付属明細表一式を暦年の四半期終了後約31暦日に当ファンドの公式インターネットウェブサイトに掲載しています。当ファンドはまた、各月末の約15営業日後に当ファンドの公式インターネットウェブサイト上位10投資銘柄に関する情報も掲載しています。当ファンドのインターネットウェブサイトにおける月次または暦年の四半期ベースでの掲載物の写しをご希望される場合はフリーダイヤル: 1(800)231-2608までお電話ください。

委任状の議決権行使の方針および手続ならびに委任状の議決権行使の記録(未監査)

ご請求のあった場合には、(1)当ファンドのポートフォリオ証券に関連する委任状の議決権行使についての当ファンドの方針および手続、および(2)6月30日に終了した直近12ヶ月間における、当ファンドのポートフォリオ証券に関連する委任状の議決権行使の方法の写しを、無料で差し上げます。ご請求はフリーダイヤル: 1(800)231-2608までお電話くださるかもしくは当ファンドのインターネットウェブサイト www.morganstanley.com/im をご覧ください。かかる情報はSECのインターネットウェブサイト www.sec.gov でも入手することができます。

[前へ](#) [次へ](#)

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Financial Statements

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2014
(000)

December 31, 2014 (000)	
Assets:	
Investments in Securities of Unaffiliated Issuers, at Value (Cost \$216,762)	\$237,711
Investment in Security of Affiliated Issuer, at Value (Cost \$9,777)	9,777
Total Investments in Securities, at Value (Cost \$226,539)	247,488
Foreign Currency, at Value (Cost \$46)	46
Dividends Receivable	108
Receivable for Investments Sold	62
Tax Reclaim Receivable	8
Receivable from Affiliate	1
Other Assets	18
Total Assets	247,731
Liabilities:	
Dividends Declared	16,286
Deferred Capital Gain Country Tax	355
Payable for Advisory Fees	209
Payable for Investments Purchased	189
Payable for Professional Fees	128
Payable for Custodian Fees	68
Payable for Administration Fees	7
Unrealized Depreciation on Foreign Currency Forward Exchange Contracts	2
Payable for Stockholder Servicing Agent Fees	1
Other Liabilities	47
Total Liabilities	17,292
Net Assets	
Applicable to 14,009,528 Issued and Outstanding \$0.01 Par Value Shares (200,000,000 Shares Authorized)	\$230,439
Net Asset Value Per Share	\$ 16.45
Net Assets Consist of:	
Common Stock	\$ 140
Paid-in-Capital	214,158
Distributions in Excess of Net Investment Income	(462)
Accumulated Net Realized Loss	(3,988)
Unrealized Appreciation (Depreciation) on:	
Investments (Net of \$355 of Deferred Capital Gain Country Tax)	20,594
Foreign Currency Forward Exchange Contracts	(2)
Foreign Currency Translations	(1)
Net Assets	\$230,439

12

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Financial Statements

Statement of Assets and Liabilities

December 31, 2013
(000)

Assets:	
Investments in Securities of Unaffiliated Issuers, at Value (Cost \$263,367)	\$324,625
Investment in Security of Affiliated Issuer, at Value (Cost \$8,181)	8,181
Total Investments in Securities, at Value (Cost \$271,548)	332,806
Foreign Currency, at Value (Cost \$15)	15
Receivable for Investments Sold	184
Dividends Receivable	141
Unrealized Appreciation on Foreign Currency Forward Exchange Contracts	23
Tax Reclaim Receivable	6
Receivable from Affiliate	— [Ⓐ]
Other Assets	11
Total Assets	333,186
Liabilities:	
Dividends Declared	3,865
Payable for Advisory Fees	282
Payable for Investments Purchased	101
Payable for Custodian Fees	78
Payable for Professional Fees	48
Deferred Capital Gain Country Tax	35
Payable for Administration Fees	9
Payable for Tender Offer Fees	3
Payable for Stockholder Servicing Agent Fees	1
Other Liabilities	34
Total Liabilities	4,456
Net Assets	
Applicable to 17,519,573 Issued and Outstanding \$0.01 Par Value Shares (200,000,000 Shares Authorized)	\$328,730
Net Asset Value Per Share	\$ 18.76
Net Assets Consist of:	
Common Stock	\$ 175
Paid-in-Capital	278,902
Distributions in Excess of Net Investment Income	(1,964)
Accumulated Net Realized Loss	(9,628)
Unrealized Appreciation (Depreciation) on:	
Investments (Net of approximately \$35 in Deferred Capital Gain Country Tax)	61,223
Foreign Currency Forward Exchange Contracts	23
Foreign Currency Translations	(1)
Net Assets	\$328,730

[Ⓐ] Amount is less than \$500.

12

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Financial Statements (cont'd)

	Year Ended December 31, 2014 (000)
Statement of Operations	
Investment Income:	
Dividends from Securities of Unaffiliated Issuers (Net of \$464 of Foreign Taxes Withheld)	\$ 5,843
Dividends from Security of Affiliated Issuer (Note E)	7
Total Investment Income	5,850
Expenses:	
Advisory Fees (Note B)	2,735
Custodian Fees (Note D)	304
Professional Fees	296
Administration Fees (Note C)	219
Tender Offer Fees	65
Stockholder Reporting Expenses	64
Stockholder Servicing Agent Fees	28
Directors' Fees and Expenses	8
Other Expenses	48
Total Expenses	3,767
Waiver of Administration Fees (Note C)	(128)
Rebate from Morgan Stanley Affiliate (Note E)	(14)
Net Expenses	3,625
Net Investment Income	2,225
Realized Gain (Loss):	
Investments Sold (Net of \$3 of Capital Gain Country Tax)	25,872
Foreign Currency Forward Exchange Contracts	73
Foreign Currency Transactions	(3,366)
Futures Contracts	(1,913)
Net Realized Gain	20,666
Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):	
Investments (Net of Increase in Deferred Capital Gain Country Tax of \$320)	(40,629)
Foreign Currency Forward Exchange Contracts	(25)
Foreign Currency Translations	(— ^(a))
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)	(40,654)
Net Realized Gain and Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)	(19,988)
Net Decrease in Net Assets Resulting from Operations	\$(17,763)

^(a) Amount is less than \$500.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

13

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Financial Statements (cont'd)

	Year Ended December 31, 2013 (000)
Statement of Operations	
Investment Income:	
Dividends from Securities of Unaffiliated Issuers (Net of \$578 of Foreign Taxes Withheld)	\$ 6,949
Dividends from Security of Affiliated Issuer (Note F)	4
Interest from Securities of Unaffiliated Issuers	— [Ⓐ]
Total Investment Income	6,953
Expenses:	
Advisory Fees (Note E)	3,312
Custodian Fees (Note D)	404
Administration Fees (Note C)	265
Professional Fees	193
Tender Offer Fees	86
Stockholder Reporting Expenses	60
Stockholder Servicing Agent Fees	23
Directors' Fees and Expenses	8
Other Expenses	58
Total Expenses	4,409
Waiver of Administration Fees (Note C)	(160)
Rebate from Morgan Stanley Affiliate (Note F)	(7)
Net Expenses	4,242
Net Investment Income	2,711
Realized Gain (Loss):	
Investments Sold (Net of approximately \$151 Deferred Capital Gain Country Tax)	7,867
Foreign Currency Forward Exchange Contracts	223
Foreign Currency Transactions	(265)
Net Realized Gain	7,825
Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):	
Investments (Net of Decrease in Deferred Capital Gain Country Tax of approximately \$73)	21,044
Foreign Currency Forward Exchange Contracts	(1)
Foreign Currency Translations	10
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)	21,053
Net Realized Gain and Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)	28,878
Net Increase in Net Assets Resulting from Operations	\$31,589

Ⓐ Amount is less than \$500.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

13

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Financial Statements (cont'd)

Statements of Changes in Net Assets	Year Ended December 31, 2014 (000)	Year Ended December 31, 2013 (000)
Increase (Decrease) in Net Assets:		
Operations:		
Net Investment Income	\$ 2,225	\$ 2,711
Net Realized Gain	20,666	7,825
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)	(40,654)	21,053
Net Increase (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	(17,763)	31,589
Distributions from and/or in Excess of:		
Net Investment Income	(758)	(3,865)
Net Realized Gain	(16,286)	—
Total Distributions	(17,044)	(3,865)
Capital Share Transactions:		
Repurchase of Shares (7,564 and 148,613 shares)	(126)	(2,466)
Common Stock Redeemed through Tender Offers (3,502,381 and 929,904)	(63,358)	(16,301)
Net Decrease in Net Assets Resulting from Capital Share Transactions	(63,484)	(18,767)
Total Increase (Decrease)	(98,291)	8,957
Net Assets:		
Beginning of Period	328,730	319,773
End of Period (Including Distributions in Excess of Net Investment Income of \$(462) and \$(1,964))	\$230,439	\$328,730

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Financial Statements (cont'd)

Statements of Changes in Net Assets	Year Ended December 31, 2013 (000)	Year Ended December 31, 2012 (000)
Increase (Decrease) in Net Assets:		
Operations:		
Net Investment Income	\$ 2,711	\$ 2,596
Net Realized Gain (Loss)	7,825	(3,259)
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)	21,053	46,435
Net Increase in Net Assets Resulting from Operations	31,589	45,772
Distributions from and/or in Excess of:		
Net Investment Income	(3,865)	(1,881)
Capital Share Transactions:		
Repurchase of Shares (148,613 and 0 shares)	(2,466)	—
Common Stock Redeemed through Tender offers (929,904 and 2,009,208)	(16,301)	(30,452)
Net Decrease in Net Assets Resulting from Capital Share Transactions	(18,767)	(30,452)
Total Increase	8,957	13,439
Net Assets:		
Beginning of Period	319,773	306,334
End of Period (Including Distributions in Excess of Net Investment Income of \$(1,964) and \$(617))	\$328,730	\$319,773

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Financial Highlights

Selected Per Share Data and Ratios

	Year Ended December 31,				
	2014	2013	2012	2011	2010
Net Asset Value, Beginning of Period	\$ 18.76	\$ 17.19	\$ 14.87	\$ 19.23	\$ 16.74
Net Investment Income†	0.15	0.15	0.13	0.13	0.13
Net Realized and Unrealized Gain (Loss)	(1.32)	1.60	2.26	(3.49)	2.49
Total from Investment Operations	(1.17)	1.75	2.39	(3.36)	2.62
Distributions from and/or in excess of:					
Net Investment Income	(0.05)	(0.22)	(0.10)	—	(0.28)
Net Realized Gain	(1.16)	—	—	(1.12)	—
Total Distributions	(1.21)	(0.22)	(0.10)	(1.12)	(0.28)
Anti-Dilutive Effect of Share Repurchase Program	0.00‡	0.02	—	0.01	0.15
Anti-Dilutive Effect of Tender Offer	0.07	0.02	0.03	0.11	—
Net Asset Value, End of Period	\$ 16.45	\$ 18.76	\$ 17.19	\$ 14.87	\$ 19.23
Per Share Market Value, End of Period	\$ 14.85	\$ 16.56	\$ 14.98	\$ 13.10	\$ 16.98
TOTAL INVESTMENT RETURN:					
Market Value	(3.23)%	12.02%	15.10%	(16.53)%	17.79%
Net Asset Value(1)	(5.38)%	10.59%	16.36%	(16.34)%	16.74%
RATIOS, SUPPLEMENTAL DATA:					
Net Assets, End of Period (Thousands)	\$230,439	\$328,730	\$319,773	\$306,334	\$562,959
Ratio of Expenses to Average Net Assets(2)	1.32%+	1.28%+	1.24%+	1.24%+	1.15%+
Ratio of Net Investment Income to Average Net Assets(2)	0.82%+	0.82%+	0.83%+	0.74%+	0.79%+
Ratio of Rebate from Morgan Stanley Affiliates to Average Net Assets	0.01%	0.00%§	0.01%	0.02%	0.02%
Portfolio Turnover Rate	79%	42%	54%	77%	73%
(2) Supplemental Information on the Ratios to Average Net Assets:					
Ratios Before Expenses Waived by Administrator:					
Ratio of Expenses to Average Net Assets	1.38%	1.33%	1.30%	1.31%	1.21%+
Ratio of Net Investment Income to Average Net Assets	0.76%	0.77%	0.76%	0.67%	0.73%+

(1) Total investment return based on net asset value per share reflects the effects of changes in net asset value on the performance of the Fund during each period, and assumes dividends and distributions, if any, were reinvested. This percentage is not an indication of the performance of a stockholder's investment in the Fund based on market value due to differences between the market price of the stock and the net asset value per share of the Fund.

† Per share amount is based on average shares outstanding.

‡ Amount is less than \$0.005 per share.

+ The Ratios of Expenses and Net Investment Income reflect the rebate of certain Fund expenses in connection with the investments in Morgan Stanley affiliates during the period. The effect of the rebate on the ratios is disclosed in the above table as "Ratio of Rebate from Morgan Stanley Affiliates to Average Net Assets."

§ Amount is less than 0.005%.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

15

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Financial Highlights

Selected Per Share Data and Ratios

	Year Ended December 31,				
	2013	2012	2011	2010	2009
Net Asset Value, Beginning of Period	\$ 17.19	\$ 14.87	\$ 19.23	\$ 16.74	\$ 12.51
Net Investment Income†	0.15	0.13	0.13	0.13	0.13
Net Realized and Unrealized Gain (Loss)	1.60	2.26	(3.49)	2.49	4.36
Total from Investment Operations	1.75	2.39	(3.36)	2.62	4.49
Distributions from and/or in excess of:					
Net Investment Income	(0.22)	(0.10)	—	(0.28)	(0.26)
Net Realized Gain	—	—	(1.12)	—	—
Total Distributions	(0.22)	(0.10)	(1.12)	(0.28)	(0.26)
Anti-Dilutive Effect of Share Repurchase Program	0.02	—	0.01	0.15	0.00‡
Anti-Dilutive Effect of Tender Offer	0.02	0.03	0.11	—	—
Net Asset Value, End of Period	\$ 18.76	\$ 17.19	\$ 14.87	\$ 19.23	\$ 16.74
Per Share Market Value, End of Period	\$ 16.56	\$ 14.98	\$ 13.10	\$ 16.98	\$ 14.65
TOTAL INVESTMENT RETURN:					
Market Value	12.02%	15.10%	(16.53)%	17.79%	39.12%
Net Asset Value(1)	10.59%	16.36%	(16.34)%	16.74%	36.10%
RATIOS, SUPPLEMENTAL DATA:					
Net Assets, End of Period (Thousands)	\$328,730	\$319,773	\$306,334	\$562,959	\$549,790
Ratio of Expenses to Average Net Assets(2)	1.28%+	1.24%+	1.24%+	1.15%+	1.12%+
Ratio of Net Investment Income to Average Net Assets(2)	0.82%+	0.83%+	0.74%+	0.79%+	0.95%+
Ratio of Rebate from Morgan Stanley Affiliates to Average Net Assets	0.00%§	0.01%	0.02%	0.02%	0.01%
Portfolio Turnover Rate	42%	54%	77%	73%	33%
(2) Supplemental Information on the Ratios to Average Net Assets:					
Ratios Before Expenses Waived by Administrator:					
Ratio of Expenses to Average Net Assets	1.33%	1.30%	1.31%	1.21%+	1.17%+
Ratio of Net Investment Income to Average Net Assets	0.77%	0.76%	0.67%	0.73%+	0.90%+

(1) Total investment return based on net asset value per share reflects the effects of changes in net asset value on the performance of the Fund during each period, and assumes dividends and distributions, if any, were reinvested. This percentage is not an indication of the performance of a stockholder's investment in the Fund based on market value due to differences between the market price of the stock and the net asset value per share of the Fund.

† Per share amount is based on average shares outstanding.

‡ Amount is less than \$0.005 per share.

+ The Ratios of Expenses and Net Investment Income reflect the rebate of certain Fund expenses in connection with the investments in Morgan Stanley affiliates during the period. The effect of the rebate on the ratios is disclosed in the above table as "Ratio of Rebate from Morgan Stanley Affiliates to Average Net Assets."

§ Amount is less than 0.005%.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

15

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Portfolio of Investments

	Shares	Value (000)		Shares	Value (000)
COMMON STOCKS (103.2%)					
Australia (19.7%)					
Air Freight & Logistics					
Toll Holdings Ltd.	953,002	\$ 4,536			
Banks					
National Australia Bank Ltd.	221,346	6,031			
Westpac Banking Corp.	198,960	5,349			
		11,380			
Commercial Services & Supplies					
Brambles Ltd.	459,211	3,955			
Containers & Packaging					
Arcor Ltd.	198,703	2,187			
Health Care Equipment & Supplies					
ResMed, Inc.	664,277	3,731			
Information Technology Services					
Computershare Ltd.	268,551	2,568			
Insurance					
AMP Ltd.	1,198,817	5,335			
QBE Insurance Group Ltd.	293,774	1,848			
		7,183			
Professional Services					
Seek Ltd.	246,937	3,446			
Real Estate Investment Trusts (REITs)					
Mirvac Group REIT	1,956,947	2,826			
Real Estate Management & Development					
Lend Lease Group REIT	261,983	3,488			
		45,300			
China (19.0%)					
Automobiles					
Chongqing Changan Automobile Co., Ltd. B Shares	342,200	774			
Banks					
Bank of China Ltd. H Shares (a)	16,149,000	9,042			
China Construction Bank Corp. H Shares (a)	5,088,560	4,141			
		13,183			
Beverages					
Tsingtao Brewery Co., Ltd. H Shares (a)	150,000	1,014			
Diversified Consumer Services					
TAL Education Group ADR (b)	27,388	769			
Energy Equipment & Services					
China Oilfield Services Ltd. H Shares (a)	882,000	\$ 1,536			
Food Products					
China Mengniu Dairy Co., Ltd. (a)	325,000	1,333			
Uni-President China Holdings Ltd. (a)	1,320,000	1,214			
		2,547			
Independent Power Producers & Energy Traders					
CGN Power Co., Ltd. H Shares (a)(b)(c)	601,000	261			
Huadian Power International Corp. Ltd. H Shares (a)	984,000	860			
		1,121			
Insurance					
China Life Insurance Co., Ltd. H Shares (a)	983,000	3,856			
Internet & Catalog Retail					
JD.com, Inc. ADR (b)	43,442	1,005			
Internet Software & Services					
Qihoo 360 Technology Co., Ltd. ADR (b)	9,644	552			
Tencent Holdings Ltd. (a)	560,400	8,041			
		8,593			
Pharmaceuticals					
CSPC Pharmaceutical Group Ltd. (a)	786,000	690			
Sihuan Pharmaceutical Holdings Group Ltd. (a)	2,581,000	1,717			
		2,407			
Real Estate Management & Development					
China Overseas Land & Investment Ltd. (a)	526,000	1,552			
Transportation Infrastructure					
Shenzhen International Holdings Ltd. (a)	430,500	628			
Wireless Telecommunication Services					
China Mobile Ltd. (a)	411,000	4,828			
		43,813			
Hong Kong (8.4%)					
Banks					
BOC Hong Kong Holdings Ltd.	872,500	2,905			
Diversified Financial Services					
Hong Kong Exchanges and Clearing Ltd.	60,200	1,324			

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

7

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Portfolio of Investments (cont'd)

	Shares	Value (000)		Shares	Value (000)
Hong Kong (cont'd)					
Diversified Telecommunication Services					
HKT Trust and HKT Ltd.	1,077,340	\$ 1,402			
Industrial Conglomerates					
Hutchison Whampoa Ltd.	352,000	4,030			
Insurance					
AIA Group Ltd.	637,600	3,511			
Real Estate Management & Development					
Cheung Kong Holdings Ltd.	172,000	2,870			
Wharf Holdings Ltd.	159,805	1,148			
		4,018			
Specialty Retail					
L'Occitane International SA	172,250	433			
Textiles, Apparel & Luxury Goods					
Samsonite International SA	577,500	1,709			
		19,332			
India (10.4%)					
Automobiles					
Hero MotoCorp Ltd.	29,654	1,460			
Maruti Suzuki India Ltd.	29,496	1,584			
		3,044			
Banks					
HDFC Bank Ltd.	139,800	2,388			
ICICI Bank Ltd.	250,170	1,390			
IndusInd Bank Ltd.	151,501	2,095			
		5,873			
Construction Materials					
Shree Cement Ltd.	9,647	1,436			
Consumer Finance					
Shriram Transport Finance Co., Ltd.	84,563	1,483			
Information Technology Services					
Tata Consultancy Services Ltd.	37,409	1,515			
Machinery					
Ashok Leyland Ltd. (b)	2,019,031	1,627			
Media					
Inox Leisure Ltd. (b)	460,103	1,316			
Oil, Gas & Consumable Fuels					
Bharat Petroleum Corp. Ltd.	145,735	1,490			
Oil & Natural Gas Corp. Ltd.	306,932	1,654			
		3,144			
Pharmaceuticals					
Glenmark Pharmaceuticals Ltd.	105,397	\$ 1,282			
Tobacco					
ITC Ltd.	200,066	1,165			
Transportation Infrastructure					
Gateway Distriparks Ltd.	263,211	1,465			
Wireless Telecommunication Services					
Idea Cellular Ltd.	273,212	662			
		24,012			
Indonesia (2.4%)					
Diversified Telecommunication Services					
Link Net Tbk PT (b)	2,178,800	866			
XL Axiata Tbk PT	203,900	79			
		945			
Food Products					
Nippon Indosari Corpindo Tbk PT	4,421,700	495			
Media					
Surya Citra Media Tbk PT	4,654,900	1,317			
Multi-line Retail					
Matahari Department Store Tbk PT	835,600	1,013			
Pharmaceuticals					
Kalbe Farma Tbk PT	7,245,700	1,071			
Tempo Scan Pacific Tbk PT	3,149,000	725			
		1,797			
		5,567			
Korea, Republic of (17.3%)					
Air Freight & Logistics					
Hyundai Glovis Co., Ltd. (b)	9,025	2,382			
Automobiles					
Kia Motors Corp. (b)	57,297	2,707			
Banks					
Hana Financial Group, Inc.	78,384	2,264			
Industrial Bank of Korea (b)	34,919	445			
KB Financial Group, Inc. (b)	33,873	1,106			
Shinhan Financial Group Co., Ltd. (b)	38,726	1,554			
		5,369			
Commercial Services & Supplies					
KEPCO Plant Service & Engineering Co., Ltd. (b)	15,980	1,153			
Construction & Engineering					
Hyundai Engineering & Construction Co., Ltd. (b)	30,096	1,140			

8

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Portfolio of Investments (cont'd)

	Shares	Value (000)		Shares	Value (000)
Korea, Republic of (cont'd)			Malaysia (2.2%)		
Food Products			Construction & Engineering		
Onion Corp. (b)	624	\$ 574	IJM Corp., Bhd	129,400	\$ 243
Hotels, Restaurants & Leisure			Energy Equipment & Services		
Hotel Shilla Co., Ltd. (b)	19,432	1,607	SapuraKencana Petroleum Bhd	1,394,900	925
Paradise Co., Ltd.	49,670	1,059	Health Care Providers & Services		
		2,666	IHH Healthcare Bhd	1,096,400	1,509
Household Durables			Insurance		
Coway Co., Ltd. (b)	37,923	2,885	Tune Ins Holdings Bhd	1,849,700	892
Cuckoo Electronics Co., Ltd. (b)	251	41	Media		
		2,926	Astro Malaysia Holdings Bhd	1,081,300	934
Insurance			Real Estate Management & Development		
Samsung Life Insurance Co., Ltd. (b)	20,117	2,125	UEM Sunrise Bhd	1,557,000	623
Internet Software & Services					5,127
NAVER Corp. (b)	4,909	3,171	Philippines (3.5%)		
Media			Banks		
Cheil Worldwide, Inc. (b)	35,550	554	BDO Unibank, Inc.	485,930	1,189
Personal Products			Metropolitan Bank & Trust	490,510	904
Cosmax, Inc. (b)	5,994	540	Rizal Commercial Banking Corp.	521,060	555
Semiconductors & Semiconductor Equipment					2,648
Samsung Electronics Co., Ltd.	3,105	3,732	Beverages		
Samsung Electronics Co., Ltd. (Preference)	671	628	LT Group, Inc.	2,371,800	643
Seoul Semiconductor Co., Ltd. (b)	55,237	1,004	Diversified Financial Services		
SK Hynix, Inc. (b)	91,255	3,930	Ayala Corp.	53,846	831
		9,294	Metro Pacific Investments Corp.	9,279,800	948
Software			STI Education Systems Holdings, Inc.	27,845,000	473
NCSoft Corp.	10,444	1,712			2,252
Nexon Co., Ltd.	71,500	667	Industrial Conglomerates		
		2,379	DMCI Holdings, Inc.	2,356,600	825
Tech Hardware, Storage & Peripherals			SM Investments Corp.	48,610	881
KONA I Co., Ltd.	1,891	58			1,706
Wireless Telecommunication Services			Transportation Infrastructure		
SK Telecom Co., Ltd.	10,393	2,527	International Container Terminal Services, Inc.	337,580	865
SK Telecom Co., Ltd. ADR	10,200	276			8,114
		2,803	Singapore (2.5%)		
		39,841	Banks		
Laos (0.8%)			DBS Group Holdings Ltd.	134,116	2,071
Specialty Retail			Oversea-Chinese Banking Corp. Ltd.	120,000	943
Kolao Holdings (b)	104,872	1,859			3,014

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

9

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Portfolio of Investments (cont'd)

	Shares	Value (000)		Shares	Value (000)
Singapore (cont'd)					
Diversified Telecommunication Services			Textiles, Apparel & Luxury Goods		
Singapore Telecommunications Ltd.	566,000	\$ 1,662	Eclat Textile Co., Ltd.	183,456	\$ 1,858
Health Care Providers & Services			Wireless Telecommunication Services		
Raffles Medical Group Ltd.	140,478	412	Far EastOne Telecommunications Co., Ltd. (b)	305,000	702
Specialty Retail			Taiwan Mobile Co., Ltd.	270,000	892
OSIM International Ltd.	442,000	658			1,594
		5,746			30,514
Taiwan (13.3%)			Thailand (3.7%)		
Commercial Services & Supplies			Banks		
Cleanaway Co., Ltd.	33,000	152	Bangkok Bank PCL NVDR	239,700	1,407
Diversified Financial Services			Kasikornbank PCL NVDR	141,000	974
Chailase Holding Co., Ltd.	753,885	1,869			2,381
Fubon Financial Holding Co., Ltd.	1,028,000	1,635	Chemicals		
		3,504	Indorama Ventures PCL (Foreign)	1,181,100	724
Electronic Equipment, Instruments & Components			Hotels, Restaurants & Leisure		
Delta Electronics, Inc.	277,000	1,646	Minor International PCL (Foreign)	985,500	972
Largan Precision Co., Ltd.	25,000	1,872	Media		
		3,518	VGI Global Media PCL (Foreign)	2,419,240	859
Food Products			Oil, Gas & Consumable Fuels		
Uni-President Enterprises Corp.	1,452,237	2,289	PTT PCL (Foreign)	98,900	969
Health Care Equipment & Supplies			Real Estate Management & Development		
Gnko International Co., Ltd.	66,000	698	Land and Houses PCL (Foreign)	2,962,680	814
Insurance			Land and Houses PCL NVDR	370,000	102
Cathay Financial Holding Co., Ltd.	195,950	288			916
Internet & Catalog Retail			Wireless Telecommunication Services		
momo.com, Inc.	78,925	838	Advanced Info Service PCL (Foreign)	143,700	1,094
Metals & Mining			Total Access Communication PCL (Foreign)	169,400	495
Ton Yi Industrial Corp.	90,000	56	Total Access Communication PCL NVDR	23,500	69
Semiconductors & Semiconductor Equipment					1,658
Advanced Semiconductor Engineering, Inc.	879,000	1,045			8,479
Epistar Corp.	421,000	831	TOTAL COMMON STOCKS (Cost \$216,762)		
Hermes Microvision, Inc.	53,584	2,685			237,704
MediaTek, Inc.	142,000	2,067	No. of Warrants		
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	1,767,592	7,800	Warrants (0.0%)		
		14,428	Thailand		
Tech Hardware, Storage & Peripherals			Minor International PCL, expires 11/3/17 (b) (Cost \$—@)	49,275	7
Catcher Technology Co., Ltd.	160,000	1,231			
Pegatron Corp.	26,000	60			
		1,291			

10

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Portfolio of Investments (cont'd)

	Shares	Value (000)
SHORT-TERM INVESTMENT (4.2%)		
Investment Company (4.2%)		
Morgan Stanley Institutional Liquidity Funds — Money Market Portfolio — Institutional Class (See Note E) (Cost \$9,777)	9,777,267	\$ 9,777
TOTAL INVESTMENTS (107.4%) (Cost \$226,539) (d/e)		247,488
LIABILITIES IN EXCESS OF OTHER ASSETS (-7.4%)		(17,049)
NET ASSETS (100.0%)		\$230,439

Portfolio Composition

Classification	Percentage of Total Investments
Other*	64.3%
Banks	18.9
Semiconductors & Semiconductor Equipment	9.6
Insurance	7.2
Total Investments	100.0%**

- (a) Security trades on the Hong Kong exchange.
- (b) Non-income producing security.
- (c) 144A security — Certain conditions for public sale may exist. Unless otherwise noted, these securities are deemed to be liquid.
- (d) The approximate fair value and percentage of net assets, \$234,841,000 and 101.9%, respectively, represent the securities that have been fair valued under the fair valuation policy for international investments as described in Note A-1 within the Notes to the Financial Statements.
- (e) Securities are available for collateral in connection with open foreign currency forward exchange contracts.

ADR American Depositary Receipt.

NVDR Non-Voting Depositary Receipt.

REIT Real Estate Investment Trust.

* Industries and/or investment types representing less than 5% of total investments.

** Does not include open foreign currency forward exchange contracts with total unrealized depreciation of approximately \$2,000.

Foreign Currency Forward Exchange Contracts:

The Fund had the following foreign currency forward exchange contracts open at December 31, 2014:

Counterparty	Currency to		Settlement Date	In Exchange For		Unrealized Depreciation (000)
	Deliver (000)	Value (000)		For (000)	Value (000)	
State Street Bank and Trust Co.	JPY 81,575	\$681	1/8/15	USD 679	\$679	\$ (2)
State Street Bank and Trust Co.	USD 28	28	1/8/15	JPY 3,344	28	(-4)
		<u>5709</u>			<u>5707</u>	<u>5 (2)</u>

① Value is less than \$500.

JPY — Japanese Yen

USD — United States Dollar

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

11

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Portfolio of Investments

	Shares	Value (000)		Shares	Value (000)
COMMON STOCKS (98.6%)					
Australia (8.7%)					
Air Freight & Logistics					
Toll Holdings Ltd.	157,499	\$ 799			
Beverages					
Coca-Cola Amatil Ltd.	221,501	2,379			
Treasury Wine Estates Ltd.	437,400	1,883			
		4,262			
Chemicals					
Incitec Pivot Ltd.	274,594	657			
Commercial Banks					
National Australia Bank Ltd.	130,946	4,072			
Westpac Banking Corp.	113,436	3,280			
		7,352			
Commercial Services & Supplies					
Brambles Ltd.	296,590	2,423			
Information Technology Services					
Computershare Ltd.	174,760	1,776			
Insurance					
AMP Ltd.	609,455	2,389			
QBE Insurance Group Ltd.	136,364	1,401			
		3,790			
Oil, Gas & Consumable Fuels					
Santos Ltd.	193,690	2,530			
Professional Services					
Seek Ltd.	234,733	2,811			
Real Estate Management & Development					
Lend Lease Group REIT	224,047	2,228			
		28,628			
China (8.5%)					
Automobiles					
Chongqing Changan Automobile Co., Ltd. B Shares	246,600	487			
Beverages					
Tsingtao Brewery Co., Ltd. H Shares (a)	116,000	981			
Commercial Banks					
Bank of China Ltd. H Shares (a)	10,213,000	4,702			
China Construction Bank Corp. H Shares (a)	2,322,560	1,752			
		6,454			
Construction Materials					
China Conch Venture Holdings Ltd. (a)(b)	34,000	\$ 93			
Energy Equipment & Services					
China Oilfield Services Ltd. H Shares (a)	608,000	1,886			
Food Products					
China Mengniu Dairy Co., Ltd. (a)	279,000	1,324			
Uni-President China Holdings Ltd. (a)	730,000	744			
		2,068			
Industrial Conglomerates					
Beijing Enterprises Holdings Ltd. (a)	76,500	759			
Insurance					
China Pacific Insurance Group Co., Ltd. H Shares (a)	510,600	2,002			
Internet Software & Services					
Autohome, Inc. ADR (b)	6,094	223			
NetEase, Inc. ADR	8,400	660			
Qihoo 360 Technology Co., Ltd. ADR (b)	17,503	1,436			
Tencent Holdings Ltd. (a)	86,700	5,530			
		7,849			
Pharmaceuticals					
Sihuan Pharmaceutical Holdings Group Ltd. (a)	1,146,000	1,046			
Sino Biopharmaceutical Ltd. (a)	1,088,000	863			
		1,909			
Real Estate Management & Development					
China Overseas Grand Oceans Group Ltd. (a)	296,000	282			
China Overseas Land & Investment Ltd. (a)	222,000	624			
		906			
Wireless Telecommunication Services					
China Mobile Ltd. (a)	248,000	2,571			
		27,965			
Hong Kong (3.8%)					
Commercial Banks					
BOC Hong Kong Holdings Ltd.	445,000	1,426			
Diversified Financial Services					
Hong Kong Exchanges and Clearing Ltd.	38,000	634			

6

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Portfolio of Investments (cont'd)

	Shares	Value (000)		Shares	Value (000)
Japan (cont'd)			Korea, Republic of (11.1%)		
Electrical Equipment			Air Freight & Logistics		
Sumitomo Electric Industries Ltd.	112,600	\$ 1,875	Hyundai Glovis Co., Ltd. (b)	3,756	\$ 822
Electronic Equipment, Instruments & Components			Automobiles		
Hitachi Ltd.	511,000	3,862	Hyundai Motor Co. (b)	14,465	3,242
Household Durables			Commercial Banks		
Sekisui House Ltd.	116,000	1,619	Hana Financial Group, Inc.	33,260	1,383
Insurance			Shinhan Financial Group Co., Ltd. (b)	26,056	1,168
Daiichi Life Insurance Co., Ltd. (The)	400,300	6,679			2,551
T&D Holdings, Inc.	472,200	6,587	Commercial Services & Supplies		
		13,266	KEPCO Plant Service & Engineering Co., Ltd. (b)	5,953	309
Machinery			Construction & Engineering		
Amada Co., Ltd.	102,000	898	Hyundai Engineering & Construction Co., Ltd. (b)	42,708	2,456
NSK Ltd.	134,000	1,664	Diversified Telecommunication Services		
Sumitomo Heavy Industries Ltd.	809,000	3,718	LG Uplus Corp. (b)	59,670	608
		6,280	Food & Staples Retailing		
Marine			GS Retail Co., Ltd. (b)	24,520	651
Mitsui OSK Lines Ltd.	1,304,000	5,869	Food Products		
Nippon Yusen KK	1,113,000	3,551	Orion Corp. (b)	456	410
		9,420	Hotels, Restaurants & Leisure		
Media			Hotel Shilla Co., Ltd. (b)	13,144	828
Fuji Media Holdings, Inc.	81,100	1,656	Paradise Co., Ltd. (b)	41,845	1,049
Metals & Mining					1,877
Nippon Steel Sumitomo Metal Corp.	727,000	2,430	Household Durables		
Real Estate Management & Development			Coway Co., Ltd.	31,042	1,953
Mitsubishi Estate Co., Ltd.	213,000	6,361	Household Products		
Mitsui Fudosan Co., Ltd.	147,000	5,283	LG Household & Health Care Ltd. (b)	263	137
		11,644	Internet Software & Services		
Road & Rail			NAVER Corp. (b)	1,794	1,231
East Japan Railway Co.	38,800	3,088	Machinery		
Semiconductors & Semiconductor Equipment			Hyundai Heavy Industries Co., Ltd. (b)	4,927	1,200
Disco Corp.	12,500	828	Hyundai Rotem Co., Ltd. (b)	730	20
Tokyo Electron Ltd.	21,200	1,160			1,220
		1,988	Media		
Software			Cheil Worldwide, Inc. (b)	21,640	564
Nintendo Co., Ltd.	24,300	3,233	KT SkyLife Co., Ltd. (b)	12,270	343
Specialty Retail					907
K's Holdings Corp.	184,800	5,335	Personal Products		
Wireless Telecommunication Services			Cosmax, Inc. (b)	7,870	371
NTT DoCoMo, Inc.	145,700	2,387			
		155,918			

8

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Portfolio of Investments (cont'd)

	Shares	Value (000)		Shares	Value (000)
Korea, Republic of (cont'd)					
Semiconductors & Semiconductor Equipment			Diversified Financial Services		
Samsung Electronics Co., Ltd.	8,047	\$ 10,462	Ayala Corp.	241,446	\$ 2,818
Samsung Electronics Co., Ltd. (Preference)	1,380	1,325	STI Education Systems Holdings	23,723,000	342
SK Hynix, Inc. (b)	32,360	1,128			3,160
		12,915	Industrial Conglomerates		
Software			DMCI Holdings, Inc.		
NCSoft Corp. (b)	5,925	1,395	1,273,860	1,608	
Nexon Co., Ltd.	119,300	1,101	Transportation Infrastructure		
		2,496	International Container Terminal Services, Inc.		
Textiles, Apparel & Luxury Goods			719,760		
LG Fashion Corp. (b)	4,850	155			1,654
Wireless Telecommunication Services			10,285		
SK Telecom Co., Ltd.	9,352	2,038	Singapore (1.2%)		
SK Telecom Co., Ltd. ADR	10,200	251	Commercial Banks		
		2,289	DBS Group Holdings Ltd.		
		36,600	148,000	2,005	
Laos (0.7%)			Diversified Telecommunication Services		
Specialty Retail			Singapore Telecommunications Ltd.		
Kolao Holdings (b)	94,692	2,427	647,000	1,877	
Macau (0.2%)			3,882		
Hotels, Restaurants & Leisure			Taiwan (5.8%)		
Melco Crown Entertainment Ltd. ADR (b)	16,100	631	Commercial Services & Supplies		
Malaysia (1.8%)			Cleanaway Co., Ltd.		
Commercial Banks			77,000		
CIMB Group Holdings Bhd	1,105,668	2,572	Construction Materials		
Construction & Engineering			Taiwan Cement Corp.		
Gamuda Bhd	1,217,800	1,785	161,000	250	
Real Estate Management & Development			Diversified Financial Services		
UEM Sunrise Bhd	2,168,700	1,562	Chalease Holding Co., Ltd.		
		5,919	852,000		
Philippines (3.1%)			1,246		
Beverages			2,920		
LI Group, Inc.	2,469,300	859	Electronic Equipment, Instruments & Components		
Commercial Banks			Delta Electronics, Inc.		
BDO Unibank, Inc.	1,943,590	3,004	197,000	1,124	
			Food Products		
			Uni-President Enterprises Corp.		
			1,924,262		
			3,467		
			Health Care Equipment & Supplies		
			Genko International Co., Ltd.		
			26,000		
			491		
			St. Shine Optical Co., Ltd.		
			18,000		
			514		
			1,005		
			Hotels, Restaurants & Leisure		
			Wowprime Corp.		
			19,300		
			321		
			Insurance		
			China Life Insurance Co., Ltd.		
			653,295		
			662		

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

9

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Portfolio of Investments (cont'd)

	Shares	Value (000)		Shares	Value (000)
Taiwan (cont'd)			SHORT-TERM INVESTMENT (2.5%)		
Semiconductors & Semiconductor Equipment			Investment Company (2.5%)		
Hermes Microvision, Inc. GDR (b)	25,584	\$ 831	Morgan Stanley Institutional Liquidity		
MediaTek, Inc.	183,000	2,723	Funds — Money Market		
Siliconware Precision Industries Co.	345,000	412	Portfolio — Institutional Class		
Taiwan Semiconductor			(See Note F) (Cost \$8,181)	8,181,432	\$ 8,181
Manufacturing Co., Ltd.	954,592	3,379	TOTAL INVESTMENTS (101.2%) (Cost \$271,548) (d)		332,806
		7,345	LIABILITIES IN EXCESS OF OTHER ASSETS (-1.2%)		(4,076)
		19,044	NET ASSETS (100.0%)		\$328,730
Textiles, Apparel & Luxury Goods					
Eclat Textile Co., Ltd.	128,400	1,448	(a)		Security trades on the Hong Kong exchange.
		19,044	(b)		Non-income producing security.
Thailand (2.0%)			(c)		Consists of one or more classes of securities traded together as a unit; stocks with attached warrants.
Commercial Banks			(d)		Securities are available for collateral in connection with an open foreign currency forward exchange contract.
Bangkok Bank PCL NVDR	333,100	1,804	ADR		American Depositary Receipt.
Food Products			GDR		Global Depositary Receipt.
Thai Union Frozen Products PCL			NVDR		Non-Voting Depositary Receipt.
(Foreign)	452,900	989	REIT		Real Estate Investment Trust.
Media					
VGI Global Media PCL (Foreign)	1,168,440	348	Foreign Currency Forward Exchange Contracts:		
Real Estate Management & Development			The Fund had the following foreign currency forward exchange contracts open at December 31, 2013:		
Land and Houses PCL NVDR	3,424,100	933			
Supalai PCL (Foreign)	1,577,800	701			
		1,634			
Wireless Telecommunication Services					
Advanced Info Service PCL (Foreign)	148,600	902			
INVESTMENT COMPANY (0.1%)					
Total Access Communication					
PCL (Foreign)	169,400	500			
Total Access Communication					
PCL NVDR	71,000	210			
		1,612			
		6,387			
TOTAL COMMON STOCKS (Cost \$262,847)		324,259			
INVESTMENT COMPANY (0.1%)					
Thailand (0.1%)					
BTS Rail Mass Transit Growth					
Infrastructure Fund (Foreign)					
(Units) (c) (Cost \$520)	1,396,700	366			

- (a) Security trades on the Hong Kong exchange.
(b) Non-income producing security.
(c) Consists of one or more classes of securities traded together as a unit; stocks with attached warrants.
(d) Securities are available for collateral in connection with an open foreign currency forward exchange contract.
- ADR American Depositary Receipt.
GDR Global Depositary Receipt.
NVDR Non-Voting Depositary Receipt.
REIT Real Estate Investment Trust.

Foreign Currency Forward Exchange Contracts:

The Fund had the following foreign currency forward exchange contracts open at December 31, 2013:

Counterparty	Currency to Deliver (000)	Value (000)	Settlement Date	In Exchange For (000)	Value (000)	Unrealized Appreciation (000)
State Street Bank and Trust Co.	JPY	109,780	1/14/14	USD	1,066	\$23

JPY — Japanese Yen

USD — United States Dollar

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Portfolio of Investments (cont'd)

Portfolio Composition

Classification	Percentage of Total Investments
Other*	55.5%
Commercial Banks	15.9
Automobiles	8.7
Semiconductors & Semiconductor Equipment	6.7
Insurance	6.7
Real Estate Management & Development	6.5
Total Investments	<u>100.0%**</u>

* Industries and/or investment types representing less than 5% of total investments.

** Does not include open foreign currency forward exchange contracts with total unrealized appreciation of approximately \$23,000.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

11

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements

The Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc. (the "Fund") was incorporated in Maryland on February 28, 1994, and is registered as a diversified, closed-end management investment company under the Investment Company Act of 1940, as amended (the "Act"). The Fund's investment objective is long-term capital appreciation through investments primarily in equity securities of Asian-Pacific issuers and in debt securities issued or guaranteed by Asian Pacific governments or governmental entities. To the extent that the Fund invests in derivative instruments that the adviser, Morgan Stanley Investment Management Inc. (the "Adviser") and sub-advisers, Morgan Stanley Investment Management Company ("MSIM Company") and Morgan Stanley Investment Management Limited ("MSIM Limited") (together, the "Sub-Advisers"), believe have economic characteristics similar to equity securities of Asian-Pacific issuers and in debt securities issued or guaranteed by Asian Pacific governments or governmental entities, such investments will be counted for purposes of the Fund's policy in the previous sentence. To the extent the Fund makes such investments, the Fund will be subject to the risks of such derivative instruments as described herein.

As of April 23, 2014, the sub-advisory agreement between the Adviser and MSIM Limited was terminated.

A. Significant Accounting Policies: The following significant accounting policies are in conformity with U.S. generally accepted accounting principles ("GAAP"). Such policies are consistently followed by the Fund in the preparation of its financial statements. GAAP may require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results may differ from those estimates.

1. Security Valuation: (1) An equity portfolio security listed or traded on an exchange is valued at its latest reported sales price (or at the exchange official closing price if such exchange reports an official closing price); if there were no sales on a given day, the security is valued at the mean

between the last reported bid and asked prices; (2) all other equity portfolio securities for which over-the-counter ("OTC") market quotations are readily available are valued at its latest reported sales price. In cases where a security is traded on more than one exchange, the security is valued on the exchange designated as the primary market; (3) futures are valued at the latest price published by the commodities exchange on which they trade; (4) when market quotations are not readily available, including circumstances under which the Adviser or Sub-Advisers determine that the closing price, last sale price or the mean between the last reported bid and asked prices are not reflective of a security's market value, portfolio securities are valued at their fair value as determined in good faith under procedures established by and under the general supervision of the Fund's Board of Directors (the "Directors"). Occasionally, developments affecting the closing prices of securities and other assets may occur between the times at which valuations of such securities are determined (that is, close of the foreign market on which the securities trade) and the close of business of the New York Stock Exchange ("NYSE"). If developments occur during such periods that are expected to materially affect the value of such securities, such valuations may be adjusted to reflect the estimated fair value of such securities as of the close of the NYSE, as determined in good faith by the Directors or by the Adviser using a pricing service and/or procedures approved by the Directors; (5) quotations of foreign portfolio securities, other assets and liabilities and forward contracts stated in foreign currency are translated into U.S. dollar equivalents at the prevailing market rates prior to the close of the NYSE; (6) investments in mutual funds, including the Morgan Stanley Institutional Liquidity Funds, are valued at the net asset value as of the close of each business day; and (7) short-term debt securities with remaining maturities of 60 days or less at the time of purchase may be valued at amortized cost, unless the Adviser determines such valuation does not reflect the securities'

16

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

market value, in which case these securities will be valued at their fair market value determined by the Adviser.

The Directors have the ultimate responsibility of determining the fair value of the investments. Under procedures approved by the Directors, the Fund's Adviser has formed a Valuation Committee whose members are approved by the Directors. The Valuation Committee provides administration and oversight of the Fund's valuation policies and procedures, which are reviewed at least annually by the Directors. These procedures allow the Fund to utilize independent pricing services, quotations from securities and financial instrument dealers, and other market sources to determine fair value.

The Fund has procedures to determine the fair value of securities and other financial instruments for which market prices are not readily available. Under these procedures, the Valuation Committee convenes on a regular and ad hoc basis to review such securities and considers a number of factors, including valuation methodologies and significant unobservable valuation inputs, when arriving at fair value. The Valuation Committee may employ a market-based approach which may use related or comparable assets or liabilities, recent transactions, market multiples, book values, and other relevant information for the investment to determine the fair value of the investment. An income-based valuation approach may also be used in which the anticipated future cash flows of the investment are discounted to calculate fair value. Discounts may also be applied due to the nature or duration of any restrictions on the disposition of the investments. Due to the inherent uncertainty of valuations of such investments, the fair values may differ significantly from the values that would have been used had an active market existed. The Valuation Committee employs various methods for calibrating these valuation approaches including a regular review of valuation methodologies, key inputs and assumptions, transactional back-testing or disposition analysis, and reviews of any related market activity.

2. **Fair Value Measurement:** Financial Accounting Standards Board ("FASB") Accounting Standards Codification™ ("ASC") 820, "Fair Value Measurement" ("ASC 820"), defines fair value as the value that the Fund would receive to sell an investment or pay to transfer a liability in a timely transaction with an independent buyer in the principal market, or in the absence of a principal market the most advantageous market for the investment or liability. ASC 820 establishes a three-tier hierarchy to distinguish between (1) inputs that reflect the assumptions market participants would use in valuing an asset or liability developed based on market data obtained from sources independent of the reporting entity (observable inputs) and (2) inputs that reflect the reporting entity's own assumptions about the assumptions market participants would use in valuing an asset or liability developed based on the best information available in the circumstances (unobservable inputs) and to establish classification of fair value measurements for disclosure purposes. Various inputs are used in determining the value of the Fund's investments. The inputs are summarized in the three broad levels listed below.

- Level 1 – unadjusted quoted prices in active markets for identical investments
- Level 2 – other significant observable inputs (including quoted prices for similar investments, interest rates, prepayment speeds, credit risk, etc.)
- Level 3 – significant unobservable inputs including the Fund's own assumptions in determining the fair value of investments. Factors considered in making this determination may include, but are not limited to, information obtained by contacting the issuer, analysts, or the appropriate stock exchange (for exchange-traded securities), analysis of the issuer's financial statements or other available documents and, if necessary, available information concerning other securities in similar circumstances

17

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities and the determination of the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment and considers factors specific to each security.

The following is a summary of the inputs used to value the Fund's investments as of December 31, 2014.

Investment Type	Level 1 Unadjusted quoted prices (000)	Level 2 Other significant observable inputs (000)	Level 3 Significant unobservable inputs (000)	Total (000)
Assets:				
Common Stocks				
Air Freight & Logistics	\$ —	\$ 6,918	\$ —	\$ 6,918
Automobiles	—	6,525	—	6,525
Banks	—	46,753	—	46,753
Beverages	—	1,657	—	1,657
Chemicals	—	724	—	724
Commercial Services & Supplies	—	5,260	—	5,260
Construction & Engineering	—	1,383	—	1,383
Construction Materials	—	1,436	—	1,436
Consumer Finance	—	1,483	—	1,483
Containers & Packaging	—	2,187	—	2,187
Diversified Consumer Services	769	—	—	769
Diversified Financial Services	—	7,080	—	7,080
Diversified Telecommunication Services	—	4,009	—	4,009
Electronic Equipment, Instruments & Components	—	3,518	—	3,518

Investment Type	Level 1 Unadjusted quoted prices (000)	Level 2 Other significant observable inputs (000)	Level 3 Significant unobservable inputs (000)	Total (000)
Assets: (cont'd)				
Common Stocks (cont'd)				
Energy Equipment & Services	\$ —	\$ 2,462	\$ —	\$ 2,462
Food Products	—	5,905	—	5,905
Health Care Equipment & Supplies	—	4,429	—	4,429
Health Care Providers & Services	—	1,921	—	1,921
Hotels, Restaurants & Leisure	—	3,638	—	3,638
Household Durables	—	2,926	—	2,926
Independent Power Producers & Energy Traders	261	860	—	1,121
Industrial Conglomerates	—	5,736	—	5,736
Information Technology Services	—	4,083	—	4,083
Insurance	—	17,855	—	17,855
Internet & Catalog Retail	1,005	838	—	1,843
Internet Software & Services	552	11,212	—	11,764
Machinery	—	1,627	—	1,627
Media	—	4,980	—	4,980
Metals & Mining	—	56	—	56
Multi-line Retail	—	1,013	—	1,013
Oil, Gas & Consumable Fuels	—	4,113	—	4,113
Personal Products	—	540	—	540
Pharmaceuticals	—	5,486	—	5,486

18

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

Investment Type	Level 1 Unadjusted quoted prices (000)	Level 2 Other significant observable inputs (000)	Level 3 Significant unobservable inputs (000)	Total (000)
Assets: (cont'd)				
Common Stocks (cont'd)				
Professional Services	\$ —	\$ 3,446	\$—	\$ 3,446
Real Estate Investment Trusts (REITs)	—	2,826	—	2,826
Real Estate Management & Development	—	10,597	—	10,597
Semiconductors & Semiconductor Equipment	—	23,722	—	23,722
Software	—	2,379	—	2,379
Specialty Retail	—	2,950	—	2,950
Tech Hardware, Storage & Peripherals	—	1,349	—	1,349
Textiles, Apparel & Luxury Goods	—	3,567	—	3,567
Tobacco	—	1,165	—	1,165
Transportation Infrastructure	—	2,958	—	2,958
Wireless Telecommunication Services	276	11,269	—	11,545
Total Common Stocks	2,863	234,841	—	237,704
Warrants	7	—	—	7
Short-Term Investment				
Investment Company	9,777	—	—	9,777
Total Assets	12,647	234,841	—	247,488
Liabilities:				
Foreign Currency Forward Exchange Contract	—	(2)	—	(2)
Total	\$12,647	\$234,839	\$—	\$247,486

Transfers between investment levels may occur as the markets fluctuate and/or the availability of data used in an investment's valuation changes. The Fund recognizes transfers between the levels as of the end of the period. As of December 31, 2014, securities with a total value of approximately \$151,359,000 transferred from Level 1 to Level 2. At December 31, 2014, the fair value of certain securities were adjusted due to developments which occurred between the time of the close of the foreign markets on which they trade and the close of business on the NYSE which resulted in their Level 2 classification.

3. Foreign Currency Translation and Foreign Investments:

The books and records of the Fund are maintained in U.S. dollars. Foreign currency amounts are translated into U.S. dollars as follows:

- investments, other assets and liabilities at the prevailing rate of exchange on the valuation date;
- investment transactions and investment income at the prevailing rates of exchange on the dates of such transactions.

Although the net assets of the Fund are presented at the foreign exchange rates and market values at the close of the period, the Fund does not isolate that portion of the results of operations arising as a result of changes in the foreign exchange rates from the fluctuations arising from changes in the market prices of securities held at period end. Similarly, the Fund does not isolate the effect of changes in foreign exchange rates from the fluctuations arising from changes in the market prices of securities sold during the period. Accordingly, realized and unrealized foreign currency gains (losses) on investments in securities are included in the reported net realized and unrealized gains (losses) on investment transactions and balances.

Net realized gains (losses) on foreign currency transactions represent net foreign exchange gains (losses) from sales and

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

maturities of foreign currency forward exchange contracts, disposition of foreign currencies, currency gains (losses) realized between the trade and settlement dates on securities transactions, and the difference between the amount of investment income and foreign withholding taxes recorded on the Fund's books and the U.S. dollar equivalent amounts actually received or paid. Net unrealized currency gains (losses) from valuing foreign currency denominated assets and liabilities at period end exchange rates are reflected as a component of unrealized appreciation (depreciation) in investments and foreign currency translations in the Statement of Assets and Liabilities. The change in unrealized currency gains (losses) on foreign currency translations for the period is reflected in the Statement of Operations.

A significant portion of the Fund's net assets consist of securities of issuers located in Asia which are denominated in foreign currencies. Changes in currency exchange rates will affect the value of and investment income from such securities. In general, Asian securities are subject to greater price volatility, limited capitalization and liquidity, and higher rates of inflation than securities of companies based in the United States. In addition, Asian securities may be subject to substantial governmental involvement in the economy and greater social, economic and political uncertainty. Such securities may be concentrated in a limited number of countries and regions and may vary throughout the year.

Governmental approval for foreign investments may be required in advance of making an investment under certain circumstances in some countries, and the extent of foreign investments in domestic companies may be subject to limitation in other countries. Foreign ownership limitations also may be imposed by the charters of individual companies to prevent, among other concerns, violations of foreign investment limitations. As a result, an additional class of shares (identified as "Foreign" in the

Portfolio of Investments) may be created and offered for investment. The "local" and "foreign shares" market values may differ. In the absence of trading of the foreign shares in such markets, the Fund values the foreign shares at the closing exchange price of the local shares.

- 4. Derivatives:** The Fund may, but is not required to, use derivative instruments for a variety of purposes, including hedging, risk management, portfolio management or to earn income. Derivatives are financial instruments whose value is based, in part, on the value of an underlying asset, interest rate, index or financial instrument. Prevailing interest rates and volatility levels, among other things, also affect the value of derivative instruments. A derivative instrument often has risks similar to its underlying asset and may have additional risks, including imperfect correlation between the value of the derivative and the underlying asset, risks of default by the counterparty to certain transactions, magnification of losses incurred due to changes in the market value of the securities, instruments, indices or interest rates to which the derivative instrument relates, risks that the transactions may not be liquid and risks arising from margin requirements. The use of derivatives involves risks that are different from, and possibly greater than, the risks associated with other portfolio investments. Derivatives may involve the use of highly specialized instruments that require investment techniques and risk analyses different from those associated with other portfolio investments. All of the Fund's holdings, including derivative instruments, are marked-to-market each day with the change in value reflected in unrealized appreciation (depreciation). Upon disposition, a realized gain or loss is recognized.

Certain derivative transactions may give rise to a form of leverage. Leverage magnifies the potential for gain and the risk of loss. Leverage associated with derivative transactions may cause the Fund to liquidate portfolio positions when it

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

may not be advantageous to do so to satisfy its obligations or to meet earmarking or segregation requirements, pursuant to applicable Securities and Exchange Commission rules and regulations, or may cause the Fund to be more volatile than if the Fund had not been leveraged. Although the Adviser and/or Sub-Advisers seek to use derivatives to further the Fund's investment objectives, there is no assurance that the use of derivatives will achieve this result.

Following is a description of the derivative instruments and techniques that the Fund used during the period and their associated risks:

Foreign Currency Forward Exchange Contracts: In connection with its investments in foreign securities, the Fund also entered into contracts with banks, brokers or dealers to purchase or sell securities or foreign currencies at a future date. A foreign currency forward exchange contract ("currency contract") is a negotiated agreement between the contracting parties to exchange a specified amount of currency at a specified future time at a specified rate. The rate can be higher or lower than the spot rate between the currencies that are the subject of the contract. Currency contracts may be used to protect against uncertainty in the level of future foreign currency exchange rates or to gain or modify exposure to a particular currency. To the extent hedged by the use of currency contracts, the precise matching of the currency contract amounts and the value of the securities involved will not generally be possible because the future value of such securities in foreign currencies will change as a consequence of market movements in the value of those securities between the date on which the contract is entered into and the date it matures. Furthermore, such transactions reduce or preclude the opportunity for gain if the value of the currency should move in the direction opposite to the position taken. There is additional risk to the extent that currency contracts

create exposure to currencies in which the Fund's securities are not denominated. Unanticipated changes in currency prices may result in poorer overall performance for the Fund than if it had not entered into such contracts. The use of currency contracts involves the risk of loss from the insolvency or bankruptcy of the counterparty to the contract or the failure of the counterparty to make payments or otherwise comply with the terms of the contract. A currency contract is marked-to-market daily and the change in market value is recorded by the Fund as unrealized gain or loss. The Fund records realized gains (losses) when the currency contract is closed equal to the difference between the value of the currency contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Futures: A futures contract is a standardized, exchange-traded agreement to buy or sell a specific quantity of an underlying asset, reference rate or index at a specific price at a specific future time. The value of a futures contract tends to increase and decrease in tandem with the value of the underlying instrument. Depending on the terms of the particular contract, futures contracts are settled through either physical delivery of the underlying instrument on the settlement date or by payment of a cash settlement amount on the settlement date. During the period the futures contract is open, payments are received from or made to the broker based upon changes in the value of the contract (the variation margin). A decision as to whether, when and how to use futures contracts involves the exercise of skill and judgment and even a well-conceived futures transaction may be unsuccessful because of market behavior or unexpected events. In addition to the derivatives risks discussed above, the prices of futures contracts can be highly volatile, using futures contracts can lower total return, and the potential loss from futures contracts can exceed the Fund's initial investment in such contracts. No assurance can be given that a liquid market will exist for any particular

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

futures contract at any particular time. There is also the risk of loss by the Fund of margin deposits in the event of bankruptcy of a broker with whom the Fund has open positions in the futures contract.

As of December 31, 2014, the Fund did not have any open futures contracts.

FASB ASC 815, "Derivatives and Hedging" ("ASC 815"), is intended to improve financial reporting about derivative instruments by requiring enhanced disclosures to enable investors to better understand how and why the Fund uses derivative instruments, how these derivative instruments are accounted for and their effects on the Fund's financial position and results of operations.

The following table sets forth the fair value of the Fund's derivative contracts by primary risk exposure as of December 31, 2014.

	Liability Derivatives Statement of Assets and Liabilities Location	Primary Risk Exposure	Value (000)
Foreign Currency Forward Exchange Contracts	Unrealized Depreciation on Foreign Currency Forward Exchange Contracts	Currency Risk	\$(2)

The following tables set forth by primary risk exposure the Fund's realized gains (losses) and change in unrealized appreciation (depreciation) by type of derivative contract for the year ended December 31, 2014 in accordance with ASC 815.

Realized Gain (Loss)		
Primary Risk Exposure	Derivative Type	Value (000)
Currency Risk	Foreign Currency Forward Exchange Contracts	\$ 73
Equity Risk	Futures Contracts	(1,913)
Total		\$(1,840)

Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)		
Primary Risk Exposure	Derivative Type	Value (000)
Currency Risk	Foreign Currency Forward Exchange Contracts	\$(25)

At December 31, 2014, the Fund's derivative assets and liabilities are as follows:

Gross Amounts of Assets and Liabilities Presented in the Statement of Assets and Liabilities		
Derivatives	Assets(a) (000)	Liabilities(a) (000)
Foreign Currency Forward Exchange Contracts	\$—	\$(2)

(a) Absent an event of default or early termination, OTC derivative assets and liabilities are presented gross and not offset in the Statement of Assets and Liabilities.

The Fund typically enters into International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements ("ISDA Master Agreements") or similar master agreements (collectively, "Master Agreements") with its contract counterparties for certain OTC derivatives in order to, among other things, reduce its credit risk to counterparties. ISDA Master Agreements include provisions for general obligations, representations, collateral and events of default or termination. Under an ISDA Master Agreement, the Fund typically may offset with the counterparty certain OTC derivative financial instruments' payables and/or receivables with collateral held and/or posted and create one single net payment (close-out netting) in the event of default, termination and/or potential deterioration in the credit quality of the counterparty. Various Master Agreements govern the terms of certain transactions with counterparties, including transactions such as swap, forward, repurchase and reverse repurchase agreements.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

These Master Agreements typically attempt to reduce the counterparty risk associated with such transactions by specifying credit protection mechanisms and providing standardization that improves legal certainty. Cross-termination provisions under Master Agreements typically provide that a default in connection with one transaction between the Fund and a counterparty gives the non-defaulting party the right to terminate any other transactions in place with the defaulting party to create one single net payment due to/due from the defaulting party and may be a feature in certain Master Agreements. In the event the Fund exercises its right to terminate a Master Agreement after a counterparty experiences a termination event as defined in the Master Agreement, the return of collateral with market value in excess of the Fund's net liability may be delayed or denied.

The following table presents derivative financial instruments that are subject to enforceable netting arrangements as of December 31, 2014.

Gross Amounts Not Offset in the Statement of Assets and Liabilities

Counterparty	Gross Liability Derivatives Presented in Statement of Assets and Liabilities (000)	Financial Instrument (000)	Collateral Pledged (000)	Net Amount (not less than \$0) (000)
State Street Bank and Trust Co.	\$(2)	\$—	\$—	\$(2)

For the year ended December 31, 2014, the approximate average monthly amount outstanding for each derivative type is as follows:

Foreign Currency Forward Exchange Contracts:	
Average monthly principal amount	\$893,000
Futures Contracts:	
Average monthly original value	\$22,371,000

5. **Structured Investments:** The Fund invested a portion of its assets in structured investments. A structured investment is a derivative security designed to offer a return linked to a particular underlying security, currency, commodity or market. Structured investments may come in various forms including notes (such as exchange-traded notes), warrants and options to purchase securities. The Fund will typically use structured investments to gain exposure to a permitted underlying security, currency, commodity or market when direct access to a market is limited or inefficient from a tax or cost standpoint. There can be no assurance that structured investments will trade at the same price or have the same value as the underlying security, currency, commodity or market. Investments in structured investments involve risks including issuer risk, counterparty risk and market risk. Holders of structured investments bear risks of the underlying investment and are subject to issuer or counterparty risk because the Fund is relying on the creditworthiness of such issuer or counterparty and has no rights with respect to the underlying investment. Certain structured investments may be thinly traded or have a limited trading market and may have the effect of increasing the Fund's illiquidity to the extent that the Fund, at a particular time, may be unable to find qualified buyers for these securities.

6. **Indemnifications:** The Fund enters into contracts that contain a variety of indemnifications. The Fund's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Fund has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

7. **Dividends and Distributions to Stockholders:** Dividend income and distributions to stockholders are recorded on the ex-dividend date. Dividends from net investment income, if any, are declared and paid semiannually. Net realized capital gains, if any, are distributed at least annually.

23

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

8. **Other:** Security transactions are accounted for on the date the securities are purchased or sold. Investments in new Indian securities are made by making applications in the public offerings. The issue price, or a portion thereof, is paid at the time of application and reflected as share application money on the Statement of Assets and Liabilities, if any. Upon allotment of the securities, this amount plus any remaining amount of issue price is recorded as cost of investments. Realized gains (losses) on the sale of investment securities are determined on the specific identified cost basis. Interest income is recognized on the accrual basis. Dividend income and distributions are recorded on the ex-dividend date (except certain dividends which may be recorded as soon as the Fund is informed of such dividends) net of applicable withholding taxes.

The Fund owns shares of real estate investment trusts ("REITs") which report information on the source of their distributions annually in the following calendar year. A portion of distributions received from REITs during the year is estimated to be a return of capital and is recorded as a reduction of their cost.

B. Advisory/Sub-Advisory Fees: The Adviser, a wholly-owned subsidiary of Morgan Stanley, provides the Fund with advisory services under the terms of an Investment Advisory Agreement, calculated weekly and payable monthly, at an annual rate of 1.00% of the Fund's average weekly net assets.

The Adviser has entered into a Sub-Advisory Agreement with the Sub-Advisers, each a wholly-owned subsidiary of Morgan Stanley. The Sub-Advisers provide the Fund with advisory services subject to the overall supervision of the Adviser and the Fund's Officers and Directors. The Adviser pays the Sub-Advisers on a monthly basis a portion of the net advisory fees the Adviser receives from the Fund.

C. Administration Fees: The Adviser also serves as Administrator to the Fund and provides administrative services

pursuant to an Administration Agreement for an annual fee, accrued daily and paid monthly, of 0.08% of the Fund's average weekly net assets. The Adviser has agreed to limit the administration fee through a waiver so that it will be no greater than the previous administration fee of 0.02435% of the Fund's average weekly net assets plus \$24,000 per annum. This waiver may be terminated at any time. For the year ended December 31, 2014, approximately \$128,000 of administration fees were waived pursuant to this arrangement. Under a Sub-Administration Agreement between the Administrator and State Street Bank and Trust Company ("State Street"), State Street provides certain administrative services to the Fund. For such services, the Administrator pays State Street a portion of the fee the Administrator receives from the Fund.

D. Custodian Fees: State Street (the "Custodian") and its affiliates serve as Custodian for the Fund. The Custodian holds cash, securities, and other assets of the Fund as required by the Act. Custody fees are payable monthly based on assets held in custody, investment purchases and sales activity and account maintenance fees, plus reimbursement for certain out-of-pocket expenses.

E. Security Transactions and Transactions with Affiliates: For the year ended December 31, 2014, purchases and sales of investment securities for the Fund, other than long-term U.S. Government securities and short-term investments, were approximately \$193,853,000 and \$266,413,000, respectively. There were no purchases and sales of long-term U.S. Government securities for the year ended December 31, 2014.

The Fund invests in the Institutional Class of the Morgan Stanley Institutional Liquidity Funds — Money Market Portfolio (the "Liquidity Funds"), an open-end management investment company managed by the Adviser. Advisory fees paid by the Fund are reduced by an amount equal to its pro-rata share of advisory and administration fees paid by the Fund due to its investments in the Liquidity Funds. For the year ended December 31, 2014, advisory fees paid were reduced by

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

approximately \$14,000 relating to the Fund's investment in the Liquidity Funds.

A summary of the Fund's transactions in shares of the Liquidity Funds during the year ended December 31, 2014 is as follows:

Value December 31, 2013 (000)	Purchases at Cost (000)	Sales (000)	Dividend Income (000)	December 31, 2014 (000)
\$8,181	\$213,624	\$212,028	\$7	\$9,777

During the year ended December 31, 2014, the Fund incurred approximately \$61,000 in brokerage commissions with Morgan Stanley & Co., L.L.C., an affiliate of the Adviser/Administrator and Sub-Advisers, for portfolio transactions executed on behalf of the Fund.

The Fund has an unfunded Deferred Compensation Plan (the "Compensation Plan"), which allows each independent Director to defer payment of all, or a portion, of the fees he or she receives for serving on the Board of Directors. Each eligible Director generally may elect to have the deferred amounts credited with a return equal to the total return on one or more of the Morgan Stanley funds that are offered as investment options under the Compensation Plan. Appreciation/depreciation and distributions received from these investments are recorded with an offsetting increase/decrease in the deferred compensation obligation and do not affect the net asset value of the Fund.

F. Federal Income Taxes: It is the Fund's intention to continue to qualify as a regulated investment company and distribute all of its taxable income. Accordingly, no provision for Federal income taxes is required in the financial statements.

The Fund may be subject to taxes imposed by countries in which it invests. Such taxes are generally based on income and/or capital gains earned or repatriated. Taxes are accrued based on net investment income, net realized gains and net unrealized appreciation as such income and/or gains are earned. Taxes may also be based on transactions in foreign currency and

are accrued based on the value of investments denominated in such currency.

FASB ASC 740-10, *Income Taxes* — Overall, sets forth a minimum threshold for financial statement recognition of the benefit of a tax position taken or expected to be taken in a tax return. Management has concluded there are no significant uncertain tax positions that would require recognition in the financial statements. If applicable, the Fund recognizes interest accrued related to unrecognized tax benefits in "Interest Expense" and penalties in "Other Expenses" in the Statement of Operations. The Fund files tax returns with the U.S. Internal Revenue Service, New York and various states. Each of the tax years in the four-year period ended December 31, 2014, remains subject to examination by taxing authorities.

The tax character of distributions paid may differ from the character of distributions shown in the Statements of Changes in Net Assets due to short-term capital gains being treated as ordinary income for tax purposes. The tax character of distributions paid during fiscal years 2014 and 2013 was as follows:

2014 Distributions Paid From:		2013 Distributions Paid From:	
Ordinary Income (000)	Long-Term Capital Gain (000)	Ordinary Income (000)	Long-Term Capital Gain (000)
\$758	\$16,286	\$3,865	\$—

The amount and character of income and gains to be distributed are determined in accordance with income tax regulations which may differ from GAAP. These book/tax differences are either considered temporary or permanent in nature.

Temporary differences are attributable to differing book and tax treatments for the timing of the recognition of gains (losses) on certain investment transactions and the timing of the deductibility of certain expenses.

25

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

Permanent differences, primarily due to differing treatments of gains (losses) related to foreign currency transactions, basis adjustments on certain equity securities designated as issued by passive foreign investment companies, foreign taxes paid on capital gains, distributions in excess of current earnings and a net operating loss, resulted in the following reclassifications among the components of net assets at December 31, 2014:

Distributions in Excess of Net Investment Income (000)	Accumulated Net Realized Loss (000)	Paid-in-Capital (000)
\$35	\$1,260	\$(1,295)

At December 31, 2014, the Fund had no distributable earnings on a tax basis.

At December 31, 2014, the aggregate cost for Federal income tax purposes is approximately \$227,399,000. The aggregate gross unrealized appreciation is approximately \$33,847,000 and the aggregate gross unrealized depreciation is approximately \$13,757,000 resulting in net unrealized appreciation of approximately \$20,090,000.

To the extent that capital loss carryforwards are used to offset any future capital gains realized during the carryover period as provided by U.S. Federal income tax regulations, no capital gains tax liability will be incurred by the Fund for gains realized and not distributed. To the extent that capital gains are offset, such gains will not be distributed to the stockholders. During the year ended December 31, 2014, the Fund utilized capital loss carryovers for U.S. Federal income tax purposes of approximately \$8,349,000.

Capital losses and specified ordinary losses, including currency losses, incurred after October 31 but within the taxable year are deemed to arise on the first day of the Fund's next taxable year. For the year ended December 31, 2014, the Fund deferred to

January 1, 2015 for U.S. Federal income tax purposes the following losses:

Post-October Specified Ordinary Losses (000)	Post-October Capital Losses (000)
\$18	\$3,519

G. Other: On January 23, 1998, the Fund commenced a share repurchase program for purposes of enhancing stockholder value and reducing the discount at which the Fund's shares trade from their net asset value per share ("NAV"). During the year ended December 31, 2014, the Fund repurchased 7,664 of its shares at an average discount of 11.00% from NAV. Since the inception of the program, the Fund has repurchased 22,169,446 of its shares at an average discount of 17.07% from NAV. The Directors regularly monitor the Fund's share repurchase program as part of their review and consideration of the Fund's premium/discount history. The Fund expects to continue to repurchase its outstanding shares at such time and in such amounts as it believes will further the accomplishment of the foregoing objectives, subject to review by the Directors.

On May 13, 2013, the Fund announced the commencement of a tender offer by the Fund to acquire in exchange for cash up to 5% of the Fund's outstanding shares at a price equal to 98% of the Fund's NAV as of the close of regular trading on the New York Stock Exchange on the business day immediately following the day the offer expires. On June 10, 2013, the Fund completed the tender offer. The Fund accepted 929,904 shares for payment which represented 5% of the Fund's then outstanding shares. Final payment was made on June 18, 2013 at \$17.53 per share, representing 98% of the NAV on June 11, 2013.

On March 6, 2014, the Fund announced the commencement of a tender offer by the Fund to acquire in exchange for cash up to 20% of the Fund's outstanding shares at a price equal to 98.5%

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

of the Fund's NAV as of the close of regular trading on the New York Stock Exchange on the business day immediately following the day the offer expires. On April 2, 2014, the Fund completed the tender offer. The Fund accepted 3,502,381 shares for payment which represented 20% of the Fund's then outstanding shares. Final payment was made on April 10, 2014 at \$18.09 per share, representing 98.5% of the NAV on April 3, 2014.

H. Results of Annual Meeting of Stockholders (unaudited):

On June 17, 2014, an annual meeting of the Fund's stockholders was held for the purpose of voting on the following matter, the results of which were as follows:

Election of Directors by all stockholders:

	For	Against
Kathleen A. Dennis	8,583,230	2,491,619
Joseph J. Kearns	8,572,295	2,502,554
Michael E. Nugent	8,569,662	2,505,187
Fergus Reid	8,571,839	2,503,010

Federal Tax Notice (unaudited)

For Federal income tax purposes, the following information is furnished with respect to the distributions paid by the Fund during its taxable year ended December 31, 2014.

The Fund designated and paid approximately \$16,286,000 as a long-term capital gain distribution.

For Federal income tax purposes, the following information is furnished with respect to the Fund's earnings for its taxable year ended December 31, 2014. When distributed, certain earnings may be subject to a maximum tax rate of 15% as provided for by the Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003. The Fund designated up to a maximum of approximately \$1,198,000 as taxable at this lower rate.

The Fund intends to pass through foreign tax credits of approximately \$440,000 and has derived net income from sources within foreign countries amounting to approximately \$6,228,000.

In January, the Portfolio provides tax information to shareholders for the preceding calendar year.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2014

Notes to Financial Statements (cont'd)

For More Information About Portfolio Holdings (unaudited)

The Fund provides a complete schedule of portfolio holdings in its semi-annual and annual reports within 60 days of the end of the Fund's second and fourth fiscal quarters. The semi-annual reports and the annual reports are filed electronically with the Securities and Exchange Commission (SEC) on Form N-CSRS and Form N-CSR, respectively. Morgan Stanley also delivers the semi-annual and annual reports to Fund stockholders and makes these reports available on its public website,

www.morganstanley.com/im. Each Morgan Stanley fund also files a complete schedule of portfolio holdings with the SEC for the Fund's first and third fiscal quarters on Form N-Q. Morgan Stanley does not deliver the reports for the first and third fiscal quarters to stockholders, nor are the reports posted to the Morgan Stanley public website. You may, however, obtain the Form N-Q filings (as well as the Form N-CSR and N-CSRS filings) by accessing the SEC's website, www.sec.gov. You may also review and copy them at the SEC's Public Reference Room in Washington, DC. Information on the operation of the SEC's Public Reference Room may be obtained by calling the SEC toll free at 1(800) SEC-0330. You can also request copies of these materials, upon payment of a duplicating fee, by electronic request at the SEC's e-mail address (publicinfo@sec.gov) or by writing the public reference section of the SEC, Washington, DC 20549-0102.

In addition to filing a complete schedule of portfolio holdings with the SEC each fiscal quarter, the Fund makes portfolio holdings information available by providing the information on its public website, www.morganstanley.com/im. The Fund provides a complete schedule of portfolio holdings on the public website on a monthly basis at least 15 calendar days after month-end. You may obtain copies of the Fund's monthly website postings, by calling toll free 1(800) 231-2608.

Proxy Voting Policy and Procedures and Proxy Voting Record (unaudited)

A copy of (1) the Fund's policies and procedures with respect to the voting of proxies relating to the Fund's portfolio securities; and (2) how the Fund voted proxies relating to portfolio securities during the most recent twelve-month period ended June 30, is available without charge, upon request, by calling toll free 1(800) 231-2608 or by visiting our website at www.morganstanley.com/im. This information is also available on the SEC's web site at www.sec.gov.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements

The Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc. (the "Fund") was incorporated in Maryland on February 28, 1994, and is registered as a diversified, closed-end management investment company under the Investment Company Act of 1940, as amended (the "Act"). The Fund's investment objective is long-term capital appreciation through investments primarily in equity securities of Asian-Pacific issuers and in debt securities issued or guaranteed by Asian Pacific governments or governmental entities. To the extent that the Fund invests in derivative instruments that the adviser, Morgan Stanley Investment Management Inc. (the "Adviser") and sub-advisers, Morgan Stanley Investment Management Company ("MSIM Company") and Morgan Stanley Investment Management Limited ("MSIM Limited") (together, the "Sub-Advisers"), believe have economic characteristics similar to equity securities of Asian-Pacific issuers and in debt securities issued or guaranteed by Asian Pacific governments or governmental entities, such investments will be counted for purposes of the Fund's policy in the previous sentence. To the extent the Fund makes such investments, the Fund will be subject to the risks of such derivative instruments as described herein.

A. Significant Accounting Policies: The following significant accounting policies are in conformity with U.S. generally accepted accounting principles ("GAAP"). Such policies are consistently followed by the Fund in the preparation of its financial statements. GAAP may require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results may differ from those estimates.

I. Security Valuation: (1) An equity portfolio security listed or traded on an exchange is valued at its latest reported sales price (or at the exchange official closing price if such exchange reports an official closing price), if there were no sales on a given day, the security is valued at the mean between the last reported bid and asked prices; (2) all other equity portfolio securities for which over-the-counter

market quotations are readily available are valued at its latest reported sales price. In cases where a security is traded on more than one exchange, the security is valued on the exchange designated as the primary market; (3) when market quotations are not readily available, including circumstances under which the Adviser determines that the closing price, last sale price or the mean between the last reported bid and asked prices are not reflective of a security's market value, portfolio securities are valued at their fair value as determined in good faith under procedures established by and under the general supervision of the Fund's Board of Directors (the "Directors"). Occasionally, developments affecting the closing prices of securities and other assets may occur between the times at which valuations of such securities are determined (that is, close of the foreign market on which the securities trade) and the close of business of the New York Stock Exchange ("NYSE"). If developments occur during such periods that are expected to materially affect the value of such securities, such valuations may be adjusted to reflect the estimated fair value of such securities as of the close of the NYSE, as determined in good faith by the Directors or by the Adviser using a pricing service and/or procedures approved by the Directors; (4) quotations of foreign portfolio securities, other assets and liabilities and forward contracts stated in foreign currency are translated into U.S. dollar equivalents at the prevailing market rates prior to the close of the NYSE; (5) investments in mutual funds, including the Morgan Stanley Institutional Liquidity Funds, are valued at the net asset value as of the close of each business day; and (6) short-term debt securities with remaining maturities of 60 days or less at the time of purchase may be valued at amortized cost, unless the Adviser determines such valuation does not reflect the securities' market value, in which case these securities will be valued at their fair market value determined by the Adviser.

16

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

Under procedures approved by the Directors, the Fund's Adviser has formed a Valuation Committee. The Valuation Committee provides administration and oversight of the Fund's valuation policies and procedures, which are reviewed at least annually by the Directors. These procedures allow the Fund to utilize independent pricing services, quotations from securities and financial instrument dealers, and other market sources to determine fair value.

The Fund has procedures to determine the fair value of securities and other financial instruments for which market prices are not readily available. Under these procedures, the Valuation Committee convenes on a regular and ad hoc basis to review such securities and considers a number of factors, including valuation methodologies and significant unobservable valuation inputs, when arriving at fair value. The Valuation Committee may employ a market-based approach which may use related or comparable assets or liabilities, recent transactions, market multiples, book values, and other relevant information for the investment to determine the fair value of the investment. An income-based valuation approach may also be used in which the anticipated future cash flows of the investment are discounted to calculate fair value. Discounts may also be applied due to the nature or duration of any restrictions on the disposition of the investments. Due to the inherent uncertainty of valuations of such investments, the fair values may differ significantly from the values that would have been used had an active market existed. The Valuation Committee employs various methods for calibrating these valuation approaches including a regular review of valuation methodologies, key inputs and assumptions, transactional back-testing or disposition analysis, and reviews of any related market activity.

2. **Fair Value Measurement:** Financial Accounting Standards Board ("FASB") Accounting Standards

Codification™ ("ASC") 820, "Fair Value Measurements and Disclosures" ("ASC 820"), defines fair value as the value that the Fund would receive to sell an investment or pay to transfer a liability in a timely transaction with an independent buyer in the principal market, or in the absence of a principal market the most advantageous market for the investment or liability. ASC 820 establishes a three-tier hierarchy to distinguish between (1) inputs that reflect the assumptions market participants would use in valuing an asset or liability developed based on market data obtained from sources independent of the reporting entity (observable inputs) and (2) inputs that reflect the reporting entity's own assumptions about the assumptions market participants would use in valuing an asset or liability developed based on the best information available in the circumstances (unobservable inputs) and to establish classification of fair value measurements for disclosure purposes. Various inputs are used in determining the value of the Fund's investments. The inputs are summarized in the three broad levels listed below.

- Level 1 – unadjusted quoted prices in active markets for identical investments
- Level 2 – other significant observable inputs (including quoted prices for similar investments, interest rates, prepayment speeds, credit risk, etc.)
- Level 3 – significant unobservable inputs including the Fund's own assumptions in determining the fair value of investments. Factors considered in making this determination may include, but are not limited to, information obtained by contacting the issuer, analysts, or the appropriate stock exchange (for exchange-traded securities), analysis of the issuer's financial statements or other available documents and, if necessary, available information concerning other securities in similar circumstances

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities and the determination of the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment and considers factors specific to each security.

The following is a summary of the inputs used to value the Fund's investments as of December 31, 2013.

Investment Type	Level 1 Unadjusted quoted prices (000)	Level 2 Other significant observable inputs (000)	Level 3 Significant unobservable inputs (000)	Total (000)
Assets:				
Common Stocks				
Air Freight & Logistics	\$ 1,621	\$ —	\$ —	\$ 1,621
Airlines	3,638	—	—	3,638
Auto Components	7,591	—	—	7,591
Automobiles	28,977	—	—	28,977
Beverages	6,102	—	—	6,102
Building Products	802	—	—	802
Capital Markets	12,410	—	—	12,410
Chemicals	3,116	—	—	3,116
Commercial Banks	51,353	1,609	—	52,962
Commercial Services & Supplies	3,234	—	—	3,234
Construction & Engineering	4,241	—	—	4,241
Construction Materials	588	—	—	588
Diversified Financial Services	6,714	—	—	6,714
Diversified Telecommunication Services	7,752	—	—	7,752
Electric Utilities	7,445	—	—	7,445

Investment Type	Level 1 Unadjusted quoted prices (000)	Level 2 Other significant observable inputs (000)	Level 3 Significant unobservable inputs (000)	Total (000)
Assets: (cont'd)				
Common Stocks (cont'd)				
Electrical Equipment	\$ 1,875	\$ —	\$ —	\$ 1,875
Electronic Equipment, Instruments & Components	4,986	—	—	4,986
Energy Equipment & Services	1,886	—	—	1,886
Food & Staples Retailing	651	—	—	651
Food Products	6,121	989	—	7,110
Health Care Equipment & Supplies	1,005	—	—	1,005
Hotels, Restaurants & Leisure	2,829	—	—	2,829
Household Durables	3,572	—	—	3,572
Household Products	137	—	—	137
Industrial Conglomerates	5,779	—	—	5,779
Information Technology Services	3,892	—	—	3,892
Insurance	22,240	—	—	22,240
Internet Software & Services	9,080	—	—	9,080
Machinery	7,500	—	—	7,500
Marine	9,420	—	—	9,420
Media	5,810	348	—	6,158
Metals & Mining	2,430	—	—	2,430
Multi-line Retail	365	—	—	365
Oil, Gas & Consumable Fuels	2,530	—	—	2,530

18

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

Investment Type	Level 1 Unadjusted quoted prices (000)	Level 2 Other significant observable inputs (000)	Level 3 Significant unobservable inputs (000)	Total (000)
Assets: (cont'd)				
Common Stocks (cont'd)				
Personal Products	\$ 371	\$ —	\$ —	\$ 371
Pharmaceuticals	2,572	—	—	2,572
Professional Services	2,811	—	—	2,811
Real Estate Management & Development	21,051	701	—	21,752
Road & Rail	3,088	—	—	3,088
Semiconductors & Semiconductor Equipment	22,248	—	—	22,248
Software	5,729	—	—	5,729
Specialty Retail	8,447	—	—	8,447
Textiles, Apparel & Luxury Goods	2,287	—	—	2,287
Tobacco	3,394	—	—	3,394
Transportation Infrastructure	1,654	—	—	1,654
Wireless Telecommunication Services	7,866	1,402	—	9,268
Total Common Stocks	319,210	5,049	—	324,259
Investment Company	—	366	—	366
Short-Term Investment Company	8,181	—	—	8,181
Foreign Currency Forward Exchange Contract	—	23	—	23
Total Assets	\$327,391	\$5,438	\$—	\$332,829

Transfers between investment levels may occur as the markets fluctuate and/or the availability of data used in an investment's valuation changes. The Fund recognizes transfers between the levels as of the end of the period. As of December 31, 2013, securities with a total value of approximately \$256,772,000 transferred from Level 2 to Level 1. At December 31, 2012, the fair value of certain securities were adjusted due to developments which occurred between the time of the close of the foreign markets on which they trade and the close of business on the NYSE which resulted in their Level 2 classification. As of December 31, 2013, securities with a total value of approximately \$989,000 transferred from Level 1 to Level 2. Certain securities that were valued using an unadjusted quoted price at December 31, 2012 were valued using significant other inputs at December 31, 2013.

3. **Foreign Currency Translation and Foreign Investments:**

The books and records of the Fund are maintained in U.S. dollars. Foreign currency amounts are translated into U.S. dollars as follows:

- investments, other assets and liabilities at the prevailing rate of exchange on the valuation date;
- investment transactions and investment income at the prevailing rates of exchange on the dates of such transactions.

Although the net assets of the Fund are presented at the foreign exchange rates and market values at the close of the period, the Fund does not isolate that portion of the results of operations arising as a result of changes in the foreign exchange rates from the fluctuations arising from changes in the market prices of securities held at period end. Similarly, the Fund does not isolate the effect of changes in foreign exchange rates from the fluctuations arising from changes in the market prices of securities sold during the period. Accordingly, realized and unrealized foreign

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

currency gains (losses) on investments in securities are included in the reported net realized and unrealized gains (losses) on investment transactions and balances.

Net realized gains (losses) on foreign currency transactions represent net foreign exchange gains (losses) from sales and maturities of foreign currency forward exchange contracts, disposition of foreign currencies, currency gains (losses) realized between the trade and settlement dates on securities transactions, and the difference between the amount of investment income and foreign withholding taxes recorded on the Fund's books and the U.S. dollar equivalent amounts actually received or paid. Net unrealized currency gains (losses) from valuing foreign currency denominated assets and liabilities at period end exchange rates are reflected as a component of unrealized appreciation (depreciation) on investments and foreign currency translations in the Statement of Assets and Liabilities. The change in unrealized currency gains (losses) on foreign currency translations for the period is reflected in the Statement of Operations.

A significant portion of the Fund's net assets consist of securities of issuers located in Asia which are denominated in foreign currencies. Changes in currency exchange rates will affect the value of and investment income from such securities. In general, Asian securities are subject to greater price volatility, limited capitalization and liquidity, and higher rates of inflation than securities of companies based in the United States. In addition, Asian securities may be subject to substantial governmental involvement in the economy and greater social, economic and political uncertainty. Such securities may be concentrated in a limited number of countries and regions and may vary throughout the year.

Governmental approval for foreign investments may be required in advance of making an investment under certain circumstances in some countries, and the extent of foreign

investments in domestic companies may be subject to limitation in other countries. Foreign ownership limitations also may be imposed by the charters of individual companies to prevent, among other concerns, violations of foreign investment limitations. As a result, an additional class of shares (identified as "Foreign" in the Portfolio of Investments) may be created and offered for investment. The "local" and "foreign shares" market values may differ. In the absence of trading of the foreign shares in such markets, the Fund values the foreign shares at the closing exchange price of the local shares.

- 4. Derivatives:** The Fund may, but is not required to, use derivative instruments for a variety of purposes, including hedging, risk management, portfolio management or to earn income. Derivatives are financial instruments whose value is based, in part, on the value of an underlying asset, interest rate, index or financial instrument. Prevailing interest rates and volatility levels, among other things, also affect the value of derivative instruments. A derivative instrument often has risks similar to its underlying asset and may have additional risks, including imperfect correlation between the value of the derivative and the underlying asset, risks of default by the counterparty to certain transactions, magnification of losses incurred due to changes in the market value of the securities, instruments, indices or interest rates to which they relate, and risks that the transactions may not be liquid. The use of derivatives involves risks that are different from, and possibly greater than, the risks associated with other portfolio investments. Derivatives may involve the use of highly specialized instruments that require investment techniques and risk analyses different from those associated with other portfolio investments. All of the Fund's holdings, including derivative instruments, are marked-to-market each day with the change in value reflected in unrealized appreciation (depreciation). Upon disposition, a realized gain or loss is recognized.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

Certain derivative transactions may give rise to a form of leverage. Leverage magnifies the potential for gain and the risk of loss. Leverage associated with derivative transactions may cause the Fund to liquidate portfolio positions when it may not be advantageous to do so to satisfy its obligations or to meet earmarking or segregation requirements, pursuant to applicable Securities and Exchange Commission rules and regulations, or may cause the Fund to be more volatile than if the Fund had not been leveraged. Although the Adviser and/or Sub-Advisers seek to use derivatives to further the Fund's investment objectives, there is no assurance that the use of derivatives will achieve this result.

Following is a description of the derivative instruments and techniques that the Fund used during the period and their associated risks:

Foreign Currency Forward Exchange Contracts: In connection with its investments in foreign securities, the Fund also entered into contracts with banks, brokers or dealers to purchase or sell securities or foreign currencies at a future date. A foreign currency forward exchange contract ("currency contract") is a negotiated agreement between the contracting parties to exchange a specified amount of currency at a specified future time at a specified rate. The rate can be higher or lower than the spot rate between the currencies that are the subject of the contract. Currency contracts may be used to protect against uncertainty in the level of future foreign currency exchange rates or to gain or modify exposure to a particular currency. Unanticipated changes in currency prices may result in poorer overall performance for the Fund than if it had not entered into such contracts. The use of currency contracts involves the risk of loss from the insolvency or bankruptcy of the counterparty to the contract or the failure of the counterparty to make payments or otherwise comply with

the terms of the contract. A currency contract is marked-to-market daily and the change in market value is recorded by the Fund as unrealized gain or loss. The Fund records realized gains (losses) when the currency contract is closed equal to the difference between the value of the currency contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

FASB ASC 815, "Derivatives and Hedging: Overall" ("ASC 815"), is intended to improve financial reporting about derivative instruments by requiring enhanced disclosures to enable investors to better understand how and why the Fund uses derivative instruments, how these derivative instruments are accounted for and their effects on the Fund's financial position and results of operations.

The following table sets forth the fair value of the Fund's derivative contracts by primary risk exposure as of December 31, 2013.

	Asset Derivatives Statement of Assets and Liabilities Location	Primary Risk Exposure	Value (000)
Foreign Currency Forward Exchange Contracts	Unrealized Appreciation on Foreign Currency Forward Exchange Contracts	Currency Risk	\$23

The following tables set forth by primary risk exposure the Fund's realized gains (losses) and change in unrealized appreciation (depreciation) by type of derivative contract for the year ended December 31, 2013 in accordance with ASC 815.

Realized Gain (Loss)		
Primary Risk Exposure	Derivative Type	Value (000)
Currency Risk	Foreign Currency Forward Exchange Contracts	\$223

21

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)		
Primary Risk Exposure	Derivative Type	Value (000)
Currency Risk	Foreign Currency Forward Exchange Contracts	\$(1)

At December 31, 2013, the Fund's derivative assets and liabilities are as follows:

Gross Amounts of Assets and Liabilities Presented in the Statement of Assets and Liabilities		
Derivatives	Assets(a) (000)	Liabilities(a) (000)
Foreign Currency Forward Exchange Contracts	\$23	—

(a) Absent an event of default or early termination, OTC derivative assets and liabilities are presented gross and not offset in the Statement of Assets and Liabilities.

The following table presents derivative financial instruments that are subject to enforceable netting arrangements as of December 31, 2013.

Gross Amounts Not Offset in the Statement of Assets and Liabilities				
Counterparty	Gross Asset Derivatives Presented in Statement of Assets and Liabilities (000)	Financial Instrument (000)	Collateral Received (000)	Net Amount (not less than 0) (000)
State Street Bank and Trust Co.	\$23	—	—	\$23

For the year ended December 31, 2013, the approximate average monthly amount outstanding for each derivative type is as follows:

Foreign Currency Forward Exchange Contracts:	
Average monthly principal amount	\$1,909,000

5. **Indemnifications:** The Fund enters into contracts that contain a variety of indemnifications. The Fund's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Fund has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

6. **Other:** Security transactions are accounted for on the date the securities are purchased or sold. Investments in new Indian securities are made by making applications in the public offerings. The issue price, or a portion thereof, is paid at the time of application and reflected as share application money on the Statement of Assets and Liabilities if any. Upon allotment of the securities, this amount plus any remaining amount of issue price is recorded as cost of investments. Realized gains (losses) on the sale of investment securities are determined on the specific identified cost basis. Interest income is recognized on the accrual basis. Dividend income and distributions are recorded on the ex-dividend date (except certain dividends which may be recorded as soon as the Fund is informed of such dividends) net of applicable withholding taxes.

B. Advisory/Sub-Advisory Fees: The Adviser, a wholly-owned subsidiary of Morgan Stanley, provides the Fund with advisory services under the terms of an Investment Advisory Agreement, calculated weekly and payable monthly, at an annual rate of 1.00% of the Fund's average weekly net assets. The Adviser has entered into a Sub-Advisory Agreement with the Sub-Advisers, each a wholly-owned subsidiary of Morgan Stanley. The Sub-Advisers provide the Fund with advisory services subject to the overall supervision of the Adviser and the Fund's Officers and Directors. The Adviser pays the Sub-Advisers on a monthly basis a portion of the net advisory fees the Adviser receives from the Fund.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

C. Administration Fees: The Adviser also serves as Administrator to the Fund and provides administrative services pursuant to an Administration Agreement for an annual fee, accrued daily and paid monthly, of 0.08% of the Fund's average weekly net assets. The Adviser has agreed to limit the administration fee through a waiver so that it will be no greater than the previous administration fee of 0.02435% of the Fund's average weekly net assets plus \$24,000 per annum. This waiver may be terminated at any time. For the year ended December 31, 2013, approximately \$160,000 of administration fees were waived pursuant to this arrangement. Under a Sub-Administration Agreement between the Administrator and State Street Bank and Trust Company ("State Street"), State Street provides certain administrative services to the Fund. For such services, the Administrator pays State Street a portion of the fee the Administrator receives from the Fund.

D. Custodian Fees: State Street (the "Custodian") and its affiliates serve as Custodian for the Fund. The Custodian holds cash, securities, and other assets of the Fund as required by the Act. Custody fees are payable monthly based on assets held in custody, investment purchases and sales activity and account maintenance fees, plus reimbursement for certain out-of-pocket expenses.

E. Federal Income Taxes: It is the Fund's intention to continue to qualify as a regulated investment company and distribute all of its taxable income. Accordingly, no provision for Federal income taxes is required in the financial statements.

The Fund may be subject to taxes imposed by countries in which it invests. Such taxes are generally based on income and/or capital gains earned or repatriated. Taxes are accrued based on net investment income, net realized gains and net unrealized appreciation as such income and/or gains are earned. Taxes may also be based on transactions in foreign currency and are accrued based on the value of investments denominated in such currency.

FASB ASC 740-10, *Income Taxes* — Overall, sets forth a minimum threshold for financial statement recognition of the benefit of a tax position taken or expected to be taken in a tax return. Management has concluded there are no significant uncertain tax positions that would require recognition in the financial statements. If applicable, the Fund recognizes interest accrued related to unrecognized tax benefits in "Interest Expense" and penalties in "Other Expenses" in the Statement of Operations. The Fund files tax returns with the U.S. Internal Revenue Service, New York and various states. Each of the tax years in the four-year period ended December 31, 2013, remains subject to examination by taxing authorities.

The tax character of distributions paid may differ from the character of distributions shown in the Statements of Changes in Net Assets due to short-term capital gains being treated as ordinary income for tax purposes. The tax character of distributions paid during fiscal 2013 and 2012 was as follows:

2013 Distributions Paid From:		2012 Distributions Paid From:	
Ordinary Income (000)	Long-term Capital Gain (000)	Ordinary Income (000)	Long-term Capital Gain (000)
\$3,865	—	\$1,881	—

The amount and character of income and gains to be distributed are determined in accordance with income tax regulations which may differ from GAAP. These book/tax differences are either considered temporary or permanent in nature.

Temporary differences are attributable to differing book and tax treatments for the timing of the recognition of gains (losses) on certain investment transactions and the timing of the deductibility of certain expenses.

Permanent differences, primarily due to differing treatments of gains (losses) related to foreign currency transactions, basis adjustments on certain equity securities designated as issued by passive foreign investment companies and foreign taxes paid on

23

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

capital gains, resulted in the following reclassifications among the components of net assets at December 31, 2013:

Distributions in Excess of Net Investment Income (000)	Accumulated Net Realized Loss (000)	Paid-in-Capital (000)
\$(193)	\$278	\$(85)

At December 31, 2013, the components of distributable earnings for the Fund on a tax basis were as follows:

Undistributed Ordinary Income (000)	Undistributed Long-term Capital Gain (000)
\$758	—

At December 31, 2013, the aggregate cost for Federal income tax purposes is approximately \$275,516,000. The aggregate gross unrealized appreciation is approximately \$69,267,000 and the aggregate gross unrealized depreciation is approximately \$11,977,000 resulting in net unrealized appreciation of approximately \$57,290,000.

At December 31, 2013, the Fund had available for Federal income tax purposes unused short term capital losses of approximately \$8,349,000 that do not have an expiration date.

To the extent that capital loss carryforwards are used to offset any future capital gains realized during the carryover period as provided by U.S. Federal income tax regulations, no capital gains tax liability will be incurred by the Fund for gains realized and not distributed. To the extent that capital gains are offset, such gains will not be distributed to the stockholders. During the year ended December 31, 2013, the Fund utilized capital loss carryovers for U. S. Federal income tax purposes of approximately \$7,686,000.

F. Security Transactions and Transactions with Affiliates:

For the year ended December 31, 2013, purchases and sales of investment securities for the Fund, other than long-term U.S.

Government securities and short-term investments, were approximately \$136,795,000 and \$157,748,000, respectively. There were no purchases and sales of long-term U.S. Government securities for the year ended December 31, 2013.

The Fund invests in the Institutional Class of the Morgan Stanley Institutional Liquidity Funds – Money Market Portfolio (the "Liquidity Funds"), an open-end management investment company managed by the Adviser. Advisory fees paid by the Fund are reduced by an amount equal to its pro-rata share of advisory and administration fees paid by the Fund due to its investments in the Liquidity Funds. For the year ended December 31, 2013, advisory fees paid were reduced by approximately \$7,000 relating to the Fund's investment in the Liquidity Funds.

A summary of the Fund's transactions in shares of the Liquidity Funds during the year ended December 31, 2013 is as follows:

Value December 31, 2012 (000)	Purchases at Cost (000)	Sales (000)	Dividend Income (000)	Value December 31, 2013 (000)
\$6,104	\$60,305	\$58,228	\$4	\$8,181

During the year ended December 31, 2013, the Fund incurred approximately \$60,000 in brokerage commissions with Morgan Stanley & Co., LLC, an affiliate of the Adviser, Sub-Advisers and Administrator, for portfolio transactions executed on behalf of the Fund.

From January 1, 2013 to June 30, 2013, the Fund incurred approximately \$3,000 in brokerage commissions with Citigroup, Inc., and its affiliated broker-dealers, which may be deemed affiliates of the Adviser, Sub-Advisers and Administrator under Section 17 of the Act, for portfolio transactions executed on behalf of the Fund. Citigroup, Inc. and its affiliated broker-dealers ceased to be affiliates of the Fund pursuant to Section 17 of the Act as of July 1, 2013.

G. Other: On January 23, 1998, the Fund commenced a share repurchase program for purposes of enhancing stockholder

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

value and reducing the discount at which the Fund's shares trade from their net asset value per share ("NAV"). During the year ended December 31, 2013, the Fund repurchased 148,613 of its shares at an average discount of 11.09% from NAV. Since the inception of the program, the Fund has repurchased 22,161,782 of its shares at an average discount of 17.08% from NAV. The Directors regularly monitor the Fund's share repurchase program as part of their review and consideration of the Fund's premium/discount history. The Fund expects to continue to repurchase its outstanding shares at such time and in such amounts as it believes will further the accomplishment of the foregoing objectives, subject to review by the Directors.

On January 3, 2011, the Fund announced that the Directors approved a policy designed to attempt to narrow the trading discount for the Fund (the "Policy"). The Policy, which was amended by announcement on April 7, 2011, requires the Fund to conduct up to four, consecutive, semi-annual tender offers, each to purchase up to 5% of the Fund's outstanding shares of common stock for cash at a price equal to 98% of its NAV as of the close of trading on the New York Stock Exchange on the day after the date on which the tender offer expires if the Fund's shares trade at an average discount of at least 10% during the 12-week measurement period.

Pursuant to the Policy, on May 17, 2012, the Fund announced the commencement of a tender offer by the Fund to acquire in exchange for cash up to 5% of the Fund's outstanding shares at a price equal to 98% of the Fund's NAV as of the close of regular trading on the New York Stock Exchange on the business day immediately following the day the offer expires. On June 14, 2012, the Fund completed the tender offer. The Fund accepted 1,030,364 shares for payment which represented 5% of the Fund's then outstanding shares. Final payment was made on June 22, 2012 at \$14.64 per share, representing 98% of the NAV on June 15, 2012.

Pursuant to the Policy, on October 19, 2012, the Fund announced the commencement of a tender offer by the Fund to acquire in exchange for cash up to 5% of the Fund's outstanding shares at a price equal to 98% of the Fund's NAV as of the close of regular trading on the New York Stock Exchange on the business day immediately following the day the offer expires. On November 16, 2012, the Fund completed the tender offer. The Fund accepted 978,846 shares for payment which represented 5% of the Fund's then outstanding shares. Final payment was made on November 26, 2012 at \$15.70 per share, representing 98% of the NAV on November 19, 2012.

Pursuant to the Policy, on May 13, 2013, the Fund announced the commencement of a tender offer by the Fund to acquire in exchange for cash up to 5% of the Fund's outstanding shares at a price equal to 98% of the Fund's NAV as of the close of regular trading on the New York Stock Exchange on the business day immediately following the day the offer expires. On June 10, 2013, the Fund completed the tender offer. The Fund accepted 929,904 shares for payment which represented 5% of the Fund's then outstanding shares. Final payment was made on June 18, 2013 at \$17.53 per share, representing 98% of the NAV on June 11, 2013.

H. Results of Annual Meeting of Stockholders

(unaudited): On June 24, 2013, an annual meeting of the Fund's stockholders was held for the purpose of voting on the following matter, the results of which were as follows:

Election of Directors by all stockholders:

	For	Against
Frank L. Bowman	13,890,385	1,419,855
James F. Higgins	13,939,624	1,370,616
Manuel H. Johnson	13,878,174	1,432,066

I. Accounting Pronouncement: In June 2013, FASB issued Accounting Standards Update 2013-08 Financial Services — Investment Companies (Topic 946) — Amendments to the Scope, Measurement, and Disclosure

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

Requirements ("ASU 2013-08") which is effective for interim and annual reporting periods in fiscal years that begin after December 15, 2013. ASU 2013-08 sets forth a methodology for determining whether an entity should be characterized as an investment company and prescribes fair value accounting for an investment company's non-controlling ownership interest in another investment company. FASB has determined that a fund registered under the Investment Company Act of 1940 automatically meets ASU 2013-08's criteria for an investment company. Although still evaluating the potential impacts of ASU 2013-08 to the Fund, management expects that the impact of the Fund's adoption will be limited to additional financial statement disclosures.

Federal Tax Notice (unaudited)

For Federal income tax purposes, the following information is furnished with respect to the Fund's earnings for its taxable year ended December 31, 2013.

When distributed, certain earnings may be subject to a maximum tax rate of 15% as provided for the Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003. The Fund designated up to a maximum of \$4,416,000 as taxable at this lower rate.

The Fund intends to pass through foreign tax credits of approximately \$551,000, and has derived net income from sources within foreign countries amounting to approximately \$7,460,000.

In January, the Fund provides tax information to stockholders for the preceding calendar year.

Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

December 31, 2013

Notes to Financial Statements (cont'd)

For More Information About Portfolio Holdings (unaudited)

The Fund provides a complete schedule of portfolio holdings in its semi-annual and annual reports within 60 days of the end of the Fund's second and fourth fiscal quarters. The semi-annual reports and the annual reports are filed electronically with the Securities and Exchange Commission (SEC) on Form N-CSRS and Form N-CSR, respectively. Morgan Stanley also delivers the semi-annual and annual reports to Fund stockholders and makes these reports available on its public website, www.morganstanley.com/im. Each Morgan Stanley fund also files a complete schedule of portfolio holdings with the SEC for the Fund's first and third fiscal quarters on Form N-Q. Morgan Stanley does not deliver the reports for the first and third fiscal quarters to stockholders, nor are the reports posted to the Morgan Stanley public website. You may, however, obtain the Form N-Q filings (as well as the Form N-CSR and N-CSRS filings) by accessing the SEC's website, www.sec.gov. You may also review and copy them at the SEC's Public Reference Room in Washington, DC. Information on the operation of the SEC's Public Reference Room may be obtained by calling the SEC toll free at 1(800) SEC-0330. You can also request copies of these materials, upon payment of a duplicating fee, by electronic request at the SEC's e-mail address (publicinfo@sec.gov) or by writing the public reference section of the SEC, Washington, DC 20549-0102.

In addition to filing a complete schedule of portfolio holdings with the SEC each fiscal quarter, the Fund makes portfolio holdings information available by periodically providing the information on its public website, www.morganstanley.com/im.

The Fund provides a complete schedule of portfolio holdings on the public website on a calendar-quarter basis approximately 31 calendar days after the close of the calendar quarter. The Fund also provides Top 10 holdings information on the public website approximately 15 business days following the end of each month. You may obtain copies of the Fund's monthly or calendar-quarter website postings, by calling toll free 1(800) 231-2608.

Proxy Voting Policy and Procedures and Proxy Voting Record (unaudited)

A copy of (1) the Fund's policies and procedures with respect to the voting of proxies relating to the Fund's portfolio securities; and (2) how the Fund voted proxies relating to portfolio securities during the most recent twelve-month period ended June 30, is available without charge, upon request, by calling toll free 1(800) 231-2608 or by visiting our website at www.morganstanley.com/im. This information is also available on the SEC's web site at www.sec.gov.

27

2 【外国投資法人の現況】(2015年4月30日現在)

【純資産額計算書】(未監査)

資産総額	261,298,661米ドル (約32,464百万円)
負債総額	2,848,149米ドル (約354百万円)
純資産総額(-)	258,450,512米ドル (約32,110百万円)
発行済数量	14,008,779口
1 単位当りの純資産額	18.45米ドル (約2,292円)

第6 【販売及び買戻しの実績】

2014年12月31日に終了した直近3会計年度の販売及び買戻しの実績は以下の通りである。

年度	販売投資口数(千口)	買戻投資口数(千口)
2012年	0 (0)	2,009 (0)
2013年	0 (0)	1,079 (0)
2014年	0 (0)	3,510 (0)

(注) ()内は、本邦内における販売及び買戻し投資口数である。

第三部 【特別情報】

第1 【投資信託制度の概要】

上記第二部「第1 3 (1)1940年法」を参照のこと。

第2 【参考情報】

提出書類

有価証券報告書 およびその添付書類	事業年度	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	平成26年6月30日関東財務局長に提出
----------------------	------	------------------------------	---------------------

半期報告書 およびその添付書類	事業年度	自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日	平成26年9月30日関東財務局長に提出
--------------------	------	-----------------------------	---------------------

臨時報告書 およびその添付書類		金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき投資方針の変更に係る臨時報告書を平成26年1月17日関東財務局長に提出
--------------------	--	---

臨時報告書 およびその添付書類		金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号の規定に基づき投資方針の変更に係る臨時報告書を平成26年6月17日関東財務局長に提出
--------------------	--	---

上記以外に、平成26年1月1日以降、本有価証券報告書提出日までの間に金融商品取引法第25条第1項に基づき提出した書類はない。

(翻訳)

独立公認会計事務所の報告書

モルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インク
投資主および取締役会 各位

私どもは、ここに記載されているモルガン・スタンレー・アジア パシフィック・ファンド・インク(「ファンド」)の2013年12月31日現在の資産負債計算書(投資ポートフォリオを含む。)、同日に終了した1年間の損益計算書、同日に終了した2年間の純資産変動計算書および同日に終了した5年間の財務ハイライトを監査した。これらの財務書類および財務ハイライトはファンドの経営陣の責任のもとに作成されている。私どもの責任は、監査に基づいてこれらの財務書類および財務ハイライトについて意見を表明することである。

私どもは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を行った。この基準は、財務書類および財務ハイライトに重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な心証を得るように私どもが監査を計画し実施することを要求している。私どもは、ファンドの財務報告に係る内部統制の監査には従事しなかった。私どもの監査には、現状において適切な監査手続を設定するための基礎としての、財務報告に係る内部統制の検討が含まれたが、これは、ファンドの財務報告に係る内部統制の有効性について意見を表明する目的ではない。したがって、私どもはかかる意見を表明しない。監査には、財務書類および財務ハイライトにおける金額および開示の基礎となる証拠の試査による検証、採用された会計原則および経営陣が行った重要な見積りの評価、ならびに財務書類全般の表示の妥当性の検討も含まれている。

私どもの監査手続には、2013年12月31日現在の所有有価証券に関する保管会社およびその他の者との書面による確認、またはその他の者からの返答を受領しなかった場合にはその他適切な監査手続が含まれていた。私どもは、監査が私どもの意見に対する合理的基礎を与えていると確信している。

私どもの意見では、上述の財務書類および財務ハイライトは、モルガン・スタンレー・アジア パシフィック・ファンド・インクの2013年12月31日現在の財政状態、同日に終了した1年間における経営成績、同日に終了した2年間の純資産の変動および同日に終了した5年間の財務ハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、すべての重要な事項について適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤングLLP

マサチューセッツ州ボストン市

2014年2月26日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Stockholders and Board of Directors of
Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

We have audited the accompanying statement of assets and liabilities of Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc. (the "Fund"), including the portfolio of investments, as of December 31, 2013, and the related statement of operations for the year then ended, the statements of changes in net assets for each of the two years in the period then ended, and the financial highlights for each of the five years in the period then ended. These financial statements and financial highlights are the responsibility of the Fund's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements and financial highlights based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements and financial highlights are free of material misstatement. We were not engaged to perform an audit of the Fund's internal control over financial reporting. Our audits included consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements and financial highlights, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. Our procedures included confirmation of securities owned as of December 31, 2013, by correspondence with the custodian and others or by other appropriate auditing procedures where replies from others were not received. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the financial statements and financial highlights referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc. at December 31, 2013, the results of its operations for the year then ended, the changes in its net assets for each of the two years in the period then ended, and the financial highlights for each of the five years in the period then ended, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

/s/ Ernst & Young LLP

Boston, Massachusetts
February 26, 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(翻訳)

独立公認会計事務所の同意書

モルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インク

取締役会 御中

私どもは、モルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インクの2014年12月31日および2013年12月31日に終了した各事業年度の財務書類に対する私どもの監査に関連する2015年2月26日付および2014年2月26日付の監査報告書がそれぞれ2014年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書に含められることに同意する。

アーンスト・アンド・ヤングLLP

マサチューセッツ州 ボストン市

2015年6月16日

[次へ](#)

(翻訳)

独立公認会計事務所の報告書

モルガン・スタンレー・アジア - パシフィック・ファンド・インク
投資主および取締役会 各位

私どもは、ここに記載されているモルガン・スタンレー・アジア パシフィック・ファンド・インク(「ファンド」)の2014年12月31日現在の資産負債計算書(投資ポートフォリオを含む。)、同日に終了した1年間の損益計算書、同日に終了した2年間の純資産変動計算書および同日に終了した5年間の財務ハイライトを監査した。これらの財務書類および財務ハイライトはファンドの経営陣の責任のもとに作成されている。私どもの責任は、監査に基づいてこれらの財務書類および財務ハイライトについて意見を表明することである。

私どもは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を行った。この基準は、財務書類および財務ハイライトに重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な心証を得るように私どもが監査を計画し実施することを要求している。私どもは、ファンドの財務報告に係る内部統制の監査には従事しなかった。私どもの監査には、現状において適切な監査手続を設定するための基礎としての、財務報告に係る内部統制の検討が含まれたが、これは、ファンドの財務報告に係る内部統制の有効性について意見を表明する目的ではない。したがって、私どもはかかる意見を表明しない。監査には、財務書類および財務ハイライトにおける金額および開示の基礎となる証拠の試査による検証、採用された会計原則および経営陣が行った重要な見積りの評価、ならびに財務書類全般の表示の妥当性の検討も含まれている。

私どもの監査手続には、2014年12月31日現在の所有有価証券に関する保管会社およびその他の者との書面による確認、またはその他の者からの返答を受領しなかった場合にはその他適切な監査手続が含まれていた。私どもは、監査が私どもの意見に対する合理的基礎を与えていると確信している。

私どもの意見では、上述の財務書類および財務ハイライトは、モルガン・スタンレー・アジア パシフィック・ファンド・インクの2014年12月31日現在の財政状態、同日に終了した1年間における経営成績、同日に終了した2年間の純資産の変動および同日に終了した5年間の財務ハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、すべての重要な事項について適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤングLLP

マサチューセッツ州ボストン市

2015年2月26日

[次へ](#)

Consent of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Board of Directors of
Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

We hereby consent to the inclusion in this Securities Report for the year ended December 31, 2014 of our reports dated February 26, 2015 and February 26, 2014, relating to our audits of the financial statements of Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc. for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively.

/s/ Ernst & Young LLP

Boston, Massachusetts
June 16, 2015

() 上記は、同意書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[前へ](#)

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Stockholders and Board of Directors of
Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc.

We have audited the accompanying statement of assets and liabilities of Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc. (the "Fund"), including the portfolio of investments, as of December 31, 2014, and the related statement of operations for the year then ended, the statements of changes in net assets for each of the two years in the period then ended, and the financial highlights for each of the five years in the period then ended. These financial statements and financial highlights are the responsibility of the Fund's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements and financial highlights based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements and financial highlights are free of material misstatement. We were not engaged to perform an audit of the Fund's internal control over financial reporting. Our audits included consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements and financial highlights, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. Our procedures included confirmation of securities owned as of December 31, 2014, by correspondence with the custodian and others or by other appropriate auditing procedures where replies from others were not received. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the financial statements and financial highlights referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc. at December 31, 2014, the results of its operations for the year then ended, the changes in its net assets for each of the two years in the period then ended, and the financial highlights for each of the five years in the period then ended, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

/s/ Ernst & Young LLP

Boston, Massachusetts
February 26, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[前へ](#)